令和七年九月定例会

佐賀県議会常任、佐賀空港・有明海・新幹線・地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

佐賀県議会事務局

令和七年九月定例佐賀県議会常任、地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録　目次

月日摘要　頁

九月二十五日（木）　総務常任委員会……一

中村委員長……五

会議録署名者指名……五

前田政策部長（予算案等に対する概要説明）……五

志波総務部長（予算案等に対する概要説明）……五

福田警察本部長（予算案等に対する概要説明）……五

青木一功君（自由民主党）……六

（佐賀空港の自衛隊使用6　外国人による犯罪11）

山崎政策総括監……六

中路危機管理防災課長……七

江副組織犯罪対策課長……一二

大串警備第一課長……一四

福田警察本部長……一五

徳光清孝君（県民ネットワーク）……一六

（波戸岬少年自然の家の利活用16　国勢調査20）

納富政策企画監……一七

西田統計分析課長……二一

土井敏行君（自由民主党ネクストさが）……二四

（佐賀駐屯地24）

山崎政策総括監……二五

休憩……二八

開議……二九

中村委員長……二九

土井敏行君（自由民主党ネクストさが）……二九

（ＤＮＡ型鑑定における不適切な対応29　県立大県職員の人材確保41）

福田警察本部長……二九

中嶋警務部長……二九

中島政策企画監……四二

日野政策総括監……四三

堤人事課長……四五

志波総務部長……四八

九月二十六日（金）　総務常任委員会……五一

中村委員長……五五

採決……五五

継続審査……五五

九月二十五日（木）　文教厚生常任委員会……五九

古川委員長……六三

会議録署名者指名……六三

中本正一君（公明党）……六三

（孤独・孤立対策63　ペイシェントハラスメント対策68　リチウムイオン電池等の適正処理72）

福田社会福祉課長……六四

種村健康福祉部長……六八

前山医務課長……六九

佐々木循環型社会推進課長……七二
諸岡県民環境部長……七四
猪村利恵子君（自由民主党）……七五
（子供の育ちを支える保育人材の確保75　子供の教育を支える人材の養成79　重層的支援体制整備事業82）
千綿こども未来課長……七六
椛島教育振興課長……八〇
福田社会福祉課長……八二
休　憩……八五
開　議……八六
池田副委員長……八六
猪村利恵子君（自由民主党）……八六
（家庭から排出される剪定枝や草類の有効活用86）
佐々木循環型社会推進課長……八七
藤崎輝樹君（県民ネットワーク）……八八
（交通事故防止特別対策88）
平交通事故防止特別対策室長……八九
田中秀和君（自由民主党ネクストさが）……九五
（手話言語と聞こえの共生社会づくり95　唐津地区における生徒の学びを支援するための環境整備101　世界海洋プラスチックプランニングセンターの運営105）
田中障害福祉課長……九五
椛島教育振興課長……一〇一
甲斐教育長……一〇四
上田脱炭素社会推進課長……一〇五
古川委員長……一一二
九月二十六日（金）　文教厚生常任委員会……一一三
古川委員長……一一七
採　決……一一七
継続審査……一一七
九月二十五日（木）　農林水産商工常任委員会……一一九
弘川委員長……一二三
会議録署名者指名……一二三
九月二十六日（金）　農林水産商工常任委員会……一二五
弘川委員長……一二九
定松一生君（自由民主党ネクストさが）……一二九
（米麦の共同乾燥調製施設の再整備129　農業大学校における農業人材の育成132　物価高騰等に係る事業者支援136）
田川園芸農産課長……一三〇
荘山農業経営課長……一三三
横町産業政策課長……一三六
近野伝統産業支援室長……一三九
井手産業労働部長……一四〇
西久保弘克君（自由民主党）……一四〇
（エネルギー起源CO_2排出削減に向けた取組140　佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センターの連携147）
萩尾産業グリーン化推進グループ推進監……一四一
大野再生可能エネルギー総括監……一四三
川原ものづくり産業課長……一四八

横町産業政策課長……一四八
井手産業労働部長……一五二
休　憩……一五三
開　議……一五四
桃崎副委員長……一五四
西久保弘克君（自由民主党）……一五四
（畜産における暑熱対策154　稼ぐ農業経営体の創出156　農業関係団体の予算確保160）
石松畜産課長……一五四
佐伯農政企画課長……一五六
荘山農業経営課長……一六〇
鶴澤生産者支援課長……一六〇
田川園芸農産課長……一六一
池田農林水産部副部長……一六二
島内農林水産部長……一六四
下田　寛君（県民ネットワーク）……一六四
（森川海人（もりかわかいと）つプロジェクトを発展させる取組164　再生可能エネルギーの導入拡大と産業振興170）
武田森林整備課長……一六五
萩尾産業グリーン化推進グループ推進監……一七一
弘川委員長……一七四
休　憩……一七四
開　議……一七五
弘川委員長……一七五
武藤明美君（日本共産党）……一七五
（農業用機械・設備の整備175　県内中小企業の現状と対策179　県内の伝統的地場産業184）
田川園芸農産課長……一七五
島内農林水産部長……一七八
横町産業政策課長……一七九
野崎産業人材課長……一八一
近野伝統産業支援室長……一八四
休　憩……一八六
開　議……一八七
弘川委員長……一八七
採　決……一八七
継続審査……一八七
九月二十五日（木）　地域交流・県土整備常任委員会……一八九
冨田委員長……一九三
会議録署名者指名……一九三
九月二十六日（金）　地域交流・県土整備常任委員会……一九五
冨田委員長……一九九
八谷克幸君（自由民主党ネクストさが）……一九九
（城原川ダム事業の建設促進等199　吉野ヶ里歴史公園の新たな取組202　国スポ・全障スポその後208）
前山城原川ダム等対策室長……一九九
江口道路安全推進室長……二〇二
小寺まちづくり課長……二〇三
永松県土整備部長……二〇七
尾鷲アスリート育成支援チームリーダー……二〇八

森岡スポーツムーブメントチームリーダー……二〇九
松尾コンベンションチームリーダー……二一〇
野田勝人君（県民ネットワーク）……二一二
（緊急浚渫推進事業債の活用212　ＫＡＷＡＲＵプロジェクト215　佐賀県の観光振興219）
中原河川砂防課長……二一三
太田観光課長……二一〇
古賀和浩副委員長……二一四
休憩……二一四
開議……二一五
冨田委員長……二一五
野田勝人君（県民ネットワーク）……二一五
（県営住宅の空き部屋対策225）
中野建築住宅課長……二一六
永松県土整備部長……二三〇
石丸太郎君（自由民主党）……二三一
（ツール・ド・九州開催準備事業231　ＳＡＧＡパラスポ２０２５235）
松尾コンベンションチームリーダー……二三二
森岡スポーツムーブメントチームリーダー……二三六
石井秀夫君（自由民主党）……二三八
（地域おこし協力隊238　インバウンド観光客245）
永田さが創生推進課長……二三九
寺田地域交流部長……二四四
太田観光課長……二四六
丸尾文化・観光局長……二四九
休憩……二四九
開議……二五〇
冨田委員長……二五〇
採決……二五〇
継続審査……二五〇
九月三十日（火）　佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会……二五三
石倉委員長……二五七
会議録署名者指名……二五七
継続審査……二五七
九月三十日（火）　新幹線・地域交通問題対策等特別委員会……二五九
指山委員長……二六三
会議録署名者指名……二六三
西久保弘克君（自由民主党）……二六三
（地域交通システム全体を持続可能なものとするための取組263　九州新幹線西九州ルート269）
江口地域交通システム室長……二六三
岩橋交通政策課長……二七〇
寺田地域交流部長……二七二
中本正一君（公明党）……二八〇
（「交通空白」の解消に向けた取組280）
江口地域交通システム室長……二八〇
休憩……二八三
開議……二八四
指山委員長……二八四

中　本　正　一　君（公明党）……二八四
（在来線の利用促進・利便性向上284　九州新幹線西九州ルート288）
岩橋交通政策課長……二八四
寺田地域交流部長……二九一
古　賀　和　浩　君（自由民主党ネクストさが）……二九四
（社会基盤としての地域交通を持続可能なものにしていくための取組294）
岩橋交通政策課長……二九五
江口地域交通システム室長……二九九
寺田地域交流部長……三〇三
藤　崎　輝　樹　君（県民ネットワーク）……三〇三
（佐賀県地域公共交通計画303）
江口地域交通システム室長……三〇四
寺田地域交流部長……三〇六
継　続　審　査……三〇七
九月三十日（火）　高等教育機関問題対策等特別委員会……三〇九
一ノ瀬委員長……三一三
会議録署名者指名……三一三
継　続　審　査……三一三

令和七年九月二十五日（木）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

総務常任委員会質問者順序

順序 / 月日	九月二十五日（木）	九月二十六日（金）
1	青木　一功　6　頁	（現地視察）
2	徳光　清孝　16　頁	
3	土井　敏行　24　頁	

午前十時　開会

○中村委員長＝ただいまから総務任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○中村委員長＝会議録署名者として、大場芳博委員、一ノ瀬裕子委員、江口善紀委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、九月十九日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付いたしております。

まず、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○前田政策部長＝今回の定例県議会に提案いたしております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算案について申し上げます。

国庫返納金として、令和六年度に国からの委託を受けて実施した国勢調査準備業務や全国家計構造調査などの各種統計調査の経費精算に加え、国の交付金を財源として実施した県補助事業において、補助事業者からの補助金返還に伴う国への交付金返還のための経費をお願いしております。

また、災害救助基金特別会計において、災害救助基金の運用によって得られた利息を基金に積み立てるための経費をお願いしております。

そのほか、条例議案といたしまして、子供たちが体験活動などを通じて健やかに学び育つ場所として大切にしながらも、波戸岬エリアの高いポテンシャルを生かし、利用者と地域との新たな交流を創出していくため、未来を見据えたビジョンを示す新たな条例として、「佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例（案）」を提出しております。

以上が今回提案いたしております政策部関係の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○志波総務部長＝今回の定例県議会に提案いたしました総務部の議案の概要を御説明申し上げます。

まず、補正予算の主なものについて申し上げます。

「財政調整積立金特別会計の繰出金」につきましては、地方財政法第七条の規定に基づき、前年度決算剰余金の二分の一を財政調整積立金に積み立てるためのものです。

「システム改修経費」につきましては、令和六年度税制改正等に伴いまして税総合情報システムを改修するものです。

次に、予算外議案について申し上げます。

「県事業に対する市町の負担について」につきましては、地方財政法第二十七条の規定に基づき、令和七年度の県事業に対する市町の負担額を定めるものです。

「公安委員会委員の任命について」につきましては、公安委員会委員のうち任期が満了する委員がありますので、新たに委員を任命するものです。

以上、今回提案いたしました総務部の議案の概要であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長＝おはようございます。本議会に上程しております警察関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

予算議案について申し上げます。

機器故障のため運用を中止しております警察航空機の部品購入費、女性用施設を整備する警察庁舎改修費、佐賀市所在の元暴力団事務所の立ち退きに伴う交番の移転に要する事業費、交通事故処理を起因とする車両損傷に対する損害

賠償経費として、総額七千二百万八千円の増額をお願いしております。

また、繰越事業として、警察本部本館外壁改修工事の監理委託料三百六十万一千円を令和八年度に繰り越すこととしております。

予算外議案について申し上げます。

警察法施行令の一部が改正されたことに伴い、警察官及び交通巡視員に任命後初めて支給する被服の品目から「夏服スカート」を削除することを内容とする「佐賀県警察官支給品及び貸与品に関する条例及び佐賀県交通巡視員支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例（案）」を上程しております。

また、さきに申し上げました損害賠償に関し、相手方に与えた損害を賠償するに当たり、その額及び和解については地方自治法の規定により議会の議決を要することとされておりますので、予算外議案として上程しております。

以上が警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村委員長＝それでは、これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○青木委員＝改めましておはようございます。自民党の青木です。よろしくお願いいたします。

まず、問いの一です。佐賀空港の自衛隊使用要請についてです。

十一年前の佐賀空港への自衛隊使用要請から幾度と受け入れと早期開設を訴えてきただけに、このたびの開設は、大変私にとって感無量であります。佐賀駐屯地開設に関わられた全ての方々に敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

七月九日、佐賀駐屯地が開設しました。令和五年六月から続いた工事期間では大きな事故もなく、現在の完成した建物を拝見すると、いかに多くの方々が日夜急ピッチで作業されてきたかと思いをはせることができると思います。

そして、いよいよ九月七日に中谷防衛大臣御臨席の下、佐賀駐屯地開設記念式典が開催され、私も特別委員会副委員長として参列させていただきました。中谷防衛大臣、そして、佐賀駐屯地司令の青山一等陸佐、それぞれの御挨拶の中で、「佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地」となるとの決意を拝聴し、とても心強く思ったところです。佐賀駐屯地と隊員の方々はこれから長きにわたって我が国の防衛を担われることになります。佐賀駐屯地と隊員の皆様が佐賀の地に受け入れていただけるよう、引き続き見守っていかねばならないと思いを強くしたところです。

そこで、次の点について伺っていきます。

まず、佐賀駐屯地との向き合い方についてです。

一点目は、駐屯地開設までの向き合い方についてです。

駐屯地が開設して早いもので二カ月以上が経過しました。これまでの県の向き合い方としてはどうだったのか、県の向き合い方について伺います。

○山崎政策総括監＝佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、国防は重要であり、その負担は国全体で分かち合うべきものと認識しつつも、県民の安全・安心に関わる重要な課題でありましたことから、例えば、平成二十七年二月の計画の全体像・将来像の明確化の要請ですとか、平成二十九年五月の論点整理素案の公表ですとか、あるいは平成三十年八月の防衛省との合意文書の確認などなど、これまで一つ一つ丁寧に対応をしてまいりました。この間、丁寧に積み上げてきたことが今につながっているものと思っております。

以上でございます。

○青木委員＝そうですね。ただ、これまで十一年という時間がかかったということ、そして、急ピッチで工事を進めるということは、それだけ木更津駐屯地からの移駐に対して急を要していたということなので、私としては、やはりも

う少しこれは早くできなかったかということが残念であるということは申し上げておきたいと思います。

それでは二点目、佐賀駐屯地開設による災害時の活用についてです。

今議会の一般質問と答弁の中で、災害時による駐屯地の役割や活用について議論が交わされたことと思います。駐屯地の災害時の活用が期待されるところであります。

また、私自身、これまで青山駐屯地司令ともお話をさせていただきましたが、地震や大雨をはじめ、災害時の救援活動のことを常に意識されています。ただ、そのような中においても自衛隊の第一義的目的は国防にあるということを忘れてはならないと思います。

そこで、災害時の活用について答弁を求めます。

○中路危機管理防災課長＝佐賀駐屯地の災害時の活用につきましては、去る九月一日、知事が佐賀駐屯地を訪問し、青山駐屯地司令はじめ、隊員の皆様と意見交換を行うとともに、オスプレイの体験搭乗を行っております。この意見交換では、災害時においてオスプレイを活用することや駐屯地を物資の拠点として活用することができるのではないかといった意見がありました。

オスプレイの活用については、オスプレイの巡航速度が時速四百六十五キロ程度と一般的なヘリの約二倍の速さであること、また、航続距離は約二千六百キロであり、同じ陸上自衛隊の輸送機ＣＨ47の約三倍であるといった特徴があることから、中長距離の人員物資の輸送を高速で機動的に行うことに優位性があると考えております。

そのため災害時の活用といたしましては、例えば、遠くの都道府県で災害が発生した場合の支援や、佐賀県が被災した場合には県外から支援要員や物資を受け入れるといった場面において、オスプレイの活用も選択肢の一つになると考えております。

一方で、オスプレイは幅が二十五・八メートル、全長十七・五メートル、自重は十六トンと大きな機体でありますので、被災状況を把握するための情報収集であったり、要救助者をつり上げて救助するといった活動には、まずは他のヘリの活用が想定されます。ただ、オスプレイも情報収集や救助といった機能は備えておりますので、他のヘリが使えない状況であれば、オプションとして役立つと考えております。

県といたしましては、オスプレイ等の災害時の活用について、今後、自衛隊と連携しながら検討していきたいと考えております。

○青木委員＝そうですね。連携を取りながらぜひお願いしたいと思います。

三点目、今後の佐賀駐屯地との向き合い方についてです。

近隣諸外国と政治的な友好関係が不安定な中で、中国やロシア、北朝鮮など横暴な諸外国に対峙していくために、望まなくともこの佐賀駐屯地が果たす役割は今後大きくなってくると考えます。国防の一翼を担う佐賀駐屯地と佐賀県の良好な関係性の構築は当然必要であることは周知の事実です。

そこで、今後の県の駐屯地との向き合い方について伺います。

○山崎政策総括監＝佐賀駐屯地とは、オスプレイの運用や飛行訓練の具体的な内容などに関し、青山隊長をはじめ、佐賀駐屯地の隊員の皆様と随時意見交換や各調整などを行っているところでございます。こうした意見交換などを通しまして、緊急時はもちろんのこと、平時から円滑な連絡調整ができる、いわゆる顔の見える関係性を構築していきたいと考えております。

県といたしましては、これまでに丁寧に積み上げてきたものがどういう形で運用をされていくのか、引き続き注視をし、飛行の安全を最優先に、県民の信頼を損なわないよう、防衛省に対し、一つ一つ丁寧に対応するよう求めてまいります。

以上でございます。

○青木委員＝隊員の方々も、報道等でもありましたが、地域の清掃活動に参加されたり、いろいろ御尽力されていますので、今後とも密な連携を取っていただきますようにお願いいたします。

それでは、次に移ります。オスプレイの訓練についてです。

一点目、訓練の内容についてです。

陸上自衛隊の輸送機オスプレイが、国内で唯一配備されているのがこの佐賀駐屯地です。そのようなことから、オスプレイを有する佐賀駐屯地並びにオスプレイの今後の訓練については大変関心が高まってくるのだと思います。

そこで、オスプレイ十七機の全てが配備されて以降、厳しい訓練が実施されていることだと思いますが、訓練の内容はどのようなものになっているのか伺います。

○山崎政策総括監＝オスプレイの訓練内容は、大きく基本操縦訓練と部隊訓練の二つに区分をされます。

まず、基本操縦訓練では、出発地から目的地までの飛行に必要な操縦法の習得ですとか練度の維持向上を図るための訓練となっております。佐賀駐屯地周辺への飛行や他の駐屯地等への飛行のほか、ホバリング訓練や編隊飛行、計器飛行もこの基本操縦訓練の中に含まれます。

次に部隊訓練は、演習場等において水陸機動団などの他の部隊と共同で演習や訓練を行うものとなります。

また、先ほどの訓練の区分にかかわらず、日没から夜間にかけて行われる訓練を夜間訓練といい、佐賀駐屯地では十七時から二十二時までの間で実施されることとなっております。

以上でございます。

○青木委員＝二点目、訓練の具体的なスケジュールについてです。

先月、特別委員会の視察で築城基地へ行ってまいりました。築城基地はオスプレイの飛行訓練実施基地として、今後、佐賀駐屯地とさらなる連携を図られることになります。

このように、先ほどもお話ありましたが、近隣の駐屯地の御協力もいただきながら、オスプレイは訓練を続けていくと思います。既に様々な訓練が実施されており、少しずつエリアを拡大されていることだと思いますが、具体的にどのようなスケジュールで訓練を実施されているのか伺います。

○山崎政策総括監＝訓練につきましては、七月二十八日から佐賀駐屯地周辺における基本操縦訓練が開始をされ、八月五日からは熊本県の高遊原分屯地ですとか、長崎県の大村航空基地や相浦駐屯地への飛行訓練、いわゆる他の駐屯地等への飛行訓練が開始をされました。

その後、八月二十日からは訓練範囲がさらに拡大をされ、目達原駐屯地や、先ほど委員のほうからありました築城基地など六カ所へ、また八月二十五日からは日出生台演習場など二カ所が加わりまして、現在は十一カ所への飛行訓練が実施をされております。

そして、九月十二日からは部隊訓練が始まりまして、高遊原分屯地ですとか、十文字原演習場など、五カ所での部隊訓練が実施をされておる状況でございます。

さらに、来週の九月二十九日からは夜間飛行訓練が実施される予定になっております。

なお、低空飛行訓練の実施時期については未定というふうに聞いております。

以上でございます。

○青木委員＝三点目、訓練時の飛行ルートについてです。

先ほども述べたように、他の駐屯地や演習場への飛行訓練を計画されていると思います。

そこで、訓練時の飛行ルートは決まっているのか伺います。

○**山崎政策総括監**＝ヘリコプターの一般的な飛行方式であります有視界飛行におきましては、目的地への飛行はパイロットの判断に委ねられておりまして、オスプレイの有視界飛行におきましても、場周経路のほかに定まった飛行ルートはないというふうになっております。

なお、この場周経路とは、円滑な離発着を行うために佐賀空港周辺に設定をされております飛行ルートでございます。

また、有視界飛行において、河川や高速道路など、パイロットの識別が容易な地形等を参考に飛行すると説明を受けているところでございます。

実際の飛行に当たりましては、場周経路上においては高度三百メートル以上、場周経路外においては高度五百メートル以上を確保することとされています。地域の実情を踏まえ、極力住宅地や市街地、病院等の上空を避けて飛行することとされているところでございます。

以上でございます。

○**青木委員**＝では、例えば、夜間飛行ルート、これについてはいかがでしょうか。

○**山崎政策総括監**＝特別に夜間の飛行ルートというものが設けられている形ではなくて、通常、昼間行っている訓練を夜間に行うというのが夜間飛行訓練だというふうに伺っております。

○**青木委員**＝それでは、四点目です。夜間飛行訓練の空港周辺の住民の方々への周知についてです。

今後、この訓練の練度向上のため、夜間における訓練も行われていくと思いますし、これは当然必要なことであると認識しています。

そこで、夜間飛行訓練の実施について、佐賀空港周辺の住民の方々への周知はどのようになっているのか伺います。

○**山崎政策総括監**＝周辺住民への説明につきましては、佐賀市及び防衛省におきまして、先日の九月九日から十二日にかけまして、川副六校区の自治会長会に対しまして夜間訓練に係る事前説明が行われております。そして、その際には各世帯に対して回覧による周知も行われていると聞いているところでございます。

また、佐賀駐屯地におかれましては、一昨日の地元紙のほうにも掲載がされておりましたが、訓練予定日の一週間前から駐屯地のホームページで実施予定日ですとか、終了予定時刻、予備日などが周知されることとなっております。

以上でございます。

○**青木委員**＝周知のほうはぜひ続けていただきたいと思います。

次に、オスプレイの騒音についてです。

一点目、騒音に対する意見についてです。

オスプレイ十七機が配備されて、訓練内容やスケジュールも具体的かつブラッシュアップされている最中だと思います。これまでは私のほうとしても、県政報告等を通じて県民の方々に佐賀駐屯地開設への理解やオスプレイの有用性については説明をしてきました。特段、私のほうへは騒音に対する心配や不安の声は聞いていないのが実情です。

そこで、オスプレイの騒音に対する県民の声は県に寄せられているのか。寄せられているならば、どのように把握をされているのか伺います。

○**山崎政策総括監**＝七月九日に駐屯地開設後、県に対しましては県民の皆様などから様々な意見が寄せられておりますが、その多くがオスプレイの配備への賛否ですとか問い合わせに関するものでございます。本年七月末からは飛行訓練が開始され、約二カ月が経過したところでありますが、騒音に関するものは数件寄せられている状況でございます。

なお、この寄せられた意見などにつきましては、その都度、佐賀市や九州防衛局、佐賀駐屯地とも情報共有をしているところでございます。

以上でございます。

○青木委員＝それでは、今後の県の対応についてです。

騒音に対する声も、全てなくなるということはないかと思います。私自身、中学時代は上峰町に住んでおりましたので、目達原駐屯地の横を自転車で通って、上峰中学校まで通学をしていました。当然、目達原駐屯地のヘリ部隊の飛行訓練を見るのは日常でしたし、これを騒音というふうに感じるということはありませんでした。私としては、この騒音に対する声というものはあるとは理解するものの、先ほども賛否ということがありましたが、この駐屯地自体に反対するという声と併せて用いられることもあると思いますので、そういう意味では騒音に対する声が今後なくなることはないと言えると思います。

そこで、今後、騒音への対応は県としてどのように考えているのか伺います。

○山崎政策総括監＝騒音につきまして、防衛省は離着陸が行われる佐賀空港周辺の騒音予測としまして、自衛隊機、民航機、両方合わせた場合でも、環境省が定める基準の五十七デシベルを超える範囲に住宅地はないとされております。

なお、この基準値は瞬間的な騒音レベルではなく、一日の音のエネルギーを合計して算出されたもので、時間帯補正等価騒音レベル、いわゆるＬｄｅｎと呼ばれるものでございます。

今月二十九日からは夜間飛行訓練を開始されます。音の感じ方には個人差もありますことから、県民の皆さんの中には生活環境への影響を懸念されている方もいらっしゃると思います。県としましては、引き続き状況を注視し、県民の懸念が緩和されるよう、防衛省に対し、訓練に関する適宜適切な情報提供を行うなど、丁寧な対応を求めてまいります。

以上でございます。

○青木委員＝今議会、この情報提供ということで、一般質問で駐屯地調整室のほうから、この日報のようなものを毎日提出されていると知事が答弁されていましたね。その日報についてですが、これを答弁できる範囲で、どのようなものかお答えいただけますでしょうか。

○山崎政策総括監＝我々は、訓練が七月二十八日から始まりまして、訓練がどのような形で行われているのかというのを、例えば、空港のほうに行ったりですとか、飛び立った後はなかなか分からないですけど、ソフトを使ったりしながら、どういう飛行ルートでされているのかというのを毎日観察といいますか、調べておりまして、それを毎日、今日の訓練はどういう訓練でしたということを知事にも報告をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○青木委員＝例えば、何かこう、日常ではなくていいんですが、今後、例えば、それを議会に報告を上げる必要性とかいうのは感じられていますか。

○山崎政策総括監＝そこの部分が微妙なところがございまして、部隊のほうとしましても、飛行経路ですとか、訓練の内容を赤裸々にするというところは少し問題があるみたいですので、その辺の情報提供の仕方については今後またいろいろ勉強させていただきたいと思います。

○青木委員＝せっかく設置された駐屯地調整室ということもあるので、その都度、もしも何かあったらというか、何かあったらいけませんが、議会のほうにもできる限り報告できればお願いをしたいと思います。

それでは最後に、将来的な駐屯地の拡張についてです。

この項目としては、私、将来的と言いましたが、可能性があるのであれば、拡張について防衛省と話を進めて、これは早急に拡張すべきだと私は思います。それは国防力の強化が必要であること。そして、佐賀県としては国防に貢献するためにあらゆる協力をしていくべきであると確信しているからです。当然、地域への影響を配慮しつつ、県としては防衛省から要請があれば間髪を入れず

に応えていくことを要望しておきます。

そこで、将来的とも言えますが、佐賀駐屯地の拡張について県の認識を伺います。

○山崎政策総括監＝駐屯地の拡張につきましては、先日の一般質問でも部長のほうが答弁しましたが、令和三年三月の佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会におきまして、当時の防衛省の岩元大臣官房審議官のほうが、新たな施設の設置を念頭に置いた駐屯地の拡張は考えていないと答弁をされております。また、駐屯地西側の土地につきましても、同じく令和三年三月の特別委員会におきまして、同じく岩元審議官が施設整備は行わずに訓練のための用地として取得することが検討の対象となるというふうな答弁をされております。

このように現時点において、防衛省から佐賀駐屯地の拡張に関する構想ですとか、決定した計画があるといったことは伺っていない状況でございます。

なお、駐屯地に駐機される機体の管理ですとか、格納庫や駐機場などの施設の運用につきましては、防衛省が責任を持って行うものでございます。防衛省には安全を第一に、周辺環境へ十分な配慮をしながら、丁寧な運用をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員＝これから駐屯地拡張については、またそれぞれ要望があったり、その時間がどれだけかかるか、全く見えてこないことだとは思うんですが、これから今後、やはりこの議論がもし出てきたときに、分断となったり、様々な問題とならぬよう、そこは県としても初手からしっかり防衛省と意見交換をしていただきながら対応をしていただきたいと思います。

それでは、問いの二に移ります。外国人による犯罪についてです。

本年六月議会一般質問において、私のほうから外国人の増加の項目の中で、外国人が増加していくことによって、国単位で組織化することへの懸念や、地域と外国人コミュニティーが関わることの難しさ、そしてそもそも共生が難しいとの認識の上で質問をしたところです。

国内を見ても、外国人による犯罪をよく目にするようになりました。また、その報道をめぐって、データが正しいか否かなどの報道もあっていると思います。

ただ、言えることは、外国人が増加している以上、当然、外国人犯罪は増加しており、組織的かつ凶悪化していることです。また、外国人の犯罪ということと以上に、外国人や移民に関する課題で日本国内、そして日本人の中での分断につながっていると感じることがあり、真の共生社会の実現の厳しさを痛感しているところです。

私自身、人手不足による過剰な外国人の受け入れや移民政策には反対の立場ではありますが、今後この国、そして県においても外国人が増加していくことは間違いないと思います。外国人増加に伴い、県内においても外国人犯罪の増加が懸念されており、地域でも心配する声を聞くようになってきました。このことから、今後、県警察において、より具体的かつ様々な対策を講じていかねばならないと存じます。

外国人犯罪情勢については、平成二十四年以降、外国人による刑法犯及び道交法違反等が多く見られる特別法犯の検挙件数、検挙人員は横ばいで推移し、令和三年から二年連続で減少していたにもかかわらず、令和五年からは二年連続で増加している状況であります。

県内においては、本年五月と七月に中国籍とベトナム籍の外国人がそれぞれ殺人事件を起こし、地域住民の不安は相当なものであったと思います。そもそも外国人犯罪や移民問題について、この議会を含め、議論しづらい風潮も問題だと思います。特に議会においては、伝えるべきは伝え、議論をしていかねばなりませんし、議論を交わすことでしか見えてこない課題もあります。また、

課題を解決できないまでも、対応策すら導き出せないことは何としても防がねばなりません。

そのようなことから外国人による犯罪について、確実に国内で問題が顕在化している以上、議論を進めていくべきであり、あのときこうすればよかったなどのてんまつとなってはいけないと考えます。

そこで質問に入ります。

まず、来日外国人犯罪情勢についてです。

一点目、来日外国人犯罪の検挙状況等についてです。

外国人犯罪の特徴の一面として、検挙から逮捕となっても、その後の不起訴率が高いといった傾向があると思います。様々な要因はあると思いますが、例えば、通訳の手配から取り調べまでに時間を要し、勾留期限を過ぎ、証拠不十分となってしまい、起訴に持ち込むまでのハードルが高くなるケースがあるなど、今後はこの犯罪の増加に合わせて対策を考えていく必要があると思います。

そこで、近年の来日外国人犯罪の現状や検挙件数及び検挙人員の推移はどうなっているのか伺います。

○江副組織犯罪対策課長＝来日外国人犯罪の検挙状況等についてお答えいたします。

まず、ただいま委員から御指摘がありましたとおり、本年五月と七月に殺人事件等が発生し、地域社会に大きな不安を与えたところであり、県警察としましても、このような犯罪が発生した際には、被疑者検挙はもとより、各種対策を強化して、犯罪の未然防止に努めていかなければならないと考えているところでございます。

そこで、来日外国人犯罪の検挙状況についてでありますが、全国の来日外国人による犯罪の検挙件数は、令和四年は一万四千六百六十二件、令和五年は、一万八千八十八件、令和六年は二万一千七百九十四件と、二年連続で増加しており、検挙人員についても、令和四年は九千五百四十八人、令和五年は一万一千五百三十四人、令和六年は一万二千百七十人と二年連続で増加しているところであります。

一方、県内の来日外国人犯罪の検挙件数及び検挙人員は増減を繰り返しており、近年の検挙件数は、令和四年は十九件、令和五年は二十二件、令和六年は十五件であり、検挙人員は、令和四年は十七人、令和五年は十八人、令和六年は十五人であります。令和七年七月現在、暫定値でありますが、検挙件数が三十四件、検挙人員が二十三人と、検挙件数、検挙人員ともに増加している状況でございます。

以上でございます。

○青木委員＝全国的に見て、この検挙件数ということです、この数が出ない。やはり、検挙以外の部分、検挙までできないということでの、この犯罪に至らないというところまでの様々な不安要素があると思います。

では二点目、来日外国人犯罪の組織化の状況についてです。

この外国人の組織化、また組織化されたことによる犯罪の凶悪化と複雑化こそ、私が最も危惧をしているところです。政治情勢が不安定な国出身の外国人同士、また、この敵対する外国人グループ同士が衝突するケースもあると思います。実際、そのような特定の国のグループによる抗争事件も報道等で目にするようになりました。

この組織的な犯罪が増えると、日本人や地域社会との対立もより顕在化してくると思います。当然、外国で暮らすということは、お互いを助け合うという観点からも組織化し、地域コミュニティーを形成しやすいのは国内外ともよくあることだと思います。

ただ、この組織化をすることで、政治的主張や動きが活発になり、国内の分断は進む一方だと、諸外国の例を見てみると、日本も決して例外ではないと危

惧しています。よって、県警察としては、組織化し、犯罪につながらないよう、あらゆる対策を講じていただきたいと要求いたします。

そこで、外国人犯罪全般において、来日外国人犯罪が組織化する傾向にあると思いますが、それはどのような状況であるのか伺います。

○江副組織犯罪対策課長＝来日外国人犯罪の組織化の状況についてお答えいたします。

これも委員の御指摘のとおり、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれます。

具体的にお示ししますと、全国の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は、令和四年は約三八％、令和五年は約三九％、令和六年は約四一％である一方で、日本人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は、令和四年から令和六年はいずれも約一三％であり、それぞれを比較しますと約三倍になっている状況でございます。

以上でございます。

○青木委員＝はい、そうだと思います。

では次に、県内で発生した来日外国人による犯罪についてです。

一点目、来日外国人犯罪に対する取組についてです。

この問いの中で何度も来日来日と言わねばならないので、いかにも一時的に日本に来訪した外国人をイメージしてしまいますが、私が伝えたいのは、在留外国人も含めたことであるということは申し上げておきたいと思います。

本年、佐賀県では、先ほどもお話がありましたが、外国人による殺人事件が二件発生し、県民に大きな不安を感じさせることとなってしまいました。一件は本年五月、佐賀市の児童福祉施設において、女性の職員が中国籍の女性によって刃物で殺害される殺人事件、そしてもう一件は、本年七月、伊万里市の民家で女性が技能実習生のベトナム籍の男性によって刃物で殺害され、現金を奪われる強盗殺人事件です。

特に、この技能士実習生による殺人事件は、地域住民にとって大きな不安を感じさせ、外国人とのあつれきを助長させる事件であったと思います。地域では、近所に突然、外国人の社員寮ができて大丈夫かなどの声もあり、本来問題とならなかったようなことでも、地域と外国人との共生を目指す上で、その意識に歯止めがかかるような事件であり、今後二度とこのような事件を発生させてはなりません。

今回のように犯罪が凶悪化し、今後、外国人増加に伴い、外国人犯罪も増加すると見込まれることに対して、県警察はどのような取組を行っているのか伺います。

○江副組織犯罪対策課長＝来日外国人犯罪に対する警察の取組についてお答えいたします。

県警察としましては、外国人犯罪にかかわらず、殺人事件などの凶悪事件が発生した場合、早期検挙に努めるとともに地域住民の不安解消のため、犯罪発生箇所におけるパトロールなどの警戒を強化するほか、積極的に情報提供を行ってまいります。

また、犯罪の未然防止を図る観点から、犯罪抑止を目的とした警ら活動をはじめ、不法滞在や不法就労事案などの取り締まりを行い、犯罪と結びつくことがないよう努めております。

さらに、外国人犯罪の対応におきましては、関係機関などとの連携強化も重要であります。例えば、九州佐賀国際空港などにおける密輸入事犯への取組として、税関、海上保安庁などの関係機関と緊密に連携し、薬物、銃器などの不正輸入を水際で防止するための取り締まりや警戒、監視を徹底するとともに、日頃から情報共有や訓練などを実施しているところでございます。

このほか、来日外国人犯罪は捜査が外国に波及する可能性もありますので、

警察庁を通じた外国捜査機関との情報交換や捜査協力などの連携により、組織的、国際的な犯罪に対応する体制を整えております。これに加えて、外国人などが関係する事案への的確な対応のため、佐賀県警察通訳センターを設置しており、ベトナム語、中国語、英語など二十五言語に対する通訳体制を確立しているところでございます。

なお、同通訳センターでは、警察活動における通訳、翻訳などに警察職員や民間による通訳人、合計八十二人が従事しております。

県警察としましては、来日外国人犯罪の対策は、県内における重要な課題の一つとして、引き続き申し上げました取組を総合的かつ強力に推進し、来日外国人犯罪を含む治安情勢に的確に対応してまいります。

以上でございます。

○青木委員＝力強い答弁ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは二点目、来日外国人が犯罪に関わったり、被害に遭わないための対策についてです。

外国人が加害者、そして被害者にならないよう、様々な取組を行うことが大事です。また、この前歴のある外国人や犯罪を起こす可能性のある外国人をチェックするなど、入国管理の厳格化も議論していくべきことだと考えますし、今この問題になっている経営管理ビザの強化、許可基準を見直す必要があると私は思います。

簡単に国々を行き来できる時代、何より水際での対策を進めることが重要です。犯罪を起こす外国人の中には、日本に正規に入国したものの、その後、失踪した不法滞在者も多くいると思います。そもそも失踪することが目的で入国している外国人も一部いるということは注視していく必要があると思います。失踪を完全に防ぐことは難しいと理解していますが、地域の安全と県民の安心を守るために、失踪させない取組と来日外国人が犯罪に関わり、犯罪を起こし、そして被害に遭わないための対策が大切です。

そこで、県警察ではどのような取組を行っているのか伺います。

○大串警備第一課長＝来日外国人が犯罪に関わったり、被害に遭ったりしないための対策についてお答えします。

県警察におきましては、来日外国人が増加する中で、来日外国人が犯罪に関わったり、被害に遭ったりしないための対策を講じることが重要であると認識しております。

こうした観点から、県警察としましては、来日外国人犯罪の取り締まりを推進する一方で、来日外国人、特に技能実習生や留学生等、我が国に中長期的に在留する方や、その受け入れ企業等に対して関係機関と連携しながら、犯罪に関わったり、被害に遭ったりしないための取組を行っております。

具体的には、企業等からの要望に応じて、技能実習生等に対して防犯講話や交通安全講話等を実施し、失踪や不法就労の禁止、在留カードの常時携帯、提示義務、在留カードの偽造や変造の禁止などについて注意を喚起しているほか、日本の生活ルール、交通ルール、交通マナー、交通事故発生時の措置、一一〇番通報要領、詐欺手口等の事例などについて分かりやすく説明しています。

また、受け入れ企業等に対しましては、日本の法令の遵守、在留カードの常時携帯などに関して協力を依頼するとともに、委員が今御指摘されましたような外国人実習生等の失踪という問題につきましては、必要に応じて実習生等の悩みや相談に丁寧に対応することの重要性、平素から外国人実習生の管理団体と連携することの重要性について丁寧に説明するなどしているところです。

県警察としましては、委員のこれまでの御意見も踏まえながら、今後も企業等や関係団体との連携を密にし、来日外国人が犯罪に関わったり、被害に遭ったりしないための取組を推進してまいります。

以上でございます。

○青木委員＝引き続きそのような取組に力を入れていただきますようにお願いいたします。

これは最後に本部長に伺いたいと思いますが、今回のこの二件の殺人事件は、今後の外国人犯罪の凶悪化、これを示唆するような事件であったと感じています。県では二度と同じような事件を発生させぬよう、県警察として今後、増加する外国人に対して犯罪を起こさせない対策を講じるとともに、組織化に対しても警戒されることを要求しておきます。

そこで、今回のような殺人事件が発生したことへの御所見について答弁をお願いいたします。

○福田警察本部長＝いずれの事案につきましても、何らの罪もない方が突然に命を奪われるという、本当に痛ましい理不尽な事件であると思います。心から亡くなられた方の御冥福をお祈りし、また、けがをされた方にお見舞いを申し上げたいと思っております。

この伊万里の強盗殺人事件については、たしか事案発生が土曜日の夕刻であったと記憶しておるんですが、私は捜査一課長から御連絡を受けまして、できる限りの大規模な捜査体制を組むように指示をいたしました。県内の全警察署から有能な捜査員を集約させまして、伊万里署で初動捜査を徹底させました。

私、佐賀に赴任する前に大阪府警で刑事部長を約三年勤めておりまして、この種の凶悪事件が発生したときの初動対応の重要性というものは身に染みて理解しておるつもりでございまして、今回も県警察の総力を挙げた最大規模の捜査体制で臨みました。

結果、発生からたしか三十一時間後だったと思いますが、逃走しておりました被疑者を特定し、逮捕いたしました。早期の検挙により、さらなる被害の発生ですとか、拡大は阻止できたとは思いますけれども、そうは言いましても、重ねまして非常に痛ましい事件であったと思います。できる限りこういった事件が発生しないよう、県民の皆さん、地域住民の皆さんに対するきめ細かい防犯指導ですとか、そういうことが改めて重要であると思います。

今、犯罪抑止という面では、ニセ電話詐欺の対策に組織内のリソースを相当投入しておりまして、そういったことに加えて、非常に具体的な個々の防犯指導というものが改めて重要であると考えております。

また、こういった凶悪事件が発生したときは、今回と同様に、総力を挙げて最大規模の体制を構築してしっかりと対応すると。そして、平素より県内のいずれの場所においてこういった事案が発生した――もちろん発生しないことが大事ですけれども、仮にそういうことがあっても、その対応を迅速的確に行うことができるよう、いわば常時の全県的な捜査支援体制の確保といったことにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、外国人犯罪対策という点で申し上げますと、議員御指摘のとおり、県内におきまして、外国人の数が増加し、それに伴いまして、県警察としても治安対策上の様々な新たな対応ですとか、追加的な対策などが求められ得るものであると考えております。

したがいまして、各地で昼夜を問わず、日々発生いたします関連する事件や事故へのしっかりとした的確な対応や取り締まり、これは当然でございますけれども、そういったことに加えまして、施策的な面でも、今御説明しました通訳体制の整備ですとか、技能実習生や、留学生の方々、その受け入れ企業ですとか、各種の学校などに対する防犯的な指導ですとか、交通安全のための注意喚起ですとか、そういった取組についても、県警内のリソースを投入しまして強化しているところでございます。

お話しいただきました空港や港湾におきます薬物や銃器などの禁制品の密輸ですとか、そういったことも含めまして、いわば水際対策ももちろん重要でありますし、重視しているところでございます。

こういった、様々に取り組むべきことが多いわけでございますけれども、安全・安心のために、県警察として、関係の各部門がそれぞれ担当する取組に総力を挙げて、また、県内の各警察署とも十分に連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○青木委員＝引き続き、本部長の体験を通じて、リーダーシップを基に取り組んでいただきたいと思います。詳しい御答弁ありがとうございました。

大切なことは未来に向けて、日本、そしてこの佐賀県が、犯罪を起こしやすい国などと捉えられぬような取組と、日本で犯罪を起こすとちゃんと処罰をされるというこの我が国のルールを外国人にしっかりと周知させることが大事になってくると思いますので、県警察として対策していかれることを改めて要求して質問を終わります。

○徳光委員＝皆さんこんにちは。県民ネットワークの徳光清孝と申します。

今日は二問、質問をしたいというふうに思いますので、執行部の皆さんの誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず、問いの一は、波戸岬少年自然の家の利活用についてであります。

今の子供たちを取り巻く状況というのは、少子化の進展、あるいは電子メディアの普及、それから、地域とのつながりの希薄化等、社会的な環境が私たち――私たちというか、私が子供の頃と比べると、相当変化をしてきているというふうに思います。

また、親の世代、親自身も自然や屋外で友達と遊んだりする、あるいは活動したりする、そういった体験の活動というのが少なくて、こういった体験活動の効果に対する認知があまりされていないケースもあるのかなというふうに思っています。私が子供の頃に身近にあった遊びとか、体験の機会が少なくなっていると言われています。

私は大分県宇佐市で生まれ育ったんですが、家があったのは農村部です。ですから、今ぐらいの稲刈りの時期になると、用水路の水を落とすんですよね。そうすると、十センチぐらいの深さになりますので、学校から帰ったらすぐ網を持って魚を取りに、そういった用水路に毎日遅くなるまで行った記憶があります。当時、小さくてもコイが取れると物すごく気分が高揚して、コイを取ったというような、そんな思い出もあります。

それから、里山に行くとアケビが熟れてきて、それを取っておやつにしたりとか、あんまり食べる部分は少ないんですけれども、口にくわえて種を飛ばすのが面白かったりとか、あるいは山芋を掘るというのは大変重労働なんですが、ツルにできているムカゴ、あれを取って――前田政策部長、ムカゴは知りませんね。（笑声）すみません、田舎育ちなもので。ムカゴを取って――ムカゴは売っているときもありますけれども、フライパンでゴマ油をちょっと入れて煎って、塩をぱらぱらとするといい酒のつまみになります。もちろん、子供の頃はつまみにはしていませんけれども、ムカゴを塩で茹でたりとか、一回ちょっと茹でて、あと、御飯を炊くときに入れるとムカゴ御飯というのができます。あんまりこうするとあくが出たりするんですけれども、こういうことを話してもあれなんですが。こういった自然を相手にいろんな遊びとか体験をするというのが少なくなっているような気がするんですね。

私も幸いにして娘が二人いますけれども、娘が小学校の頃はキャンプに連れていったりとか、さっき言いましたムカゴ取りとかアケビ取りに連れていきましたので、そういった体験がどこまで生きているかどうかは別にしろ、人生のいい体験になっているんじゃないかなというふうに思っています。

このような時代だからこそ、子供たちが自然に親しんで、集団宿泊体験を通して社会性を豊かにし、心身ともに健やかに学び育つ場所がさらに必要になり、少年自然の家の果たす役割というのは、これまで以上に大切になってくると私

は考えています。

県では、三つの少年自然の家があります。黒髪少年自然の家、北山少年自然の家、そして、波戸岬少年自然の家ですね。この三つのうち、波戸岬少年自然の家の利活用について、昨年度より検討が進められておりまして、その検討結果を生かしながら、県が主体となって、施設の磨き上げを行いながら、その魅力をもっと高めて、多くの人が利用する施設へと変えていってもらいたいというふうに願っております。

そこで、波戸岬少年自然の家の利活用に関連し、これまでの検討内容を含めまして、今後どのように取り組んでいくのか、幾つかお伺いをしたいというふうに思います。

まずは、波戸岬少年自然の家の利活用を検討することになった理由についてであります。

先ほど言いましたとおり、県は三つの少年自然の家があって、それぞれ特性を生かして、利用者も多く利用されているというふうに思っています。その中で、なぜ波戸岬少年自然の家のみ利活用の検討を行うことにしたのかお伺いをいたします。

○納富政策企画監＝波戸岬少年自然の家は、立地や比較的施設が新しいこともありまして、多くの方に御利用いただいております。黒髪少年自然の家、北山少年自然の家と比べると、波戸岬少年自然の家は県外利用者の割合が高いこと、指定管理料が多額であることなどの課題がございました。

また、波戸岬エリアは、豊かな自然、歴史、文化など、多くの地域資源があふれる場所であり、エリアのポテンシャルを生かし、価値を高めることで、さらに人が集まるエリアに変えていける可能性があるとも考えておりました。

このような理由から、波戸岬にある施設としまして、もっと効率的で効果的な活用方法があるのではないかとの思いを持ちまして、利活用や財政負担の軽減につきまして検討を行うこととしたところです。

以上になります。

○徳光委員＝波戸岬のほうは県外の利用者が多かったということなんですが、それは青少年が使うのもあるでしょうが、一般の観光客みたいな方が使う利用も多かったということでしょうか。

○納富政策企画監＝波戸岬の利用の人数と県外の割合等につきましてですが、県外については五四％になっております。一般の利用と学校の利用については、ほぼほぼ半々ぐらいにはなっておりますけれども、やはり他の少年自然の家に比べまして、一般利用、団体利用等が多いのが現状でございます。

以上になります。

○徳光委員＝それじゃ、民間事業者へのサウンディングの目的と結果についてなんですが、利活用を検討するに当たりまして、昨年から民間事業へサウンディングを行われておりました。それはどのような目的だったのか。また、その結果はどうだったのか、改めてお尋ねをいたします。

○納富政策企画監＝サウンディング調査は、より効率的で効果的な利活用について検討を行うに当たりまして、参入意欲であったり、参入条件、リスクや課題などにつきまして、民間事業者の意向を把握することを目的に、令和六年度に実施いたしました。

事業者からは、現在の社会教育施設としての機能を継続しつつ、サービス改善を図る提案であったり、現在の機能を廃止して、別用途に施設を更新する提案など、一定の参画意欲が示されたところです。

具体的には、立地を含めていい施設であり、ポテンシャルを感じる、施設が思った以上に新しく、維持補修もしっかりしている、という施設そのものに対する意見であったり、客室数を絞るなどして、ファミリーやインバウンド、環境意識の高い層向けの宿泊施設として活用していきたい、ロケーションを生か

した飲食・物販施設として活用したいという活用用途に対する意見などをいただいたところになります。

しかしながら、意見のほとんどが施設の大幅な改修や更新を前提としたもの、そして、その費用を県に求めるものなどがありましたので、県が求める方向性と合致するものはございませんでした。

以上になります。

○徳光委員＝ありがとうございます。

では、サウンディングに参加したとか調査した企業の規模といいますか、どれぐらいあったとかいうのをお分かりになりますか。

○納富政策企画監＝まず、私ども、民間事業者からの意見、また、提案をいただくに当たりまして、二段階実施をさせていただいております。

まず、プレヒアリングということで、事前に条件等を整理させていただくためのヒアリングですけど、これについては十九社参加いただいております。

また、本格的な公募型のサウンディングといたしましては、実際にどういった使い方ができるのかというのを提案いただくサウンディングですけど、これには十一社の企業様に参加いただいているところです。

具体的に参加いただいた企業さんは、宿泊であったり、アウトドア、また開発関係であったり、実際に指定管理を受けていらっしゃる、維持管理等をされている民間事業者などが参加いただいているところです。

以上になります。

○徳光委員＝ありがとうございます。

では、サウンディングの成果なんですが、どのような成果を得ることができたというふうに受け止めているのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監＝サウンディングを通しまして、波戸岬エリアの交流・観光面でのポテンシャルに対しまして高い評価を確認できたほか、施設の状態が比較的良好であることや、目の前に海が広がる絶好のロケーション、敷地内に活用できる場所が残っていることなども、波戸岬少年自然の家そのものに対する評価としていただいたところです。

また、料金設定につきましては、学校利用とスポーツ団体の合宿利用では料金設定を変えてもいいのではないか、県民と県外から来られる方で料金設定を変えていいのではないかといった、利用形態やサービスに見合った料金設定による収益化に関する意見を得ることができたことが今回サウンディングの成果だと考えているところです。

以上になります。

○徳光委員＝ありがとうございます。

それでは、そのサウンディングにより得られた成果なんですが、今後どのように活用していくつもりなのかお尋ねをいたします。

○納富政策企画監＝今後の活用方針につきましては、サウンディングで得られた意見などを踏まえまして庁内で議論を行い、現在の社会教育施設としての機能を維持しつつ大切に活用しながらも、交流・観光の面に着目しまして、学校利用と一般利用、県内と県外などの利用形態であったり、サービスに見合っためり張りのある料金の設定であったりを考えていく。また、エリア内の世界海洋プラスチックプランニングセンターのほか、波戸岬キャンプ場、名護屋城博物館などとの連携などを進めることで、ポテンシャルを最大限に生かした運営を行っていくこととしたところです。

この方針に基づきまして施設を運営、活用していくに当たり、民間からのノウハウを広く募るため、公募要件では応募資格を県外まで拡大したことやエリアマネジメント責任者を配置するなどしたところです。

また、審査基準では、交流人口の拡大起用、利用者サービスの向上、料金設定などを評価するように見直すなどしまして、次期指定管理者の指定に向けた

手続を現在進めているところです。
以上になります。
○徳光委員＝多くの成果というか、そういうのが得られて十分今後の活用に生かされていくものというふうに思っています。
そういうのを受けまして今議会に「佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例（案）」を提案されていますけれども、これはどのような目的で制定するものなのかお尋ねをいたします。
○納富政策企画監＝少年自然の家は、これまでの条例では少年の健全育成を設置目的としておりました。ただ、交流人口の増加、地域の振興への寄与などの交流・観光の機能を持った施設として今後活用していくに当たりまして、黒髪、北山とは施設の活用方針であったり、ビジョンが異なってきますことから、三施設共通の条例からは分離し、波戸岬少年自然の家単独の設置条例を制定することとしたところです。
また、これにあわせまして、既存条例にありました利用料金の上限額の規定を、他県の少年自然の家や宿泊施設などの類似施設の料金も考慮し、サービスの価値に見合った金額に設定できるように見直しも行っているところです。
以上になります。
○徳光委員＝ありがとうございます。
昨年いろいろ検討して今年の六月議会に今後の方針的なものが提案されて、今回の議会に条例案ということで、着々と県の思った方向で少し整備をしていこうということだというふうに思っています。
そういった活用方針に基づいて、利用者の増加とか県外からの人の呼び込み等も含めまして、具体的にどのようなことを行っていこうとしているのかお尋ねをいたします。
○納富政策企画監＝これまでの少年自然の家の活動につきましては、施設内にとどまるものがほとんどでありまして、エリア内での回遊であったり、周辺施設との連携などの視点が不足をしておりました。
そのため今後は、エリアの活性化に向けた取組や利用者の増加に向けた方策などにしっかりと力を入れてやっていきたいと考えております。
また、今回の次期指定管理者の公募では、事業者にその点についても新たに提案を求めるところであります。
具体的には、指定管理者が決まってからになりますが、世界海洋プラスチッククプランニングセンターと連携した活動プログラムの開発、施設相互利用での割引などを考えているところです。
また、波戸岬エリアだけにとどまらず、唐津の自然を活用したマリンアクティビティ創出事業のＫＭＡＰも私たちが担当させていただいておりますので、その事業と連携しながら、ＳＵＰやパラセーリングなどのマリンアクティビティ体験につなげながら、さらに回遊性を高めることでその効果を唐津エリア全体へも波及させていければなと考えているところであります。
以上になります。
○徳光委員＝それでは、黒髪、あるいは北山少年自然の家の磨き上げについてなんですが、波戸岬のほうは、県外から呼び込みとかロケーションとか、いろんなことを含めて発展していくという期待が大変感じられるというふうに思っています。
黒髪少年自然の家は、去年ですかね、視察に一度行きました。確かに古くなっているような気もしますが、社会教育としては十分いろんな活動ができる施設だというふうに思いましたし、佐賀市の小学生、中学生はよく北山のほうを利用すると思うんですけれども、やっぱり山の上でというか山間部で四季に応じていろんな体験ができるところだろうというふうに思っています。
そういった意味では、この二つの施設もしっかり今後磨き上げを行っていた

だいて、利活用を進めていっていただきたいというふうに思いますが、今時点でどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○**納富政策企画監**＝委員からもお話がありましたけれども、波戸岬少年自然の家は、先ほど答弁させていただきましたとおり、県外利用率や指定管理料が高いなどの課題もございましたり、あと、エリアのポテンシャルもあって活用について調査、検討したところです。

一方、黒髪、北山につきましても、またそれぞれの魅力があると思っております。こちらにつきましては、引き続き社会教育施設としての役割を維持していくことを考えており、現時点では、同様の調査であったり、利用料金の見直しを行うことまでは考えておりません。

ただし、今回の波戸岬少年自然の家の見直しの影響を検証しつつ、その効果を黒髪、北山にも波及できないかをしっかりと探りながら、利用者目線でのサービスの向上であったり、利用者の拡大に向け、県と指定管理者でしっかりと協力をしながら磨き上げを進めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○**徳光委員**＝大変重要な三つの少年自然の家だというふうに思いますので、様々な体験ができて子供たちが健やかに育っていくように、活用をぜひしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それでは、二番目の問いに移りたいと思います。国勢調査についてであります。

今年は五年に一度の国勢調査の年であります。国勢調査は日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした日本で最も重要な統計調査と言われております。住んでいる全ての人とは外国人も含めてであるというふうに聞いています。佐賀県でも居住している外国人が一万人を超えたと聞いておりますので、しっかりと調査をすることが重要であろうというふうに思っています。

また、県は、国勢調査の実施に向けて昨年度から様々な準備をしてきたものと思っております。実際、九月二十日から調査が開始をされております。佐賀市内を車で通ってみると、何か青いかばんを提げて家々を回っているような姿を時々見ますので、調査員の方だなというふうに思っています。私の連れ合いもたしか十年前、調査員をしまして、大変苦労をしたということも聞いていますが、幾らか報酬も頂いていい小遣いになったとも聞いています。

ただ、本当に重要な調査だというふうに思っています。どうして重要なのかというと、様々な行政の施策の基礎資料として活用されておりますし、私も議員になる前、実は仕事上、毎月、勤労統計調査とか、様々な統計調査に目を通していろんな分析をしたりということをしていました。統計協会の会員にもなっていましたので、統計課の横に書棚があって様々な統計の年報とか月報とかありまして、しょっちゅうそこで本をお借りしたりとかそこで閲覧したりとかしながら、毎月、勤労統計調査とか、労働力調査とか、家計調査とか、そういったものを見ながら、全国的な傾向というものを把握しながら仕事に生かしてきました。

県単独の調査だと、やっぱりサンプル数が少ないので、全体的な傾向というのはあんまり見られることが少ないんですが、全国調査になると、本当に傾向がしっかりつかめるというふうに思っています。

そんな意味では、やっぱり統計調査っていうのは本当に重要なものだなというふうに感じているところであります。

それから、国勢調査については、最近は回答方法などが時代に合わせて工夫をされていると聞いています。前々回の調査からインターネット回答ができるようになっており、前回、私も家族全員分をインターネットで回答いたしまして、大変短時間で簡単に回答できたと記憶をしております。今年の調査ももっと工夫されているのではないかというふうに思っています。

一方、市町によっては、地域住民を回って調査をお願いするための調査員の高齢化も進んでおりまして、引き受ける人が少なくなっているとも聞いております。また、近年のプライバシー意識の高まりなどによりまして、答えたくないとか個人情報なので教えたくないといったような対応をする人もおりまして、調査が困難になってきている面もあるというふうに聞いています。

国の重要な統計調査を円滑かつ確実に実施するためには、調査員や調査対象者世帯の負担を減らすような取組も重要だと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。志波部長が課長の頃質問したかったんですが、間に合いませんでした。しっかりよろしくお願いをします。

国勢調査の目的意義について改めてお伺いをしたいんですが、前語りで少し述べましたが、その目的とか意義についてお尋ねをいたします。

○西田統計分析課長＝委員から御紹介いただきましたとおり、国勢調査は、行政を進める上で最も基本となる国内の人口、世帯数をはじめ、男女別、年齢別、産業別の人口構造や世帯の構成、居住状況などの実態を明らかにすることを目的として五年ごとに行われます国の最も重要な基幹統計調査となっております。

令和七年十月一日現在、国内にふだん住んでいる全ての人が対象となります全数調査でございまして、外国人も当然対象となります。また、住民票の届出にかかわらず、ふだん住んでいる場所において調査を行うことになります。

調査結果は、衆議院議員の小選挙区の改定ですとか、地方交付税の算定など、法律で規定されている法定人口としての利用、それから、少子・高齢化対策、医療・福祉、産業振興、雇用対策、防災対策など、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として幅広く利用されております。

また、委員からもお話ありましたけども、労働力調査、住宅・土地統計調査、家計調査など、こちらは人、世帯を対象にして行われる抽出の標本調査になりますが、この抽出作業で用いられましたりとか、現在、将来の人口推計、あとは平均寿命などが示される生命表、国民経済計算、県民経済計算など、国や公共団体の政策決定や行政運営の基礎となる多くの重要な公的統計の作成、推計に欠かすことができないものとなっております。また、大学や研究機関での活用ですとか、民間企業における市場分析や経営戦略の策定などにも幅広く活用されると聞いておりまして、我が国の社会経済の発展を支える重要な情報基盤となっております。

以上です。

○徳光委員＝ありがとうございました。

国勢調査は五年ごとに何か詳しい調査と、簡易というのかよく分かりませんが、そういう違いがあるというふうに聞いているんですが、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○西田統計分析課長＝今年度、二〇二五年、ゼロがつく年度のほうが詳しい調査で、五がつくところが簡易調査と言われています。ただ、今回二〇二五年の項目につきましては、前回と同様というところになっております。基本的には、ゼロがつく年のほうが詳しい調査という形になっています。

○徳光委員＝ありがとうございました。

それでは、国勢調査の実施までの準備状況なんですが、ちょっと言いましたように、昨年から調査に向けた準備を行っていると聞いておりますが、調査実施までにどのように取り組んでこられたのかお尋ねをいたします。

○西田統計分析課長＝すみません、先ほどの答弁ですけども、今年度は前回よりは若干項目数が変わってはいます。なので、ゼロ年が詳しい調査、五年が簡易調査という形になります。

お答えします。

国勢調査実施までの準備状況ですけども、昨年度から大きく三つ取り組んで

まいりました。

一つが、市町や関係機関と連携した実施体制の整備、二つ目が実施に向けた実際の準備作業、そして三つ目が、調査が実施されることの周知広報、そして、関係団体への協力依頼という形になります。

まず一点目ですけども、実施体制の整備についてですが、昨年度から今年度にかけまして、県では市町向けの説明会を五回開催しまして調査実務を担っていただく市町で実施体制の整備を行っていただきました。

また、今年二月には、調査を円滑、効率的に遂行し、調査事務の万全を期するために、政策部長を本部長といたしまして、そして、県警察本部を含む関係各課に参与になっていただいて、「令和七年国勢調査佐賀県実施本部」を立ち上げまして、県における連携体制、これを確立いたしました。

次に二点目の、実施に向けた準備作業でございますが、昨年度は県内全域を対象に、前回の調査から五年の間に、例えば、新たなマンションですとか住宅地、こういったところが増えた箇所などを特定いたしまして、調査地区を見直す作業を市町と連携して行いました。今回の調査に向けた新たな調査区の地図の作成を行っております。

また、今年度に入って、市町から推薦されまして総務大臣に任命を受けました県内の指導員五百七十五名、調査員四千二百三十二名に対しまして、これはそれぞれの市町において順次、調査実施に向けた説明会の開催や調査用品の配布が行われてきました。

県では、調査員の皆様の負担が少しでも軽減し、安全・安心に調査活動に取り組んでいただけるよう、防犯ブザーですとか、首元に巻く冷却剤ですとか、そういったものを一括購入しまして調査員への配布を行っております。

三点目、調査が実施されることの周知広報、そして、協力依頼につきましてですが、国勢調査が行われることを、特に学生の皆さんや留学生、若い世代、単身世帯を中心に広く知っていただくために、県内の大学や関係団体を訪問しまして協力を呼びかけました。例えば、今年二月から三月に県内の大学、専修学校に伺いまして、新入生向けの周知をお願いしたりとか、さらに、調査前の八月に、改めて在校生、在学生向けの周知、そして留学生向けの周知、こちらの依頼をお願いしました。

また、宅建協会ですとか不動産協会、あと、マンション管理団体などを訪問しまして、マンションなどにおける調査活動の協力依頼、そして入居者向けへの周知をお願いに伺いました。

さらに、医療機関、福祉施設では、長期に入院されている方、患者さんですとか、入所者に関する調査への協力依頼を行っております。

広報につきましては、国の広報も行われていますけども、県独自で、特にインターネット回答を促進させるための広報を企画しまして、テレビ、新聞、ラジオ、各種ＳＮＳや動画サイト、県内商業施設などに設置されたデジタルサイネージですとか、駅、バスセンター、列車内など、様々なメディアで広告を展開しました。

さらに、今後も期間中、商業施設で国勢調査をテーマにしたラジオの公開収録ですとか、あとは広報イベントを実施してまいりまして、回答の呼びかけを行ってまいります。

以上です。

○徳光委員＝ありがとうございました。

調査員が県内で四千二百名余りということで、先ほどその前に、指導員四百名ぐらいでしたか、すみません、この指導員という方はどのような任務というか、どのようなことをされるんでしょうか。

○西田統計分析課長＝指導員は、自分の担当する調査区の調査員からの相談を受けて助言を行ったりですとか、そこを取りまとめる役割となっております。

県、市町、指導員、調査員という形になりますので、そこの間をつなぐ役目もあります。

○徳光委員＝ありがとうございます。

それじゃ、前回調査からの改善点なんですが、調査員や調査世帯の負担を軽減するために、インターネットによる回答など、これまでも工夫されてきているというふうに思います。

今回の調査は前回調査からさらに改善されているというふうに思いますが、どのように改善をされているのかお尋ねをいたします。

○西田統計分析課長＝委員からも御紹介がありましたように、前々回、平成二十七年からインターネット回答が導入をされております。これまでも、そのように調査世帯や調査員の負担を軽減するための改善が行われてきました。

今回さらに、インターネット回答の促進を図るため、各世帯に配布されるインターネット回答依頼書に記載されたＱＲコード、これをスマートフォンなどで読み取っていただいくと、ログインＩＤ八桁、そして、アクセスキー四桁、これは自動入力されるように機能改善が行われていまして、ログインに係る時間の短縮や負担軽減が図られております。

インターネット回答を行うことによりまして、紙の調査票をポストへ投函に行っていただいたりとか、調査員が対面で回収に伺う、約束をして回収に伺う必要がなくなりますので、調査世帯と調査員双方にとっての負担が軽減されることになります。可能な方はインターネット回答をぜひお願いできればと思っているところです。

また、外国人への対応についても、今回は、やさしい日本語と、英語、中国語、韓国語、ベトナム語など、七つの言語で案内が記載されました外国人向けリーフレットが用意されておりまして、言葉が通じなくても、このリーフレットをお見せして、外国語、そこに記載されたＱＲコードを読み取っていただくことで外国語サポートページを開いていただければ、こちらは二十八言語で調査の必要性や回答方法が分かるように工夫が施されております。

以上です。

○徳光委員＝ありがとうございます。さらに進んでＱＲコードで回答ができるということなので、もう皆さんスマホでやって、すぐ、簡単にできるし時間も短縮できるというふうに思っています。

そこで、調査票を回収した後なんですが、調査に回答してもらって当然終わりではないということになります。調査票を回収した後も大変な作業があるんだということも聞いていますが、どういった作業を行われるのかお尋ねをいたします。

○西田統計分析課長＝インターネットで回答された世帯の回答内容は、入力時に基本的なチェックが行われますので、こちらはそのまま国に提出されることになります。そして、国で集計されることになります。

一方、郵送回答、または調査員にお渡しいただいた紙の調査票は、まず、市町で記載漏れなどの不備がないかを確認した上で、県でも同様のチェックを行いまして国に提出されます。県においては、この調査票の確認作業が完了するのは来年二月上旬までとなっております。

以上です。

○徳光委員＝記載漏れがないのか確認をされるということなので、大変な作業だなというふうに思います。それだけ重要な調査ですので、私たちもしっかり不備がないように答えていかないといけないというふうには思っています。

調査結果の公表なんですが、当然、調査をされて、その結果が公表されるということになるんですが、様々な施策に利用されるんですが、通常であれば今回の国勢調査の結果というのはいつ頃公表される予定なのかお尋ねをいたします。

○西田統計分析課長＝国勢調査の結果は国で集計されまして、今回は期日が公表されております。

まず、全国、都道府県、市区町村単位の男女別人口、そして、世帯数の速報値が来年の五月末までに公表されることとなっております。

その後、外国人の数ですとか、世帯の構成などが集計された人口等基本集計、こちらが来年九月末までに公表される予定となっております。

さらに、人口の転出入の状況ですとか、産業・職業、従業地・通学地などを含む詳細な集計結果が順次公表されることとなっております。

以上です。

○徳光委員＝ありがとうございます。とにかく、今年は国勢調査の年ですよと、今、のぼり旗もはためいていますけれども、しっかり外国人の方も含めて大切な調査なんだから、回答したくないとか、プライバシーだから言いたくないとかいうことではなくて、プライバシーもしっかり守るような仕組みになっているので、やっぱりしっかり回答していただきたいということをＰＲすることが一番大事かなというふうに思っています。

今、県庁のホールに行くと、松平健さんが踊りながら、国勢調査ですよということをＰＲしています。課長さんも松平健さんに負けないくらい、この場でこの国勢調査にぜひ回答してほしいというＰＲをぜひしていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○西田統計分析課長＝ありがとうございます。

改めてですが、この国勢調査、多くの皆様の御協力の上に成り立っております。調査の円滑かつ確実な実施、そして、回答に御協力いただいている全ての皆様に心より感謝申し上げます。

五年に一度、全員参加の重要な国勢調査です。十月八日水曜日までの回答にぜひ御協力をお願いします。

回答の際には、調査世帯、調査員双方の負担軽減のために、簡単便利なインターネット回答をお願いできればと思います。

以上です。

○土井委員＝皆さんこんにちは。ただいま委員長に発言の許可を得ました「自由民主党ネクストさが」会派の土井敏行でございます。ちょっと私の想定よりも早く始まってしまいましたが、令和七年九月定例県議会、本日の総務常任委員会では、問一から問四まで大きく四問お伺いをしたいと思っています。

早速、質問に入ります。

問いの一は、佐賀駐屯地についてまずお伺いをします。

本年の七月九日に佐賀駐屯地が開設されるとともに、一機目のオスプレイが配備をされました。その後も順次オスプレイの配備が進められ、八月十二日には十七機全ての配備が完了したと承知をしております。また、九月七日には中谷防衛大臣も出席され、佐賀駐屯地の開設記念式典が開かれたところであります。

佐賀駐屯地に配備されたオスプレイについては、七月二十八日から佐賀駐屯地周辺での飛行訓練が開始され、順次、飛行訓練の対象地が追加され、今月末からは夜間の飛行訓練も開始されると承知をしています。私の住んでいます鹿島市の上空でもオスプレイを見かけるようになりました。

現在のところ、佐賀空港を利用する定期便や小型機等の民航機の運航には影響は生じていないと聞いていますが、佐賀空港の自衛隊使用に当たっては、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことが大前提であり、自衛隊の使用状況をしっかり確認してほしいと考えているところであります。

また、佐賀空港がさらに発展していくためには、平行誘導路の整備や滑走路の延長が必要と考えております。その実現を心から願っているところです。

さらに、オスプレイは、回転翼機と固定翼機の特徴を併せ持ち、迅速な部隊

輸送に不可欠とされ、さきの知事発言や先ほど青木委員の質問にもありましたが、災害救援や離島の急患輸送でも能力を発揮するとされており、私も災害時の活用も期待しているところでもあります。

佐賀駐屯地開設後、大きなトラブルもなく、順調に運用が始まったと聞いており、引き続き周辺環境に配慮しながら、地域と共存共栄の関係を築いていってほしいと考えているところです。

そこで、次の点についてお伺いします。

まず大きく問いの一の一項目め、（一）は駐屯地開設後の県内の反応についてであります。

一点目、県民から寄せられた声についてであります。

駐屯地開設後、県民からどのような声が寄せられているのか。様々な声が寄せられているとは思いますが、この点についてまずお伺いをします。

○山崎政策総括監＝七月九日の駐屯地開設後、県に対しましては県民の皆様などから様々な御意見が寄せられておりますが、その多くは、例えば、オスプレイの配備に関し非常に強い不安を感じているですとか、あるいは反対に佐賀にオスプレイが来るのをずっと待っていたといいました、オスプレイの配備への賛否や問い合わせに関するものでございます。

本年七月末からは飛行訓練が開始をされ、約二カ月が経過したところでございますが、騒音に関するものは数件寄せられている状況でございます。

なお、寄せられた意見などにつきましては、その都度、佐賀市や九州防衛局、佐賀駐屯地とも情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○土井委員＝特に、この項目の二点目ですが、様々な声の中でも漁業者、農業者からの声についてお伺いしたいと思います。

漁業者や農業者からどのような声が寄せられているのかお聞かせください。

○山崎政策総括監＝現在のところ、漁業者や農業者から直接県に対する意見は寄せられていない状況でございます。有明海漁協の本所ですとか、ＪＡさがの本所にも確認をしてみましたが、組合員の方からの声は寄せられていないという状況でございました。

また、コハダ漁師の方が所属をされております有明海漁協の大浦支所のほうにも昨日改めて確認をいたしましたところ、オスプレイに限ったことではないが、音がすれば魚は逃げるといった声があるけれども、支所として対応を求められている状況までにはないというお話がございました。大浦支所の支所長さんとは今後も連絡を取り合っていきたいと思っております。

なお、コハダ漁の影響につきましては、防衛省において、開設前の昨年度と開設後の今年度のコハダ漁の操業日ですとか、投網の回数など、操業実態の調査がなされているというふうに承知をしております。

このコハダ漁の影響も含めまして、オスプレイの運用に伴う漁業への影響につきましては、今年四月に設置をいたしました、県、佐賀市、防衛省及び有明海漁協の四者で構成をします環境保全と補償に関する協議会でその情報共有や協議を行い、適切に対応することとしております。また、この協議会には必要に応じて構成員以外の者を参加させることとしておりますので、農業関係への影響があれば農業団体の方にも参加をいただき、協議、対応をしていくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

○土井委員＝私も地元のコハダ業者の方からは直接お話を何回か聞きました。今のところ特に大きな問題はないが、遠くで音がしているという段階でありますので、今後、その飛行の区域が広がってきて、いわゆる漁場と合致したときにどうなるか、その辺の不安は非常に持っているけれども、今のところ問題ないということでしたので、今後ともよく意思疎通を図れるようにしていただき

たいというふうに思います。

ノリ業者の方はこれからでありますけれども、問いの一の二項目めは、駐屯地からの排水対策についてお伺いをしたいと思います。

一点目、具体的な排水対策についてですが、有明海においてノリ養殖を営む有明海漁協や漁業者の方々は、駐屯地からの排水による影響を大変懸念されていました。駐屯地からの排水について、具体的にどのような対策が講じられているのかお伺いします。

○山崎政策総括監＝駐屯地からの排水につきましては、敷地内に降りました雨水と隊庁舎等からの生活排水、それぞれに対策が講じられております。

具体的に申し上げますと、駐屯地内に降った雨水につきましては、敷地内の二カ所に設置されました地下貯留槽に一旦ためて、流量を調整した上で、以前からあります空港の場周水路に排水することとなっております。

また、隊庁舎等からの生活排水につきましては、油水分離槽や浄化槽により基準値以下に処理をした上で、具体的には油水分離槽のほうでは油脂を除去しまして、浄化槽ではｐＨ、いわゆる水素イオン濃度ですとか、ＣＯＤ――化学的酸素要求量など、基準値以下にした上で、雨水と同様に地下貯留槽に一旦ためて、流量を調整した上で、同じく空港の場周水路に排水することとなっております。

そして、場周水路に排水されました雨水や排水につきましては、有明海漁協のほうからの要望を踏まえ、海水と混合、具体的には国造搦、いわゆるその西側のほうでは水一に対しまして海水七、東側の平和搦のほうでは水一に対しまして海水二を混合しまして、いわゆる比重を調整した上で有明海へ排水することとし、防衛省が海水混合施設なるものを整備しております。

この海水混合施設は今年五月に完成をしまして、その後行われました試験運転でも問題はなかったというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○土井委員＝まだノリは今から始まりますので、非常に注視をしているところでありますけれども、二点目は今後の対応についてお伺いします。

今期のノリ漁期が間もなく始まります。ちょうどこの間、一昨日の日曜日ですけれども、鹿島市干潟交流館で開催されました鹿島市と佐賀大学の共催による「海辺でまなぶフェス」というのがありまして、私も行ってきて、いろいろ海の研究をしている学生たちを頼もしく思いましたけれども、有明海のほうに目を転じると、黒いノリひびがたくさんに、さお立てが終わって広がっておりまして、今期にかける漁業者の皆さんのいわゆる気概というのは非常に感じてきたところであります。今期のノリ漁期はすぐ目の前で始まりますけれども、今後どのように対応していかれるのか、改めてお伺いをします。

○山崎政策総括監＝今後のノリ漁期の開始に向けましては、海水混合を実施する具体的な時期を漁協、防衛省及び県の三者で協議することとしております。日程はまだ決まっておりませんけれども、今後、近いうちに協議をするという形になっております。

また、海水混合施設につきましては、管理区分を明確にしておりまして、既存の排水ポンプ等は佐賀県が管理をいたします。また、新たに防衛省が設置をしました海水取水ポンプですとか、送水管、海水と雨水を混合するシステムなどは防衛省のほうが管理することとしております。また、ノリ漁期中の海水混合に係ります一連の操作につきましては、防衛省が業者に委託をして実施をするということにしております。

県といたしましては、先ほど申し上げました環境保全と補償に関する協議会におきまして、漁協のほうから水質調査結果の小まめな情報提供を求められましたことから、今年四月分より毎月の調査結果を関係機関と共有しているところでございます。

今後も、漁協や防衛省との連絡調整を密にしていくとともに、ノリ漁期中の排水対策の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井委員＝最後に言われましたけれども、県と防衛省と、そして漁協と連携をぜひ取って、うまくそこは意思疎通をしっかり図ってやっていただきたいと思います。なかなか管理している区分がちょっと違ったりしておりますので、実際、ノリにどういう影響がこれからあるのか、非常にノリ業者の方も若干不安を持っておられますので、そこはよろしくお願いをしたいと思います。

問いの一の三項目めでありますが、地域との関係構築のための取組についてお伺いをします。

駐屯地開設後、大きなトラブルもなく、順調に運用が行われているものと承知しています。駐屯地が地域と共存共栄の関係を築いていくためには、地域とのコミュニケーションが重要になってくるとも思います。駐屯地の開設からまだ約二カ月半ほどではありますが、駐屯地において、地域との関係構築のため、どのような取組が行われているのか、政策総括監にお伺いをします。

○山崎政策総括監＝駐屯地の開設以降、隊員の皆さんは地域の活動に積極的に参加をされております。具体的に申し上げますと、七月二十七日に開催をされました南川副校区の一斉ラジオ体操に隊員約三十名の方が参加をされ、ラジオ体操ですとかレクリエーションなどを通じて地域の方々との交流を深められております。

また、川副中学校周辺ですとか、戸ケ里漁港の清掃活動などにも参加されているところでございます。一緒に活動した地域の皆さんからは、同じ地域の住民として一緒に作業をしてくれるのはありがたい。また、今は駐屯地の人という感じだけれども、行く行くは地域の人になってほしいなどの声が聞かれ、隊員の方々の行動が、いわゆる好意的に受け止められているというふうに我々も考えております。

佐賀駐屯地の皆さんは、「佐賀を愛し、佐賀に愛される駐屯地」を目指されており、地元との間でお互いに信頼を積み重ねていく、そうした関係が構築されるようになってほしいと思っております。

県といたしましても、佐賀県のことを好きになってもらえるよう佐賀市なども協力をしながら、県内のイベントですとか、県産品や佐賀の文化など、佐賀県とのつながりが生み出されるような情報を積極的に提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土井委員＝私もニュースなんかで清掃作業に参加しておられるのを見て、積極的に自衛隊のほうから参加されたと聞いておりまして、こういった気持ちを持ってもらっていることを大変うれしく思います。「佐賀を愛し、佐賀に愛される自衛隊」にぜひなってほしいというふうに思っているところであります。

この問いの一の最後、四項目めでありますけれども、駐屯地への今後の対応についてお伺いします。

今後も、防衛省において目達原駐屯地のヘリ部隊の移駐に向けた検討や、佐賀駐屯地での体育館や倉庫等の工事が進められていくと聞いています。地域とのトラブルがないようにしてほしいし、地域に愛される駐屯地、自衛隊になってほしいと考えているところです。

今後、県はどのように対応していかれるのか、政策総括監にお伺いをします。

○山崎政策総括監＝佐賀駐屯地の整備につきましては、今年の六月末までにオスプレイの移駐に最低限必要な工事が完了いたしましたが、今後も体育館ですとか、倉庫、火薬庫、車両整備場などの工事が継続される予定になっております。県としましては、引き続き安全に、そして周辺環境に十分配慮して工事を実施していただくよう防衛省に求めてまいります。

オスプレイは七月二十八日に佐賀駐屯地周辺での訓練を開始しまして、その後、県外の駐屯地等への飛行訓練を始めるなど、段階的に訓練範囲を拡大しまして、今月の十二日からは部隊訓練、そして二十九日からは夜間飛行訓練も始まることとなっております。佐賀空港の自衛隊使用要請に当たりましては、これまで一つ一つ丁寧に対応してきたことが今につながっているというふうに考えております。

県としましては、これまで丁寧に積み上げてきたものがどういう形で運用されていくのか、引き続き注視をし、飛行の安全を最優先に、県民の信頼を損なわないよう防衛省に対し、一つ一つ丁寧に対応するよう求めてまいります。

以上でございます。

○中村委員長＝それでは、暫時休憩いたします。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時四十八分　休憩

午後一時　開議

○中村委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○土井委員＝午前中に引き続き質問を行いたいと思います。

問いの二は、ＤＮＡ型鑑定における不適切な対応についてであります。

今議会一般質問で、既に五人の方が質問をされております。重複する点もあると思いますが、この事案の重要性から当担当委員会でも質疑をさせていただきます。

佐賀県警察本部の科学捜査研究所において勤務する技術職員が、平成二十九年六月から令和六年十月までの間、ＤＮＡ型鑑定作業において不正行為を行ったとの発表がありました。不正が確認された百三十件について、県警察は公判や事件捜査への影響は認められなかったとしておられます。

今回の事案は、事件の容疑者特定や無実の証明に貢献し、捜査現場で重視されているＤＮＡ型鑑定の信頼を大きく揺るがすものであります。発表当初から全国ネットでテレビ放送され、新聞では連日大きな見出しに加え、有権者の厳しいコメントが掲載されている状況が物語るとおり、今回の事案は警察の証拠の信用性を失わせかねない事態で、全国の警察に影響するのは必至であるばかりか、県民、そして国民の信頼を著しく損ねることとなっています。

昨日は、冤罪支援団体日本国民救援会佐賀県本部から第三者機関での検証を求める要望書が出されたと聞いております。佐賀県弁護士会、九州弁護士会連合会、第二東京弁護士会などからも声明が出されており、特に二十二日には佐賀県弁護士会が臨時の記者会見を開き、厳しい批判をしておられます。県警察に対しては、今回の事案の重大性をしっかりと受け止めていただき、再発防止に真摯に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

そこで、以下の点についてお伺いをします。

問二の一項目めは、事案の概要と発覚の経緯についてであります。

一点目は、事案の概要についてであります。

今回のＤＮＡ型鑑定事案の概要について、まずお伺いをいたします。

○福田警察本部長＝お答えに先立ちまして、私から少しお時間をいただきます。御容赦ください。

九月八日、県警察の科学捜査研究所において不適切な鑑定作業を実施したことにより、同所職員を懲戒免職処分とするとともに、虚偽公文書作成等の事実により送致いたしました。本事案は、県警察に対する県民の信頼、警察活動に対する信頼を大きく損なうものであります。重く受け止めるとともに、県警察の責任者として、改めまして深くおわび申し上げます。

お尋ねにつきましては、警務部長よりお答え申し上げます。

以上でございます。

○中嶋警務部長＝私から、事案の概要について御説明いたします。

本事案は、県警察科学捜査研究所におきまして、ＤＮＡ型鑑定作業に従事していた職員が平成二十九年六月から令和六年十月までの間、合計百三十件にわたる鑑定作業に当たり、不適切な取り扱いをしていたというものであります。この百三十件の不適切な取り扱いにつきまして、改めてより詳細に御説明いたします。

百三十件は、大きく六類型ございます。

一つ目の類型は、当該職員の経験上、ＤＮＡ型が検出される可能性が低いであろうと見込んだ資料の鑑定を担当した際に、作業をしたとしても検出されないだろうと考え、鑑定すべき資料を使わないまま作業を実施したこととして関係書類を整え、ヒト由来の付着物は認められなかったなど、つまり、ＤＮＡ型鑑定作業を実施する前の段階のヒト由来の成分があるかといったことを確認する段階でヒト由来成分が認められないなどとしまして、その後のＤＮＡ型鑑定

作業自体を実施せずに、ヒトＤＮＡは検出されなかったといった結果を作成したというものです。

なお、この類型のものについては、全て鑑定資料が残っておりましたので、今回、再鑑定を実施しております。しかし、再鑑定によりましても、これは結果的に当該職員の見込んだとおりであったわけでありますが、個人を特定できるＤＮＡ型は検出しなかったというものであります。いずれにしましても、当該職員によってＤＮＡ型は検出されていないというものであります。

二つ目の類型は、鑑定作業が終わった後のことですが、全ての作業が終了した後は、資料として全ての量を使用しなかった場合、つまり、余った資料については、これを依頼元の警察署等に返還しなければならないこととなっているのですが、資料を紛失してしまうなどした際にこれを取り繕うため、本来のものとは異なる資料、例えば、ガーゼ片であれば新品のガーゼ片、ティッシュであれば新品のティッシュを返還するなどとしたというものであります。

なお、この警察署等に返還された本来のものとは異なる資料につきましては、その後、いかなる取り扱いとなっていたのか、しっかり確認しております。その結果、その後の捜査に使用されたことはなかったことが確認できております。いずれにしましても、これはＤＮＡ型鑑定が終わった後の行為であり、当然ながら、ＤＮＡ型鑑定結果そのものに影響するものではございません。

三つ目の類型は、鑑定作業の終了後は速やかにその鑑定結果を決裁に上げなければならないこととなっているのですが、作業後、それを怠ったまま日時が経過してしまったために、いよいよ決裁を上げることとしたその直前に、その決裁書類に既に日数が経過してしまった実際の作業日ではなく、決裁の直前の日付を記入するなどして決裁書類にとじたといったものであります。

なお、この類型のものにつきましては、不適切な行為の内容は申し上げたように作業を実施した後にその作業した日付を書き換えたということですから、当然ながら、鑑定結果自体に影響するというものではございません。

四つ目の類型は、鑑定機材等の状態を確認するため、つまり、鑑定に使用いたします専用の機材、機器が正常に動作しているか確認するために、鑑定資料が入った溶液とともに鑑定資料の入っていない溶液も同時に検査することとなっているのですが、その鑑定資料の入っていないほうの溶液の検査について、より決裁を受けやすいよう結果の数値を貼付したり、先ほどと同じように実際の作業日とは異なる日付で資料を印字したりして決裁書類にとじたというものであります。

なお、これらについては、鑑定資料の検査自体はその検査結果についてのもともとのデータが残っておりまして、それらも全て確認いたしましたが、鑑定結果には影響ありませんでした。もちろんこの類型の行為は、御説明したとおり、本来の鑑定資料が入っている溶液ではなく、鑑定資料が入っていないほうの溶液のみの検査や、その作業した日付に関するものですので、鑑定結果自体に影響しないのは当然のことでもあります。

五つ目の類型は、先ほどのものと同様に鑑定機器等の状態を確認するため、つまり、鑑定に用います専用の機材、機器が正常に作動しているか確認するために、鑑定資料が入った溶液とともに鑑定資料の入っていない溶液も同時に検査することとなっているのですが、その鑑定資料が入っていないほうの溶液の検査について、より決裁を受けやすいよう、検査結果の波形、波の形のグラフですが、これを組み合わせて決裁書類にとじたというものであります。

なお、これらについても鑑定資料の検査自体は、その検査結果についてのもともとのデータが残っておりますので、それらも全て確認いたしましたが、鑑定結果に影響はありませんでした。さらに、検査結果自体を改変しておらず、結果を印字したものの組み合わせを変更したのみであり、鑑定結果自体には影響しないものであります。

六つ目の類型は、以上の五つの類型には当てはまらない、いわばその他のものなのですが、細かく四つございまして、当該職員による鑑定作業ではＤＮＡ型の検出に至らなかったものの、今般の再鑑定により新たに個人特定に至らない程度のＤＮＡ型や個人のＤＮＡ型が検出されたというもの、つまり、当該職員の鑑定ではＤＮＡ型は検出されていないものであります。

鑑定作業の終了後、余った資料は本来、その全てを依頼元の警察署等に返還しなければならないにもかかわらず、その附属物、具体的な資料を包んでいたティッシュを紛失したというもの。

三つ目は、鑑定前に実施する検査において、ＤＮＡ型が得られる可能性がないとの結果であったため、ＤＮＡ型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、そのまま作業を進めてしまい、その結果、本来使うべきではないのに鑑定資料の一部を使ってしまったというもの。

最後に、鑑定作業によりＤＮＡ型は検出されなかったとの結果を得たにもかかわらず、それをそのまま失念してしまい、依頼元の警察署にその旨を回答していなかったというものであります。

以上、るる御説明申し上げたような非常に細かなものも含めまして、これら全てを合計しまして、百三十件の不適切な取り扱いが認められたというものであります。

長くなりまして恐縮ですが、以上が今回の事案の概要についての御説明になります。

○土井委員＝今、詳しく御説明いただきましたが、これも一般質問で猪村議員のときに御答弁いただいた内容ですけれども、ただ、こういうことをやったということをもっと早く発表していただければ、余計な詮索を生まずに済んだのではないかというふうに思うんです。そこは大いに反省をしていただきたいと思っているところであります。

九月二十五日　総務　土井敏行委員

この項目の二点目ですが、発覚の経緯についてお伺いをします。

今回の事案の発覚経緯について、改めて警務部長にお伺いします。

○中嶋警務部長＝事案が発覚した経緯についてお答えします。

本件は、昨年、令和六年十月十六日、科学捜査研究所におきまして、当該職員が担当したＤＮＡ型鑑定結果の決裁中に決裁官であった上司の職員の指摘により判明したというものであります。

より詳細に申し上げますと、先ほど御説明した六つの類型のうち、鑑定機材等の状態を確認するため、つまり、鑑定に使用する機材、機器が正常に作動しているか確認するため、鑑定資料が入った溶液とともに鑑定資料の入っていない溶液も同時に検査することとなっており、その鑑定資料の入っていないほうの溶液の検査について、より決裁を受けやすいよう検査結果の波形を組み合わせたものを決裁書類にとじたというものがございましたが、担当上司がその決裁書類に違和感を覚え、精査をし、その結果、作業日ではない日付が決裁書類の中の書類に記載されていたことなどに気づいたというものであります。

このことを受けまして、科学捜査研究所におきまして、当該職員が担当した全ての鑑定を確認することといたしまして、その結果、当該職員による不適切な取り扱いが多数あることが判明したという経緯でございます。

そしてその後、県警察におきまして、当該職員が単独で担当した全六百三十二件のＤＮＡ型鑑定について、資料が残存していた百二十四件は全て再鑑定を実施いたしましたほか、関係する資料や電子データの精査など、徹底した確認作業を実施いたしました。

それにより、同人の行為が法令に抵触することも明らかとなったことから、合わせて捜査も進めまして、九月八日に職員を懲戒免職処分とするとともに、同人による虚偽有印公文書作成・同行使、虚偽無印公文書作成・同行使、証拠隠滅の事実を検察庁に送致したという対応を講じたものであります。

以上が事案の発覚とこれまでの経緯についての御説明になります。

○土井委員＝今、発覚の経緯について御説明ありましたけれども、ちょっと疑問に思う点がありますので、これは次の不適切な取り扱いが発生した理由についての中でちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

問いの二の二項目めは、不適切な取り扱いが発生した理由についてであります。

一点目は、長期間に及ぶ不正行為が発生した理由についてです。

約七年間にも及ぶ不正行為がなぜ発生したのか。先ほど上司の方が違和感を覚えて発見されたと言われましたけれども、七年間、何でそうできなかったのか、分からなかったのかなというところが非常に疑問に思うところであります。それについてお答えをいただきたいと思います。

○中嶋警務部長＝本事案が発生した理由についてお答えします。

この職員は、こういった不適切な取り扱いを続けた動機としまして、上司に対して自分の仕事ぶりをよく見せるためなどと申し立てたところであります。この事案を生じさせた主な要因は、当該職員が警察職員としての職責への自覚を著しく欠いていたというものであると考えております。

しかしながら、委員が御指摘されたとおり、約七年間にわたり不適切な取り扱いが続いていたという事実を踏まえますと、今申し上げたような当該職員自身の問題だけにとどまらず、科学捜査研究所において、幹部職員の業務管理が適切であったのか、鑑定作業のチェック機能が働いていたのかといった点も、その発生要因であったものと考えております。

○土井委員＝そうしたことが起こったわけですけれども、この二点目ですが、長期間の不正に気づかなかった理由ですね。七年目にして気づかれたわけですけれども、その七年間、何で気づかれなかったのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○中嶋警務部長＝長期間、本事案に気づけなかった理由について御説明します。

このことに対し、結論から申し上げますと、科学捜査研究所におきまして、幹部職員による適切な業務管理が行われていなかったこと。幹部職員によるチェック機能が働いていなかったことなどがその理由として考えられるところでございます。

例えば、発覚の経緯として御説明したとおり、作業の後に、決裁の前に作業した日付を書き換えたというものについては、担当上司が決裁書類につづられている書類や資料の内容のみならず、必要に応じて鑑定機材の中に保存されている電子データについても確認する。また、部下である担当職員の日々の作業状況を細かく把握していれば、より早期に気づくことができていたものと考えられます。

また、鑑定作業の後にその資料を紛失してしまっていたなどというものについては、日頃から職場環境を整備するほか、担当上司が当該職員の執務の状況に対し、適切な指導を講じていれば防止することができたものとも考えられます。

また、先ほどの類型に係る御説明の中で、鑑定作業に使用する機器に電子データが保存されている旨、御説明いたしましたが、担当上司などがこういったデータを確認すれば、より速やかに把握できた可能性もありますが、担当上司によりますと、このような不適切な取り扱いが行われているなどとは想像すらせず、確認には至っていなかったということであります。そういったことも含めまして、科学捜査研究所においてチェック機能が十分に働いていなかったということが考えられるところでございます。

なお、これらに加えまして、こういった実態が生じていた背景として、科学捜査研究所のいわば特殊性というものがあろうかと考えております。すなわち、科学捜査研究所におきましては、ほかの専門的な鑑定機関においても見ら

れるところかと思われますが、鑑定作業という担当業務の性質上、個々の鑑定作業が一人の担当者により、また静ひつな、静かな環境下で行われることが多いこと。科学捜査研究所の職員は、異動により、他の職場において勤務することがまれであることなどといった特殊な状況があったことが考えられるところであります。

無論これは、その業務の性質上、一定程度はやむを得ないことではありますが、結果として、長い間、本事案に気づくことができなかったという背景事情としまして、こういったことも考えられるところでございます。

以上が長期間気づくことができなかった事情についての御説明となります。

○土井委員＝通常では考えられない長さ、組織ではですね。ですから、先ほど弁護士会をはじめ、いろんな各界から御批判があっている中で、組織的な欠陥があるのは明らかだということを言われているのはまさにこのことではないかと思うんですね。いわゆるチェック機能が働いていなかったのかというようなことでもあります。そういうこともありますので、次に問いの二の三項目めは、この科学捜査研究所の体制とチェック機能についてちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、その一点目ですけれども、科学捜査研究所の体制についてであります。

今、一人の職員の方のことが問題になっていますが、全体がどれくらいいらして、ＤＮＡ型鑑定をしている人は一体どのくらいいるのか。問題が発覚した科学捜査研究所の体制はどうなっているのか。技術職員の人員は足りているのか。また、今後、増員の予定はあるのかお伺いしたいというふうに思います。

○中嶋警務部長＝科学捜査研究所の体制についてお答えします。

現在、佐賀県警察におきます科学捜査研究所の定員は十四人となっております。その体制につきましては、鑑定件数をはじめ、その業務量の推移などを踏まえたものではありますが、今般の事案の発生を踏まえまして、科学捜査研究所におきますチェック体制の見直しとチェック機能の強化のために体制の増強を検討しております。

具体的には、まず研究員自体の増員を図ることとしております。既に九月十日より新たに研究員の採用募集を開始しておりまして、来年四月をめどに新たな職員を配置することとして進めております。また、鑑定に当たっての、様々に生じます事務作業を支援する体制を整備しようと考えておりまして、支援担当者として任期付職員を早期に採用することとして進めております。こちらは本年十二月をめどに措置できる見込みでございます。

さらに、科学捜査研究所におきましては、鑑定の依頼元である警察署とのやり取りが多いわけでございますが、その警察署との調整窓口を新たに設置することにより、担当者が本来の鑑定業務に効率的に取り組めるよう措置することといたしました。既に運用を開始しております。

いずれにしましても、可能な限り速やかに科学捜査研究所におきますその体制の増強を図り、再発防止のために万全を期してまいりたいと考えております。

○土井委員＝確認ですけれども、その科学捜査研究所、十四人の方の中でＤＮＡ型鑑定をしておられる方というのは何人いらっしゃるんですか。

○中嶋警務部長＝体制についてお答えします。

通常であれば、ちょっと業務に支障があるため、体制についてはお答えを控えさせていただいているところなのですが、今般の状況を鑑みましてお答えをさせていただきたいと思います。

ＤＮＡ型鑑定の体制については五名となっております。

○土井委員＝五名いらっしゃる中で、今回、一人の方が問題になったわけでありますけれども、これを発見された、さっき気づかれた上司の方というのは、やはり長くいらっしゃる方ですか。

○中嶋警務部長＝お答えします。

この事案の発覚した経緯で発見した上司は長く勤めている者です。ＤＮＡ型鑑定に長く従事していた職員でございます。

○土井委員＝先ほどからずっとお話を聞いていると、そのチェック体制に非常に問題があったということで、特に今現在十四人いらっしゃって、ＤＮＡ型鑑定される方は五人いらっしゃるわけですけれども、それで現行、足りていたんですかね。例えば、仕事量に追いつかなくて、こういったことが出てきたとかいうようなことではないんですか。

○中嶋警務部長＝仕事量につきましては、この体制で特に問題があると、この辺りも調査させていただきましたが、問題があるという形にはなっておりません。

なお、先ほどの答弁で、正確を期すためにちょっと修正させていただきます。体制については、現在五名ということなので、今の一人、要はこの事案で懲戒免職になる前は六人ですね。なので、今は五名です。

○土井委員＝それでは、六名が五名になっても、今のところ支障はなくできているということですか。

○中嶋警務部長＝お答えいたします。

六名の体制のときは問題がなかったという御答弁をさせていただいたわけでありまして、一人減ってしまったので、そこはちょっと支障は、五名でカバーできる範囲での支障とはあれですが、そこはそういうような形で、来年四月に新たに採用を検討、調整をしているといったところでございます。

○土井委員＝じゃ、今、業務に支障がないようになればというふうに思っているところでありますが、今お話を聞いていると、やはり科学捜査研究所のチェック体制が非常に問題かなと思うんですが、そのチェック体制を含めた改善策について二点目お伺いしたいと思います。

専門職がゆえ、異動がないというのが先ほどちょっとございました。そういうところの異動がないことも問題ではないかと思いますが、チェック体制も含め、厳正な勤務の維持が困難になっているんではないかと考えます。

警察庁から今回の事案の後にたしか指示が出ていて、チェック体制を複数人でやることというふうに出ていたということは、今まで一人でやっていたということですよね、鑑定作業か。鑑定作業を複数人でやることというふうに何か指示が出ているということですが、それがまさに今までの組織が一人でやっていたことが問題であったということではないかというふうに思うわけですけれども、チェック体制も含めたところの科捜研の改善策についてお伺いしたいと思います。

○中嶋警務部長＝科学捜査研究所におけるチェック体制を含めた改善策、こちらのほうについて御説明します。

先ほど御説明したとおり、本事案の発生要因の一つといたしまして、科学捜査研究所における鑑定作業に関するチェック機能が十分に働いていたのかといった点があるものと考えております。

そのため今般、そのチェック体制を大幅に強化することとしておりますが、担当上司が担当者の鑑定作業の着手から終了までの各段階で立ち会い、鑑定記録や鑑定資料の内容を確認する、具体的には、一つ目に新たに鑑定嘱託を受理したとき、二つ目に鑑定資料の外観、つまり、鑑定資料がどのようなものか、目視で観察するとき、三つ目に鑑定資料から鑑定作業に必要な部分を切り取るとき、四つ目に、ＤＮＡの量についての検査結果を資料に印字するとき、五つ目にＤＮＡ型そのものについての検査結果を資料に印字するとき、六つ目に、鑑定資料において、資料の全てを使わなかった場合に、その余りを警察署等に返還するとき、については、これまでは明確な規定がなく、担当者が単独でこれを実施していたのですが、これら各段階において担当上司により、担当者と共に複数の目で確認することとし、既にその運用を開始しております。

また、先ほど本事案が長きにわたり判明しなかったその背景として、科学捜査研究所の職員は、その業務の特殊性から、ほかの所属で勤務することがまれである旨、御説明しましたが、そういったことを踏まえまして、このたび新たな取組といたしまして、福岡県警察の科学捜査研究所に協力を仰ぎ、来週ですが、十月一日より職員一名を福岡県警察に派遣することとしております。

本県の科学捜査研究所におきます業務管理や人事管理の在り方、そもそもの業務の進め方などについて、改めて考える機会も得られ、再発防止の効果が期待できるものと考えております。先ほどのチェック機能の強化は、警察庁からの指示も踏まえて実施しているものになります。

いずれにしましても、本事案を受けまして、科学捜査研究所におけますチェック体制の強化のために、御説明申し上げたような各種の措置をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

○土井委員＝そういうふうにチェック体制、通常ダブルチェックとか言いますけれども、複数でやることは非常に必要なことだというふうに思います。通常の組織はどこでもそういうことがあるわけですけれども、ただ、そうなってきた場合、業務が増えますので、先ほど聞きました体制の人員で、組織的には足りているのか、そういう掛け声はあっても、そういうふうに機能が実際できるのか、そこら辺についてはいかがですか。

○中嶋警務部長＝委員御指摘のとおりチェック機能を強化いたしますと、当然のことながら業務量は増加すると我々も考えておりまして、その部分を見込んだ、先ほど説明させていただいた体制の強化、担当職員の増強のほか、支援担当者の配置等、こういったことをしっかり並行して実施することによって、チェック機能もしっかり回るように努めてまいりたいと考えております。

○土井委員＝実効性のあるやつにしていただきたいというふうに思います。

この問いの二の四項目めですけれども、公判等への影響についてお伺いをしたいと思います。

不適切な取り扱いになった百三十件のうち、ＤＮＡ型鑑定結果十六件を検察庁に送っていると報道されていますが、どのようにこの調査を実施したのか。また、公判等への影響はなかったのか伺いたいと思います。

○中嶋警務部長＝公判等への影響について御説明します。

御説明しましたとおり、当該職員が担当した鑑定作業のうち、百三十件については不適切な取り扱いがあったことが認められたところであります。しかしながら、それらはいずれも、今、詳細を御説明しましたとおり、本来の鑑定結果自体には影響しない範囲で仕事ぶりをよく見せようなどといった考えから、作業を行わずに検出されなかったとしたり、実際に作業した日付ではなく、直前の日付に書き換えたり、また、資料の管理、保管のずさんさから鑑定資料を紛失したり、結果を回答すること自体を失念したりなどといったものであります。つまり、この職員の行為は、鑑定作業に当たり、鑑定書そのものに手を加えるですとか、鑑定資料自体に手を加えるですとか、そういった取り扱いは一切認められなかったものであります。

少し付け加えますと、この職員の動機は、作業を速やかにやっているように仕事ぶりをよく見せたいなどといったものでありますから、鑑定資料自体に手を加えたりとか、そういった動機自体がございません。そういった動機がない以上、鑑定資料そのものに手を加えるとか、鑑定資料自体に手を加えるとか、そういったことを行うはずがありませんし、徹底して精査した結果からも、そういった状況は認められなかったものであります。

したがいまして、例えば、検出されていないものを検出されたなどとした取り扱いは当然ながら認められません。ですから、もちろん、その後の捜査に影響したなどという例もございません。当然ながら、例えば、本来拘束すべきではない方を拘束したとか、本来被疑者でない方を捜査対象としたとか、そういっ

た取り扱いも一切認められないものでございます。そして、その上で、公判への影響についても、公判を担当することとなる佐賀地方検察庁に確認を依頼しております。その結果、検察庁から送致された資料については、処分の決定や、公判における証拠として使用された事例はない旨の回答を得たところでございます。

このように公判に提出されたものがないことからも、公判に影響したものはないということが改めて確認できているものでございます。

御説明したとおり、この職員の行為によりまして、検出されていないものを検出されたなどとした取り扱いは認められなかったものであり、したがいまして、その後の捜査に影響したなどという例もありません。

また、公判に提出されたものがないことも確認できていることから、公判に影響していないと申し上げることができると考えているところでございます。

るる御説明いたしましたが、以上のような状況を踏まえまして、公判等への影響はないものと評価しておるところでございます。

○土井委員＝あくまでも結果論として、結果的には影響がなかったからよかったというようなことではなかったかと思うんですけれども、ただ実際、この行為がそういうふうになる可能性、悪いほうに行く可能性は十分あったわけですので、ここはしっかりと反省して、そこは改善策を、こういうことが起こらないような対策を立てていただきたいと思うわけですが、ただ、今回の場合、公判への影響については、警察が検察のほうに問い合わせられて、裁判所も問い合わせされているんですかね、何かそういうのをちょっと読みましたが。ただ、いろんな団体から、影響のほうを、もう身内だけの判断で完結させているんではないかという御批判があるわけであります。

特に、例えば、事件の被疑者の方とか被告人とか弁護人さんに何の説明も調査もなかったというようなことが述べられているようですけれども、それについてはどういうふうにお答えになりますか。

○中嶋警務部長＝そういった御指摘のあることは承知しております。一方で、今御説明をさせていただいたとおり、公判に提出されていない、すなわち公判に影響がない。要は公判の相手方となる、いわゆる弁護士の方とか被告の方に対して、影響も全然与えてございませんので、そういったことから、我々といたしましては、そういった方々への御説明については必要はないものと考えております。

○土井委員＝分かりました。ただ、この問題について、その辺の説明もきちっとなされていたのかなと。じゃ、何でこういう声が上がっているかなというのを思うと、そこの説明はされていなかったんではないかと思うんですけど、いかがですか。

○中嶋警務部長＝御指摘のとおりでございまして、今回の事案について、県民の皆様はじめ、御説明が足りなかったというのは我々も非常に重く受け止めて、深く反省しているところでございます。

○土井委員＝こういうことはなるべく公開して、きちっと説明を、特に直接関係のある弁護士さんたちとか、全然その辺のところを御存じなかったということでありますので、しっかり説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。

続いて問いの二の五項目めですが、第三者委員会の設置についてお伺いします。

一点目は、公安委員会の位置づけと役割についてであります。

県警察は、公安委員会は警察外の第三者的な立場で今回の事案について、これまで多くの指摘、指導を受けているところであり、第三者委員会といったものの設置は必要ないというふうに言われて、これまでも答弁されていますが、まず公安委員会の位置づけと役割について確認をしたいと思います。よろしく

お願いします。

○中嶋警務部長＝公安委員会の位置づけと役割についてお答えします。

公安委員会は、警察法に基づき、住民を代表し、警察行政の民主的運営を保障し、また、独立の合議体としての中正な運営により政治的中立性を保障するという趣旨のもと、県警察を管理するために設置されている機関であります。

佐賀県におきましては、三人の委員が県議会の同意を得て知事から任命されております。

運転免許、交通規制、古物営業等の各種営業の監督など、多くの行政事務を処理するとともに、県警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議などの場で、警察本部長等からの報告や説明を受け、指導する、それにより県警察を管理しているという仕組みでございます。

また、公安委員会におきましては、おおむね毎週一回の定例会議が開催されているほか、県内の各警察署において開催される警察署協議会への参加、教育委員会をはじめとする関係機関との協議といった活動が行われております。

○土井委員＝今、公安委員会の説明がございました。公安委員会は、議会の議決をもって承認をしておりますので、公安委員会の方々は、みんなすばらしい方で、きちっと職務を果たしていただいているというふうに思っておりますが、今お話があったように三名の方なんですよね。なおかつ、非常に多くの行政事務、今お話聞きましたけれども、大変お忙しい状況であるというふうに思います。そういう中にあって、この公安委員会による今回の調査の状況について、二点目にお伺いをしたいと思います。

公安委員会で第三者的な役割を十分果たせているのか、また、三人という人数で十分な調査ができたのか、改めてお伺いしたいと思います。

○中嶋警務部長＝本事案についての公安委員会による確認や指導の状況についてお答えします。

まず、公安委員会の第三者性について御説明いたします。

佐賀県公安委員会は現在、各界からの三名の委員によって構成されております。

その公安委員は、議会の同意に基づき、知事によって任命されるとされておりまして、現在の三名の委員は、それぞれ令和五年十月、同令和五年十月、令和六年十月に当時の県議会において同意され、知事により任命されているところでございます。

そして、改めて申し上げますが、この一連の公安委員の選任手続について、県警察は一切関与しておりません。したがいまして、県公安委員会については、制度的に、また実態的にも、いわゆる第三者性は確保され、その中立性、効率性についても十分に満たしているものと考えております。

そして、本事案につきましては、その公安委員会におきまして、幾度にもわたりました定例会議や臨時会議の場により、いわば警察外の第三者的な立場から十分に確認をいただき、また、それを基に御審議いただいた上で指摘、指導をいただいてきたところでございます。

少しその主な内容を御説明しますと、調査方針や調査状況について公安委員会に定期的に説明し、指示を仰ぐこと、調査体制を構築し、捜査や公判への影響の有無を含め、疑念のないよう徹底した調査を尽くすこと、調査に合わせて、再発防止策についても真に実効あるものとなるよう徹底して検討することなどについて、強い指示がございました。

以上のとおりの状況でございまして、本事案に当たっては、公安委員会におきまして、県警察による調査状況や調査結果がしっかりと確認され、幾度にもわたり指導や指摘がなされたものでございます。

○土井委員＝そういう形で、三人という人数でありましたけれども、十分な調査ができたというふうに思っておられるわけですよね。

いろんな御批判の中には、御存じだと思いますけれども、公安委員会は内部組織的な意味合いが強く、どこまで監督機能が果たされているか非常に疑問が残るというような御指摘も随分県民の皆さんからもいただいているところであります。そこに対してもしっかりと説明をされなければいけないのではないかと思いますが、いかがですか。

○中嶋警務部長＝先ほど御答弁させていただいたとおり、この事案に関する説明不足を御指摘いただいたところでございますが、我々県警察としても、これまでの説明に足らなかったことがあるというのは真摯に受け止めまして、引き続きしっかり県警察、そして、公安委員会が果たす役割、今回の調査の結果、そして、再発防止策について説明をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○土井委員＝この項目の三点目ですけれども、第三者委員会の設置が必要ないと判断をされたわけですけれども、今までずっと、るるお話を聞いてきましたが、今回の事案は極めて重大かつ深刻な問題です。県の弁護士会も第三者委員会による調査を求める声明を出しておりますし、これは佐賀県だけではなくて、東京弁護士会も、それから九州弁護士会も出しているところでありますし、改めて第三者委員会の設置の必要性がないという理由をもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○中嶋警務部長＝第三者委員会の必要性についてのお尋ねに対してお答えします。

先ほど、その詳細を御説明いたしましたとおり、本事案における職員による不適切な取り扱いは、県警察におきまして徹底して精査した結果のものであります。そして、その結果については、詳細を御説明いたしましたとおり、当該職員によりまして、例えば、検出されていないものを検出されたなどとした取り扱いは一切認められず、当然ながら、特にその後の捜査や公判への影響も一切認められなかったものであります。そして、その上で申し上げましたとおり、本件については公安委員会に対し、幾度にもわたりその状況を詳細に説明、報告し、その都度、指摘や指導を受けてきたところであります。

なお、公安委員会による確認という点につきまして、本事案についてはＤＮＡという分野のことであり、高度な専門性を持つ者による確認が必要なのではないかといった旨の御指摘があり得るように思いますので、このことについて補足いたします。

るる御説明申し上げておりますとおり、本事案におきます職員によるその不適切な取り扱いの内容は、鑑定作業を実施していないのに実施したように装ってヒトＤＮＡは検出されないといった結果を作成する、鑑定作業の後に警察署等に返還しなければならない鑑定資料を紛失する、鑑定作業の後に作業した日付を書き換えるなどといったものでありますが、すなわちここで確認を要する点は、例えば、作業を実施したかしていないか、警察署等に資料が返還されているかいないか、作業した日付と決裁書類に記載されている日付が一致しているか否かといった事柄であります。つまり、殊さら高度な専門性を有していなければ、その調査の是非を評価できないといったものではありませんし、また、行為自体は六類型に分類できるように、いわば複雑なものではありません。そういった状況も踏まえまして、今般の調査結果については公安委員会に十分確認いただき、しっかりと評価いただいたものと考えております。

るる御説明いたしましたが、こうしたことを踏まえますと、県警察としましては、本事案を受けて、この上、さらに第三者機関といったような新たな機関、新たな組織を設置するといったことにつきましては、その必要があるとは考えていないところでございます。

○土井委員＝今、るるお伺いをしましたが、ただ、先ほども言われたように、いわゆる警察の調査でそういうことが分かったので、今回はたまたまそういう

公判にも影響が出ていなかったので、第三者機関をつくる必要はないというふうに判断されたということですが、ただ、通常こういう不祥事があった場合は、当然ながら内部の調査ではなくて、それを第三者に見てもらう、外部の目が必要だということになるわけです。それを公安委員会という形にしてありますが、先ほどからのお話を聞くと、公安委員会も物すごく忙しい業務の内容の中で三人しかいらっしゃらなくて、そういう中で、警察の説明だけでそういうふうに判断をされていくというのは、一般の県民の方はなかなか理解されていないところがあるというふうに思います。

佐賀県弁護士会をはじめ、多くの方が外の目の調査を強く求められているわけです。県民の信頼を回復するという意味では、調査委員会とか第三者機関とかいう、そういう組織じゃなくてもいいので、何らかの形で外の目で調査を行うというか、意見を聞くとか、公安委員会さん以外でも、専門家の方に聞くとか、あるいは公安委員会がそういう方に聞かれるとか、そういうことがあっても私はいいんじゃないかと。公安委員会は三人だけで、もちろんすばらしい方が公安委員をしておられますし、先ほど専門性はあまり必要ない事案だったということではありますけれども、経済界と法曹界と教育界から出ていらっしゃると思いますが、やっぱり専門の方に意見を聞いたほうがより県民の皆さんに対する説明力が上がるのではないかと私は思うんですよね。

最後に、この再発防止策についてでありますけれども、県民の信頼を回復するために、県警察による真相解明や再発防止策を徹底する実効性のあるものにする必要があるというふうに私は思います。

具体的な再発防止策についてお伺いをしたいわけですけれども、基本的にはさっき言いましたように、確かに、単に形としては公安委員会さんが第三者的な目で見ていただいたかもしれないけれども、なかなか県民の皆様にはそこは御理解いただいていないところだというふうに思いますので、何らかの形で外の目を、外の声を聞くような姿勢をしっかりと持っていかないと、たまたま今回はこういう形で公判に影響は出ていなかったということですけど、それを信じたいと思いますが、それが、また影響が出るような事態になったら大変なことであります。これは日本の民主主義の根幹を揺るがす問題でもありますので、そこはしっかり考えていただきたいということで、この再発防止策について、県警本部長にお伺いをしたいというふうに思います。

○福田警察本部長＝本事案を受けました再発防止策について、私からお答えいたします。

今般の事案は、今、るる御説明申し上げたように、当該職員におきましてその職責への自覚が大きく欠落していたことに加えまして、科学捜査研究所におきます幹部職員による業務管理の在り方、公文書の取り扱いの在り方などといった面でも大きく改善を要する点があったものと考えております。

したがいまして、県警察におきましては、再発防止策としまして、職員一人一人の高い倫理感の涵養、公文書の適切な取り扱いのための指導、各級幹部職員による適切な業務管理の徹底、科学捜査研究所における体制の見直しとチェック機能の強化のための各種の措置を講じることとしております。

特に科学捜査研究所におきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、担当上司が担当者の鑑定作業の着手から終了までの各段階で立ち会う、そして、鑑定記録や鑑定資料の内容を都度確認するなどのチェック機能の強化、これはそのための業務要領を作成しておりまして、既にそのとおりの運用を開始してございます。

二つ目に、科学捜査研究所の研究員の増員、鑑定作業の支援担当者の配置、鑑定を嘱託する警察署等との連絡調整窓口の設置などの体制の強化、こちらもそのための手続を既に進めておりますことは御説明したとおりです。特に、福岡県警察の科学捜査研究所への職員の派遣は来週より早速開始いたします。

科学捜査研究所におきまして、こういった措置を取りまして、その万全を期すこととしております。

もちろんこれらの再発防止策は、本事案の発生要因を踏まえ、十分な検討を重ねたものではありますが、今後その状況によりまして、さらに検討を要するもの、また、追加すべきもの、修正すべきものが認められますれば、その都度、柔軟にしっかりと検討し、措置し続ける、それにより真に実効ある再発防止策としたいと考えております。

私は、今回の事案が七年間にわたり発覚しなかったということは、本当に重く受け止めております。ただ、同時に、業務を進めるに当たって、ミスや問題は常に起こり得るものであるとも考えております。どれほど気をつけてもミスは起こり得るものですし、どれほど強い意志を持っておりましても、それが揺らぐこともあり得るものと考えております。しかし、大切なことは、そういったミスや問題は起こり得ることであることを前提に、問題が生じる前に、前もって様々なリスクを勘案し、業務全体のバランスを考えながら、その予防のための意識づけであったり、チェック機能の構築であったり、必要な措置を講じること、そして、それでも図らずも問題が生じてしまったときは、事実関係のみならず、発生した要因やその背景を徹底して精査、分析し、真に実効ある再発防止措置を講じることであると考えております。

そしてまた、同じく大切なことは、問題が生じてしまったときにその担当者個人の問題として片づけてしまうのではなく、例えば、上司はなぜ指導や指摘ができなかったのか、周りの者はなぜ気づけなかったのか、係や所属の本来のチェック機能は働かなかったのかといった組織的、制度的な論点がなかったのかといった検討を欠かさないこと、そのことが同時に非常に重要なことであると考えております。

そして、本事案につきましても、無論、本事案は当該職員の倫理感の欠如といった側面が大きいわけではありますが、それにとどまらず、科学捜査研究所におきます上司による業務管理の在り方、鑑定作業のチェック機能の在り方といった面でも時間をかけて十分に検討を重ねた上で、御説明いたしました再発防止策を措置したものでございます。

改めまして、今回の科学捜査研究所の職員による不祥事案につきましては、県警察の責任者として大変に申し訳なく、また、重く受け止めております。県警察としましては、ただいま申し上げた各種の再発防止策を徹底して進めていく、これは当然でございますけれども、あわせまして職員一人一人がそれぞれの持ち場におきまして日々の警察活動にしっかりと向き合い、しっかりと取り組み続ける、それにより、もって県民の期待と信頼に応えてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○土井委員＝今、具体的にるるお話をしていただきました。ただ一点、今、警察内部で、今の組織の中で、いわゆる公安委員会を第三者的な目で見てもらうという形で進めてこられていますけれども、私は時々、事の事案によっては専門性のあることもあるので、公安委員会がそれはやられることなのか分かりませんけれども、専門家と言われた外の目を入れるというか、意見を聞くとか、そういう姿勢は必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福田警察本部長＝先ほど第三者委員会なりのお尋ねについて警務部長から御説明申し上げましたが、改めまして私から追加的に御説明いたします。

私どもといたしましては、本事案を受けて第三者機関といった新たな組織、新たな機関を設置するといったことにつきましては、その必要があるとは考えていないところでございます。

その理由につきましては、県警察におきまして、当該職員によって担当されたＤＮＡ型鑑定について鑑定精査を徹底し、不適切な取り扱いを全て特定した

こと、また、中立性、公正性はもちろん、第三者性を有する公安委員会が、いわば警察の外の立場から、県警察が行う調査に関し、複数回にわたって具体の方法や判断について確認していることによるものであります。この点については御答弁申し上げたとおりです。

これに加えて申し上げますと、今回の調査対象となる内容は、非常に多くの具体的な事件の捜査に関するものでございます。つまり、この対象となりますものは当然ながら、事件の関係者の方、被害に遭われた方などの多くの方々の個人のプライバシーや、また、それぞれの事件の具体的な場面におきます捜査の手法の詳細など、非常に機微な内容を多く含むものでもございます。こうしたことからも、第三者性を有するとともに、法令に基づき県警察を管理する機関であり、また、守秘義務も課されている公安委員会において、こういった機微な事項を含む内容について詳細に確認いただいてきたところでございます。

したがいまして、第三者性を有し、いわば警察の外の立場から県警察を管理指導することが法律上も想定されている公安委員会により、これらが確実に行われていることをもちまして、議員御指摘のような外部の目による確認はしっかりと行われているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○土井委員　分かりました。しっかりと今後、例えば、情報公開を求められたりすることもあるというふうに思いますので、積極的に対応していただいて、可能な限り公開を行って、県民の信頼回復にとにかく努めていただきたいというふうに思います。

説明についても、何か後から後から説明が来て、一番最初からきちっと説明してもらえばこんなにいろんな疑念を持たれなくてもよかったんではないかというふうに思います。そこがいわゆる組織の内部だけで何かやろうとしているんではないかという誤解を生むわけでありますので、そこはしっかりと反省をしていただいて、今後そういうことがないようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、問いの二については質問を終わりまして、問いの三は県立大学についてお伺いをしたいというふうに思います。

高等教育機関問題対策等特別委員会の県外視察で群馬県に行きました。共愛学園前橋国際大学を訪問しました。全国の大学の学長さんが注目する学長ということで選んでいるやつで、四年連続で選ばれている方がこの共愛学園前橋国際大学の大森学長さんです。大森学長より、県立大学をつくるなら大切だと思うことと題して、幾つかのお話をいただきました。私が非常に感銘したのは、専門性よりもジェネリックスキルが大切、いわゆるどこかの狭い専門性だけではなくて、いろんなところに汎用的にできる能力が必要だと。それと、職員は事務という概念を捨てられるスタッフを集めることが大事だというふうに言われました。まさにこれからつくる県立大学に適したお話をたくさん伺うことができたと私は思っています。

また、新たに大学をつくるには、大学が地域と本気で関わる、地域が大学を本気で支えることが重要だとの指摘もありました。

もう一つ、佐賀県議会の国際交流推進議員連盟で視察に行ったこともありますが、私の地元であります鹿島市と交流があります釜山外国語大学というのがあります。韓国であります。ここの関係者といいますか、多分学長さんだったと思いますが、研究者ではなく仕事ができる人間を育てるとの考えを貫徹されておられました。入学希望者を世界中から大変多く集められておりまして、大学の機能として研究の側面はもちろん大事ですけれども、地域でつくる大学は、その地域のニーズを捉えた人材育成を行うことが、大学と地域の関わりを深めることにつながると考えます。佐賀大学や西九州大学、設置認可が下りたばかりの武雄アジア大学においても、地域と向き合い、地域や時代のニーズに合っ

た人材育成を行ってほしいと思います。

そこで、以下の点について質問いたします。

問いの三の一項目めは、シンポジウムの気づきについてです。

地域に愛され、ともに成長する大学を目指して、この七月にシンポジウムが開催されました。学長予定者である山口先生を含め、活発な意見交換がされたと聞いており、記事でも拝見をいたしました。登壇者の意見や会場からの質問など、シンポジウムを開催してみて、県としてはどのような気づきがあったのか、政策企画監にお伺いをします。

○中島政策企画監＝シンポジウムの御紹介も含めながらお答えさせていただきます。

シンポジウムにつきましては、「佐賀県立大学シンポジウム」と題しまして、七月に開催したものでございます。学習予定者の山口先生の御講演、後にパネルディスカッションを行いました。若者とまちづくり、あるいは地域とともに大学が成長するにはということをテーマにディスカッションを行ったところでございます。

パネリストといたしまして、ディスカッションには山口先生のほか、お三方に御登壇いただきました。佐賀バルーナーズの田畠社長、それから、有田町の地域おこし協力隊もされていらっしゃいました一般社団法人ｃｌａｙの佐々木代表理事、それから、佐賀商工会議所の青年部でも活躍されていらっしゃいます中野建設の中野取締役、この三方にも御登壇いただいたところでございます。それぞれのお立場で、これまで関わってこられた地域ですとか、大学生、若者とのつながり、こういった経験を絡ませながらお話をいただいたところでございます。

その一部でございますが、例えば、新しいイノベーションには新しい切り口が大事、若者は、大人では思いつかないような新しい提案、面白いアイデアが出てくるといったことですとか、大学生が地域でフィールドワークをしながら、地域課題解決の取組を一緒に考える企画を行ったところ、地域側にも若者と一緒に取り組むことで前向きさが生まれたと、そういった御発言もいただいたところでございます。

登壇者の御発言ですとか、あるいは会場からの御質問といったところをお聞きいたしましたところ、やはり地域、大学、若者、こういったものが連携し合う、混ざり合うことで、お互いが成長していくということを期待されているというようなことを感じたところでございます。会場全体がそういう期待感を持っているんだなというのを感じたところでございます。

私どもは今、県立大学においての学びの方法ですとかカリキュラム、そういったことを検討しているところでございます。そのような期待を現実のものとしていくためのものにしなきゃいけないというところを、改めて強く思ったところでございます。

以上です。

○土井委員＝それじゃ、問いの三の二項目めですけれども、職員の確保と人材育成のイメージについてお伺いします。

大森学長から、大学職員の在り方についても言及がありました。大学に関わる人間が地域に根差した視点を持つことが非常に重要であると。県立大学については、大学職員の確保、将来の人材育成に向けてどのようなイメージを持っているのかお伺いします。

○中島政策企画監＝大学の職員の皆さんが、大学が持つ理念ですとか考え方、こういったことを理解して、生かした上で運営に関わっていただくということは大変重要だと思っております。という中で、具体的には県立大学の職員、大きく二つの役割を期待しております。

一つは当然ではありますけども、大学運営上必要な必須の役割でございます。

大学が持つ大学の総務、大学の会計、学生支援、こういったどこの大学でも必要な役割というのが求められているところでございます。それに加えまして、今お話もありましたけれども、やっぱり県立大学でございます。ゼロからつくる大学でもございます。そういった特徴が佐賀県立大学にはございますので、その特徴を大学事務局として関わっていく、強化していくという役割があると思います。

その確保につきましては、現状、県の機関として大学はないわけでございます。大学の実務に詳しい職員は当然いないわけでございますので、ノウハウを持つ職員というのを、ほかの大学に勤務している方ですとか経験がある方などを採用していくということも検討しているところでございます。

ほかの公立大学の例を見ますと、それに加えまして、大学職員のうち一定数は設置自治体からの派遣というような形も取っているところが多うございます。佐賀県立大学におきましても、いわゆる大学のプロパー職員、それと、県からの派遣職員、こういった要素で事務局を構成していくということになろうかと考えているところでございます。

育成に関しましてでございます。

県立大学の職員の育成、これは型にとらわれず、いろいろ工夫していきたいと思います。今お話にありましたように、地域との連携、地域を意識したというところも必要でございます。例えば、型にとらわれずというところで言うと、県立大学単体で行うことが必ずしも必要ではないと思っておりまして、県の施策をよく理解するために県庁職員と合同で研修を受けるとか、あるいは、地域に根差した大学というのは、佐賀県立大学だけではございませんで、県内のほかの大学もそうですし、ほかの公立大学もそうでございます。そういったほかの大学との合同研修といったことも考えられると思っております。様々に考えていきたいというふうに思っております。

九月二十五日　総務　土井敏行委員

お話しいただきましたように、大学職員の確保、資質向上、これは大学の教員の確保、資質向上と同じく、とても大事なものだと思っております。県立大学での教育、大学運営がうまくいくかどうかに関わる重要なポイントだと思っておりますので、様々な事例を研究、検討いたしまして、よりよいもの、よりよい形にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員＝先ほど言いました視察で行った群馬県の共愛学園前橋国際大学ですけれども、あそこに行ったとき、職員の皆さんとお会いしてみんな明るいんですよね。何か楽しさを感じました。やっぱりそういう楽しさが感じられる、そういうムードが出ているので、学校全体、学生も当然楽しいと思いますから、そういう大学になるように、ぜひ頑張ってほしいというふうに思います。

それでは、この項目、問いの三の三項目めですが、地域構想推進プラットフォームについてお伺いをします。

大学が地域と向き合って、地域が大学を本気になって支えるためにも、文部科学省が提唱しています地域構想推進プラットフォームのような大学連携の枠組みが大切であると考えています。

この一点目、地域構想推進プラットフォームの概要についてですが、地域構想推進プラットフォームはどのようなものかお伺いをします。

○日野政策総括監＝地域構想推進プラットフォームでございますが、これは今年の二月に文部科学省の中央教育審議会が、今後の我が国の高等教育システムに関する答申の中で示したものでございます。この答申におきましては、各地域におきまして、大学や地方自治体、産業界、金融機関等の地域の関係者が、地域の人材育成の在り方や、大学などにおける研究、教育について、継続的に議論を行う協議体を構築することが示されております。この協議体を地域構想推進プラットフォームというふうに呼んでいるところでございます。

このプラットフォームが提案された背景でございますけれども、人口減少や、個々の大学の経営判断によりまして、各大学が再編でありますとか、例えば、学部の定員を減らしたりだとか、あるいはときには撤退するということ、こういう判断をする場合がございますけれども、これをいわば市場経済における選択に委ねてしまうと、特に地方におきましては、大学進学希望者の選択肢が少なくなってしまう。また、ひいては地域における人材確保、そして、生活や産業基盤に大きな影響を与える恐れが出てくるんじゃないかと、こういう認識がございます。

こうしたことから各地域におきまして、先ほど申し上げましたように、大学や自治体、産業界などがプラットフォームを構築して、それぞれの大学の特色であるとか、地域で求められる人材の動向、こういったものを関係者が共有いたしまして、相互に連携を強化することで、大学としても機能を高めていく、地域ごとに大学へのアクセスを確保しようというものでございます。

以上でございます。

○土井委員＝それでは、二点目ですけれども、佐賀県における地域構想推進プラットフォームの将来の姿についてお伺いします。

佐賀県では既に「ＵＣ５＋」の取組がスタートしておりますが、佐賀県における地域構想推進プラットフォームの将来の姿をどのように描いておられるのか、夢のある答弁を期待して、この質問をしたいと思います。

○日野政策総括監＝佐賀県におけるプラットフォームの将来の姿でございますけれども、本県は令和五年十一月、二年ほど前になりますけれども、知事と県内の大学、短大の学長で意見交換の場をつくっております。「ＵＣ５＋」というふうに呼称しておりますけれども、その場で結構フランクに知事や各学長が全員出席していろんな意見交換をしておりますけれども、これまでも留学生の確保というものを、例えば、高校生に対してどういうふうにアプローチしていくんだろうかとか、それから例えば、短大におきましては、特に県内で福祉系の人材、エッセンシャルワーカーを育成しておりますけれども、今後の将来像などについて率直な意見交換を行っていたところでございます。つまり、知事と大学、短大のトップが継続的に議論する場としては既に存在しているということになります。

考えてみますと、佐賀県の高等教育をめぐる環境は今大きな転換期にあるんだろうと思います。武雄アジア大学が来年四月に開学をいたします。そして、西九州大学は学部の再編を行いまして「健康データ科学部」というものを今度開設する準備中です。そして県立大学という形で、本県はそういう大きな転換期に今あるわけでございますけれども、この地域構想推進プラットフォームを構築することで、先ほど申し上げましたように、地域におきまして大学同士の連携というものも当然強化されるわけであります。

一緒に何か合同ゼミをやっていこうではないかとか、それから、例えば教員同士がコラボしながら研究の質を高めていくとか、いろんな取り組みが期待されるわけでございますけれども、それ以上にこうしたプラットフォームが大学間だけではなくて、いわば地方自治体が中に入ることによりまして、高校や中学といった教育界との連携、そして経済界、いわゆる産業とか経済だけじゃなくて、例えば農林水産業だとか、医療業界とか福祉業界とかいろいろございますけれども、様々な分野の方々と地域におけます知の拠点であります大学のつながりを強化できるんじゃないかというふうに思っています。国においては、この地域構想推進プラットフォームの在り方については、今詳細の検討をされているというふうに聞いておりますけれども、その状況は、私どもは当然把握し、注視しつつも、佐賀県として大学と地域のつながりを強化していくということは、これは必要なことだと思っておりますので、このプラットフォームのありようについては県内の大学の関係者と意見交換を進めていきたいというふ

うに思っているところでございます。
以上でございます。
○土井委員＝ありがとうございました。私たちは総務省や文科省に行ったときも、地方の大学がいわゆる地域づくり、地方創生に果たしている役割は極めて大きい、これからもそれについてはしっかり応援をしていくというような言葉もいただいておりますので、夢のあるような大学になって、佐賀県の地方創生につながるようにぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。
それでは続きまして、最後、問いの四に質問を移したいと思います。問いの四は、県職員の人材確保についてであります。
近年、少子・高齢化による労働力人口の減少に伴い、労働市場における人材獲得競争が激化しており、社会のあらゆる分野で人材確保が難しい状況が続いています。いわゆる人手不足です。これは民間企業に限ったことではなく、地方公共団体も同様に人材不足に直面しているとの話を聞きます。複雑化、高度化する行政課題に的確に対応するためには、県庁を支える人材の確保は喫緊の課題であると思います。
県においては、これまでも人事委員会と協力し、新卒採用だけでなく、他の自治体に先駆けて民間企業等の経験者採用、いわゆる中途採用ですが――にも積極的に取り組まれてきたものと認識しているところです。また、県政を安定的に運営し、質の高い県民サービスを提供し続けるためには職員の採用だけでなく、採用した職員にしっかり定着してもらうこと、つまり、早期退職者を極力減らしていくことも重要だと考えております。そして、職員一人一人に持てる力を十分に発揮してもらうことが必要であります。そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。
問いの四の一項目めは職員の採用についてであります。
一点目、職員の採用状況についてお伺いします。

九月二十五日　総務　土井敏行委員

県の職員採用試験の受験者数、合格者数、競争倍率等の推移はどのようになっているのか。また、他の都道府県と比較してどのような状況にあり、今後どのような見通しを持っているのか人事課長にお伺いします。
○堤人事課長＝直近の令和六年度に実施した競争試験では、行政職、これはいわゆる事務職のことですけれども、そのほかに土木、建築、電気といった土木建築関係、それから農政、畜産、農業土木、林業、水産といった農林水産関係、それから化学、保健師、生活指導員といった衛生福祉関係といった数多くの技術職でも採用試験を実施しております。
これら令和六年度の競争試験における知事部局の全ての職種における受験者数等の合計は、受験者数で九百十三人、合格者数が百五十一人、競争倍率は六・〇倍となっております。その時々の退職者数などに基づきまして採用予定者数を定めますので、年度によって合格者数については変動をいたしますが、競争倍率を見ますと、十年前の平成二十七年度で十三・三倍、五年前の令和元年度で九・三倍となっておりますので、これらと比較しますと、受験者数の減少によりまして少しずつ倍率が低下しているといった状況にございます。
他の都道府県との比較ですが、まず行政職に限って申し上げますと、令和五年度に実施した試験で全都道府県の中で一位の競争倍率となっております。また、全職種でも本県の競争倍率は全国平均を上回ってはいるという状況ではございます。ただし、他の自治体と同様に競争倍率が低下傾向にありますので、受験者の確保は課題と認識しております。
以上です。
○土井委員＝意外に佐賀県は人気があるんだなということを感じました。
二点目ですが、技術職の採用状況及び課題についてお伺いします。
私自身、企業の経営に関わってきた中で、以前は大卒の技術者も採用できていましたけれども、近年は求人にほとんど応募がない状況にあります。特に、

土木、建築、電気などの設備関係の人材確保には大変苦慮しておりますが、県の技術職の採用はどのような状況になっておりますか。

○堤人事課長＝令和六年度に実施しました技術職の競争試験におきましては、受験者数百五十九人、合格者数八十四人でして、競争倍率は一・九倍ということになってございます。

委員御指摘のとおり、近年、土木、建築、電気、機械の採用は特に厳しい状況でございます。例えば、受験者数がゼロの職種ですとか、最終合格者が採用予定者数を下回った職種もあるという状況となっております。

以上です。

○土井委員＝それでは三点目ですが、技術職の人材確保に向けた取り組みについてお伺いします。

技術職というのはなかなか難しい、我々もふだん県庁の皆さんと接触していて感じるんですよね、技術職の人は昔に比べたら随分減ったなというふうな感じをしております。技術職の人材確保に向けた取り組みについてですが、今後も技術職については官民問わず人材確保が難しい状況が続くと思われますが、県では必要な人材を確保するため、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○堤人事課長＝技術職の受験者確保は喫緊の課題と認識しております。これまでも、大学の研究室訪問や講義などでのＰＲ活動、それから公共事業の現場見学を通じて仕事のやりがいを実感してもらうセミナー、こちらは人事委員会において実施していただいております。それから、県庁での技術職のインターンシップの受け入れ、技術職の若手職員との交流会などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、採用広報に力を注ぐとともに、より受験しやすい試験の導入、働きやすい職場づくりなど様々なことに取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○土井委員＝今言われた働きやすい職場づくりなど、やっぱりこれからいろいろ注力していただきたいと思います。技術職は限られた分野なので、先ほどの県警の科捜研もそうであるかもしれませんが、異動がなかなか難しいというのがあって、狭い範囲になってしまう可能性がありますので、そこは何か工夫が必要ではないかというふうに思います。

それでは次に、問いの四の二項目、中途採用者の活躍についてお伺いをします。

一点目は、中途採用の状況についてです。

雇用の流動化が進む現代において、中途採用は人材確保の一つの手法だと思います。佐賀県においては中途採用を積極的に進めてきた結果、現在、全職員に占める中途採用者の割合はどういうふうになっているのか、また他の都道府県と比較してどのような状況なのかお伺いします。

○堤人事課長＝民間企業等経験者採用枠と言っておりますけれども、いわゆる中途採用の職員ですが、令和七年四月一日現在で三百八人となっておりまして、全職員の約一〇％となっております。また、行政職に限って申し上げると二百八十一人、割合は一七・七％となっておりまして、これは全都道府県の中で一位となっているところでございます。

以上です。

○土井委員＝非常に多いなというのは日頃から感じているところですが、二点目は中途採用していただいた方の効果についてお伺いをします。

一般的に中途採用者を組織に迎えるときには、中途採用者と生え抜き職員とが同じ方向を向けるよう、いわゆるベクトル合わせを行うことが重要と思います。このベクトル合わせというのは、京セラの稲盛会長がよく言われていたこ

となんですね。そうすることで両者の力が合わさり、組織力が高まります。

県ではこれまで、中途採用を積極的に進めてきたことにより、どのような効果が生じているのか、県の組織力向上につながっているのかについて、その評価をお伺いしたいと思います。

○堤人事課長＝現在では、行政職のおおむね五人に一人が中途採用職員で、例えば係に一人、二人の中途採用職員がいるという光景も珍しくないという状況です。

中途採用職員には柔軟な発想や企画力、広報力、それから専門的なスキルや人脈など、それぞれの経験に裏打ちされた能力を発揮し、協力し合う中で組織が活発になり、新しい発想を生み出してもらうことを期待しております。

具体的に活躍している事例を紹介いたしますと、例えば、営業力を生かした用地買収、福祉業界での経験を生かした児童支援、金融機関での知見を生かした産業支援、広告業界で培った能力を生かした広報施策など、幅広い分野でその能力を発揮してもらっております。

中途採用職員が加わることによりまして、各職場において様々な議論が活発になされており、組織が活性化することが質の高い県民サービスの提供という成果につながっているものと考えております。

以上です。

○土井委員＝今、中途採用の効果について、いいことがたくさん出てきましたけども、やっぱり課題もあると思うんですね。

三点目は、中途採用の課題についてお伺いします。

中途採用者が増えたことにより、生え抜き職員との間で意見がぶつかり、業務遂行に支障が生じるなど組織運営上の課題は生じていないのか。これはいろんな組織でよくあることなんですが、生じているとすれば、どのような対策を行っているのかお伺いします。

○堤人事課長＝組織運営上の課題ということで、これにつきましては特段見当たらないという状況というのが正直なところでございます。ただ、あえて課題を申し上げますと、これは組織運営というよりも、中途採用職員さん自身が直面するものかもしれませんけれども、例えば、中途採用職員は即戦力として能力を発揮することが期待されております。したがいまして、前職とは異なる県庁の仕事の進め方に短い期間で適応して仕事の質を上げなければならない、そうした苦労に直面するということが挙げられるかと思います。

そのため、中途採用者につきましても、一般の新規採用職員と同じく採用一年目の上半期に集中して新規採用研修を実施するとともに、仕事の実務面につきましても、財務会計ですとかシステム操作、文書事務などにつきまして様々な研修の機会を設けているところでございます。

以上です。

○土井委員＝分かりました。官庁と一般の民間企業では大分違うところがありますので、そこをしっかりと教えていただけばいいんじゃないかなというふうに思います。

問いの四の三項目めですが、職員の早期退職についてお伺いします。

一点目は、職員の早期退職の状況についてであります。

これもあらゆる分野で言えることですけれども、現代では終身雇用が当たり前ではなくなり、特に若い世代では仕事に対する価値観が多様化し、キャリアアップのための転職も珍しくない状況です。佐賀県において、職員の年代別の早期退職者数及び離職率はどのような状況なのかお伺いします。

○堤人事課長＝直近、これは令和六年度――昨年度の数字ですが――の早期退職者は全体で五十八人、職員数に占める退職者の割合である離職率は一・八％となっておりまして、年代別の内訳は、二十代で十八人の離職率二・七％、その次に多い――同じ数ですね、五十代で同じく十八人、離職率で一・六％、続

いて三十代の十三人、離職率は一・六％、それから、四十代で九人、離職率一・三％となっております。

以上です。

○土井委員＝やっぱり増えてきているのかなという気はします。

二点目ですが、早期退職の要因分析についてお伺いします。

業務内容や職場環境、古い組織体質などを理由に採用後すぐに退職し、転職するような事例などは生じていないのか、県職員の早期退職の要因をどのように分析しているのかお伺いします。

○堤人事課長＝令和六年度の早期退職者の退職理由として主なものは、多い順に申し上げますと、民間企業等への転職が二十一名、それから、健康上の事情によるものが十名です。続いて、家族の介護や家業を継ぐなど家庭の事情というのが九名、それから、結婚が八名となっております。

令和六年度における二十代の早期退職者が十八名いますけれども、このうち七名が県外への転居を伴う結婚による退職、また、次に多いのは転職を理由としたものでございます。

近年の転職市場の活性化に伴いまして、職員が自身の適性や将来のキャリアを踏まえて転職するケースが増えております。こうした早期に退職する傾向は全国の自治体や民間企業においても同様に見られ、日本全体の労働市場の状況を反映したものではないかと考えております。

以上です。

○土井委員＝そこで、三点目ですけれども、早期退職防止の取組についてお伺いをします。

退職理由については、今いろんなお話がありました家庭や個人的なもの、仕事のやりがい、職場環境など様々あると思います。県職員の人材確保のため、早期退職の防止に向け、どのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○堤人事課長＝県職員一人一人が県政を支える重要な人材でありまして、早期退職が増えていく状況は決して看過できるものではございません。職員が長く安心して働ける職場環境の整備やキャリア形成支援といったことに取り組む必要があると認識しております。

具体的には、仕事と子育て、仕事と介護の両立支援、健康上の問題を未然に防ぐための相談体制の充実、それから、成長の機会につながるような人事配置、キャリア形成につながる研修や学びの機会の充実などに取り組んでまいります。

時代は常に変化しており、以前と同じ取組が今後も有効である保証はございません。したがって、これからもやるべきことを随時見直しながら、引き続き魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○土井委員＝退職防止につながるようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

問いの四の最後、四項目めですが、組織力強化に向けた思いについてお伺いします。

佐賀県庁が未来に向かって力を発揮していくためには、組織力の強化が欠かせないと思います。組織力の強化に向けて、優秀な人材を確保し、定着させ、活躍してもらうために今後どのように取り組んでいくのか、総務部長の思いをお伺いします。

○志波総務部長＝私の思いということでございます。

近年、状況を見てみますと、労働人口の減少に伴いまして採用環境の激化、あるいは中途採用を含む労働市場の流動化が見られるところでございます。また、それぞれ仕事に求める価値観ですとか職場環境も変化しております。また、行政ニーズについても多様化が進んでいるというところでございます。こうし

た変化に応じた職員の採用と育成、組織風土づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

採用におきましては、これまでも今の学生に響く形での採用広報の見直しですとか情報発信をしておりました。また、インターンシップの受け入れ、セミナー、交流会の実施ですとか、試験内容の見直しなど様々取り組んでまいったところでございます。引き続き、こうしたできることについては全て取り組んでまいりたいと思っております。

離職防止につきましては、これをすれば解決するという特効薬みたいなものはなかなかないわけでございます。職員の悩みに寄り添いつつ、ライフステージに応じた柔軟な働き方の充実に取り組みますとともに、職員の成長機会につながる人材配置に努め、また、研修を含む学びの機会を充実させてまいりたいと思っております。

私は、佐賀県庁の強みというのは、職員の多様性にあると思っております。様々なバックグラウンドを持った職員が互いに刺激し合い、考え方やアイデアを掛け合わせることによって新たな価値やイノベーションを生み出していく、そういうことに期待をしております。また、そうした組織風土の中で職員の能力発揮の機会というものが育まれ、それがやがては職員のやりがいですとか、ひいては組織としての魅力につながっていくんじゃないかと思っております。

職員の人材というのは、やはり組織力の源泉となるものでございます。引き続き、時代の流れや県民ニーズを踏まえながら、現在、また、これからの佐賀県のために必要となる職員を確保し、育て、その能力を最大限に発揮させる組織づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中村委員長＝これで質疑を終了いたします。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後二時三十九分　散会

速記者　長谷川菜央

九月二十五日　総務　土井敏行委員

令和七年九月二十六日（金）

総務常任委員会会議録

於　第二委員会室

総務常任委員会

委員長	中村圭一
副委員長	徳光清孝
理事	木原奉文
〃	土井敏行
〃	江口善紀
委員	大場芳博
〃	坂口祐樹
〃	青木一功
〃	一ノ瀬裕子
〃	木村雄一

午前十時　開議

○中村委員長＝おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分

速記者　小出敦彦

（現地視察）

午後二時二十九分

○中村委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○中村委員長＝まず、甲第四十号議案中本委員会関係分、甲第四十一号議案から甲第四十三号議案まで三件、甲第四十五号議案中本委員会関係分、乙第四十六号議案から乙第四十八号議案まで三件、乙第五十号議案及び乙第五十六号議案、以上十件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、以上十件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第六十号議案を採決いたします。

これは、公安委員会員の任命について議会の同意を求める議案であります。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長＝全員起立と認めます。よって、乙第六十号議案は同意されました。

○　継続審査

○中村委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審議中の

一、財政確立について

一、政策の企画・調整について

一、危機管理・報道行政について

一、総務行政一般事項について

一、警察行政について

以上五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上五件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲さまでございました。ありがとうございました。

九月二十六日　総務

午後二時三十一分　閉会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

総務常任委員長　中村圭一

同　副委員長　徳光清孝

会議録署名者　大場芳博

同　一ノ瀬裕子

同　江口善紀

同　木村雄一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主事　森山誠之

令和七年九月二十五日（木）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川	裕紀
副委員長	池田	正恭
理事	指山	清範
〃	原田	寿雄
〃	藤崎	輝樹
委員	猪村	利恵子
〃	古賀	陽三
〃	田中	秀和
〃	中本	正一

文教厚生常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	九月二十五日（木）	九月二十六日（金）
1	中本　正一　63　頁	（現
2	猪村利恵子　75　頁	地
3	藤崎　輝樹　88　頁	視
4	田中　秀和　95　頁	察）

午前十時一分　開会

○古川委員長＝ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○古川委員長＝会議録署名者として、指山清範委員、田中秀和委員、藤崎輝樹委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、九月十九日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○中本委員＝皆さんおはようございます。公明党の中本正一でございます。

今回、文教厚生常任委員会の所管事項につきまして、大きく三つのテーマで質問をさせていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目として、孤独・孤立対策について質問をいたします。

孤独・孤立をめぐっては、単身世帯、単身高齢世帯の増加や働き方の多様化に伴う家族や地域、職場における人と人とのつながりの希薄化、ネット社会の進展などがその背景に挙げられており、さらにコロナ禍において顕在化し、また深刻化したと、このように指摘をされています。

このため、政府においては、二〇二一年に孤独・孤立対策担当大臣を新設するとともに、昨年四月に「孤独・孤立対策推進法」が施行、同年六月に重点計画が決定し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指し、取組が始まったところであります。

昨年、内閣府が実施した全国調査では、孤独をどの程度感じるかとの問いに対し、しばしばある、常にある、時々ある、たまにあると回答した割合が、全体の約四割に上るとの結果が示されています。

また、本年四月に示された、内閣府作業部会による、いわゆる孤立死に関する初の推計調査、これは自宅で誰にも看取られず、死後八日以上経過して発見されたケースを対象としたものでありますが、その件数は、昨年一年間で二万一千八百五十六件にも上り、そのうち六十五歳以上が七割を占めるなど、極めて深刻な実態となっています。

一方、孤独・孤立は高齢者だけの課題ではなく、市販薬や処方薬を過剰に摂取する、いわゆるオーバードーズが若年層を中心に広がっており、その背景にも孤独感や社会的孤立があると指摘をされています。

孤独・孤立は、人生の様々な段階において誰にでも起こり得る問題であり、その要因も多種多様であることから、単独の支援機関では対応が困難なケースが多く、様々な主体が分野、種別、地域を超えて連携することが何よりも重要と考えます。

そこで、「誰一人取り残さない」支援体制の構築に向けた、本県の取組について質問をしてまいります。

まず、孤独・孤立が及ぼす影響についてであります。

特に自ら望まない中で孤独に陥ったり、社会的に孤立することで健康上の様々なリスクが高まり、自殺念慮や自傷行為につながるといった研究結果も出ていると伺っています。

そこで、望まない孤独・孤立の状態が及ぼす影響について、どのように考え

るかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝孤独・孤立対策推進法では、孤独・孤立の状態とは、孤独または孤立により心身に有害な影響を受けている状態というふうに定義をされております。

望まない孤独や社会的な孤立のために、悩み事や困り事が生じた際に、一人で抱え込んでしまい、必要な支援に結びつかず、複雑化、深刻化するといった影響がございます。

例えば、子育て世帯で育児が大変になり、親御さんが仕事と家庭の両立が難しくなったときに、孤立状態にある場合には、頼れる人がなく、各種支援にも結びつかず、親子の健康状態が悪化したり、不安による気持ちの落ち込みが生じるようなことが考えられます。

その他の影響としましては、社会的孤立は喫煙、肥満、運動不足によりも健康上のリスクが高いことや、孤独・孤立や社会的支援の欠如が自殺念慮や自傷行為のリスクにつながるなどの健康上のリスク等に関する研究がございます。

孤独・孤立の状態は様々であり、生きづらさにつながっているというふうに認識をしております。当事者等の立場に立って、その状況に応じた支援に結びつけていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○中本委員＝今、課長から育児の例を挙げていただきましたけれども、そういう困り事が生じたときに一人で抱え込んでしまうことによって、より問題が複雑化、深刻化すること自体が問題なんだと、こういうお話だったかと思います。

それでは、孤独・孤立の本県の実態についてお伺いをいたします。

先ほど内閣府が昨年実施した全国調査で約四割の人が孤独を感じていると述べましたけれども、年齢階級別に見ると、孤独感がしばしばある、常にあると回答した人の割合は、二十歳代と三十歳代で高いことが示されています。また、男女別による差はほとんどないものの、男女、年齢階級別で見ますと、男性では二十歳代、三十歳代、五十歳代及び六十歳代と幅広い世代で、また女性では二十歳代と三十歳代で高いという結果になっています。

そこで、本県における孤独・孤立の実態についてはどのように把握をされているのかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝県では、令和六年度に各分野で相談支援等を行っているＣＳＯや市町社会福祉協議会など百四十五団体を対象にアンケートを実施いたしました。八十九団体から回答をいただいております。

回答の一部を御紹介いたしますと、相談対応の中で、相談者等に孤独感や社会からの孤立を感じたことはあるかお尋ねをいたしましたところ、「ある」という回答が六十七団体、約七五％ございました。さらに、「ある」と答えた団体に相談者等が孤独を感じたり、孤立状態に陥るきっかけについてお聞きしましたところ、本人の心身に関すること、身体・精神面の不調、こういったものでございますが、そういう回答が五十七団体、家庭に関すること、家族関係でありますとか親族の他界などでございますが、これが五十三団体、仕事に関すること、職場内の人間関係でありますとか、失業などでございますが、これが四十七団体、こういった順番で多い結果でございまして、県内においても孤独・孤立の問題があるということを把握いたしたところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝ＣＳＯや社協などの支援団体に関する、いわゆる観察調査といいますか、ヒアリングを行った結果、佐賀県内においても一定、孤独・孤立の悩みが非常に多いということをお示しいただいたと思います。

孤独・孤立の実態という観点からもう一点お伺いいたします。

先ほど孤立死に関する推計調査で、自宅で誰にも看取られず、死後八日以上経過して発見されたケースは、令和六年、全国で二万一千八百五十六件と申し

上げましたが、この調査は警察庁のデータを基に推計をされているということであります。

そこで、本県における同じデータに基づく孤立死の実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝本年四月に警察庁に確認をいたしましたところ、全国二万一千八百五十六人中、佐賀県の孤立死の推計は九十二人ということでございました。

以上でございます。

○中本委員＝ありがとうございます。

それでは、この孤独・孤立対策における地方公共団体の責務、役割についてお伺いいたします。

昨年、孤独・孤立対策推進法が施行され、同法に基づく重点計画も決定されていますが、こうした国の孤独・孤立対策における地方公共団体の責務、また役割はどのように定められているのかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体の努力義務といたしまして、県民の理解の増進、協議の促進、人材の確保などが定められているところでございます。

このうち協議の促進の場といたしまして、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、以下プラットフォームと言わせていただきますけれども、プラットフォームの構築に努めることとされております。

プラットフォームとは、福祉分野に限らない多様な関係機関等が参画することで、顔の見える関係を構築し、対等、相互につながる水平的な連携、協働により、お互いに学び合い、それぞれの力の向上を目指す場というふうにされております。

先ほど御紹介いたしましたアンケートにおきましても、そのような場の設置を望む意見が多くございましたことから、佐賀県としてプラットフォームの設置に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝佐賀県における孤独・孤立対策の責務または役割といったものをお示しいただいたところでありますが、県では既に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの準備・検討会議を立ち上げられているということであり、本県独自の孤独・孤立対策に向けた検討が進められるということであります。

私もこの検討会議の構成員の名簿を見させていただきましたが、日頃からお付き合いのある民間の支援組織の代表の方々が参加をされているようであり、大変心強く感じたところでもあります。

そこで、検討会議におきまして、どのような議論が行われているのかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝プラットフォームの準備・検討会議は、委員から先ほどお話がありましたように、現場で活躍されている十名の方を委員とし、加えて、労働局や市町、庁内関係課の職員も参加し、意見交換を行ったところでございます。

二回の準備・検討会議、七月に一回、八月に一回、これを通しまして活発な意見交換が行われました。佐賀県にどのようなプラットフォームをつくりたいかにつきましては、縦割りから横断へ、官民連携だけど官は表に出過ぎない、固くない、行政指導のイメージではない、緩くつながる、広い範囲をカバーできる場所、他分野との協力関係、各機関・団体の見える化などの意見が出たところでございます。

また、プラットフォームで何を得たいかにつきましては、民間団体の横のつながり、分野を超えた連携、仲間づくりのきっかけ、制度のはざまの情報、他機関の取組、支援ツールの共有、事例の共有、支援者に対する支援など、多数

の意見が出たところでございます。
以上でございます。
○中本委員＝検討会議の皆さん、本当、政府のいろんな市民会議にも入るような立派な方々いらっしゃって、いわゆる官は表に出るよりも民間でしっかりやっていこうと、こういうふうな議論も出ているということで大変期待するところでありますけども、そうした検討会議の議論を踏まえまして、今後、孤立問題にどのように対応していくのか、スケジュールも含めてお示しをいただきたいと思います。
○福田社会福祉課長＝準備・検討会議での御意見を踏まえまして、プラットフォームの位置づけや役割等を明確にし、年度内発足に向けて準備を進めているところでございます。
また、行政主導ではなく、民主体のプラットフォームを希望する声を多くいただいたことから、県単独の事務局ではなく、公益財団法人佐賀未来創造基金、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会、県の三者で共同事務局を担うこととしております。
具体的なプラットフォームでの活動内容については、共同事務局で検討していくほか、必要に応じて準備・検討会議の委員からも御意見を伺いながら準備を進めていきたいと考えております。
以上でございます。
○中本委員＝非常に佐賀県らしい本県のこの孤独・孤立対策の概要についてお示しをいただきましたので、これから具体的な取組について何点か伺ってまいりたいと思います。
先ほど紹介したように、内閣府が行った全国調査では、孤独感が「しばしばある」、「常にある」と回答した人の年齢別割合で最も多かったのが、二十歳代の七・四％、次に三十歳代の六・〇％と、高齢世代よりも若い世代の方が孤独を感じている割合が高いという結果になっています。
そこで、今から検討はされるということでありますが、若い世代に対する孤独・孤立対策について、どのように進めていきたいと考えているのかお伺いいたします。
○福田社会福祉課長＝全国調査におきましては、高齢者よりも若い世代のほうが孤独を感じている割合が高いということは認識をしております。
ただ、孤独・孤立は人生のあらゆる段階において何ぴとにも生じ得るものでございます。
このため県といたしましては、多様な関係機関が参画するプラットフォームの立ち上げを優先いたしまして、連携・協働を図りたいと考えているところでございます。
若者、高齢者、子供など、属性別の孤独・孤立対策をどうしていくかにつきましては、今後プラットフォームを活用しながら検討をしていきたいと考えているところでございます。
以上でございます。
○中本委員＝それでは次に、「つながりサポーター」の確保、育成についてお伺いをいたします。
国の重点計画では、孤独・孤立の問題についての知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」を養成することが位置づけられています。
「つながりサポーター」は、特に単身高齢者にとって身近な地域におけるキーパーソンとなり、声を上げやすい社会、また、声をかけやすい社会の実現に貢献できる存在ではないかとも考えます。
そこで県でも、「つながりサポーター」の育成を積極的に進めていってはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝「つながりサポーター」ですが、これは孤独・孤立についての理解、意識や機運を社会全体で高めていくために、孤独・孤立の問題について、知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする人とされております。内閣府が養成講座テキストや養成動画をホームページで公開しております。

似たようなものといたしまして、ゲートキーパーでありますとか、認知症サポーター、あるいはひきこもりサポーター、こういったものも存在をしております。

このような既存のものを活用するということも考えられますことから、佐賀県において別途養成することが必要なのか等につきまして、今後プラットフォームの共同事務局や準備・検討会議の委員など、現場をよく知る皆さんから御意見を聞いてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員＝既にある様々な、いわゆるサポートの方々、そういう方々の活用も含めて今後検討されるということであります。

先ほど課長のほうからもお示しいただきましたように、高齢者だけでなく、若い世代も含めてしっかりそこにつながれる人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

次に、相談支援体制の整備についてお伺いいたします。

全国社会福祉協議会の会長に就任をされています元厚生労働事務次官の村木厚子さんは、政府の孤独・孤立対策担当室の政策参与を務められた経験から、困っている人が相談できない理由について、このように述べられています。

一つは、そもそも相談できる場所があることを知らない、二つは、場所は知っていても、自分は相談してはいけない、相談するのは負け、恥ずべきことといった思いが壁になっている。こうした方々にしっかりアプローチしていく体制が課題になってくると指摘をされています。

また、若者は、ネット社会の中で孤独感が強く、人とつながる場を求めてはいるものの、リアルな交流場所を利用しづらいと感じているとの見方もあります。

埼玉県では、孤独・孤立で悩んでいる方の相談窓口を案内するため、ポータルサイトを開設し、ライフステージに合わせた相談窓口を紹介されるようにしています。

また、北海道では、ＬＩＮＥアプリを活用し、行政の支援窓口に民間を加えた支援情報ナビといったものを開設、自動応答でお金のことや仕事のこと、家族関係のことなどを相談する窓口を案内されています。

そこで、本県においても、ポータルサイトやＳＮＳなどを活用し、孤独を感じている人が相談しやすい相談窓口の開設や、相談と支援をスムーズにつなぐ体制の整備が必要ではないかと考えますが、今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○福田社会福祉課長＝様々な年代、属性の方にとって声を上げやすい環境をつくることは、孤独・孤立対策として非常に重要なことというふうに認識をしております。

県内には、様々な支援機関や行政によって相談窓口等が設置をされております。孤独・孤立状態にある方がそういう相談窓口等につながることが大切でございます。

孤独・孤立は庁内の様々な所属に関わることでございますので、今後、相談支援体制について庁内の関係課と意見交換をしてみたいと思っております。

また、孤独・孤立のポータルサイト等の必要性については、他県の取組も参考にしながら、プラットフォームの共同事務局や準備・検討会議の委員から御意見を聞いてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝それでは、この項目の最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

私の地元の小学校校区におきましても、高齢化率が顕著に高い公営住宅におきまして、これは毎年複数件、孤独死が発生しており、地元の自治会長さんは、御家族が近くにいない場合など、御遺体に立ち会うケースもあり、本当に胸を痛められているということでありました。

こうした特に単独世帯の高齢者を、行政や医療、介護の関係者だけで見守り続けるということは大変難しく、地域共生を支えるコミュニティーづくりや、先ほどのあったこの「つながりサポーター」、地域住民による新たな絆づくりといったものも大切になってくるものと考えます。

佐賀県地域福祉支援計画では、その基本理念として、「すべての人に『居場所と出番』があり、つながり広がる地域共生社会」の実現を掲げています。

そこで、最後の質問となりますが、こうした地域福祉支援計画の基本理念を踏まえ、今後の孤独・孤立対策に対する種村健康福祉部長の思いについてお伺いいたします。

○種村健康福祉部長＝お答えいたします。

世の中の大きな変化の中にあって、やっぱり家族のありよう、それから、職場の在り方、それから、地域の在り方も大きく変化をしているように思います。

そういう中で、人と人とのつながりというのが、やはり以前と比べると大分希薄化してきているような、そういう感じはいたしております。

そういう中で、この孤独・孤立という問題が、委員のほうからは今、高齢者の孤独死とか、そういう話もありましたが、これは誰にでも起こり得る問題だと私は思っています。

子育て支援の仕事をしていたときも、やはり子供が学校にも家庭にも居場所がないと感じていたり、あるいは、子育てをする前の妊産婦が孤立化して子育てをされるとか、いろんなケースがあります。やはりそういう問題というものは大きく、大事なものだというふうに認識をしております。ここを県としてもしっかりと取り組んでいかなくちゃいけないというふうに思っております。

この問題はやっぱり背景も様々ですし、すごく広い問題なので、これは行政だけでは非常に難しくて、様々な支援機関と一緒になって取り組んでいく必要があると思っています。

佐賀県は、いろんなＣＳＯの活動が盛んであります。例えば、子供、若者のひきこもりの支援をしているスチューデント・サポート・フェイスさんがあったりとか、あるいは、女性や子育ての支援をしているポコ・ア・ボッコさんとか、あるいはそういう活動されている支援団体を支援する中間支援組織であるＣＳＯもございます。それが佐賀県の強みだというふうに思っています。

ですから、今度、官民連携のプラットフォームを立ち上げようとしておりますけれども、やはりこういうＣＳＯ、それから関係団体、そういったものがやっぱり一緒になって横のつながりをもっと強くして取り組んでいく、そして、誰もが居場所があって活躍できる場があると感じられる、そういう佐賀県をつくっていきたいと思っています。次期佐賀県地域福祉支援計画への位置づけも含めて、県としてしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○中本委員＝ぜひ人に優しい佐賀県、そして、誰一人取り残さない、そういう社会の実現に向けまして、これから検討会議での具体的な検討が始まるということでありますので、ＣＳＯとの連携をしながら、今後しっかりとした取組を求めまして、この件についての質問を終わらせていただきます。

次に大きな項目の二つ目といたしまして、ペイシェントハラスメント対策について質問をいたします。

まだ大変耳慣れない言葉でありますが、ペイシェントハラスメント、略してペイハラとも呼ばれていますが、患者やその家族等が医療従事者に対して行う暴言、暴力、理不尽な要求などの迷惑行為を指しており、医療現場におけるカスタマーハラスメントとして今、社会問題化していると言われています。

具体的な事例といたしまして、大声での罵倒、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、身体的な攻撃などの暴言、暴力行為、土下座や謝罪の要求、強要、診療費の不払い、金銭補償の要求、過剰な診療の要求、医療過誤が認められない場合の補償要求などの理不尽な要求、無許可での動画撮影やＳＮＳでの誹謗中傷、不退去、居座り、監禁、電話などによる長時間にわたる拘束、また継続的・執拗な言動といった業務妨害、さらには差別的な言動といったものが報告されており、こうした迷惑行為の中で要求内容の妥当性が欠けている場合や、要求を実現するための手段や態度が社会通念上、不相当である場合にペイシェントハラスメントというふうに判断をされるようであります。ペイシェントハラスメントは以前から多くあったものの、その大半が見過ごされ、近年のハラスメント意識の高まりの中で問題が表面化してきたと言われています。

また、医療従事者が犠牲となる最悪のケースとして、二〇二一年には大阪市で男が通院先のクリニックを放火し、医師や患者二十六人が犠牲になった事件や、二〇二二年、埼玉県ふじみ野市で訪問診療の医師らが男に散弾銃で撃たれて死傷するという事件も記憶に新しいところであります。

ペイシェントハラスメントは、医療従事者の精神的ストレスを増大させ、心身に重大な影響を及ぼし、診療業務に支障を来すだけでなく、他の患者にも影響を及ぼす可能性があります。ペイシェントハラスメント対策は、医療従事者の離職防止や勤務環境の改善といった観点からも注目されるようになり、二〇二一年に厚生労働省が医療現場における暴力・ハラスメント対策のための研修用教材を作成し周知するなど、支援が始まったところであります。そうした経緯も含め、以下順番に質問させていただきます。

まず初めに、県内におけるペイシェントハラスメントの現状についてお伺いをいたします。

民間シンクタンクのパーソル総合研究所が二〇二四年に実施した「カスタマーハラスメントに関する定量調査」によると、業種ごとの被害経験率で医療・福祉業の四三・一％に被害経験があり、調査した業種の中で国家公務、地方公務の四六・二％に次いで二番目に高い結果となっています。また、同調査では、直近三年の被害経験の増減率でも三一・五％が増えたと回答しており、ペイシェントハラスメントが年々増加する傾向となっていることが示されています。県内でも外来患者がどなり声を上げるケースや、夜間に入院患者が看護師に抱きつく事案、また医師に危害を加えるという電話を受け警察に通報したという報道を目にしたところであります。

そこで、県内におけるこうしたペイシェントハラスメントの現状について、どのように把握されているのかお伺いいたします。

○前山医務課長＝県内のペイシェントハラスメントについて、現状、件数などを把握する仕組みはございませんので、県内の幾つかの病院に聞き取りを行いました。ペイシェントハラスメントが難しいところは、例えば、クレーム一つ取っても正当なクレームなのか、過剰なクレームなのかというところの判別が難しいということもございまして、そういったグレーゾーンのものを含めますと、現場レベルではちょこちょこと発生しているようでございます。そうした中で、明確にペイシェントハラスメントとして病院の上層部に報告された事例として、二ケースほど聞き取ることができました。

具体的には、入院中の患者が病棟のスタッフの体を触ったり、写真を撮るといったセクハラ行為を行ったという事例がございました。また、採血が痛かったなどの理由で患者が医療スタッフの名札を確認して、名指しで長時間クレー

ムを申し立てるといったこともございました。

二例目に関しては、外来診療にも影響を及ぼして、さらには長時間のクレーム対応を余儀なくされた、当該スタッフが離職してしまうといったことも発生しているということでございました。

以上でございます。

○中本委員＝実態調査等は行われておらず、聞き取り調査の中では二件ですか、一応判明しているものの、これは正当か過剰なのか、非常に分かりづらいと、判別しづらいということもありますし、グレーゾーンといったものはまだ多くあるんじゃないかというふうに考えるところであります。

それでは次に、県内医療機関におけるペイシェントハラスメント対策についてお伺いをいたします。

先ほどお示ししたように、二〇二一年から厚生労働省によるペイシェントハラスメントに対する支援が始まったところでありますが、県内の医療機関においても様々な対策が始められているようでもあります。

そこで、県内医療機関ではどのような対策が行われているのかお伺いいたします。

○前山医務課長＝私どもが把握している範囲での話にはなりますけども、まず個々の医療機関における対策について御紹介したいと思います。

患者に対してペイシェントハラスメントの防止を啓発するための取組として、待合室にペイシェントハラスメント防止のためのポスターの掲示をしたり、あるいは、ホームページに何がペイシェントハラスメントなのかという、ペイシェントハラスメントとして取り扱う行為の具体例を周知したり、そういったことが行われております。

病院の中の組織体制の取組としては、ペイシェントハラスメント対策のためのマニュアル策定ですとか委員会の立ち上げなどを行い、院内で発生した場合には委員会に事案の報告を求め、組織的な対応ができるような体制づくりが進められているところでございます。

これら以外にも、医療従事者を守る取組として、名札をフルネームから名字のみの表記へ見直したり、医師や看護師、窓口の職員用に防犯ブザーを導入し、あるいは監視カメラを設置したりしている事例がございます。

次に、佐賀県医師会における取り組みについて御紹介します。

今年五月に県の医療勤務環境改善支援センターと協働でペイハラ防止のポスターを作成し、会員に配布されました。さらに来月、医療安全研修会のテーマとしてペイシェントハラスメントを取り上げ、医師、看護師、事務職員などの方々を対象に研修が実施される予定と聞いております。

以上でございます。

○中本委員＝今御紹介をいただきました、特に個々の病院の事例も御紹介いただきまして、医師会としても今年五月に啓発ポスターを配布したということもあります。私が聞いたところでは佐賀中部病院さん、こちらのほうで特に患者らと接する医師、看護師、窓口職員に防犯ブザー、こういったものを導入されているということで、今年になってから各病院での動きが活発になっているんじゃないかというふうに感じたところであります。

それでは次に、労働施策総合推進法の改正に伴う対応について伺ってまいります。

本年六月に成立しました「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、いわゆる労働施策総合推進法の改正により、全ての事業者に対して顧客や利用者などからの著しい迷惑行為、カスタマーハラスメントへの対策が義務づけられることになりました。これまでのハラスメント対策は、職場内の上司や同僚など内部の関係者での行為を対象としていましたが、今回の改正によって、対象が外部の第三者にまで広がり、患

者やその家族の行為も含まれるようになります。これにより、医療機関においても職員を守るための具体的な対策を取ることが法的な義務として課されることになり、二〇二六年中に施行されることになっています。

今回の法改正を受けて、医療機関にはペイシェントハラスメントを見過ごすことなく組織として対応するための対応づくり、組織づくり、体制づくりといったものが求められてまいりますが、県としてどのように対応していく考えなのかお伺いいたします。

○前山医務課長＝労働施策総合推進法の改正を受けまして、今後、事業主が講ずるべき措置などに関して、厚生労働省において指針が策定されることとなっています。厚労省の指針が策定された際には、県としてもペイシェントハラスメントへの対策の重要性を周知するとともに、組織的な対応ができる体制づくりがなされるように周知をしてまいりたいと考えております。

そのほか、各病院で発生しているペイシェントハラスメントの事例の発生状況ですとか、その対応について調査をしたり、あるいは医療機関へ共有したりといった、そういった取り組みも有効ではないかと考えられるため、関係者の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員＝るる質問させていただきましたが、多くの医療現場で人材が不足し、限られた医療資源でやりくりをせざるを得ない中にあって、ペイシェントハラスメントは、医療従事者に大きな負担をかけ、医療の質の低下や医療従事者の離職につながるなど、県内の医療提供体制を機能不全に招くおそれがある問題ではないかと考えます。

新潟県では、県立病院におけるペイシェントハラスメント対策として、基本的な方針や対応例等を示した「ペイシェントハラスメント対策指針」を策定され、各病院ごとに独自の対策マニュアルを策定されるよう促されています。指針には対策の三本柱として、「組織的に対応する」こと、「毅然と対応する」こと、「警察への相談・通報をためらわない」ことが示され、ペイシェントハラスメントを絶対に許さないとの強い思いが感じられます。

そこで、県内の医療提供体制を維持発展させていくためにもペイシェントハラスメント対策は重要な取り組みとなりますが、ペイシェントハラスメントに対する種村健康福祉部長の所見をお伺いし、この質問の最後といたします。

○種村健康福祉部長＝お答えいたします。

医療現場で働いていただいている医療従事者の方には、病気ですとかけがとかに苦しむ患者にしっかりと寄り添いながら支えておられます。敬意と感謝を申し上げたいと思います。

そういう思いでいらっしゃる中にあって、患者さんとか、あるいはその御家族から様々な要求がございます。それに対して、やっぱり患者さんのためだからということである程度我慢をされている部分があるんじゃないかなというふうに思っています。そういうことでいきますと、このペイシェントハラスメントは、医療従事者の方の尊厳を傷つけたり、心身に深刻な影響を及ぼしたり、その結果が医療の質の低下ですとか、離職ですとか、さらには医療提供体制にまで影響する、非常に深刻な問題だろうというふうに認識をしております。

委員から、新潟県の事例のお話がございましたが、実は佐賀県でも、佐賀県医療センター好生館のほうでは指針の策定に向けて今検討が進められております。こういった取組事例をほかの医療機関とかにもずっと情報として共有するとか、あるいはもっと啓発活動をやっていくとか、そういう形をもっと広げていって、県内の医療従事者が安心して働いていただけるよう医療機関のペイシェントハラスメント対策の促進に向けて、県としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○中本委員＝種村健康福祉部長、ぜひしっかり関心を持って取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に大きな項目の三つ目といたしまして、リチウムイオン電池等の適正処理についてお伺いをいたします。

近年、小型、軽量で長寿命というその特徴から、スマートフォンやモバイルバッテリー、加熱式たばこなど大変幅広い製品にリチウムイオン電池が使われるようになりました。そして、使用後に市町で一般廃棄物として回収された、このリチウムイオン電池やリチウムイオン電池を使用した製品がごみ収集車やごみ処理施設内で発火し、火災事故等につながるケースが全国で今多発をしています。

リチウムイオン電池は、熱の影響を受けやすい特性があり、気温が上昇すると内部に熱がこもり、バッテリーが劣化しやすく、また、特にこの夏場はハンディーファンや作業服用ファンを使用する機会も多くなることから、六月から八月にかけ、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等の発生件数が増加する傾向にあるそうであります。

令和五年度、全国の市町村のごみ処理施設や、ごみ収集車におけるリチウムイオン電池等に起因する火災事故の発生件数は、前年度の約二倍となる八千五百四十三件に上っています。

本年一月に発生した埼玉県川口市における環境センターのごみピット内での火災では、発火の原因は特定されていないものの、一般ごみに混じっていたリチウムイオン電池等が発火した可能性があると推測をされており、施設の復旧工事に二十五億円、復旧までのごみ処理の委託に四十二億円もの費用がかかると試算をされています。

ごみ処理施設などで火災が発生すると、復旧のためにこうした多額の費用がかかるだけでなく、作業員の命に関わる重大な事故となるおそれもあります。また、ごみ処理施設が稼働停止するようなことになれば、ごみ処理が滞り、住民生活や地域経済にも大きな影響を及ぼすことにもなります。

言うまでもなく、一般廃棄物の収集運搬処理は、基礎自治体である市町の事務となりますが、深刻な社会問題となっている現状を踏まえ、廃棄する際の分別の徹底や、適正な処理が図られるよう、リチウムイオン電池等の危険性や適切な廃棄の方法について、県が県民に対し広く周知広報を行っていくことも必要と考え、今回質問させていただくことにいたしました。

まず、県内における火災事故等の発生状況から伺ってまいります。

先ほど、令和五年度に全国で発生した火災事故の件数は八千五百四十三件と申し上げましたが、県内においてもリチウムイオン電池等に起因する火災事故が発生をしていると伺っています。

そこで、県内市町の一般廃棄物処理施設等におけるリチウムイオン電池に起因する火災事故等の発生件数はどのようになっているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝国の令和五年度の調査では、一般廃棄物処理施設等における県内のリチウムイオン電池に起因する火災事故の発生件数は、焼却施設での火災発生が一件、リサイクル施設での火災発生が四件の計五件となっております。

また、火災までには至らない火花や煙等の発生件数は、焼却施設で六件、リサイクル施設で六件の計十二件となっております。

以上です。

○中本委員＝火災だけでなく、軽微なといいますか、そういう火花であったり、また、発煙、煙が出るような、こういう事故も数件発生をしているということでありました。

それでは、こうした火災事故が発生した原因についてどのように把握をされているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝リチウムイオン電池は小型、軽量でありながら、電気を大容量蓄えられるメリットがある反面、経年劣化に伴う変形や衝撃が加わることにより、内部でショートしたり、電池内の可燃性の液体が漏れ出し、それが熱や火に触れると火災等が発生することになります。そうした性質により、廃棄物処理においては、リチウムイオン電池が、燃えるごみや燃えないごみに混入することで、その後の焼却施設での加熱やリサイクル施設での破砕が火災発生の原因となっております。

そのほかの事例としましては、収集運搬時においても、車両の回転板による衝撃により火災が発生しております。

以上でございます。

○中本委員＝それでは次に、リチウムイオン電池等の回収や処理の現状について伺ってまいります。

まず、適正処理に向けた国の法制度についてであります。

不要になったリチウムイオン電池やリチウムイオン電池を使用した製品の回収処理においては、国はリサイクルに向けた取組も求めているようであります。

そこで、リチウムイオン電池等の回収や処理に関わる国の法制度はどのようになっているかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝法律におけるリチウムイオン電池等の主な回収や処理としましては、まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般家庭から排出される全ての一般廃棄物は、市町が分別回収し、リサイクルなどの適正処理を行うこととされております。

その上で、特にリチウムイオン電池等のリサイクル等に関しましては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」におきまして、再資源化が義務づけられているスマートフォン用のモバイルバッテリーや電動自転車のバッテリーなどは、製造事業者や輸入販売事業者が回収やリサイクル処理を行うこととされており、その回収は排出協力店を通じて行われております。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」において、充電式の時計やラジオなど、リチウムイオン電池が内蔵された小型家電で、電池の取り外しが難しいものは、市町、または家電量販店などが回収やリサイクル処理を行うこととされております。

以上でございます。

○中本委員＝主に、いわゆる廃掃法、そして資源有効利用促進法、そして小型家電リサイクル法、この三つの法律によって処理の方法が決められているようであります。

市町には、今紹介された中で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる廃掃法に基づき、家庭から排出されたごみ、一般廃棄物の統括的な処理責任があり、家庭から排出される全てのリチウムイオン電池の安全な処理体制を構築していくことが国から求められています。

そこで、県内市町ではリチウムイオン電池等の回収や処理を実際のところどのように行っているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県内の十九の市町では、地域のごみ集積所で収集車が回収するステーション回収や、市役所や清掃工場などの公共施設に設置された回収ボックスに、住民が持参する方法で回収する拠点回収が行われております。

なお、残り一つの町では独自の回収は行っておらず、家電量販店に直接持参するよう住民に呼びかけられております。

また、市町が回収したリチウムイオン電池等は、市町の施設で一旦保管され、一定量が集まるとリサイクルや適正処理が可能な事業者へ引き渡され、リサイクルや焼却処理等が行われております。

以上でございます。

○中本委員＝リチウムイオン電池等の回収については、市町によってその対応が違うものの、大半、十九市町においては、いわゆるステーション回収、そして、回収ボックスによる拠点回収が行われているということでありました。

それでは、この回収や処理における課題について伺ってまいりたいと思います。

環境省の調査によりますと、リチウムイオン電池の分別回収を行っている市町では火災等の事故が少ないという報告があり、分別回収率を向上させることで火災等のリスクの低下につながることが報告をされています。一方、令和五年度、分別回収を行っている市町村は全国で七五％にとどまっているというような実態もあります。

そこで、こういう実態も踏まえ、リチウムイオン電池等の回収や処理において、どのような課題があると考えているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県内市町への聞き取り結果では、回収につきましては、住民にリチウムイオン電池等の分別を行ってもらうよう市町が周知広報を行っているが、分別されずにほかのごみと混入した状態で一般廃棄物処理施設へ搬入されることがあること、処理については、一般廃棄物処理施設で混入したリチウムイオン電池を誤って焼却したり破砕したりしないよう、前もってごみの点検確認作業を行いますが、完全に取り除くことは難しいことが課題となっております。

そのほか、既に膨張や変形したリチウムイオン電池の回収作業の危険性や、地域のごみ集積所でのリチウムイオン電池の水漏れ対策など、回収時の安全対策も課題となっております。

以上でございます。

○中本委員＝今、市町で一生懸命周知はしているものの、混入した形での搬入が非常に多いというような市町が抱える課題等についてもお示しいただきましたが、そうした課題への対応なども含めまして、リチウムイオン電池等に起因する火災事故の防止に向け、どのような支援を県として行っているのかお伺いいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県では、市町に対し、リチウムイオン電池等の適正処理に関する研修会の開催、一般廃棄物処理施設でのリチウムイオン電池等に起因する火災事故等を防止するため分別機器の導入など国の補助事業申請の際の相談対応、リチウムイオン電池等の適正処理を行うために国が作成した啓発用の動画・ポスター・チラシなどの情報提供などを行っております。

これらに加えまして、来月の十二日、十三日には佐賀駅前広場で「プラゴミ削減フェア」を開催する予定でありまして、その際にブースを設置し、リチウムイオン電池等の適正な廃棄について周知を行うこととしております。

以上でございます。

○中本委員＝それでは、この質問の最後に、今後の県の取組についてお伺いをいたします。

リチウムイオン電池等の回収方法をめぐっては、統一された仕組みといったものはなくて、一般廃棄物の処理を担うそれぞれの市町の実情によって異なっていることから、まずは市町による丁寧な周知広報に努めていくことが求められますが、県においてもリチウムイオン電池の危険性の注意喚起や、電池を使い切った状態での廃棄が発火リスクの低減につながるといった適正な廃棄方法について、県民への周知啓発に取り組むことも必要と考えます。

そこで、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等の防止に向け、県は今後どのように取り組んでいく考えか、諸岡県民環境部長にお伺いいたします。

○諸岡県民環境部長＝リチウムイオン電池につきましては、利便性が高いということで近年数多く使用されております。一方で、このリチウムイオン電池、使用後に適正な処理がなされない場合、発火や火災、場合によっては人的被害、

そういったリスクがございます。

国の事業による調査研究によれば、近年の日本全国の廃棄物処理施設の火災被害、これは自治体所管のものですが、少なく見積もっても毎年百億円ぐらいあるんじゃないかとされております。

そうした中、全国の自治体では、施設側の対策として、例えば、ごみの搬送ラインにリチウムイオン電池などを選別できる装置を導入したり、あるいは赤外線、紫外線による熱、炎の早期検知装置の導入、または、それまで機械で行っていた作業を、内容物を一つ一つ確認しながら手作業でする、そういった様々な工夫をされております。

ただ、そもそも県民の方々お一人お一人が市町の定める方法で適正に処理をしていただければ、こうした手間暇、お金は必要ないものでございます。そうした意味でも、県民への周知啓発をしっかり行い、行動変容を促すことが非常に大切だというふうに考えております。

県におきましても、この件につきましては、大きな社会課題と認識しております。県民お一人お一人に向けて、このリチウムイオン電池がどういった製品に使われているのか、あるいは危険性や事故の事例、また廃棄の方法も含めた適正な取り扱い、こういったことについて広く周知広報を行っていきたいというふうに考えております。

廃棄物の収集運搬や処理施設の運営に携わられている皆さん、本当に苦心され、いろいろ工夫をされております。県としてできることをしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○中本委員＝今、諸岡部長のほうから県民に向けた周知啓発について大変強い決意といいますか、示していただいたものと思います。

先ほど火災事故等の防止に向けて、県として研修会の開催であったり、また相談業務であったり、さらには情報提供に努めているということでありました。

例えば、茨城県や神奈川県では、リチウムイオンの電池の分別方法や危険性についてもホームページの中でしっかり周知をされています。また、茨城県においては、各市町の処理方法についても、一覧表でリンクで見られるようになっております。そうした工夫もしっかりされておられます。

今後、ぜひそういった点も検討いただきながら、このリチウムイオン電池等の火災防止に向けた取組をしっかり取り組んでいくことを求めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○猪村委員＝皆様おはようございます。自由民主党、猪村利恵子でございます。

六月議会に引き続き質問の機会を賜りました。地域の皆様、また県民の声の代弁者として、本日も執行部の皆様とよい議論ができますことを願いまして、質問に入らせていただきます。

今回は大きく四点の質問をさせていただきます。

では、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな問いの一つ目でございます。子供の育ちを支える保育人材の確保についてお尋ねをいたします。

「こども家庭庁」が保育士の人材不足の実態を把握するために行った全国調査の結果を発表し、保育施設の約八割が保育士不足と感じていることが明らかになりました。県が昨年行った調査でも、国の調査同様、県の保育施設の八割が人材不足を感じており、保育人材の確保は保育現場の共通課題だと考えていらっしゃる。私自身も、保育現場、幼稚園で短い期間ではございますが、勤めさせていただいた経緯もございますが、保育現場で働く方々、また友人や仲間もおります。給料が安い、保育士の成り手がない、すぐ辞めていく人が多いという声をいまだに伺うことが多くございます。保育人材の確保は喫緊の課題であり、早急に対策を講じる必要がございます。

こうした状況の中、県内では九州龍谷短期大学が今年度から学生の募集を停

止されました。私も母校でございます。大変悲しいことでございます。全国でも十六校もの短大が今年度閉校されているとも聞き及んでおります。保育を志す学生を確保していかなければ、ますます保育士不足に拍車がかかるのではないかと強く懸念をいたしております。

先般開催されました我が党が主催する政調懇談会の折に提案を受けましたこともございますが、その声が大変私も重要であると捉え、今回質問をさせていただきます。

今年度、県内の保育団体が三団体合同での就職説明会を開催されるなど、他県にない新たな取組を始めていただくなど、保育人材の確保に向けて、保育士養成施設や保育団体が連携を強化して取り組んでいかれることはもちろんですが、県としてもさらに積極的に後押しをしていくべきではないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

問いの一点目、保育士養成施設の入学者の推移についてでございます。

少子化が進む中、保育を志す学生の減少を懸念していますが、県内における保育士養成施設の入学者の推移はどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長＝県内の保育士養成施設は、西九州大学、同大学の短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学の四校あり、このうち九州龍谷短期大学が今年度から学生の募集を停止されております。

この保育士養成施設の直近三カ年の入学者数は、令和五年度は二百五十六人、令和六年度は二百十七人、令和七年度は二百五人という状況にございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。今、課長がおっしゃっていただきましたように、明らかに入学者が減っておりますことは顕著でございます。

問いの二点目でございますが、保育を志す学生を増やす取組についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、保育士修学資金の貸し付けについてお尋ねをいたします。

一点目、現在の貸付制度についてですが、保育士養成施設で保育を志す学生の中には、保育士修学支援金の貸付制度を利用して入学し、県内の保育施設へ就職されている方も多いとお聞きしています。保育を志す学生の県内就職につながるためにも、貸付制度のさらなる周知や活用を促していただきたいと考えますが、貸付制度の目的や内容、その周知状況はどのようになっているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

○千綿こども未来課長＝保育士修学資金の貸付制度については、県内の保育施設で保育業務を従事する人材の養成及び確保を目的として、県内の保育士養成施設に通う学生や、県内出身で県外の保育士養成施設に通う学生を対象に貸し付けを行うものです。

月五万円、二年間、総額百二十万円を限度に貸し付けが受けられます。

返還につきましては、保育士養成施設を卒業後一年以内に保育士資格を取得し、県内で保育業務に五年間従事した場合に全額免除されます。

この貸付制度については、県内の高等学校や保育士養成施設に対して、学生への貸付制度の周知や申請の取りまとめを依頼し、活用を促しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

五年間務めていただいたら免除されることになるということで、非常にこういう貸付制度はありがたいというふうに私も考えているところでもございます。

次に、貸付者数の推移ですが、現在、保育士修学資金の貸付者数の推移はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長＝新規貸付者につきましては、令和四年度は八十人、令和五年度は八十六人、令和六年度は七十人となっております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

八十人、八十六人、七十人、今年度の七十人、ちょっと少なくなっていますが、三点目の貸付上限額の引き上げについて、要望をいただいております、提案をいただいております団体からの声、こういったところの声を質問させていただくわけでございますが、昨今の物価高騰の状況も考慮すると、貸付限度額の引き上げを検討すべきだと私は思いますが、県についての認識をお伺いさせてください。

○千綿こども未来課長＝保育士修学資金の貸付制度につきましては、学生が経済的な支援を受けながら保育士を目指すことができるものであり、保育人材の県内定着に効果的な取組だと考えております。

この制度の見直しに関しましては、制度自体が国が設けたものであるため、県、国において検討されるものと考えております。

県としては、機会を捉えて制度を利用する側の学生をはじめ、保育士養成施設や保育施設など現場の声、貸付制度の利用状況などを踏まえながら、国への要望については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝課長ありがとうございます。

本当に物価高騰で、ここの提案を非常に強くいただいているわけでございますが、やはりこれだけ保育の人材が不足しているということ、そして物価も高騰している、そういった中で、貸付金の見直しというのは、私は大変重要だというふうに思っているところでもございます。こういった有利な貸し付けを生かして、そして県内で働いていただく、そういった方々を一人でも増やしていく、こういったことが、財政をしっかり使って、県民の皆様にもお示しをすることが私は大事だというふうに捉えております。

では、次の質問でございますが、保育士の処遇についてのお尋ねでございます。

一点目、県の認識についてお尋ねをいたします。

国においては、保育士の処遇改善に取り組まれていますが、保育の現場からは、給料が増えている実感があまりないという声を以前からいただいています、聞こえてまいります。県内でも地域性があるようにも感じていますが、県は保育士の処遇改善についてどのように認識をしておられるのかお尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長＝保育施設には、国が定めた基準である公定価格に基づく運営費が支払われており、その中に保育士給与の原資となる人件費が含まれております。

公定価格における保育士の処遇は、近年、大幅に改善されている状況でございます。しかしながら、保育現場におきましては、特別な配慮を必要とする子供たちへの対応や、保育士の負担軽減などのため配置基準を上回る人員が必要になっております。

こういった現状もあり、保育施設によっては、国による処遇改善の効果が現場の保育士に届いていないケースもあると認識しております。

以上でございます。

○猪村委員＝課長実際、本当にそのとおりでございまして、先ほど申し上げましたが、給料が増えていない、やりがいは持っていても、課長もおっしゃったように、配慮を要する子供たちが右肩上がりでもございまして、そこに人員が潤沢に配置されているかというところも非常に問題にはなっているところでもございますし、保育士の先生方の負担というか、やりがいは持っていても、そ

こに体力的な問題もございますし、保育士お一人お一人のいろいろな御事情もあられると思います。そういったところにも、県においては、細かい配慮をしていただければというふうに思うところでもございます。

給与についても、非常に国や県も処遇改善をしていますというふうな声もございますが、先生お一人お一人が昇給をされているというようなところでもございませんし、園に裁量が任されるというところもございまして、私が先ほど申し上げた地域性や、その園の考えで非常に違ってきているというところもあるのではないか、改善されていないところもあるのではないかと私も思っています。

それともう一つ、私が働いていたときもそうですが、県内でも、先ほどは地域性と申しましたが、県の西部、それから東部、そういったところでも給与の面で違いが見られました。はっきり申し上げて、そういったところもしっかりと県でも把握をして、先生方に保育の現場で、そして、働きがいのある、そういった職場にしていただくようなきめ細やかな配慮、そして調査をしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは次に、今後の取組についてでございます。

県は、保育士の処遇改善のため、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○千綿こども未来課長＝保育現場に必要な人材を確保するためには、国の処遇改善が実際の給与に反映され、お一人お一人の給料が増えていくことが大切です。このため、県が毎年保育施設を訪問し、運営状況を確認する際、国による公定価格の引き上げ分を給与水準に反映できていない施設に対しては、公定価格の引き上げの状況などを示しながら、保育士の給与の処遇改善を促していきたいと考えております。

また、処遇改善のためには、公定価格の引き上げは不可欠であるため、引き続き国に対して要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝課長ありがとうございます。ぜひともそういう県内でも不公平さというか格差がないよう、そういったところもしっかりお願いしたいというふうに思っております。

三点目になります。これでこの問いの最後の質問になりますが、保育施設就職説明会への支援についてでございます。

今年の六月に、保育団体が初めて合同で学生向けの就職説明会を開催されていらっしゃいます。大変盛会であったとのお話をお聞きしたところでもございます。

この説明会は、保育団体が人材確保という共通課題を掲げて行った初の取組でいらっしゃって、私も大変すばらしい取組だと感謝申し上げる次第でございます。しかしながら一方で、会場の確保や運営のための費用負担が課題ともお聞きしております。保育団体が多くの課題に奔走してくださっていることに対して、何らかの支援をし、協力すべきと考えますが、県のお考えをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長＝県内には、全国認定こども園協会佐賀県支部、佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、佐賀県保育会の三つの保育団体がございます。こうした団体が合同で就職説明会を実施されることは初めてのことだと県のほうとしても認識しております。この合同での就職説明会のように、保育の関係者が連携し、主体的な動きが生まれたときは、大変よいことだと考えております。

ただ、この取組はまだ始まったばかりです。県としては、まずはこの就職説明会に保育を志す、より多くの人が訪れ、より多くの保育施設が参加できるよう、この就職説明会を盛り上げ、効果を高めていく後押しを考えていきたいと

考えております。

保育士の確保は、県も一緒になって取り組むべき課題だと認識しており、保育の現場を支える関係者の動きを大切にしながら、引き続き意見交換を重ね、一緒になって考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。すみません、次が最後になります。

本当に今年度初めてされて、その会場費とか非常に思いがけず費用がかかったということでありますが、説明会としては大変盛会であったということでありますので、ぜひとも今後一緒になって考えていただければというふうに思っております。

では次に、保育人材の確保についてのお尋ねでございます。

保育人材の確保のためには、県や保育士養成施設、保育団体が連携を強化する必要があると考えております。県は、保育人材の確保に今後どのように取り組んでいくおつもりなのかを改めてお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長＝保育人材の確保のためには、保育士を志す保育士養成校である大学や短期大学の学生を増やす取組はもちろん、保育士資格を持つ者の現場を離れている潜在保育士の復職支援も重要だと考えております。

県ではこれまで、保育士を志す者を増やすため、中学生向けのサポートハンドブックの作成、合同就職説明会や保育施設の見学会などを実施しております。また、潜在保育士の復職を支援するため、保育士・保育所支援センターを通じた就職支援やマッチング支援などを実施しております。

今年度は、保育の関係者からいただいた御意見を参考に、進路選択前の小中学生や、高校生とその保護者などをターゲットに、保育士として楽しく働くことをイメージしてもらうための保育の仕事体験イベントの開催、動画、電子コミックによる保育の魅力発信などを通じ、幅広く保育の仕事のすばらしさを伝えていきたいと考えております。

あわせて、現役保育士の離職防止定着支援にも力を入れており、コンサルタントの派遣や研修を通じた保育現場の働き方改革支援、就職後三年目の保育士の交流会などを実施しているところでございます。

保育の仕事は、佐賀の未来を支える子供たちに寄り添いながら、愛情を注ぎ、支え、成長の喜びを分かち合えるとても尊いものです。保育士の人材確保に向けては、これまでの取組と合わせて、保育の魅力を伝える取組に力を入れることで保育士を目指す学生を増やしていけるよう、保育士養成施設や保育団体と連携して、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○猪村委員＝課長ありがとうございます。るる政策を打っていただいて、そして、保育士確保、そして保育士の皆様が生き生きと働ける職場環境などを整えてくださっていることに感謝を申し上げますが、私がもう六十過ぎておりますが、私の仲間たちも保育士として、また、学童保育などで精いっぱい働いてくれています。それは生きがいを持っている、そして、やりがいがある仕事だからだというふうにみんな話してくれています。幾つになっても、ばあばの感覚で精いっぱい働こうというふうに話をしているところでもございます。本当に一人でも多くの潜在保育士の方々にまた復活していただきたいという思いも強くあるところでもございます。私も含めてなんですが、そういったところも合わせて取組を強化していただければというふうに思い、願い、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

関連した質問ということになるというふうに思いますが、子供の教育を支える人材の育成について、次に質問させていただきます。

県では、「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」を掲げ、誰もが安心して子育

てができる環境づくりを推進しておられます。国においても「こども未来戦略」方針を掲げ、次元の異なる少子化対策の実現に取り組まれているところでもございます。

一方、子供の健やかな育ちを支えている幼児教育・保育、また小学校等の現場からは、発達障害といった特別な配慮が必要な子供や不登校児童等の増加、業務の複雑化、長時間労働、さらには人材確保の負担など、大変苦慮されておられる声がメディアでも取り沙汰され、私も生の声をお聞きしているところでもございます。

佐賀の地で安心して子育てをし、心地のよい暮らしを続けていっていただくためには、子供たちの教育環境の充実は不可欠、いえ、当たり前であり、教育現場を支える人材の確保は喫緊の課題でございます。

そうした中、県教育委員会では、来年四月、神埼高等学校普通科に、佐賀県の子供の教育や支援を担う人材を育てていくため、「こども教育進学コース」を新設されると聞き及んでおります。

子供の教育現場を支える人材が絶対的に不足している課題に対応するためには、このように進学や就職を選択する時期である高校時代の学びにおいて、子供の教育に携わりたいという意欲を持つ人材を育てていくことは大変重要であると私も考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一点目、県内の状況についてです。

県内の高等学校には、子供の教育に関する学びを行っている学校は一体どれくらいあるのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝県内の幼児教育に関する学科を有する県立高校は、牛津高校と唐津南高校の二校がございます。また、保育系コースを有する私立高校が四校ございます。これら以外にも十校以上の多くの県立高校が「保育基礎」や「保育実践」といった科目を設けており、生徒が幼児教育について学ぶ機会を提供しているところでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。意外と言ったらいけませんが、多く開設してあるということでございまして、ちょっと驚くところでございました。

二点目に、県立高校における取組についてでございますが、県立高校のうち、子供の教育に関する学びを行っている学校の教育活動は、具体的にどのような内容なのかお尋ねいたします。

○椛島教育振興課長＝具体的な教育活動についてですが、学科を有する牛津高校及び唐津南高校においては、例えば、園児との定期的な交流を通した児童の発達に役立つ玩具や紙芝居等の制作であったり、現役保育士や幼稚園教諭による講義、また、専門的な知見を持つ外部講師によるレクリエーションやミュージカルの講座など、授業の中で保育園、幼稚園との交流や外部講師による専門的な学びを積極的に提供しております。

また、この二校以外にも多くの高校が子供の教育や支援に関わる活動を行っておりまして、例えば、佐賀農業高校では園児に対する食育と情操教育を兼ねた田植体験や動物触れ合い体験、伊万里実業高校では子供のつながりづくりや食育を目的とした学びの「学びのＫｉｄｓレストラン」という取組、太良高校では社会福祉協議会主催の不登校児童を抱える世帯を支援するイベントに「ほっと！パーク」というのがございますが、その運営の補助を高校生が行っております。さらには、武雄高校など複数の高校で、宿題ができないことで登校を渋る子供の負担感の解消などを目的に、夏休みや放課後に小学生の宿題サポートなどを行っております。このように、子供に関する催しに多くの高校生が積極的に参加しているところです。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

様々な御説明をいただき、私も驚いております。母校である武雄高校もそういう支援がなされているということで、改めて誇りに思うところでもございます。

次に、来年四月、開設されます神埼高校の「こども教育進学コース」について、お伺いをさせていただきます。

まず一点目に、なぜ神埼高校にこのコースを新設されるのか、その経緯や目的についてお尋ねをさせてください。

○椛島教育振興課長＝まず、経緯でございますが、教育委員会では令和五年度から普通科高校の学科やカリキュラム等の見直し、また活動内容の磨き上げを行うことで、魅力ある学校づくりに取り組む普通科改革を推進してまいりました。神埼高校の「こども教育進学コース」は、その普通科改革の一環として新設するものでございます。

神埼高校の魅力向上を図る上で、幼稚園、保育園から大学までを有する神埼市の地の利を生かし、教育に携わる人材を養成することが可能と判断し、「こども教育進学コース」を新設いたしました。

本コースでは、子供たちを取り巻く状況が今後ますます複雑化してくることが予想される中で、将来、佐賀県の子供に寄り添い支援する人材を、県内で養成することを目指しております。

具体的には、幼稚園、小学校及び特別支援活動の教員や保育士をはじめ、行政やＮＰＯ等の様々な角度から子供に関わる職業に従事し、教育県佐賀を支える人材を養成することを目的としているものでございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では、次に新コースの募集定員はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○椛島教育振興課長＝神埼高校は現在一学年百二十人、三クラス規模の高校でございます。その中で、本コースは、一年次は他のクラスと共通のカリキュラムを受講する、いわゆるくくり募集でありまして、二年生になって、一クラス四十人程度を「こども教育進学コース」として編成する予定でございます。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では、今後の取組についてでございますが、神埼高校では新コースのもとで、今後どのような学びを提供しようとされているのかお尋ねをいたします。

○椛島教育振興課長＝「こども教育進学コース」では、生徒たちに実践的、体験的な学び、また将来へつながる継続的な学びを提供していきたいと考えております。

例えば、多様な児童を深く理解するため、実際の教育現場での授業参観や学校行事をサポートする体験活動ですとか、自らの将来像を具体的に描くため、学識経験者や教員、また様々な専門家による講演や座談会を通したロールモデルとの交流、また、佐賀大学、西九州大学等の高等教育機関と連携した教育学や児童心理学などの専門的な学びにつながる基礎的な学習など、高校三年間にとどまらず、進学後、さらに就職後にもつながっていく実践的な学びを経験してほしいと考えております。

委員がおっしゃるように、県民の皆様が安心して子育てができるためには子供を取り巻く教育環境を整えることは非常に大切でございます。そこで、神埼高校の「こども教育進学コース」では、保育士や教員をはじめ、それにとどまらず、児童福祉や児童心理、教育行政や各種ＮＰＯ等、広く子供の教育や支援に関わる人材を育てたいという思いがございます。

将来的にこのコースで学んだ生徒たちが子供の教育環境や子供の発達を支え

る人材となり、そのネットワークが形成されることを期待しているところです。

県教育委員会としては、そうした人材を輩出できるよう、神埼高校の「こども教育進学コース」の充実に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○猪村委員＝ありがとうございます。

「ｅスポーツ学科」を唐津青翔高校が開設される質問を六月にさせていただきまして、今議会でまた神埼高校の「こども教育進学コース」、これ普通科改革は非常に難しいと思うんですが、私はよくぞ佐賀県教育委員会が取り組んでくださったというふうに感謝を申し上げているところでもございます。

明治学制発布以来、教育現場の始業時間すら変えられない、この教育改革において、こういったところでも改革をしていただくということは非常に難しいところもあるというふうに思いますが、社会背景だったり、佐賀県の事情を、課題をいち早くキャッチして、そして改革に進むという姿勢は、私は大変評価をするものでございます。応援をさせていただきたいというふうに思っています。

委員長に許可なくでございますが、こういう（実物を示す）うちわも作られて、啓発活動にも臨まれていらっしゃいます。しっかりと議会としても応援をさせていただかなければならないというふうに思い、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次に問いの三になります。重層的支援体制整備事業についてのお尋ねでございます。

私の地元の武雄市では、九つの町全てに地域包括ケアシステムの拠点がつくられ、主に高齢者の方が日中の活動や交流をされておられます。一歩外に出て、社会と関わることは、老若男女問わず、元気の源でありますし、社会の中で役割を持つことは非常に重要であると私は思っています。

また、これからはこれまで以上に、そのようなモチベーション人材の活躍が求められていくのではないでしょうか。なぜなら、日本は世界に類を見ないほどの人口減少社会に突入しており、その速度はさらにスピードアップしているからです。

地域社会の担い手が減少し、家庭、職場、地域などにおいて、人と人、人と地域のつながりや絆が希薄化し、支え合いの基盤が弱まっているのではないだろうかと危惧される社会であることは、ここにいらっしゃる皆様方も十分に理解されておられると存じます。先ほどの中本委員の質問でもございました。

こうした社会情勢の中で、市町において、これまでの高齢、障害、子供、生活困窮など分野別の支援体制ではなく、大人でも子供でも、障害があってもなくても、困り事を丸ごと受け止め、対応していくという体制をしっかり整備する必要があると私は考えています。これは県の地域福祉支援計画が推進している包括的な支援体制であり、その実現のための有効な手段である重層的支援体制整備事業には一つでも多くの市町に取り組んでいただきたいと私は願っております。

そして県には、市町における包括的な支援体制づくりや重層的支援体制整備事業の必要性をしっかりと伝え、県が先陣を切って、市町やＣＳＯや地域の人を巻き込んだ取組ができるよう進めていただきたいと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

重層的支援体制整備事業の目的や背景についてお尋ねをいたします。

重層的支援体制整備事業、そもそも何ゆえこの体制が整備されたのか、目的や背景について見解をお尋ねいたします。

○福田社会福祉課長＝まず、背景についてですが、少子・高齢化や人口減少の進行によりまして、社会の在り方が変わり、それによって地域住民の支援ニーズも複雑化、複合化しているといったことがございます。

また、これまでの福祉政策が整備してきた高齢、障害、子供、生活困窮といった対象者ごとの支援体制だけでは、人々が持つ様々なニーズへの対応が困難になっております。

例えば、ひきこもりやニートの状態が長期化して、中高年になった子供とそれを支えてきた親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして、家族が孤立する八〇五〇問題でありますとか、晩婚化を背景に育児期にある者が親の介護も同時に担うダブルケアなどは、個人、世帯が複数の課題を抱える状態でございまして、課題全体を捉えた支援が必要となります。

次に、目的についてですが、重層的支援体制整備事業は、市町において地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的としております。

包括的な支援体制とは、高齢、障害、子供、生活困窮などの属性や世代を問わず、地域生活課題に関する相談を地域で受け止め、行政サービスだけではなく、地域づくりで立ち上がった住民主体のサービスや、様々な支援機関の協働により、支援を行う体制のことでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

非常に私も大事だと思いまして、大切なことだと思いまして、かねがね思っての質問でございます。

やはり単体で世代間別ということではなくて、何というか、イメージとしたらミルフィーユケーキのような、層が重なって、そして、あらゆる方たちの支援をするというイメージというふうに捉えておりますが、その事業の内容や県の受け止めについて、次にお尋ねをさせてください。

重層的支援体制整備事業の内容はどのようなものなのか。また、県としてどのように受け止めておられるのかお尋ねいたします。

○福田社会福祉課長＝事業の内容についてですが、本事業は、社会福祉法に基づく市町の任意事業でございまして、高齢、障害、子供、生活困窮、それぞれの分野で行われてきた相談支援、地域づくりに向けた支援の既存の取組を生かしつつ、新たに参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働を加えまして、これらの支援を一体的に実施するものでございます。

また、これまでそれぞれの分野で事業ごとに交付されていた補助金が交付金として一括交付に変更されることから、それぞれの事業では、補助対象外となる属性を問わない相談支援、地域づくりに向けた支援、つまり高齢、障害、子供、生活困窮者を丸ごと受け止める支援が市町の判断で実施可能となるものでございます。

各事業を具体的に申し上げますと、相談支援は、高齢者や子供といった属性にかかわらず、一旦相談を受け止め、関係機関で解決を図る支援。

地域づくりに向けた支援は、委員から御紹介のあった地域包括ケアシステム等の拠点、居場所などを活用し、高齢、障害、子供、生活困窮といった属性を超えた交流、参加等の機会をコーディネートするなど、地域住民同士の顔の見える関係の育成支援。

参加支援は、支援を必要としている人と地域社会とのつながりを回復するための支援でございまして、分野ごとの支援では対象とならないはざまのニーズ、例えば、ひきこもり状態にある方を生活困窮者の就労体験で受け入れるなどの支援でございます。

次に、アウトリーチ等を通じた継続的支援と申しますのは、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、支援が届いていない相談者を把握し、訪問などにより、本人との信頼関係を構築して支援するものでございます。

多機関協働、これにつきましては、関係する支援機関を集めて支援方針を検討する会議の実施や、支援機関の役割分担を図るなど、重層的支援体制整備事

業の中核的な役割を担っているものでございます。

次に、県としての受け止めについてですが、重層的支援体制整備事業は、市町において包括的な支援体制を構築するための有効な手段であるというふうに認識をしております。

そのため、市町における包括的な支援体制整備の推進を県地域福祉支援計画の重点項目に位置づけ、重層的支援体制整備事業に取り組む市町数を指標とし、市町における取組を推進しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝詳しく御説明をいただき、ありがとうございました。やはり県としても非常に大切な事業だとの受け止めをいただいたところでもございます。

次に、市町の取組状況と今後の見込みについてお尋ねをいたします。

県内ではどのくらいの市町が重層的支援体制整備事業に取り組んでおられるのか。また、県が把握しておられる今後の取組の見込みはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○福田社会福祉課長＝県内では現在二市一町、令和四年四月から佐賀市、令和七年四月から武雄市及び上峰町が取り組んでおります。

また、重層的支援体制整備事業を段階的に進めるための準備事業である移行準備事業に一つの町、有田町が取り組んでおられます。

そのほか、現在実施を検討している市が二つございます。

以上でございます。

○猪村委員＝まだまだこれからということでありますが、二市一町が取組を始めて、そして、移行をされているところが、今計画されているところが有田町、これから実施を検討されているところが二市ということでございますが、県としては、さらにこれを進めていくという目標も立てていらっしゃると思います。

次に三点目、市町の取組状況、取組の成果と課題についてお尋ねをいたします。

既に重層的支援体制整備事業に取り組んでおられる市町ではどのような成果があっているのか。また、逆に地域はどのような課題があられるのか、県はどのように把握をされていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○福田社会福祉課長＝まず、成果についてでございます。

相談窓口の一元化等により、既存の事業では対応が難しかったはざまのニーズ、例えば、高齢、障害、生活困窮のいずれにも該当しないけれども、自宅がごみ屋敷と化し周辺住民から苦情があるようなケースでございますが、こういったものへの対応や、支援の届いていない人への積極的な働きかけにつながったという成果でございますとか、対象者を早期にかつ積極的に把握するアウトリーチの取組により、世帯が抱える課題の早期発見につながり、解決に向けて総合的にアプローチできるようになったといった成果の報告をいただいております。

一方、課題といたしましては、窓口は一元化したものの、相談を引き継いだ後の支援が部署ごとの対応となり、関係課で方向性の共有が図られず、多機関協働に結びつかないという事例も中にはあるといったようなことでございますとか、地域づくりに向けた支援について、住民主体のサービスなど、多様な地域活動が生まれる環境が整わず、従来の属性別、縦割りの取組にとどまっているといったような課題でございますとか、参加支援について、支援ニーズに応じた幅広い社会資源とのマッチングを図りたいが、現状ではまだ限られた社会資源へのつなぎにとどまっているといった課題がございます。

このように課題はあるものの、その課題の解決に向けた検討を行いながら、包括的な支援体制の整備に向けて事業に取り組まれているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。成果や課題をしっかり把握して進んでいただきたいというふうに思っております。

では、この問いの最後になりますが、市町に対する支援についてになります。包括的な支援体制づくりに向けて、市町には重層的支援体制整備事業に積極的に取り組んでいただきたいと私も考えております。

先日開催されました佐賀県社会福祉審議会の中で、委員として私も出席をさせていただきました。委員の方々から、重層的支援体制整備事業について各市町で温度差があり、また、必要性を理解されていないところもあるのではないかといった御意見もございました。私も全く同感でございました。

基礎自治体は各市町でありますが、県として市町への取組が進むようこれまでどのような取組を行ってこられたのか。また今後、各市町と一緒になって、共にどのような取組をしていこうと思いを描かれておられるのかをお尋ねいたします。

○福田社会福祉課長＝まず、これまでの取組でございますが、都道府県は、市町における包括的な支援体制が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供、その他の援助を行わなければならないとされておりまして、後方支援事業を佐賀県社会福祉協議会への委託により実施をしているところでございます。

委託の内容は大きく三つございます。

一つ目は、市町や市町社協の職員等を対象として、好事例の紹介などを行う地域共生セミナーの実施、二つ目は、意欲のある市町に対するオーダーメード型のアドバイザー派遣、三つ目は、分野横断的な知識やアセスメント力、調整能力等を持った人材である地域共生コーディネーターの養成研修の実施でございます。

このうち、アドバイザー派遣では、専門家が市町を訪問し、担当者からその市町特有の課題を聞き取り、具体的な対応方針を示すことによって事業実施に向けた支援を行っております。

そのほか、県の職員が個別に市町を訪問いたしましてヒアリングを実施し、課題の把握や必要な助言、先行市町の取組を紹介しているところでございます。

今後の取組についてですが、引き続き市町に対する支援を継続的に実施いたしまして、取組事例を増やして横展開を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。先ほど中本委員も孤立・孤独の質問をされました。この重層的支援整備体制の中にも含まれておりまして、いろいろな様々な地域課題、そして、社会課題をいろいろな方々にお力をいただいて、そして、地域の存続、そして、温かい社会福祉の在り方を模索して、そして、いいものにしていくということが大事ではなかろうかというふうに思っております。

非常に大変な事業ではございますが、少しずつ地域の皆様、そして、各団体の皆様方とお知恵を借りながら進んでいくことを願いながら、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古川委員長＝暫時休憩します。十三時をめどに委員会を再開いたします。

午前十一時五十四分　休憩

午後一時一分　開議

○池田副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○猪村委員＝午前中に引き続き、質問させていただきます。午前中もありがとうございました。

では、最後の質問になります。問いの四、家庭から排出される剪定枝や草類の有効活用についてでございます。

近年、皆様も十分体感しておられると思いますが、毎年のように激しい暑さに見舞われ、それがまた長期化し、日本の美しさの象徴でもある春夏秋冬、四季が二季化してきているのではないかというようなお話もございます。四季折々という言葉が二季折々では、全くもって風情がないような気がいたします。

我がふるさと佐賀県も、この百年で一・七度の気温上昇が示されており、特に、一九九〇年代以降は高温となる年が頻出しています。本県においても、二〇五〇年までにカーボンニュートラル実現に向けて取組がなされておりますが、昨今の気候が本県においても亜熱帯化していることに危機感を覚えていらっしゃる県民は大変多くいらっしゃると拝察いたしますし、私の地元でも県道沿いの草刈りの御相談も大変多くいただいているところでもございます。

モニターを御覧ください。（モニターを示す）私の地元のほんの二枚の写真でございますが、左側が県道四十五号、嬉野山内線でございます。カズラに覆われた木、そして、電柱等々もございます。これは原形をとどめない様子であります。

そして、右側の写真は、県道二十六号、伊万里山内線、伊万里から山内、山内から伊万里に行くちょうど境のところ、山内町側でございます。歩道を覆うカズラ、こういった状況が非常に県内あちこちの周辺部、我が地元の武雄市の中においても見られております。これはいずれも九月の写真でございます。

非常に近年の気温上昇、亜熱帯化で植物の繁殖力はますます強くなっていて、周辺部は町部と異なり、電柱やフェンスにまでカズラが巻きつき、木々もカズラに巻きつかれて原形をとどめなくなる光景も多く見られております。周辺部に暮らす者の一人として、道路の路肩や住宅地周辺でも年数回の草刈りでは追いつかないといった状況は切実な問題なのです。

私は以前から、毎週末明けのごみ出しの日に、各家庭からごみステーションに出されているごみの中に、剪定枝や草類をぱんぱんに入れて出されていることに大変違和感を覚えておりました。以前はあちらこちらの庭先や畑などで燃している光景が当たり前のようにございましたが、近年は社会通念上、また、度重なる林野火災を重く受け止められる方も多くなったのではないかと感じておりますが、現在は大半が可燃ごみとして出されております。

一方で、私はこれだけ増えた剪定枝や草類が何らかの形で資源にならないものかと日頃から考えておりました。民間の会社に剪定枝を粉砕する機械があるとお聞きしては、見学に伺ったこともございました。

そのような中、（モニターを示す）有田町は今年度、有田町リサイクルプラザを設置され、剪定枝だけでなく草類も入れ、焼却せず粉砕処理し、家畜の敷料や、肥料、マルチング材等として再利用されているとお聞きしています。

各地域にこのような施設が設置され、例えば、各御家庭の庭木の剪定や草刈り作業後に、また、地域の公役作業後などに剪定枝や草類の持ち込みができ、それがさらに資源となって生かされるようなことになれば、さらなる資源循環の社会形成につながることはもとより、県民の資源循環意識の向上にもつながっていくのではないかと私は考えます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず一点目、有田町リサイクルプラザについてでございます。

モニターにも今、掲載させていただいております。まず、施設の概要につい

てお尋ねをいたします。

有田町のリサイクルプラザはどのような施設なのかをまず最初にお尋ねをさせていただきます。

○佐々木循環型社会推進課長＝有田町リサイクルプラザは、有田町戸矢地区にある町営の中間処理施設で、そのうち剪定枝・草類処理施設は、有田町内から持ち込まれた剪定枝や草類を破砕処理や粉砕処理により細かくし、植物の肥料などとして有効利用するための施設で、今年四月から稼働しております。

主な処理工程としましては、剪定枝や草類を破砕機で三センチメートル程度に細かくし、その後、乾燥させた後に粉砕機でさらに五ミリメートルまで細かくするもので、処理されたものは販売され、植物の肥料や家畜の寝床に敷く敷料などとして有効活用されております。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では次に、県からの支援についてでございます。

有田町リサイクルプラザの整備に対して、県はどのような支援を行ったのかお尋ねをいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝有田町リサイクルプラザは、有田町が環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して整備されており、県は交付申請前の事前相談や申請時の書類の確認など、技術的な支援を行ったところであります。

以上でございます。

○猪村委員＝ありがとうございます。

では次に県内市町の剪定枝や草類の処理についてお尋ねをいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝有田町では、剪定枝や草類を有田町リサイクルプラザに直接搬入する場合はリサイクル処理、有田町指定のごみ袋に入れる場合は燃えるごみとして処理されております。

有田町以外の市町では、剪定枝等の太さや長さによって、燃えるごみ、または可燃性粗大ごみとして分別し、焼却処理されております。

以上でございます。

○猪村委員＝課長、ありがとうございます。

二項目めの県内市町の剪定枝、草類の処理及び施設整備状況についてのお尋ねで、一点目の、どう処理されているのかを今お答えいただきました。

その二点目でございますが、施設の整備状況についてでございます。

県内市町の剪定枝や草類のリサイクル施設の設置状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県内における剪定枝や草類のリサイクル施設は、有田町リサイクルプラザの一施設のみとなっております。

以上でございます。

○猪村委員＝今、県内では剪定枝、草類の処理ができる施設は有田町だけということでございます。

草類まで粉砕できるということに私は非常に魅力を感じるわけです。民間の業者となりますと産廃になるわけでございますが、剪定枝の粉砕、そして、それを肥料とかにされているところは私も見学をいたしましたけれども、一般廃棄物として、剪定枝のみならず、草類まで搬入ができる、そして、処理をして生かす、こういった施設は有田町にしかないわけでございます。

私は先ほど来申し上げてまいりましたけれども、亜熱帯化して非常に生い茂る草木、そういったものを剪定して、そして、こういう話を地域でもいたしますと、いや、そういう施設があったら、持っていけたら、うちも持っていってもらいたいね、おばちゃん、一緒に私が持っていくよと、ああ、そういうところがあったらいいねと、地域の方も非常に興味深くお話を聞いてくださいます。

本当に生活、暮らしをしている者とすれば、特に、周辺部では農家の方々も

草刈りが追いつかんと。そして、私ごとですが、例えば、私も四、五日出張とか、こういった県議会で家を空けて家に帰ると、草の伸び具合がすごいことになっています。大変なこの暑さ、気候だなというふうに実感をしているのは私だけではないと思います。

こういった施設が県内各地に広がりを見せることで、環境もそうですけれども、資源の循環に対する佐賀県民の意識も向上するのではないかと私は大変期待をいたしますし、お願いをしたいところでもございます。

この質問の最後になりますが、剪定枝や草類のリサイクル施設の拡大に向けた県の取組についてお尋ねをいたします。

県として、剪定枝や草類のリサイクル施設の拡大に向けて、今後どのような取組を行おうとお考えになっておられるのかをお尋ねいたします。

○佐々木循環型社会推進課長＝廃棄物の再資源化や地球温暖化防止に向けた取組については、各地で知恵を絞りながら、様々な取組が行われております。

有田町リサイクルプラザでの剪定枝や草類のリサイクル処理についても、焼却処理によるCO_2排出量の削減、リサイクル率の向上、植物の肥料や家畜の敷料など、新たな製品としての有効活用など、そうした一連の取組に資するものであります。

一般廃棄物の処理は市町の事務であるため、リサイクル施設の要否は市町の判断となりますが、県としては、ほかの市町においても、こうした施設の整備を検討してもらうため、今後、市町向けの研修会や会議の場において、有田町リサイクルプラザでのリサイクルの取組を積極的に紹介してまいります。

その上で、市町から新たに施設の整備についての相談等があった場合には、国の交付金獲得に向けて、国との事前調整をはじめとした相談対応や交付申請時の書類の確認など、技術的な支援も併せて行ってまいります。

以上でございます。

○猪村委員長＝課長、ありがとうございます。

私はこの取組は非常に大切な取組だと、そして、有田町の方々、有田町民の皆様に大変感謝をしたいというふうに思っています。私は有田町の隣に住まわせていただいておりますが、もう一つは、広域で使えたりとかはいたしませんので、もしこの施設を造るに当たっても非常に高額でもございます。県内各市町の細部にわたって、高齢者の皆様も搬入ができたり、そして、肥料になったものを持ち帰ったり、そういったもの、それから、売ってあったら買える、そういったことが県民の皆様により幅広く伝わればいいなというふうに思っています。

広域で考えたり、そして、課長もおっしゃってくださった相談があった場合は丁寧に対応するというようなこと、それから、こういった事業がありますということも幅広く周知をしていただけるということでございますので、ぜひとも頑張っていただいて、この有田町さんのＳＤＧｓにも絡むリサイクル施設を私も見学にしっかりと伺わせていただき、そして、お話ができる、もっと地域の皆様とともに考えていけるようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも、取組に注視してまいりたい、そして、頑張っていただきたいというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤崎委員＝藤崎です。

今週は秋の全国交通安全運動という期間でもありまして、私のほうからは、交通事故防止対策について質問をさせていただきます。

とりわけ、その中でも「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」について質問させていただきます。

このブループロジェクトにつきましては、これまで多くの議員のほうから質疑もありましたし、古賀陽三議員さんも一般質問、また、委員会での質問もあっ

て、その内容と県の取組内容、また、その成果等についてはよく理解をしているつもりでありますが、議会のエレベーターに乗りますと、いつもそのモニターにブループロジェクトの映像が最初に流れてきて非常に目につくものですから、県も力を入れて取り組んでいるんだなというふうなこともありまして、改めて確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

最初に、改めてこの「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」が始まった経緯についてでありますが、お尋ねをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」は、交通事故防止対策の取組の一つとして平成三十年十月に始まった事業です。

この頃は、人口十万人当たりの人身交通事故の発生割合が平成二十四年から平成二十八年まで五年連続で全国ワースト一位となるなど、佐賀県において交通事故が多発していた時期となっておりました。平成二十九年にようやくワースト一位から脱却したものの、引き続き交通事故防止対策を進めていくため、県民一人一人の交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組んでいたところです。

そのような中、平成三十年七月に、佐賀にゆかりのあるクリエーターたちが地元に対する思いから企画アイデアをプレゼンする場をつくる「勝手にプレゼンＦＥＳ」が開催され、「株式会社ＨＡＫＵＨＯＤＯ　ＤＥＳＩＧＮ」の永井一史氏から、交通事故が絶えない状況を改善できないかという課題に対して、デザインの力で県民の意識改革と事故防止を図る取組として提案されたことがきっかけとなっております。

この「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」とは、当時、集中力を高めると言われていた青色を使って交差点をカラー舗装するハード面の整備を進めていたところにデザインの視点を取り入れることで、交通事故の抑止対策を高めることを目的としたものや、県民一人一人が交通事故を自分の問題として行動できるよう意識醸成に取り組んでいくソフト面の両面からアプローチするものとなっております。

以降、「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」事業費として予算を計上して取組を続けた結果、県内の人身事故の発生件数は着実に減少しておりまして、今年度についても事業を継続している次第であります。

以上です。

○藤崎委員＝では、その予算についてでありますけども、改めて本年度はどのような内容になっているのかお伺いをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝令和七年度の当初予算における「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」事業費は、ソフト面として、各種イベントの実施、テレビ、ラジオでの広報・啓発のほか、ハード面として、生活道路における速度抑制対策の取組などとして、総額約六千百十四万円を計上しているところです。

具体的な取組と予算額につきましては、県内の祭りやイベントなどにブースを出展して広報活動を行う事業の委託費や、高齢者を対象とした体験型の交通安全事業の委託費として約二千四百二十万円、テレビ、ラジオ、ウェブ、ＳＮＳなど、メディアを活用した広報活動の委託費として約一千五百五十万円、施策のアイデアや事業運営のノウハウについて助言を得るための委託費として約四百八万円、交通事故防止のための反射材の購入をはじめ、小学校の新入生におけるランドセルカバーやポスターなど、広報物を作成するための需用費として約二百五十三万円、速度抑制のために市町がハンプ等を設置する費用の補助として約一千四百五十万円などとなっております。

以上です。

○藤崎委員＝ありがとうございます。

それでは、るる説明いただきましたけども、予算の中でデザインに関する内

容についてもお伺いをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝デザインという言葉につきましては、いわゆるポスターやチラシを作る際に見た目をよくするといった意味に加えまして、目的を達成するために計画を行い、実現する一連の行為という大きな意味もございます。

本事業でのデザインとは、交通事故防止という目的に対して、事業の方向性や企画内容の改善などについて提案やアドバイスを受けて、事業効果をより高くするという意味で用いているところです。

したがいまして、この事業でのデザインに関する予算といいますのは、さきの予算の項目のうち、施策のアイデアや事業運営のノウハウについて助言を得るための委託費約四百八万円がこれに当たります。

委託費の具体的な内容につきましては、「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」立ち上げ当初から携わっている「株式会社ＨＡＫＵＨＯＤＯ　ＤＥＳＩＧＮ」と委託業務の契約を結んでおります。

業務の内容としては、例えば、月一回程度実施しておりますミーティングで、イベントの開催を委託しております地元業者を交えて企画やイベントのノウハウをアドバイスしているほか、昨年は民間企業と連携した取組として、「ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ　ＣＨＡＲＥＮＧＥ」というアイデアの提案をしてもらうなど、事業全般のデザインをお願いしているところです。

以上です。

○藤崎委員＝今回、改めてこの「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」に関して質疑をしようと思ったのは、まさにデザインというものが山口県政においては大きな視点として取り込まれているということで、その成果というものについては、この間、執行部の皆様からよく説明を聞いているところであります。

が一方で、率直に申し上げますと、県の執行部におかれては、皆さん本当に大変優秀であるというふうに敬服しておりますけれども、例えば、このデザインが持つ力というものは、ある意味、佐賀県が非常に弱いところであったのかなという気もいたしております。同じ商品、同じものを選ぶにあっても、やはりそのイメージであったり、また、そのパッケージであったり、そういった戦略、物語が実は消費者の購買意欲につながってくるということで、各企業、大きな広告費をもってイメージというものをつくり上げていっているわけでありますから、当然、佐賀県においても、そのデザインといったものを県民の暮らしの中に落とし込んでいくことで快適な佐賀の空間をつくり上げていくといった視点は非常にいいことだと思っております。

また、この課題解決に向けた政策の提案に関しても、やはり博報堂さんであったり、電通であったり、超一流の企業が持つ蓄積されたノウハウというものは非常に大きなものがあって、本当に金額に代え難い大変大きなものが効果として見込めるということもよく理解をしているわけであります。

ただ一方で、気になるのは、率直に申し上げますと、ちょっと頼り過ぎているのではないかなという気がいたしております。もちろんその政策提案能力であったり、解決能力であったり、結果、例えば、ワーストワンから脱却したということを踏まえても、成果を出しているということ自体を踏まえれば評価をされるべきものであろうと思うんですけども、それにしても、少し特定の団体や人物に頼り過ぎているのではないかと。これはこの交通安全に限らず、いろんな県の施策において、どうしても同じ方々の名前を聞く機会が非常に多いということは、私はこれは県内のいろんなトップレベルの知見を県内の人物、企業に落とし込んでいく、そういったところの取組がなかなかできていないのかなという気がいたしているわけであります。ぜひともそういう一流の力を持った人たちの力を早く県内の学びにつなげていってほしいというふうに思うわけです。

この四百万円が安いか高いかといえば、当然そういった方々の事業を踏まえれば安いということになるのかもしれませんし、佐賀県に貢献をしていただいていることは間違いありません。にしても、何度も申し上げますが、私はこのソフト事業のデザインということに関していえば、この交通安全に限らず、やはり広く横串を刺して人を育てていく、そういった観点にも力を入れていっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

あわせて、デザインの力を取り入れてやっていくと、非常にいいことだと思いますが、一方で、やはり私なんかは地域の皆さんの声を聞く立場にありますから、非常に多いのはハードの部分であります。どうしても県民の皆様の暮らしの中で気になるのは、例えば、佐賀県内は非常に追突事故が多いと。これは何で追突をするかというと、やっぱり車間距離が短いからであります。じゃ、何で車間距離が短くなるかというと、これは朝夕の通勤ラッシュの時間ということになってくるわけですけども、これは私の考え方ですけども、やはり渋滞を招く一つの要因は、大体場所が決まっているんですよね。例えば、三差路で右折がしにくい場所、片道二車線のところは渋滞をするということが分かっているから、そのずっと手前から、右折しない直進する車両はどうしても左車線のほうに寄ろうとする。そうすると、どんどん詰まっていって渋滞をする。考えるのは何かというと、早い時点で左に入ろうとか、早くこの渋滞の箇所を抜けようとしてちょっと無理をしてしまう。そういった無理の積み重ねがやはりそういった追突事故にもなってくるんだろうというふうに思うわけであります。

また、子供たちの通学路で視認性を高めるプロジェクトがあります。これもブループロジェクトでやっていただいていて、非常に好評を得ております。横断歩道をカラー化して視認性を高めると。これは本当に地域の交通指導員さんも非常にありがたく、その効果を身をもって感じておられます。

そういったいろんな細々した地域の不安解消、また、解決してほしい事案、これはほとんどハードになってくるわけであります。そういったところの予算をしっかりと取るということも私はぜひやっていただきたいというふうに思うわけであります。もちろん県警におかれては現場でしっかりやっていただいているということも認識しておりますけども、正直、予算が足らないというのは、私は話を聞いていても非常に感じております。

やはり県民の事故を抑止していくためには啓発、これはこのブループロジェクトの取組というものは非常に大きな効果を出しているわけだというふうに思うんですけども、一方で、実は県警の取組、私が議員になってもうすぐ二十年になりますが、当初と今と比べると、渋滞する場所であったり、危ないと思うところでパトカーや白バイ隊員を見る機会が非常に多いというふうに感じております。朝夕もそうですけども、本当によく見かけます。それだけ巡回をしていただいているんだなと。そうすると、やっぱり県民の意識はこれが啓発になって、ある意味、自然と注意を払うようになってきます。

だから、私はこういったところをしっかり取り組むことが本当は直行的な県民の啓発になるんじゃないか、こういったところにしっかり予算をあてがっていくというところもぜひ私は強く申し上げたいと思って、今回、改めて重ねての質疑をさせていただきました。

そういった思いを踏まえながら、今後の交通事故防止の課題について改めてお伺いをいたしますが、今後の交通事故防止を進めるに当たっての課題はどのようなものかお伺いをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」がスタートしました平成三十年には五千七百二十五件発生しておりました人身事故なんですけれども、昨年には二千六百二十三件と大幅に減少しております。これは全国平均の減少率と比較しましても上回っておりますので、事業の効果

は着実に現れているところと考えております。

しかし、いまだに交通死亡事故は絶えず、今年も昨日時点で十一人の方が亡くなっておられます。特に、交通死亡事故の中でも車両が歩行者と衝突する事故の割合が高いことから、この点を課題としております。

また、人身交通事故の全体で見ますと、先ほど委員御指摘のとおり、追突事故の発生割合が高く、約四割を占めていて、全国の割合と比較しても約十ポイント高くなっている状況ですので、ワーストレベル脱却のためにも多発している追突事故を減らすことが課題だと認識しております。

以上です。

○藤崎委員＝では、その課題解消に向けた取組についてでありますが、課題の解消に向けて今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○平交通事故防止特別対策室長＝「ＳＡＧＡ　ＢＬＵＥ　ＰＲＯＪＥＣＴ」につきましては、着実にその効果が出ておりますので、引き続き行ってまいりたいと思っております。

次に、課題として挙げました車両と歩行者の交通事故を防止するためとして、十月一日から早めのライト点灯運動に取り組むこととしており、歩行者には夕暮れ時や夜間の反射材の着用が浸透するように取り組んでいくこととしております。

追突事故の防止につきましては、現在実施中の秋の交通安全県民運動において「やめよう！『佐賀のよかろうもん運転』」の一つとして適切な車間距離を呼びかけているほか、先ほどの「株式会社ＨＡＫＵＨＯＤＯＵ　ＤＥＳＩＧＮ」に効果的な広報についてのアドバイスを受けるなどして、対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、交通事故防止対策は、ソフト面だけではなく、信号機や横断歩道といった交通安全施設など、ハード面の対策も重要と考えております。そのためにも、今後も県警察をはじめ、道路管理者などの関係機関と連携して対策に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、交通事故の対策に特効薬はないと認識しております。取組につきましても、当室だけではなく、多くの部署や関係機関において実施されています各施策をはじめ、地域住民の方が通学路で交通立番をされていることからも、県民全体の課題として連携して対策に取り組んでいく所存です。

以上です。

○藤崎委員＝ありがとうございます。しっかり取り組んでいっていただきたいと思いますし、いわゆる広報戦略に関しては、確かに佐賀県の「いちごさん」であったり、「にじゅうまる」であったり、こういったところにおいても、恐らく同じ企業にいわゆる広報戦略を頼んでいるのかもしれませんけども、私はやはり本当に地域から上がってくる、そういった声を酌む形で広報戦略を行っていただきたい。

要はデザイン、ロゴ等についても、一流デザイナーが考えるのは確かにすばらしいと思います。お金がかかっても、やはり一流のものを県民に提供していく、そして、成果を出していく、もちろんこれは非常に大事なことだし、結果、県民に喜ばれることだというふうにも思うわけですが、一方で悩ましいのは、やはり本当に分散型の維持をしていくのが非常に難しい佐賀県において、地域で頑張っている人たちが自分たちの声がいかに行政に反映されているかとか、また、自分たちのアイデアがこういう形で形になったのかとか、そういうみんなが佐賀でいろんなことをどんどん提案していこう、そういった機運を盛り上げるためにも、私は地域に根差したものを大事に――もちろん今も大事にはされておりますけれども、より一層大事にしていっていただきたいなというふうに思って、質問をさせていただきました。

引き続き、県民の交通事故抑止に向けて頑張っていただきたいということと

併せて、やはり県警のこの間の取組というものも非常に大きいというふうに私は考えておりますので、やはりそういった佐賀県警察本部との連携を重ねて、交通事故抑止というものをさらに進めていっていただきたいということを期待しております。

事故において、もう一点質問させていただきますけれども、高齢者の運転に対する取組についてであります。

御高齢の方の横断歩道を渡る事故であったりというのが非常に多い。「マニャー」ですか、キャラクターのテレビコマーシャルが非常に胸を打って、本当にいいコマーシャルをつくられたなと思っています。急いで横断歩道がないところを渡ろうとしていて、もしかしたらずっと帰れないんだよみたいな、ああ、すごいなと。あれがまさにプロが考えるものなのかもしれませんが、非常にいいコマーシャルをつくってあります。

そういった取組の中で、やはり子供たちと併せて御高齢の方をいかに守っていくか、そういった取組を私たちみんなで本当にやっていかなきゃならないというふうに思うんですが、一方でまた、御高齢の方が自ら事故を起こすといったことも非常に心配なわけであります。逆走の問題等もよくニュース報道であっておりますが、その御高齢の方の運転に対する取組について質問させていただきます。

高齢運転者による交通事故の発生についてどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝県内におきまして、六十五歳以上の高齢者が車両を運転中に、いわば加害者となった人身交通事故について過去五年間の件数の推移を見ますと、令和二年が九百二十件、令和三年が八百九十件、令和四年が八百二十六件、令和五年が八百二十三件、令和六年が七百三十一件となっており、件数は減少しております。

しかし、人身事故の総数における割合で見ますと、令和二年が二四・五％、令和三年が二五・四％、令和四年が二五・五％、令和五年が二六・二％、令和六年が二七・九％と、逆に増加傾向を示しております。

このことは、人身交通事故の総件数が全体的に減少している中、高齢運転者の事故の減少幅が少ないために、相対的に高齢者の事故の割合が増加しているものであります。

次に、交通死亡事故で見ますと、六十五歳以上の高齢運転者が加害者となった件数は過去五年間で、令和二年が六件、令和三年が十件、令和四年が七件、令和五年が四件、令和六年が八件となっており、同じように、死亡事故全体に占める割合で見ますと、令和二年が二〇・〇％、令和三年が四三・五％、令和四年が三〇・四％、令和五年が三三・三％、令和六年が三三・三％と、死亡事故の三分の一を占めている状況になっております。

以上です。

○藤崎委員＝なかなか御高齢の方の運転において免許返納という問題がありますが、やはり今もちろん高齢の方は増えていくわけでありますし、当然、運転をされる方も御高齢の方が増えていくということになります。また、元気を維持するためには、やはり出かけていって、そして、人と会ったり、（副委員長、委員長と交代）趣味を楽しんだり、そういったことをやっていただければ健康を維持する一助となるわけですから、これが車を運転できなくなれば、なかなか自分のタイミングで出かけるのがおっくうになってくる可能性もあるわけですから、家族としても免許返納という決断をするタイミングというのはなかなか難しいなというふうに思っているわけであります。

そういう中でも、運動神経であったり、少しでも家族の方が事前に予防対策を取るということは非常に大事なことだと思うし、また、御高齢の方も自らそういった判断をして、そして、今、佐賀県が取り組んでいる公共交通機関を使っ

て移動する、また、歩くことによって健康を維持する、そういった県の取組を生かしながら、そういった豊かな暮らしというものを維持していただければなと思うわけであります。

そういった意味で、高齢運転者の運転免許証の返納について質問をいたしますが、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝県内の六十五歳の高齢運転者が運転免許証を返納した件数について過去五年間の推移で見ますと、令和二年が三千四百十九件、令和三年が三千八十二件、令和四年が三千二百十八件、令和五年が三千一件、令和六年が三千二百六十八件と、年によってやや増減はありますが、ほぼ横ばいとなっている状況です。

以上です。

○藤崎委員＝正直、六十五歳以上というところも、六十五歳も今本当に若々しくしておられるので、非常に難しいなと思いました。

それで、県では、令和四年度から令和六年度まで高齢者運転免許証返納事業というものを実施していただいております。非常に好評というふうに聞いておりますけども、その事業の効果はどうであったのかお伺いいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝県で行いました高齢者運転免許証返納事業の効果についてですが、これはタクシーの運賃割引に県が一割引を上乗せして、実質二割引としたものですが、このサービスを利用した回数について、令和四年度が十三万八千百四十四回、令和五年度が十八万六千八百五十一回、令和六年度が十九万五千三百回と年々増加し、最終的には一年間で二十万回弱の利用者があったことで、タクシーの利用には一定の効果があったところです。

一方で、高齢者の運転免許証の返納については、ここ五年間の返納者数がほぼ横ばいとなっておりましたので、運転免許証の返納者の大幅な増加にはつながりませんでした。このようなことから、この事業につきましては、当初計画で定めておりました令和六年度末で事業を終了したところです。

以上です。

○藤崎委員＝事業についてはそういうことでありますが、ただ、今後の方向性としては、やはりこの課題にどう取り組んでいくのかというのは大事なことですので、また改めて事業効果、もちろん、できるだけ少ない投資でもって大きな成果、効果を出すのが皆さんの一つの責務でありますから、大変難しい事業だと思いますが、頑張っていただきたいというふうに思うわけであります。

では最後に、高齢運転者への今後の取組についてお尋ねをいたします。

運転を続ける高齢運転者にどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○平交通事故防止特別対策室長＝先ほどの高齢者運転免許証返納事業で返納が進まなかった背景の一つとしまして、高齢運転者が実際には体の機能に変化があるにもかかわらず、長年の運転の経験によって、まだまだ自分は大丈夫と自己評価してしまうなど、自らの運転能力を客観的に評価しづらい点があると考えております。このため、今年度、高齢運転者が自らの運転能力を認識してもらう体験型のイベントを実施することとしたところです。

具体的には、高齢運転者が自分の車で参加できるグッドドライバー・レッスンを実施しており、第一回目を六月十三日に神埼市で実施し、第二回目は十月二十六日に佐賀市、第三回目は十一月十六日に武雄市で実施することとしております。

このイベントでは、プロドライバーから直接指導を受けるレッスンをはじめ、映像シミュレーターを体験していただき、参加された方からは、今まで気をつけていたけれども、それ以上に気をつける点が幾つもあった、また、年を取ったら運転が下手になるなと改めて認識したという声が上がりました。

今後も、このようなイベントを通じて、認知機能や身体機能を自ら認識して

もらい、運転免許証の返納の時期を考えてもらうことを進めていきたいと考えております。

高齢運転者の交通事故防止のためには、運転免許証の返納もその一つではありますが、いわゆる運転寿命を延ばすために、自らの運転能力を認識して自分なりの運転ルールを決めてもらう、いわばマイルール運転といった取組など、それぞれの運転者に応じた施策を通じて取り組んでまいる所存であります。

以上です。

○田中委員＝「自民党ネクストさが」の田中秀和です。

本日、四番目、ラストの質疑者となりました。今回は三項目通告をしておりますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

質疑に入る前に、「手話に関する施策の推進に関する法律」が本年六月十八日に制定されました。それにより、九月二十三日を「手話の日」とし、手話を使用する方々にとって意義ある記念の日となりました。

佐賀県においても、九月二十三日に佐賀県聴覚障害者協会青年部の主催により、佐賀駅前の広場にて手話言語の国際デー、デフリンピックＰＲイベントが開催されました。二時間ほどでしたけれども、手話言語の理解を深め、手話を身近に感じていただくために、手話教室やブルーライト点灯式など、心温まる会でした。また、デフリンピックをＰＲするためのトークショーなども開催されておりました。田中障害福祉課長さんをはじめ、担当の皆様も参加していただき、本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

実行委員会のほうでは来年度も開催するとの意気込みでしたので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

では、質疑に入らせていただきます。

佐賀県は「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」と「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」、この条例によって様々な障害者の施策を行っていただき、障害者も健常者も共に暮らしやすいと、そういう佐賀を目指して頑張っていただいております。また、八月二十八日に神埼市、そして、今月十九日には鳥栖市において手話言語条例が可決され、これで県内では佐賀県と十市町が制定となりました。

私は令和六年六月定例県議会の一般質問において、手話言語と聞こえの共生社会づくりについて質問を行い、手話言語の普及と取組について確認をさせていただきました。知事からは、手話が言語であるとの認識を広く共有していくことは重要であると、そういう答弁をいただきました。また、健康福祉部長の答弁では、ホームページ、広報誌等による県民の理解促進や、手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣、聴覚障害の方やその家族等からの相談対応の三つの柱に沿って事業を進めていくという答弁だったと覚えています。あわせて、「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポにおける取組についても答弁がありました。

今議会において、「令和六年度佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり基本的施策実施状況報告書」、これですね。（実物を示す）これが提出されています。

そこで、報告された取組の推進などについて確認をさせていただきたいと思いますので、御答弁よろしくお願いします。

まず、手話等を用いた取組についてお伺いをさせていただきます。

報告書では、令和六年度の取組について様々な観点から報告がされています。先ほど言いましたように、昨年六月議会の部長の答弁にありました三つの柱に沿った取組がなされているようですけども、令和六年度はどのようなことに取り組んだのかをお伺いします。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

手話は言語であるという認識の下、聞こえの共生社会の実現を目指し、令和六年度は大きく三つのことを柱としながら、様々なことに取り組ませていただ

きました。

一つ目は、ホームページや広報誌などによる県民の理解促進でございまして、佐賀県聴覚障害者サポートセンターだより、こちらは「みみよりなお知らせ」と申しますが、こちらを毎月発行して、県内市町の手話言語条例の制定状況だとか、聞こえに関するセミナーや研修の紹介をいたしました。また、障害のある方を雇用中の企業や介護施設等を対象といたしました手話講座などを実施いたしました。

二つ目は、手話通訳者や要約筆記者の養成及び派遣でございますけれども、こちらは手話通訳者や要約筆記者の養成講座及び全国統一試験対策講座を実施いたしました。昨年開催されました全国統一試験においては、手話通訳者が二名、要約筆記者として、パソコン部門で三名、手書き部門で二名がそれぞれ合格をされております。

このほか、手話通訳者や要約筆記者などの養成講座の講師の質の向上を図っていくための国が実施する研修がございまして、こちらに受講者を派遣するといったことだとか、あとは講演会、イベント、そうしたものについて手話通訳者などを積極的に派遣するといったことを実施しております。

三つ目につきましては、相談支援になります。こちらについては、聴覚に障害のある方御自身が相談に対応するピアカウンセリングといいますけれども、こちらに延べ二百六十二名の方が相談を受けていらっしゃいます。あと、音の聞き取りや言葉の聞き分け、補聴器の適合等、そういったものに対する相談への対応、こちらは延べ百十三人が相談を受けられています。あと、スマートフォンアプリ、パソコンの使用に関する相談、こうしたものへの対応に取り組んだところでございます。

以上でございます。

○田中委員＝御答弁ありがとうございます。

三つの柱に沿ってしっかりと取り組んでいただいておりますし、また、資格試験のほうでは、手話通訳者に二名、そして、要約筆記者のパソコン部門で三名、手書きのほうで二名というふうに少しずつでもしっかりと成果を上げていただいて、みんなが頑張っていただいていることは大変私もうれしく感じております。

また、相談件数も、窓口が本当に対応をしっかりやっていただいているという声も聞かせていただいていますので、このことについてもしっかりと取り組んでいただきたいなと思っています。

それでは、「ＳＡＧＡ２０２４」を契機とした取組についてお伺いをしたいと思います。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

「ＳＡＧＡ２０２４」を契機といたしました取組については、大会の開催に向けて、全国から来県される聴覚に障害のある選手や関係者の皆さんと少しでも手話を通じたコミュニケーションを取っていただけるよう、手話単語を収録しました動画を作成しまして、県内の小中学校、あとは高等学校、こちらに配布するとともに、県民だよりや県ホームページなどを通じて発信いたしました。

このほか、サガンティアとして御活躍いただきました皆さん、こちらは手話や要約筆記のところで御活躍いただいた情報保障サポーターと申し上げますが、こちらに登録された方々に対して、大会開催後も活動を継続していただけるよう、活動継続希望リストといったものを作成しまして、スキルや習熟度に合わせた学習会についてお知らせなどを行ったところでございます。

以上です。

○田中委員＝答弁でもありましたように、昨年開催された「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポにおいて、県民の意識改革の転機につながったと私も理解しております。評価をしております。

大会では、サガンティア、情報保障サポーターの方が五百六十一人だったと思うんですけれども、活躍していただきました。その方々に大会後もしっかりと活躍していただくために、スキルに合わせた学習会なども検討していただいているということで、大変うれしく思っています。

福祉に関する関わりを持っていくということは、そういう場面が日々の生活の中にあるか、そして、必要性を感じられて皆さんと触れ合っていくという場面があることがやはり継続につながっていくのかなと私は思っています。

聞き取りのときに教育委員会の担当の方が毎朝、課内でとか、手話で朝礼をやっていますよという話も伺ったんですけれども、まさに手話は、僕はほとんどジェスチャーなんですけれども、おはようございます、こんにちは、こんばんは、御苦労さん、こういった簡単なところから自分なりに意識を持ってやっていくということが、最終的には手話は言語であるということを認識していく、そこをしっかり落とすことによって、この施策は展開していくんじゃないかなと私は感じております。

知事も手話が言語であるとの認識を広く共有することが重要であると答弁をされております。例えば、少年期から手話などに触れ合う機会の創出、保育園とかでやるとか、また、学校でも取り組まれていますけど、やれると思います。このように身近なところで学びの場を創出して、県民に手話は言語であるということをぜひとも認識していただくように、これは後のほうでも出てくるんですけれども、ぜひともよろしくお願いしたいなと思います。

では、手話等を用いた情報発信についてお伺いをいたします。

聴覚障害者のみならず、障害者における情報格差は大きな課題であります。県では、知事の記者会見等での情報保障、災害対策本部会議での情報保障、県主催のイベントにおける手話通訳と字幕の導入など、意思疎通手段を用いた情報発信に努められていますけれども、具体的にどのように取り組んでおられるのかお伺いします。

○田中障害福祉課長＝お答えします。

先ほど委員からも御紹介いただきましたけれども、手話等を用いた情報発信につきましては、手話等を用いて、知事の記者会見、これは定例記者会見も全てになりますが、あとは、昨年の台風接近に伴う災害警戒対策本部、こちらの会議において手話通訳士を配置するなどいたしました。

あと、先ほど委員からもお話がありましたが、県が主催するイベントにおきましては、手話通訳や、あとは文字情報をつけることとしておりまして、例えば、去年ですと「佐賀さいこうフェス」だとか、あと佐賀県伝承芸能祭、こうした広く県民がたくさん集まるようなイベントにつきまして、手話通訳士を配置するなどいたしております。

あと、こちらは県議会における取組ということになりますけれども、今年二月議会の一般質問において、手話通訳及び字幕配信の試行が始まったところでございます。

以上でございます。

○田中委員＝県としてはしっかりと取り組んでいただいていると私も認識、理解しています。ただ、やはり今の現状をさらに高みを目指していくということで、何ができるか、何がやれるかということについて、担当課のほうでまずはしっかり報道部局と検討しながら、ぜひともよりよいもの、弱者に情報がきちっと届くような、そういう事業展開をお願いしたいと思っております。

議会の取組についても御紹介いただきました。そういった意味では、次の二月議会において代表質問もというような声も聞いています。それは議会のほうでどういうふうな議論になっていくか分かりませんけれども、やはり一つ一つ高みを目指していくというのがこの議員提案でつくられた言語条例でもありますので、そういった意味で、ぜひとも私もそういう高みを目指すために努力を

していきたいなと思っています。

そこで、これはマスメディアのほうに対しての情報発信をどのように考えられているのかなという点でお伺いしたいんですが、知事記者会見等がテレビのニュースで報道される際に手話通訳がなく、マスメディアの対応は十分ではないのではないかなと私は少し考えています。

県からマスメディアに対し、手話の必要性について働きかけを行ってみてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

委員御指摘のとおり、知事の記者会見などがテレビのニュースで報道される際に手話通訳がないということは、手話を使われる方にとって情報取得に支障があると認識をしております。

このため、これまでも県内の放送局に対して、手話は言語であるという認識を持って、字幕だけではなくて、手話による放送を行っていただくよう申し入れを定期的に行わせていただいておりまして、私自身も直接申し入れに行ったところでございます。

今後とも、いろんなマスメディアのほうにおいても、実際実施するに当たってはいろんな支障があると聞いておりますが、早期に実現できるように、機会を捉えて引き続きマスメディアの方と意見交換をするなどして、実現するよう働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員＝これまでも行っていただいていたということと、課長も自ら行ったということで、本当にありがたく思っています。

また、手話は言語だという意識、これをやはりマスメディアの方にも十分理解していただいて、本来ならワイプをつけてやっていただいたほうがいいんですが、せっかく県のほうで手話通訳者と、今そういう情報発信をしていますので、そういうふうなニュースの映し方というんですかね、そういったことでも考えられるかなとは思っていたんですが、どうしても手話ですので、やはりちょっと時間差、ロスが出てくるということで、今話されていることとそれがちょっと違ってくるといったこともメディアの方は考えて、自分の番組構成に対してやられていますので、そういった課題もあるということも十分分かりながら、でも、やはり手話は言語だということに対して、しっかりとした取組をしていただいて、よりよい番組づくりをしていただきますように再度お願いをしたいと思います。

それでは、第五次佐賀県障害者プランにおける関連成果目標についてお伺いをさせていただきます。

第五次佐賀県障害者プランに手話言語と聞こえの共生社会づくりに関する成果目標が設定され、その到達度が今回報告されています。

そこで、現状をどのように捉えられているのかお伺いをいたします。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

第五次佐賀県障害者プランに関連する成果目標としまして、県条例や耳マークの認知度、手話通訳者や要約筆記者等の登録者情報など、合計五項目を設定いたしまして、令和八年度の目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。

現状におきましては、目標達成済みの項目はなく、令和八年度に向けて一層取組を進めていく必要があると考えております。

このうち、手話通訳者や要約筆記者等の登録者数を増やしていくことについては、聴覚に障害のある方が情報を素早く正確に把握し、また、スムーズに意思疎通を図っていくためには、手話通訳者等はなくてはならない存在でございますので、特に重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、県条例や耳マークについては、聴覚障害への県民の理解を進めていく

ことが、結果的に認知度向上にもつながるものと考えております。そうした考えの下、自治会や事業者等への出前講座、あと、ウェブサイト上での動画配信、こういったことに取り組んでおります。

また、理解の促進には、やっぱり子供の頃から、小さいときから当事者と接することが効果的であると考えておりまして、聴覚に障害のある方が小学校や中学校を訪問し、交流や手話体験などを行っていただくようなことも行っております。

今後も、こうした体感型の取組を推進することによりまして、聴覚障害への県民の理解を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員＝ありがとうございます。

手話通訳者と要約筆記者の数を増やしていくと、ここが喫緊の課題だと思っていますし、条例の認知度、耳マークの認知度、これは先ほど僕が言いましたけれども、まさに今、課長からそういったところもしっかり取り組まれるという決意があるんだなという答弁を聞いて、大変うれしく思いましたので、手話は言語だという下に、小さなときから身近な様々な場所で、もちろん企業、会社においても取り組んでいただきますようぜひともお願いします。それがこの数値目標達成に向けて、一つでもいい点数になっていくと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

では、今後の取組について確認をさせていただきます。

今、るる答弁していただきましたが、聞こえの共生社会づくりの実現に向けて今後どのように取り組んでいくのか、その思いを聞かせてください。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

これまでの取組や、昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」、こちらによって聴覚障害への県民の理解は、少しですが、一定進んだものと捉えております。しかし、やはりまだまだ十分とは言えませんで、一過性のものとならないように、さらなる取組が必要であると考えております。

また、先ほども申し上げましたけども、手話通訳者や要約筆記者の人数が不足しているという課題がやっぱりどうしてもあると考えております。

県民の聴覚障害に対する理解促進のためですけれども、こちらは県はもちろんですが、市町による取組も重要であると考えております。先ほど委員からも御紹介がありましたとおり、現在、県内では十市町で手話言語条例が制定されておりまして、新たに一市で制定予定と聞いております。条例が全市町で制定されますよう、まだ具体的な動きがない市町に対しましては、引き続き県からも働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、冒頭、委員から御紹介がありましたけども、九月二十三日に「手話言語の国際デー」、あと、「手話の日」ということを記念して、佐賀県聴覚障害者協会の青年部の皆様がイベントをなされて、私たちも一緒に取り組ませていただいたわけなんですが、場所も駅前ということもありましたが、やっているイベントを通行されているファミリー層の方が結構見ていただいて、特に、その中でも子供たちが、手話をやっている様子というのを何だろうと不思議に思って、足をしばらく止めてくれたり、ライトを振るようなイベントだったんですが、一緒に参加してくれるような取組も実際現場でありましたので、こういう取組自体が県民の聴覚障害に関する理解促進につながるイベントだなとすごく思って、今後の可能性をすごく感じたところでございます。

そして、手話通訳者等を増やしていく、こちらも喫緊の課題と思っておりますけども、こちらについては、これまでの養成講座に加えまして、「ＳＡＧＡ２０２４」でサガンティアとして活動いただきました情報保障サポーターの方々のさらなる活動継続を支援していくために、今年度から情報保障サポーター育成事業に取り組ませていただいております。現在、百三十名に御参加いただい

ているところでございます。

情報保障サポーターの方々は、「ＳＡＧＡ２０２４」の大会を契機に手話や要約筆記を始めた方が大半ということでございまして、この育成事業を通して、学習の機会や今後の活動に必要なスキル、こちらを習得いただいて、将来的にぜひとも手話通訳者や要約筆記者になっていただきたいと思っております。

引き続き、手話は言語であるという認識を大切にして、聞こえの共生社会の実現に向けて、佐賀県聴覚障害者協会をはじめ、市町や関係団体の皆様と連携をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員＝手話の取組を、また福祉行政においてしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

今、課長が答弁されたこと、今度は令和七年度の事業実績の報告書でどのように出てくるかということを楽しみにしながら、この事業を検証させていただきたいなと思っています。

また、先ほど来、るる話の中で県の役割、県の働きかけという言葉が出ておりました。そういった意味では、手話言語条例、一市が十二月頃にという話を私も聞いています。そういった意味では、ほかの市町がまずはこの議論を本格化していただいて、各市町で条例制定に向けた動きが出てくるのを私も期待しているところであります。

また、耳サポもしっかりと応援していただきながら、聴覚障害者の皆さんにとってすばらしい佐賀県になるように、ぜひとも今後ともお願いしたいと思います。

そこで最後に、佐賀県の働きかけというのを聞かせていただきまして、市町の事業の件なんですけれども、市町が主催する手話奉仕員講座の講師とか、また、市町で実施される各種大会の手話通訳者の謝金についての件なんですけれども、昨今の物価高騰に伴い、そういう交通費、謝金等が大変だという声も聞かせていただいております。各市町において、県から働きかけをお願いできないかという相談が私たちのほうに来ています。手話通訳者が地域で円滑に活動できるように、県からも何らかの調整をしていただきたいという内容であり、市町においても謝金に金額の差異が多少あるというのも聞いていますので、これは市町が決めるとは存じていますけれども、ぜひともこの対応ができないかと思っておりますので、この件について御回答をお願いします。

○田中障害福祉課長＝お答えいたします。

今、市町が実施するイベント等での手話通訳者等の謝金の額が、やっぱり物価高騰などによって賄えないぐらいになっているというようなお話だったと思います。

この件につきましては、私たちも団体の皆さんともふだんやり取りをする中で、そういうようなお気持ちがおありだということは聞いておりますので、最終的に判断をされるのは市町さんになりますが、世の中的に物価高だと、非常に協会の皆さんがお困りであるということをしっかり認識して、県からも働きかけをしっかり行っていきたいと思いますし、具体的には私たちのほうで障害福祉に関する課長会議といったものとか、あとは実務者会議を定期的にやっていますので、そういった場を通じて行政として何ができるかということをしっかり議論をするように、ちょっと動くような形で働きかけを行っていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員＝本当に物価高騰等で影響が出てきて、手話通訳者の意欲の低下という損失にもつながっていって、ひいてはやっぱり福祉の低下につながると思っておりますので、市町に対してぜひとも働きかけをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

問二の唐津地区における生徒の学びを支援するための環境整備についてお伺いをいたします。

通学困難といった課題を抱える生徒たちが安心して学校生活を送るため、住まいの確保は大変重要な要素であると言えます。

皆さん御存じのように、唐津市は七つの離島があり、進学時に県外高校を選ぶなどのケースがありますけども、通学環境の改善を図ることで県外高校への流出を防ぐことも考慮し、令和六年度から県教育委員会では、唐津地区における生徒の生活環境を整備するため、唐津市にある県職員宿舎の一部を学生寮として、唐津地区高等学校等寄宿舎の設置に向けて現在取り組んでいただいております。

来年四月からの寄宿舎の本格稼働に向け、食堂の整備や居室改修を進めておられ、今議会においては食堂運営委託に係る債務負担行為や、「佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舎設置条例（案）」が提案されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、離島の生徒のための住まいの確保について、これを改めて確認させていただきたいなと思っております。

県教育委員会では、西唐津職員宿舎の一部を改修し、令和六年度から離島の生徒を受け入れておられますけども、その経緯、理由はどのようになっているのかお伺いします。

○椛島教育振興課長＝お答えいたします。

先ほど委員のほうからもおっしゃっていただきましたが、これまで離島に住む生徒が県内の高校に進学を希望したとしても、住まいがないことを理由に断念するケースがございまして、その結果、寮などの住まいが充実している県外の私立高校などに進学するなど、生徒の県外流出の要因の一つにもなっております。

こうしたことから、離島の生徒が離島とのつながりを大切にしながら県内の高校に進学することができるよう、唐津市内に住まいを確保し、令和六年四月から受け入れを開始したものでございます。

離島の生徒の住まいを確保したことにより、保護者の方からは、高校の近くに親戚等がなく進学に悩んでいたため大変ありがたいといったお言葉ですとか、離島の中学校からは、離島の生徒は高校等へ進学する際に家族のライフスタイルが大きく変化するため、住まいの提供は大変有意義なことだといったお言葉ですとか、生徒からも、離島から定期船で通学可能な範囲で高校進学を検討していたが、選択肢が広がった、こういった声をいただいております。

以上でございます。

○田中委員＝るるありがとうございます。島の皆さんからそういう声をいっぱいいただいて、子供の進学に応じて世帯を分離して、唐津のほうにお母さんと住んで高校に行くとか、そういうことをされていたという子供に対しても、今のような事業展開によって様々な選択肢が増えてきたということは、私も本当に意義ある取組をしていただいているなというふうに感謝をするところであります。

それでは、西唐津職員宿舎を活用する理由についてお伺いします。

○椛島教育振興課長＝離島生徒の受け入れに当たりまして、部屋に空きがあり、県有財産を有効活用できること。そして、西唐津駅の近くに位置しており交通の便がよいこと。また、通学面の利便性が高いこと。周辺に飲食店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア、公共施設などがあり、生活環境が整っていることなどの理由から、西唐津職員宿舎の一部を生徒の住まいとして活用することといたしました。

以上でございます。

○田中委員＝県の職員宿舎活用、これは県有財産の活用というのは本当にもっ

ともであり、また、あの場所はいろんな面で交通、そして、マーケット関係、そういったこともあることから、この場所を活用されるんだなということを理解させていただきました。

それでは、令和七年度から、今年度から離島だけじゃなく県外生徒の受け入れもされるようになっておりますが、その経緯、理由についてお伺いします。

○椛島教育振興課長＝これまで唐津地区の県立高校は、福岡県の糸島市において学校説明会を合同で開催するなど、県外生徒の募集に積極的に取り組んでおります。また、県外生徒の入学実績がございまして、現在も県外から長時間かけて通学している生徒が一定数おり、今後も県外からの入学が見込まれるところでございます。

一方、県外生徒を募集しても、寮などの住まいがないことから受験にまで至らないことも多く、現在、唐津市内へ通学可能な生徒など、募集ＰＲができる範囲が非常に限定的であるという課題がございます。

このように、県外生徒の入学実績及び入学見込みがあること、住まいを求める現場の声があること、そして、離島の生徒を受け入れてもなお部屋に空きがあること、こうした点を踏まえ、県外からの流入促進の効果が十分に見込まれるという判断から、令和七年四月より県外生徒の受け入れを開始したところでございます。

以上です。

○田中委員＝糸島近辺から今唐津の高校に通学してくれている子たちがいる点と、今、校長会などで他県に向けて合同説明会、リクルートもされている。また、今後の展開によってまだまだ見込まれてくるというような答弁があっておりました。まさに今、魅力ある学校づくりを様々な高校で展開していただいておりますけども、唐津地域の高校においても、やはり魅力ある学校づくりによって、流出じゃなく流入していただくためには、様々な仕掛け、特に寄宿舎、そういったことを整備することによって、県外にまたＰＲの幅が広がっていくということは大変意義あることだなと思っています。

では、現時点での生徒の受け入れ状況はどのようになっているのかお伺いします。

○椛島教育振興課長＝現在、離島出身の生徒が二名、スポーツで活躍する県外の生徒一名、計三名を受け入れております。

以上です。

○田中委員＝離島から二名、そして、県外から一名ということで、今、生徒の受け入れが行われているという答弁でございました。

そうなれば、今回、そういった中で食堂を整備する事業が展開されていますけども、食堂を整備する理由、これについてお伺いをしたいと思います。

○椛島教育振興課長＝先ほど申し上げましたように、今後、スポーツや学業に励もうとする県外生徒など、多様な生徒の入居が見込まれます。そうした生徒たちが充実した高校生活を送ることができるよう、栄養面に配慮した食事を安定的に提供し、生活面をサポートするため、食堂を整備することといたしました。

以上です。

○田中委員＝ありがとうございます。寄宿舎を整備していただき、今後、食堂の整備によって、スポーツや学業の環境を充実したものにして、そして、そこに栄養面からもサポートしていくという取組を四月からゴーをかけられていくんだなと思っています。

これは多分二十名の定員だと思いますけども、今現在、三名が利用されております。ただ、寄宿舎もでき、新しくなり、そして、そこに食堂も完備されるとなれば、またさらにリクルートのときに強みになってくると思いますし、そういった意味では、数を確保するということじゃなく、やはり志のある子供た

ちがこの佐賀の地で、そして、唐津の地で、佐賀の子も、離島の子も、そして、近隣の子供たちも成長していくと、そういう観点から、よりよいリクルート、要するに合同説明会などを展開してほしいと思います。

先ほども答弁がありましたので、重なるかもしれませんが、今現在、校長会が行っていること、そして、今後どのような展開をされるかということについてお伺いをしたいと思います。

○椛島教育振興課長＝令和七年度におきまして、唐津地区の県立高校における県外生徒は、一家転住者も含めてですけれども、二十五名おります。寄宿舎のほうに一定のニーズがあるというふうには考えております。

それで、寄宿舎のほうですけれども、令和七年度入学生まではまだ入居可能な部屋数が全体で九部屋になっておりましたところから、今後の離島生徒の受け入れも考慮いたしまして、県外生徒への呼びかけに制限をかけていたところでございます。

居室に関しましては、今年度末には十五部屋、そして、次年度中には二十部屋全てが入居可能となってまいりますので、これまでより多くの生徒に募集ＰＲがかけられるようになってきます。

県教育委員会としては、今現在、唐津地区の県立高校と連携して活動を既に行っておりますけれども、糸島地区での説明会に限らず、さらに周知を広げられるような方法で、範囲を広げながら活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員＝今現在、二十五名の方が学校に通われているということですので、今後の整備に合わせて、今後、幅広いリクルート活動に力を入れていただけるというふうに思っております。

それでは、食堂の整備スケジュールと整備内容、それと、運営についてお伺いをしたいと思います。

○椛島教育振興課長＝食堂の整備内容及びスケジュールについて、まず御説明いたします。

整備内容についてですが、西唐津職員宿舎の敷地内にあります集会所のほうを改修いたしまして、二十人規模の食堂を現在整備しているところでございます。

なお、地域で若者と共に活動している団体等へのヒアリングを行った上で、生徒にとって使い勝手のよい形となるよう整備を進めております。

スケジュールについてでございますが、昨年度は改修工事の設計を行い、本年七月から十二月にかけて厨房設備や調理員の休憩室の新設といった内部改修工事、そして、厨房やダイニングで使用する什器や備品整備のほうを実施し、令和八年四月から食堂の運用を開始する予定でございます。

また、重ねて運営のほうですが、食堂につきましては、民間の給食事業者に委託して運営することとしております。今議会に提案している債務負担行為を承認いただいた後、委託契約を締結する予定でございます。

また、入居者が単に食事を取るだけでなく、入居者同士や地域住民とも交流できる場としても食堂の活用を想定しているところでございます。

以上です。

○田中委員＝居室の整備の写真を見せてもらったときに、多分、六月の説明資料だったと思います。ウォシュレットがないトイレの写真でした。聞き取りのときにもお話しさせてもらったんですが、やはり今の若い子たちのニーズに合った整備をぜひともしていただきたいという観点の中で、若い人たちの意見を聞きながら食堂の整備は検討していくということでした。本当に各企業の社員食堂に関しましても、今すばらしい環境の中で仕事をするというのが時代の流れの中で、高いものを造れとか、そういう意味でなく、やはり動線から、そして、日頃の活用から、その食堂が若者にとって本当に集いの場、食堂だけじゃ

なくて、そういう観点から考えて整備をしていただきたいなと思っています。その点についても先ほどの答弁の中にも入っておりましたので、今後まだ居室のほうも手が入れられるようでしたら、ぜひともそういった観点で進めていただければありがたいなと思っております。

それでは、寄宿舎設置条例について質問させていただきたいと思います。

今議会に「佐賀県唐津地区高等学校等寄宿舎設置条例（案）」が提案されておりますけども、この条例を制定した理由についてお伺いをします。

○椛島教育振興課長＝令和七年度中に西唐津職員宿舎の一部を教育委員会に所管替えをいたしまして、さらに食堂を整備した上で、令和八年四月から寄宿舎として本格的に稼働いたします。これを機に、その設置目的や入舎資格、使用料、それらを明確に規定するため、条例を制定することといたしました。

以上でございます。

○田中委員＝令和八年四月に本格稼働するために、この条例をしっかりと読み込ませていただきました。

では、最後になると思いますけども、このように魅力ある高校のために、また、島から通学といった特殊事例から、希望する学校への通学の困難さといった課題を抱えている生徒への対応と、県外流出防止と県内への流入を促進するための魅力ある学校づくりは、高校進学時に希望する学校が選択でき、安心して学生生活を送ることができるよう、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、教育委員会では各高校での魅力化を進めておられますが、県外からの志願者も増加するのではないかと考えております。県外からの県立高校に通学する生徒の住まいの確保について、教育委員会ではどのように考えられているかお伺いをいたします。

○甲斐教育長＝委員から、ただいま県内で各高校で魅力化を進めているというお話がございました。

現在、県立高校におきましては、地域との協働ですとか、あと、地域の特性を生かしつつ、その学校ならではの特色ある教育活動、強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでおりまして、県外からの入学者も増えております。ただ、県外からの入学者の状況といいますのは各校においてそれぞれでありまして、事情は異なっております。

これまで県外生徒の受け入れのための住居整備につきましては、有田工業高校と唐津青翔高校で行っておりますけれども、この両校では全国的に見ても際立った特色ある学科を有しておりまして、全国から生徒を募集する「地域みらい留学」プログラムに参画しております。また、地元の有田町、玄海町や住民の方々が主体となって住まいを確保するなど、大きく御協力をいただいているというところも特徴でございます。

今回の唐津地区では、委員からもお話がありました、先ほど課長からも御答弁申し上げましたように、離島の生徒が安心して県内の高校を選択できるようにというほかの地区とは異なる事情がございまして、既存の県有財産を有効活用する形で整備をさせていただいております。その上で、寄宿舎の部屋に余裕があり、唐津地区の高校への県外からの入学実績、今後の入学見込みもございますことから、あわせて県外生徒の受け入れも行うものでございます。

このように、県外からの生徒を受け入れる住まいにつきましては、取り巻く状況はそれぞれでありますので、一律に考えるというのはなかなか難しくございます。生徒の入学状況や今後の入学見込み、地元市町からの御協力、その他様々な観点から個々に検討、判断してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○田中委員＝御答弁ありがとうございました。

佐賀県の高校が魅力ある学校となって、そこで生徒が光り羽ばたくことに向かって、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、三項目めに移らせていただきます。世界海洋プラスチックプランニングセンターの運営についてお伺いをさせていただきたいと思います。

佐賀県では、森、川、海の自然のつながりを大切に、未来につなぐ取組が進められています。本年度の当初予算において世界海洋プラスチックプランニングセンターの整備が予算計上され、令和八年度オープンに向け、その整備が進められております。あわせて、国際シンポジウムの関連予算も計上されています。

唐津市の波戸岬海浜公園において、海洋プラスチック問題の解決を目指す拠点が設置されることに私は大いに期待をしているところであります。センター設置については、地元である唐津市西部の上場地域の方々の関心が大変高いことは言うまでもありませんが、日頃から海岸の清掃など環境保全に取り組む皆さん、また、海を生業とされている漁業者の皆さんなどからも関心の声が高まっていると私は感じております。

このセンターが開業すると、全ての方々に対して環境保全の啓発に大きな起爆剤になると私は信じております。また、施設の開業により波戸岬周辺を訪れる人々が増えるなど、観光面からの期待も大きいようであり、今議会の一般質問の答弁で知事は、ＪＴＢの髙橋会長から「ＰＬＡ　ＰＬＡ」は教育旅行の大変大きな資源になるという話を伺ったという答弁もあっておりました。

現在、センター開業に向けて建設工事が進んでいますし、先般の六月議会では設置条例が制定され、令和八年夏頃の開業を目指し、運営についても事務的作業が着々と進められていると伺っております。が、一方では、センターの運営等の詳細については、県民はじめ、地元の方々に説明がまだ浸透していないようでもあり、また、この施設に、団体の皆さん、県民の皆さん、市民の皆さんがどのように関わっていけるのかということを言われる皆さんもおられますので、その角度から質疑をさせていただきたいと思います。

またあわせて、十月二十日から二十一日、第二回目となる「海洋環境国際シンポジウム　みんなの海　国際会議」が唐津で開催される予定であります。第二回目の国際会議であり、令和八年度のセンターオープンを国内外へ情報発信する絶好の機会だと捉えていまして、意義のある会議の開催になればと思うところでありますので、その「海洋環境国際シンポジウム　みんなの海　国際会議」についてもお伺いをしますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず、センターを設置するに至った経緯について改めて伺います。

どのような経緯から、波戸岬海浜公園にこの施設を設置するに至ったのかをお伺いします。

○上田脱炭素社会推進課長＝唐津の波戸岬を含めた九州北部は、海流や海況、季節風などの自然条件により多くの海洋プラスチックが漂着しやすい場所となっておりまして、波戸岬はその中心に位置しております。

この海洋プラスチックにつきましては、生態系や漁業、観光など、様々な分野に深刻な影響を及ぼしておりまして、私たちの身近な生活に被害が出ているものと認識をしております。

これまで県では、市町や様々な団体と共に波戸岬でビーチクリーンアップを開催してきたところでございますが、漂着物を見てみますと、日本語以外の言語で表記されたものも多く、海外からの漂着物も多いことを実感しております。

この海洋プラスチックに関しましては、諸説ございますが、世界中で毎年約八百万トンも海洋にプラスチックのごみが流出し、二〇五〇年には海洋プラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの予測も出されております。地域での活動はもとより、世界的な視野で多様なアプローチによる息の長い対策が必要であると認識しているところでございます。

このような経緯や問題意識を踏まえ、県では、海洋プラスチックの回収から再生まで体験しながら学びを深め、一人一人の行動変容を促すとともに、世界に向けて発信することで、佐賀から海洋プラスチック問題を解決していくことを目指しまして、世界海洋プラスチックプランニングセンター、愛称「ＰＬＡＰＬＡ」と呼んでおりますが、この施設を波戸岬に設置することとしたものでございます。

以上でございます。

○田中委員＝設置に至った経緯を御答弁いただきました。

まさに波戸岬は、海岸への漂着物の一番多い海岸線の中で中心の拠点になるにはいい場所なのかなとも思っておりますし、また、その施設を通じて世界海洋プラスチック問題の解決を目指すと。そして、考えて行動するような施設になっていく、その施設が波戸岬に設置されるということは大いに期待をしているところでございます。

では次に、整備スケジュールと開業時期についてお伺いします。

現在整備を進めているセンターについては、いつ頃建物が完成し、いつ頃開業するのか、開業までのスケジュールをお聞かせください。

○上田脱炭素社会推進課長＝まず、センターの整備内容についてですが、既存の建物を改修し、休憩スペースや事務室として活用するとともに、既存の施設、既存棟に隣接して新たに建物を建築する予定でございます。

本年五月以降、順次、建築工事や電気設備工事などの入札を行い、七月には仮囲いをしまして、建築工事に着手しているところでございます。来年二月中をめどに完成をする予定となっております。

建築工事の完了後は設備や備品を設置、搬入し、開業に向けてスタッフの準備等を行うなどして、令和八年六月にはセンターをオープンしたいと考えております。

また、センターの管理運営に当たりましては指定管理者制度を導入することとしており、本年八月四日から九月十六日までの間、指定管理者の公募を行ったところでございます。今後、十月上旬に指定管理者候補選考委員会を開催し、十月下旬の庁内選定会議を経て、指定管理者の候補者を決定することとしております。その後、十一月定例県議会において指定管理者の指定に係る議案を提案させていただき、御承認いただいた後に知事による指定管理者の指定を予定しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員＝まず、来年六月にオープン予定で事業を進めているということ。そして、事業発注は五月から行われて、七月から仮囲いをして建設工事に入っているという御答弁だったと思います。

建物が建つのが二月頃で、それから設備、搬入等を行っていくという答弁だったと思います。あとは、今、指定管理者の公募、選定中ということで、着々と事業が進んでいるということを確認させていただきました。

では、センター機能について確認をさせていただきたいんですが、六月議会の勉強会の資料、そして、このパンフレット、（実物を示す）これですね、パンフレットを見てみますと、新築棟と改修棟に分かれて、新築棟にはエントランスを抜けると展示・体験ラボエリア。そして、その奥に再生ラボエリアという名前をつけた部屋があります。このエリア、具体的にどのような機能を設けて、センターに訪れた方がどのようなことをするのか。先ほど回収から再生までという話もあっていましたので、多分そのような流れのエリアになるのかなと思いますけれども、この点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○上田脱炭素社会推進課長＝県では、センターを訪れる多くの方々が海洋プラスチックを身近な問題として感じ、考え、そして、解決に向けて行動につなげていけるよう、体験や学びを主体とした施設にしていきたいと考えております。

具体的に、センターには展示、再生、体験の三つの機能を設けることとしておりまして、例えば、展示に関しましては、海洋プラスチックの発生メカニズムや漂着過程、また、生態系に与える影響などについて、映像などを通して分かりやすく体系的に学ぶことができるようにしたり、また、再生に関しましては、回収した海洋プラスチックを新たな製品として再生したり、その再生する工程を見学することができるようにしたいと思っております。さらに、体験に関しましては、実際に海岸でビーチクリーン活動を体験するプログラムを提供するほか、回収した海洋プラスチックを再生するワークショップを実施するなど、一人一人の行動変容につながる体験や学びの場を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員＝展示、再生、体験がキーワードになっているみたいですね。それで、展示のほうはプラスチック問題に関する映像とか標本とか、そういったものを分かりやすく展示し、そして、体験で、先ほどの話では海岸から漂着物を拾い出すところから始まって、このセンターの中で再生ラボのほうで破壊するところ、また、熱で圧縮するようなことを踏まえてキーホルダー作りとかにつなげ、そういうことを通して学びを深め、行動変容につなげていくと、そういう建物の配置になっていくという御答弁でありました。

子供の成長、それに関わる親、そして、聞き取りのときに僕ははっとしたんですけども、企業もそういう意識変革をすることによって、企業がまた環境問題に取り組む姿勢が出て、新しい発想が生まれてくるというような話も聞いたときに、やはり子供からそういう企業まで、この施設で学びを深め、行動変容になる、そういう施設になっていくんだなということを今の答弁でも分からせていただきました。

海洋プラスチックに関する情報発信や佐賀の豊かな自然環境を生かしたリアルな体験活動、体験提供により学びを深め、一人一人の行動変容を促し、海洋プラスチック問題の解決を目指す施設になることを期待いたします。

ところで、その新築棟を抜けた改修棟のエリアを見てみますと、休憩施設として、カフェ、ショップも設置するということになっております。このことについてどのように考えておられるのかお伺いします。

○上田脱炭素社会推進課長＝今、御質問いただきましたカフェ施設のことにつきましてですが、既存の建物を改修しまして、休憩スペースということで活用させていただきたいと思っております。そこについては、今、施設整備中なんですが、先ほどお話がありましたとおり、指定管理者の公募をしているところでございまして、その提案に基づきまして、今後、具体的に決めていく予定とさせてもらっていますが、例えば、飲食を提供したりとか、海洋プラスチックを再生したグッズを販売したりとか、学びを深めるための図書コーナーを設置するとか、そういったことなどを考えているところでございます。センターの魅力や利用される方々の満足度を高めるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員＝施設の満足度を高めていくために、カフェ、ショップも併設していくということです。

指定管理者を導入するということで、多分、民間の視点で運営するというのもあるのかなと思っているんですが、もしかしたら答弁がかぶるかもしれないんですが、指定管理者制度導入についてということで出しておりましたので、その点についてお伺いさせていただきたいんですが、もちろん今、公募中ですので、話せるところまでで構いません。指定管理者導入をすることで、いま一度、県がどういう思いで指定管理者に運営を任せるのか、指定管理者による運営メリットをどのように捉えているのかお伺いします。

○上田脱炭素社会推進課長＝まず、指定管理者制度についてお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、多様化するニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としたものでございます。

次に、理由でございますが、今申し上げました制度の趣旨のとおり、施設の設置目的を達成するとともに、よりよいサービスを提供することで利用者満足度の向上を目指し、指定管理者制度を導入することとしたものでございます。

この指定管理者制度を導入することによりまして、例えば、利用者のニーズを踏まえたイベントだったり、季節ごとに企画展を開催し、最新の研究成果や地域の取組を紹介したり、また、小中学校や公民館等で海洋プラスチックに関する出前授業を実施するほか、利用者の増加を目指し、積極的に県内外に広報活動を展開するなど、民間のノウハウや発想をセンターの運営に取り入れることによりまして、地域の方々をはじめ、より多くの方々から高い満足度が得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員＝指定管理者制度を導入する目的について、るるお答えいただきました。この海洋プラスチックをリサイクルした商品のショップ、また、そこでの飲食物、まさに地域の方々としっかり連携を取って、その指定管理者がよりよい運営になるように努めていただきたいなと思っていますし、また、そういう運営になるように期待をさせていただきたいと思います。

また、民間目線でということも言われています。そういった意味では、ぜひとも新しい発想で運営がなされるようお願いをしたいなと思っております。

それでは次、市民、団体を巻き込んだ取組についてということでお伺いをさせていただきます。

海洋プラスチック問題の解決のために、市民や団体等、地域と連携した取組が大切であると考えておりますけども、県ではこれまで、市民や団体を巻き込んで環境問題にどのように取り組んできたのかお伺いをします。

○上田脱炭素社会推進課長＝市民や団体を巻き込んだ取組についてですが、これまで県では、唐津市やＣＳＯと連携し、波戸岬でビーチクリーン活動を実施したり、唐津西高校の探究活動に対して、波戸岬の現状を伝えながらアドバイスをするほか、民間企業と連携して研修会を開催するなど、海洋プラスチック問題の解決に向けて、幅広い方々と連携を深めてきたところでございます。

以上でございます。

○田中委員＝これまでＣＳＯ、また唐津市、唐津西高校、様々な団体とビーチクリーン等々で連携されてきたと思いますし、企業では伊藤園とか、ポケモンもありましたよね。それと、サガン鳥栖さんとか、また、唐津市の多様性の事業、ネイチャーポジティブとか、様々な活動を唐津市の海岸を通じて取り組んでいただいておるのも理解をしております。

それでは、このセンターができるということで、今後の取組について確認をさせていただきたいんですが、市民や団体との連携を今後どのように展開していこうと考えておられるのかお伺いします。

○上田脱炭素社会推進課長＝センターのオープンを契機といたしまして、国内外からより多くの方々に波戸岬エリアを訪れていただき、地域が盛り上がっていくよう取り組んでいくことが必要と認識しているところでございます。

そのため、地元自治体や観光施設、商工会などと連携してセンターを積極的にＰＲしていくとともに、修学旅行生や観光客がセンターをはじめ、波戸岬周辺を周遊できるよう工夫していきたいと考えております。

また、様々な地域や分野の方々と連携しながらビーチクリーン活動を実施したり、海洋プラスチックの再生に向けて取り組むなど、多様な主体と連携、協働しながら、問題解決、学びから一人一人の行動変容につながるよう取り組ん

でいきたいと思っております。
以上でございます。
○田中委員＝このセンターを核として、まずは環境問題にしっかりと取り組む、そしてまた、このセンターができることによっての交流人口が様々な角度から増えていく、特に、観光面、修学旅行という話もあっておりました。
そういった意味で、やはりこの施設を今後しっかりと活用していただきたいと思っていますが、施設のキャパからいって、回収から再生というのが一日何組できるのかなとか、また、毎日じゃなくても土日なのかなとか考えて、なおかつ指定管理者にどのぐらいの思いで今回委託されているのかなというのを見たときに、この施設でどのくらいの方々をお招きすることができるのかなと私は考えました。
となったときに、その近くに波戸岬少年自然の家があり、ここでは体験型の活動メニュー等もあります。今回、少年の家も今後のリニューアルに向けて、様々な視点で改革が始まっていきます。そういった中で、やはり少年自然の家と「ＰＬＡ　ＰＬＡ」のセンターがしっかり連携すれば、今言った様々な人たちの受け入れが可能になり、双方が光り輝く施設になっていくんじゃないかなと思うんですが、少年自然の家の活動メニューの追加等の検討も関係部局と行っていただいて、ぜひとも連携した取組を進めていただきたいと私は思っています。その点についてお伺いをさせていただきたいと思います。
○上田脱炭素社会推進課長＝波戸岬の豊かな自然環境の中で海洋プラスチック問題を学び、そして、行動変容を促していくことは大切なことと思っております。そういった意味で、今、委員からおっしゃられましたとおり、波戸岬少年自然の家と連携していくこと、これは必要なことと考えております。
指定管理者には、波戸岬少年自然の家だったり、周辺の施設と連携し、利用増加を促進させる取組の提案を今求めているところでございます。今、選定中でございますが、今後どういった連携ができるのか、しっかりと考えていきたいと思っております。
以上でございます。
○田中委員＝そのような内容が入っているとなれば、手を挙げられる方々は様々なプランニングで提案がなされてくるということを大いに私も期待をしているところでございます。
そこで、海洋プラスチック問題に取り組む団体との連携について、すみません、これも再質問の形になるんですが、もちろん市内にもありますが、県外にも海洋プラスチック問題に取り組む団体が数多くあると私は思っています。例えば、海岸に打ち寄せた海洋プラスチックを再生する団体とか、また、それを教育につなげていく団体とか様々あります。
そういった意味で、この後、世界に向けたという話ではシンポジウムの話になるんですが、その前に、この施設を国内でそういういろんな皆さんと連携して、志を一つにする仲間づくりが私は必要だと思い、このような諸団体の裾野を広げる意味で、また、仲間を増やす意味で、国内で活動している人たちと連携していく必要があると思うんです。その件についてお考えをお示しください。
○上田脱炭素社会推進課長＝今、委員からお話がありましたとおり、様々な団体が県内外を問わず、海洋プラスチック問題に取り組まれていらっしゃいます。県のほうではこれまで、例えば、対馬にあります社団法人さんだったりとか、神奈川県のほうにありますＮＰＯ法人さんと連携をしながら積極的に交流を重ねてきているところでございまして、関係性を築き上げてきたところでございます。
おっしゃるとおり、海洋プラスチック問題は世界的な課題となっておりまして、それと同じように世界的な発信というのも大事でございますが、それと同

じように地域での活動というのも非常に大事になってきております。そういった草の根的な一人一人の活動が、海洋プラスチック問題の解決に結びついていくと思っておりますので、そういったネットワークを大事にして、それを広げ、その関係性を強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員＝まさしく国内のそういう関連性を持たれた団体としっかり手を結んでいくこと、これが大事であり、また、世界初の「ＰＬＡ　ＰＬＡ」、海洋プラスチックプランニングセンターをこの佐賀の地に造るという思いに協力してくれる皆さんをシンポジウム的な形でなくて構いませんので、やっぱりみんなにぜひとも、来ていただくことによって様々な取組の発表会、また、そういうお互いの連携ができるような仕組みを考えていく必要があると私は思っていますので、よろしくお願いします。

では、佐賀から世界へという世界観の話も知事が議場でされていました、ワールドという話の中でですね。そういった意味で、あの施設が本当にすばらしい施設に展開するという位置づけから、海洋環境国際シンポジウムが私は開催されているんだなと思っています。

第一回の実績についてお伺いさせていただきたいと思うんですけども、今年一月にシンポジウムが開催されました。国内外の研究者がおよそ百四十人参加されたと聞いておりますけども、この第一回シンポジウムの開催によってどのような効果があったのか。また、どのような気づきが得られたのかお伺いします。

○上田脱炭素社会推進課長＝一月に開催しました国際シンポジウムには、唐津市、玄海町をはじめ、ＣＳＯ、国内外の研究者、環境省、国際機関など、約百四十名の方々に御参加いただきました。

参加者からは、世界中の海洋プラスチック問題解決の聖地となってほしいといった期待の声や、国境を越えた専門的知見の共有やイベントの開催などの協力を惜しまないといった応援をいただき、大変心強く感じるとともに、センターへの注目度や期待の高さを肌で感じることができました。

また、波戸岬の海岸で美しい景色を楽しみながらフィールドワークを行い、改めて海洋プラスチック問題に取り組んでいこうという思いを共有することができました。

一方、昨年度は、波戸岬の現状や県の取組を周知するなど、キックオフ的な位置づけでございまして、今後、世界に向けて発信していく上で、出席者の選定やプログラムの内容等につきましてはしっかりと検討していく必要があると感じたところでございます。

以上でございます。

○田中委員＝第一回目はキックオフの開催だったということで、様々なＣＳＯ、研究者、環境省をはじめ、多くの方と意見交換ができたんだなという答弁だったと思います。

ホップ、そして今回、二回目をステップとして、そうすると来年ジャンプ。結局、オープンした施設の中で第三回目のシンポジウムが開催されることを期待するところなんですが、そのためには、やはり前回の実績、また課題から、今回の第二回目のシンポジウムをどのように開催しようと考えておられるのか。やはりオープンに向けた第二回目ですので、夢が現実になっていく、そのステージをこの第二回のシンポジウムにおいて発揮すべきだと思いますが、その点についてお考えをお示しください。

○上田脱炭素社会推進課長＝今年度につきましては、十月二十日、二十一日の二日間にわたり「海洋環境国際シンポジウムｖｏｌ・２」を唐津市内で開催する予定としております。今回のシンポジウムでは、前回得られたネットワークを生かし、海洋プラスチック関係者との連携の強化やネットワークの輪をさら

に広げていきたいと考えております。

具体的には、国内外の研究者に加えまして、今年度は諸外国における海洋プラスチック問題に精通している方や世界的に活動されている民間企業の経営者などを招聘いたしまして、センターが果たすべき国際的な役割について諸外国の関係者と議論をしたり、センターが備える機能のほか、海洋プラスチックの調査研究や市民活動の促進、そして、海洋教育の分野に関しまして助言や提言をいただくなど、センターのこれからの可能性や今後の連携方策につきまして参加者全員で議論し、地域の取組なども含めまして、世界に向けて発信していく機会にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員＝これが最後の質疑になると思いますが、今回の第二回目の国際シンポジウム、「海洋環境国際シンポジウム　みんなの海　国際会議」と銘打たれております。やはり世界に発信するという形の中で、一歩一歩確実な成果を上げていくというのは、まさに大変難しいところもあるのかなと思っています。

今回、研究者だけではなく、取り組む活動家、企業家、様々な方も御招待したいということでしたので、その点については、世界にすばらしい情報発信をできるような取組をしていただきたいと思っております。

また、国内の話も先ほど言いました。国内外をしっかりとまとめ上げていくためには、ネットワークの構築と情報発信というのがキーになってきます。市民団体等と連携した取組をさらに国内外に広げ、海洋プラスチック問題の解決を目指していく必要があると思っておりますが、今後、県内外の様々な団体等とネットワークを構築し、それを世界に向けてどのように広げ、発信していこうと考えているのかお伺いをいたします。

○上田脱炭素社会推進課長＝県では、これまで地元はもとより、国内外の様々な方々を訪問いたしまして、意見交換をしながら関係構築に努めてきたところでございます。その結果、国連の機関でございます国連環境計画が主催するタイでの国際フォーラムに招致していただきまして、佐賀県の取組を紹介させていただいたり、また、大阪・関西万博においてプレゼンする機会をいただきまして、波戸岬の現状やセンターの事業内容を説明する機会もいただきました。また、センターの趣旨や目的に賛同された方々からシンポジウムに御協賛いただいたり、ふるさと納税に寄附をいただくなど、国内外のネットワークが広がりつつあるということで実感をしているところでございます。

一方、海洋プラスチック問題に関しましては、一朝一夕で解決できるものではなく、国内外の様々な関係者が分野を超えて連携し、継続的に問題解決に向けて取り組んでいく必要があると認識しております。また、センターのオープンまで約九カ月となりまして、オープンに向けて地域全体を盛り上げていくため、地元をはじめ、県内外にＰＲをしていくことも必要であると考えております。

今後とも、海洋プラスチック問題の解決を目指すという共通目標に向かい、ネットワークを広げ、エリアや分野を超えた連携を強化するとともに、世界に向けて発信をしていくことで、佐賀から海洋プラスチック問題の解決を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員＝るる御答弁ありがとうございました。

本当に佐賀の力、世界に向けてすばらしい施設ができていく、そして、そこには国内外の連携があります。ただ、忘れてはいけないことは、佐賀の地にあること、そして、外向けだけじゃなく、やはり佐賀の子供たち、近隣の子供たちがこの施設でしっかりと育つ、そこを忘れずに事業展開をしていただきたいなということをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古川委員長＝これで質疑を終了いたします。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、視察の後、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。皆さんお疲れさまでした。

午後三時十二分　散会

速記者　田邉ゆきの

令和七年九月二十六日（金）

文教厚生常任委員会会議録

於　第四委員会室

文教厚生常任委員会

委員長	古川裕紀	
副委員長	池田正恭	
理事	指山清範	
〃	原田寿雄	
〃	藤崎輝樹	
委員	猪村利恵子	
〃	古賀陽三	
〃	田中秀和	
〃	中本正一	

午前十時一分　開議

○古川委員長＝おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行い、視察終了後、討論、採決を行います。

それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時二分

（現地視察）

午後三時五十分

○古川委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○古川委員長＝まず、甲第四十号議案中本委員会関係分、甲第四十四号議案、乙第四十九号議案、乙第五十三号議案から乙第五十五号議案まで三件、及び乙第五十八号議案、以上七件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上七件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

九月二十六日　文教厚生　採決

○古川委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で、本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後三時五十二分　閉会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

文教厚生常任委員長	古川裕紀
同　副委員長	池田正恭
会議録署名者	指山清範
同	田中秀和
同	藤崎輝樹
同	中本正一
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当主査	中島彰子

令和七年九月二十五日（木）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長　弘川貴紀
副委員長　桃崎祐介
理事　西久保弘克
〃　石倉秀郷
〃　下田寛
委員　藤木卓一郎
〃　宮原真一
〃　定松一生
〃　武藤明美

農林水産商工常任委員会質問者順序

順序 / 月日	九月二十五日（木）	九月二十六日（金）
1	（現地視察）	定松　一生　129　頁
2		西久保弘克　140　頁
3		下田　寛　164　頁
4		武藤　明美　175　頁

午前十時　開会

○弘川委員長＝おはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○弘川委員長＝会議録署名者として西久保弘克委員、定松一生委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

次に、九月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、明日二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分　散会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

令和七年九月二十六日（金）

農林水産商工常任委員会会議録

於　第三委員会室

農林水産商工常任委員会

委員長	弘川貴紀
副委員長	桃崎祐介
理事	西久保弘克
〃	石倉秀郷
〃	下田寛
委員	藤木卓一郎
〃	宮原真一
〃	定松一生
〃	武藤明美

午前十時一分　開議

○弘川委員長＝ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。通告に従い順次発言を許可します。

○定松委員＝皆さん、おはようございます。本日、九月二十六日、まだ残暑は残るものの、大分涼しくなってきたなという印象があります。現在、佐賀平野では稲刈りが始まりましたけれども、天候がなかなか安定しない。今日は晴れかなと思ったら夕方雨が降るといったことで、気をもんでいる状況であります。「夢しずく」の刈り取り適期、これは降雨によって、ほとんどのところで倒伏しているなという現状でありまして、その作業には気をもむところでありますけれども、収量はやや多め、やや良といいましょうか、作況指数でいうと、私の感触では百二、百三ぐらいはいくのではないかというふうな印象を持っているところであります。

また、農水省の発表では、二〇二五年産米の生産量、玄米ベースで七百二十八万トンから七百四十五万トンということで、来年六月末の在庫量見通しでは、百九十八万トンから二百二十九万トンとなる見通しということが示されております。

在庫量が二百万トンを超えることになりますと、市場としては流通過剰になるとの読みから、価格は下がるというのが通常でありますけれども、生産量に対しましても、在庫量に対しましても、かなりの幅を持たせるというふうな発表でありますので、一定の安定をするような、あまり影響を与えないような発表になっているのかなという印象を受けました。

本県では、肥沃な土壌、これは恵まれた自然条件、そして、近年の圃場整備等がしっかりと整備されたことで、水田を生かした米や麦、大豆、タマネギなどを組み合わせて生産性の高い水田農業が展開されてきたというのが、ここ三十年来の県の農業政策の進歩であろうかと思います。

現在、水田農業を取り巻く情勢を見ておりますと、これまで農業従事者は大きく減少してきたものの、昨今の米価の高騰もあり、地域の土地利用型農業に取り組む農業者は、久しぶりに活気が見られるというふうな感じがいたしております。私は、この活気の中で将来に向けた水田農業への仕掛けを行うべきではないかと考えております。

佐賀の水田農業における強みは、県内各地にある共同乾燥調製施設の活用にあると言っても過言ではないというふうに思います。これまでに整備された共同乾燥調製施設から期間を通じて常に高品質な米麦を供給できていることが、実需者の信頼につながっていると思っております。その最たる例が、「さがびより」や「夢しずく」であり、特Ａを取れたことは、農家の栽培管理もさることながら、共同乾燥調製施設において、色彩選別等によって高度な選別が行われている、そういった効果もあるのではないかというふうに思います。

しかしながら、県内で多く設置されている共同乾燥調製施設は非常に老朽化が進んでいるというふうに私も捉えております。そしてまた、設置をされてから二十年、三十年を経過しますと修繕費が膨大に増えてくるということから、維持管理の面でも多額の経費が生じる、そのことによって運営が厳しい状況になってくるというふうなことは、容易に推察できると思います。

このような中、国においては、昨年度、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定されました新たな食料・農業・農村基本計画を着実に実施するために、農業の構造転換の実現に向けて、地域農業を支える老朽化した共同利用施設等の整備を支援する事業が創設されました。佐賀の水田農業を支えてきた共同乾燥調製施設は、非常に重要な施設であるために、今後も農家が安心して米麦の

生産ができるように、国の新たな事業を活用しながら共同乾燥調製施設による米麦の出荷体制を維持していく必要があるというふうに考えております。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

まず、共同乾燥調製施設の設置状況についてでございますが、県内は共同乾燥調製施設としてライスセンターやカントリーエレベーターがあります。その設置状況はどのようになっているのか。各地区に点在しております再編も含めまして、現在ではどのような状況になっているのか。まだ古いものも残っているし、新しいものもありはしますけれども、そういった状況を教えていただきたいと思います。

○田川園芸農産課長＝県内の米麦の共同乾燥調製施設、いわゆる共乾施設は、現時点でライスセンターで六十九施設、カントリーエレベーターが二十八施設の計九十七施設が設置されているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝九十七施設になっておりますが、県内に設置されているもの、建設してからの経過年数はどのようになっていますか。

○田川園芸農産課長＝共乾施設は、建物と、その中にある乾燥機やもみすり機などの機械設備を基本としまして、カントリーエレベーターでは、これらに加えて貯蔵機能を有していることからサイロ貯蔵設備が設置されております。

施設、機械の耐用年数は、建物が三十一年、乾燥機やもみすり機などの機械設備が七年、サイロ貯蔵設備が二十二年となっております。

県内にある九十七の共乾施設のうち三十一年を経過しているものは、ライスセンターが六十六施設、カントリーエレベーターが八施設の計七十四施設となっております。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝この状況から見ると、おおよそ八割の施設が耐用年数を経過している。そして、何らかの修繕が必要になっているというふうなことがうかがえようかと思います。

私の地元にもたくさんの共乾施設がございましたけれども、統合再編をされ、そして古い共乾施設というのは、機械利用組合に貸し出したりとか、そして、一時的な集荷能力を持たせて、そのサブ施設のような利用体系になっているかと思います。それについても再編に伴って建築当時から大変巨額な投資をしてできたものですから、耐用年数にはなっておりませんけれども、その要望等は大変多いのかなというふうに実感しているところでございます。

この再整備に向けた協議が県内各地で活発になっていると聞いておりますが、どのような状況なのか教えていただきたいと思います。

○田川園芸農産課長＝再整備の協議状況についてお答えをいたします。

まず、国では、令和七年度から十一年度の五年間にかけて、農業構造転換集中対策期間と位置づけまして、国庫事業により共同利用施設の再編・集約化等を支援する事業を創設されたところでございます。

これを受けまして、地域では現在、県内九地区で共乾施設の再編整備や機能向上に関する協議が行われているというふうに把握しております。そのうち二地区から、令和八年度からの事業実施に向けまして要望が県に提出されているところでございます。このほか、県内各地区においても検討委員会などが設置され、再編に向けた協議が行われております。

県としても、個別の案件ごとに国と相談等を密にしながら、適宜、ＪＡや市町と協議の場を持つなどし、協議がまとまった地区には、できるだけ早期の事業実施を推進しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝協議状況を伺いましたが、勉強会の折、今までの産地パワーアップとか、そのほかにも今度の新しい政策の遂行によって国の新たな支援等が創

設されたと聞いております。これは共同乾燥調製施設等の新設・更新の支援対象になると思うんですが、国の新たな支援について再度お伺いさせていただきます。

○田川園芸農産課長＝国では、令和七年度から十一年度までの五年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけまして、この期間で国庫事業により共同利用施設の再編・集約化等を支援することとされております。

委員御指摘の国の新たな事業、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」、いわゆる再編新事業につきましては、老朽化した共同利用施設の再編集約等を図る取組への支援を目的として、国が令和六年度補正予算にて創設されたところでございます。

本事業におきましては、複数の施設を再編し、新たな広域施設として整備をすることでありますとか、既存施設の設備等の機能向上、いわゆる合理化が支援対象となっております。一方で、施設の修繕や既存の機械設備の代替として同種・同能力のものを再度整備する、いわゆる単純更新については、支援の対象外とされているところでございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝新たな事業についても、これは再編とか機能向上とか、いろんなハードルが設けられているような印象なんですが、国の政策でそういった方向にシフトしていくというのは、ある程度理解できるんですね。ただ、県内の現実を目の当たりにしますと、再編するには、それだけ広域化になる、新たな受益者負担も生じる。そして、いざ建設に踏み切ったら資材等の高騰により建設事業費も上振れするといったことから、なかなか踏み切れないというのが現状なのかなと。そして、そういった関係者の悩ましい実情、種になっているのかなというふうな気がいたします。

お伺いしますと、国のこの事業についても、早くから手を挙げて、そしてしっかりとしたもので合意をしてつくる必要があると思いますけれども、なかなか現場がもたつくといいますか、組合員さんたちの話が積み上がらない。そういったもどかしさもあるように聞いておりますけれども、そういった状況等について、今後の対応の中で、そういったものもお示しをしていただきたい。

そして、国の予算としても増額はされたものの、全国で取り合いになるということから、佐賀の場合は八割を超える施設が、そういった再編整備、そして修繕等が必要になっているという実情から、この事業についてはしっかりと予算を取っていく必要があると思うんですが、今後の対応についてお伺いをします。

○田川園芸農産課長＝委員御指摘のとおり、本県の土地利用型農業の強みの一つは共乾施設の活用にありまして、高品質な米麦を安定的に供給できること、これが非常に強みだというふうに思っています。こうしたことから、これら共乾施設は先人から引き継いだ貴重な財産であるというふうに考えているところでございます。

令和六年度、国補正により創設されました再編新事業につきましては、国、県合わせて最大六割補助という、これまでにない手厚い措置内容となっておりまして、耐用年数を経過した共乾施設を多く抱える本県にとっては、共乾施設の再編を加速化させる大きなチャンスというふうに考えております。

この機会を捉えまして、今後見込まれる就業人口の減少に伴います農家数の減少でありますとか、共乾オペレーター人員の不足等も考慮しまして、老朽化した共乾施設の再編等を進めて将来を見据えて生産基盤を再構築するということは、本県の土地利用型農業を次の世代に引き継いでいくことにつながるというふうに考えております。

このため県としましては、ＪＡや市町と連携しまして、引き続き各地区での検討に積極的に参加するなどして事業活用に向けた支援をしてまいりたいと

思っております。

ちなみに、地域、地域での協議がなかなか進んでいないといったような話がございました。確かに、委員御指摘のとおり、資材や人件費の高騰によりまして事業費が高額になっていると。それを受けて農家の利用料金も増額が見込まれるというところで、話がなかなか前に進まない部分もあるというところは、我々も承知しております。

これについては、既存施設の活用でありますとか、機能の見直しなどにより まして、事業費の低減を一緒になって考えて進めているところでございます。今後とも、一緒になって検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○定松委員＝補助率につきましても、先ほどの答弁の中にありましたが、六割を補助、支援していただくということで、あとの四割で整備ができるというのは非常にありがたいような気がいたします。ただ、農家側、組合員側からすると、やっぱり気になるのは共乾利用料であったり、面積当たりの経常賦課金であったりそういったものが、昭和の時代は十アール当たり千五百円だったよとか、そういったことから脱却できていない。どうしても最近の物価上昇に伴って農家もそれだけの負担を御理解いただかなければならないということでございます。

昨今、米の価格等が上昇しておりますので、そういった御理解も得やすいような状況に少しはなっているのかなというふうに思いますので、佐賀県が先んじて新しい再編支援の事業に乗せて県内の多くの共同乾燥調製施設で取り組まれるよう、希望いたします。

さらに、農家側への理解を深めることも県が率先して指導していくべきだというふうに考えますが、その点についてどう思われますか。

○田川園芸農産課長＝確かに、資材費の高騰等、非常に難しい状況があると思いますので、県もＪＡや市町と一緒になって検討を深めて農家の皆さんの理解を得られるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝それでは、第二問に移りたいと思います。

佐賀県農業大学校における農業人材の育成についてお伺いをさせていただきます。

近年の農業経営を取り巻く環境は、温暖化に代表される自然環境の変化、生産資材等の高騰、物価上昇に応じた農産物価格転嫁の遅れなど、厳しさを増しております。農業者は非常に厳しいかじ取りが求められているというふうに思います。また、最低賃金の上昇にも目を向けていかなければならない。これから農業経営が多角化、そして大型化していくためには、雇用という側面にも直面してくるわけであります。

本県農業が将来にわたり持続的に発展していくためには、このような状況の中にあっても経営をしっかりと確立し、力強く地域農業を牽引する農業人材の育成が何より重要だと考えております。

農業県である佐賀県において、農業大学校は、設立以来、長年にわたり農業人材を育成する中心的な教育機関として、多くのすばらしい農業者や農業指導者を輩出してきました。しかしながら、農業大学校の学生数、卒業後の就農率は減少傾向にあると聞いております。改めてその役割を再認識し、農業人材の育成に力を入れていく必要があると思います。

私が高校を卒業した当時、昭和五十一年の卒業になりますが、ちょうどその頃に農業研修学園というのが農業大学校に変わりまして、農業人材が希望ある農業に向かっていく、その多くは佐賀県内で農業従事者として活躍する人材を育てる、そういった役割であったかと思います。しかしながら、最近では、卒業生の上位何名は県職に入る、その次はＪＡに入る、そして農業資材の民間の

企業に就職をする、そして残りの十人から二十人程度が就農といった具合かなと。ただ、ＪＡ等そういった民間に入ってからも再度農業に目を向けて親の後を継いで農業をするといったことがございますので、一定の役割は果たしているのかなというふうな気がいたしているところでございます。

志を同じくする友達と切磋琢磨しながら、農業大学校での講義や実習を通じて先進的な技術と経営力を身につけ、卒業後も探究心を忘れることなく農業の未来を切り開いていくために果敢に挑戦を続けていく、このことが重要であります。農業大学校については、今後も常にそういった農業者を育てていく必要があると私は思っています。

今、県内では、若い世代も、私たちの世代も、農業大学校の卒業生、例えばＪＡの役員になられたり、金原さんもそうでしたね。それから、県職の中にも数名いらっしゃる。普及所の職員さんたちも優秀な方が育っているように思います。

ただ、最大の目標というのは、佐賀県の農業に寄与するための人材をつくっていくというのが目的ではないかと思いますので、改めて設置目的が設立当時と現在ではどのように変わっておるのかお伺いをさせていただきます。

○荘山農業経営課長＝農業大学校の現在の設置目的でございますが、将来の本県農業を担う農業者や農業指導者を養成することとなっております。

農業大学校は、明治四十三年の農事試験場見習生制度からスタートし、農業練習所、農業技術員養成所、農業講習所、農業研修学園と名称を変えながら、先ほど委員からも御紹介がありましたとおり、昭和五十一年に現在の農業大学校に変わっております。昭和五十一年に発足した当時の設置目的は、「近代的農業経営を担当するにふさわしい者を養成する」というふうになっておりまして、先ほど申し上げた現在の設置目的は、どういった農業人材を養成していくかというところが明確になっているかというふうに思っております。

○定松委員＝農業大学校の設置目的というのは、昭和五十一年当時の農業が加速的に近代化していく、先進的な農業を取り入れる必要があるといったことから、昔の水田だけの依存型の佐賀農業から園芸等を含めた次世代の佐賀農業の確立に向けて、その目的が果たされてきたのだろうというふうに拝察するところでございます。

入学者等の推移についてお伺いいたしますが、他県への流出であるとか、農業人材の減少、そしてまた、近年まではまだまだ農業者というのは、じいちゃん、ばあちゃんの仕事が多くて、しばらくは農業に従事しなくて四十歳ぐらいから就農する、途中からの就農でありますとか、六十歳の定年を迎えてからの就農といったが、いろいろ事情もありますことから、そういうふうになってきたのかなというふうに思います。

入学者等の推移は、近年、どういう変化があるのか教えてください。

○荘山農業経営課長＝入学者数の推移を直近五カ年で本科、専科の合計で申し上げますと、令和三年度は三十五名、令和四年度は二十九名、令和五年度も二十九名でございます。令和六年度は二十八名、令和七年度は二十五名となっております。

以上でございます。

○定松委員＝それでは、定員は何名まで可能なんでしょうか。

○荘山農業経営課長＝定員につきましては各五十名で、専科につきましては若干名というふうになっております。

以上でございます。

○定松委員＝五十名が可能だということでありますね。現在では三十名弱といった推移になっておろうかと思います。私がさっき紹介しました昭和五十一年当時、うちも大規模な農家でございましたので、白石高校を卒業するというときに、たしか農業大学校の校長先生が直接来られて、お宅の息子さん、今度

から農業大学校になるので来てくれないかと、入学させんですかと言って相談を私の親父にして、二階におった私を呼んで話をしたことを思い出しております。

この入学者の推移は、これでいいのかなという思いもしますので、進学希望者だけでなくて、うちに来てはどうかなというふうな呼びかけもする必要があると思うんですね。農業大学校の卒業生が各部署にいるわけですから、そして、ＪＡの役員さんになられたりとか、中央会にもたくさんいらっしゃることでしょう。そういった組織力をもって農業大学校をもっともっと盛り上げていかんばいかぬというふうな気がしておりますが、それについてはいかがでしょうか。

○荘山農業経営課長＝委員御指摘のとおり、そういったこれまでの卒業生の方のネットワーク、これまでのつながりというところは非常に大事にしていかなくちゃいけないと思っております。

そういったコネクション等を踏まえまして、今後、そういった各種取組に取り組む必要があると思っております。そこを強化する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○定松委員＝次に、卒業生の進路についてお伺いをさせていただきます。

この大学校の役割としましては、農業後継者の育成が一番の目的である、その次に農業関係者についても、農業をみんなで支えていく、そして、今後もそういった指導に当たっていくような人材をつくる必要があると思いますが、卒業後の進路については、今現在どのようになっているのかお伺いします。

○荘山農業経営課長＝卒業生の進路でございますけれども、直近の令和七年三月に卒業した二十八名のうち、自営就農が四名、農業法人等への雇用就農が四名でございまして、合わせて八名が就農しております。残りの二十名のうち五名が県内のＪＡ、九名が農業関連企業、その他六名が一般企業や公務員への就職となっております。

以上でございます。

○定松委員＝そのような状況であるというのは、拝察、見通しておりましたけれども、本来の農業大学校の目的というのが、やっぱり佐賀農業を実際に自ら実践する人材をたくさん育てるということだと思います。ほかの短大等との比較で、そういうふうになってくるのかなというふうな気がしますけれども、主眼としては農業者の育成に置いてほしいなというふうな気がしております。

私も毎年のように農業大学校、そして試験場も視察させていただきますけれども、環境制御のハウスのシステムであったり、畜産でもしっかりとした研修がなされているというふうに思います。そういったものを駆使して、佐賀の農業に即実践できるような技術力を得るのであれば、その研修をした者が農業に従事する、その人数を増やしていくというふうな目的を達成していただければと思います。

そして、この取組内容でございますけれども、農業大学校における講義や実習、その取組内容はどのようになっているのかお伺いします。

○荘山農業経営課長＝農業大学校では、園芸農産課程と畜産課程を設けまして、それぞれの課程におきまして、農産物の生産から加工・流通・販売に至る一連の講義や実習、先進農家への派遣研修などを実施しまして、就農後に必要な栽培技術や経営管理能力を養う実践的な教育を行っております。

さらに、近年の農業現場で導入されております技術を学ぶため、例えば、先ほど御紹介もありましたけれども、施設野菜では統合環境システムを装備しました園芸ハウス、果樹ではミカンの根域制限栽培や梨のジョイント栽培などの実習果樹園、畜産では発情発見システムや牛の分娩監視カメラを導入しましたスマート畜舎などを整備しまして実習を行っているところでございます。

そのほか、ＡＩ、ＩｏＴの先端技術を活用した営農システムを学ぶため、ＧＰＳを利用した直進アシスト機能を装備した田植機であったり、圃場ごとの収量、たんぱく含量をデータ化し、次年度の施肥改善につなげることができるコンバインであったり、肥料、農薬散布用のドローンなどのスマート農業機械を導入しまして講義や実習で活用しているところでございます。

以上でございます。

○定松委員＝佐賀県農業をリードする技術開発、そして普及について、農業大学校が果たす役割というものをしっかり持っていてほしいというふうに思いました。

今後の取組についてお伺いさせていただきますが、今後、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○荘山農業経営課長＝農業大学校における農業人材の育成を図っていくためには、農業に魅力を感じ、将来の就農を見据えて農業大学校を進学先として選択してもらうとともに、稼ぐ農業を実践するために求められる高い技術力、経営力を習得できるような講義、実習を実施していくことが重要と考えております。

まず、意欲的な学生を確保するため、高校生、保護者を対象としましたオープンキャンパスの開催、ポスター、チラシ、ＳＮＳ等でのＰＲ活動に加えまして、農業系高校以外も含めた県内高校へのキャラバン活動の実施回数を増やしながら取り組んでいるところでございます。実際に令和七年度は三十八校、延べ四十九回、訪問を既にしているところでございます。

また、講義、実習では、経営者としての面白さや魅力を伝えるため、雇用型の企業的経営を展開する農業法人を招聘した特別授業であったり、優れた農業経営者の育成を目的とした全国段階での教育機関と連携したオンライン講義などの実施、そういったことも検討しているところでございます。

委員御指摘のとおり、農業大学校は、本県農業における人材育成の拠点として、その役割は大きいことから、今後も就農を志す意欲の高い学生を確保するとともに、実践的で先進的な農業教育を通じ、本県農業・農村地域で活躍する農業人材の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○定松委員＝今後の取組についてお伺いいたしましたが、地域とのつながりの中で、高校を卒業してから急に農業大学校に来んねというふうな誘い方も、それもありと思うんですね。例えば地域の子供たちとの関わりでありますとか、収穫祭を地域とともにやるとか、そしてイチゴ狩りなども観光的な農業の広がりを持たせるための取組であるとか、そしてまた、学生が各地域に溶け込んでいろんなイベント、そしてアンケート等を取って農業の新しい形態等について模索するような、自分たちで明日の農業の民間のトレンドはどういうふうに動いているのかというふうな調査等も行うような取組等も必要になってくると思います。

そういったことを大学の教育陣が提供する、そして、学生たちから聞くということも必要になってくるかと思いますので、そういったことも含めて取組についてもう一度、そういったことがもしあったならば、そういったことも御紹介いただければと思います。

○荘山農業経営課長＝先ほど委員御指摘のとおり、あらゆる場面で農業の魅力とか、そういったことの農大からの発信というところも必要かなと思っております。

農業大学校につきましては、毎年十二月の頭に収穫祭という形で一般の方が農業大学校に来て触れ合う場もございます。そういった場面も活用して、そこは農大の学生と保護者会の方に協力していただいて、そういった場面を設置させていただいております。

そういった機会を活用しながら、農業の魅力であったりとか、ひいては農業

大学校に進学していただくようなイメージを持っていただけるような場面というものもつくっていかなければなというふうに思っております。

以上でございます。

○定松委員＝どうもありがとうございました。今後、五十名の定員に近づけるように営業活動も一緒に検討してみてください。

それでは、三問目に入ります。物価高騰等に係る事業者支援についてであります。

物価高騰と言われて久しい気がいたします。私が就農したのが昭和五十一年でありまして、その当時、硫安が九百二十円でありました。そして「4―6―4」――「4―6―4」というのは水田の基本的な三要素を含んだ肥料でありますが、千百八十円だったかなというふうに記憶しております。今、それと同等の肥料でありますと二千七百円程度になっているというふうに聞いております。おおよそ二・五倍の価格になっている、倍以上するなというふうな気がいたしておるところでございます。

農業はさることながら、県内の企業についても大変厳しい経営環境に変化しているというふうに思います。今回、議会に示されました県内企業の状況調査等も発表されまして、東京商工リサーチ佐賀支店の佐賀県の企業倒産状況が示されておりました。令和七年一月から八月までの企業倒産件数は三十四件、前年同期比で二・三倍、負債額は約三十七億円で前年同期比で二・八倍となっている状況であります。

また、県が七月から八月にかけて実施した県内企業経営状況調査においても、原材料、エネルギーなどのコストが前年同期よりも大きく増えたと回答した事業者が製造業、非製造業ともに約五割に上っており、県内事業者を取り巻く経営状況が厳しい環境にあるということがよく分かります。

そのような中で、県は、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」などの支援策において幅広い業種の支援を行っているところであります。業種固有の苦しい事情を抱えている事業者に対して、その業種に応じた支援策を講じていくことも重要であり、本県議会においても関連する予算が計上されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

先ほど、ちょっと触れました県内の企業倒産の状況について、県としてどのように分析されているのかお伺いをさせていただきます。

○横町産業政策課長＝佐賀県の倒産件数は、令和三年から六年にかけまして各種支援策が講じられたこともあり、全国や九州各県と比べて比較的低水準で推移してきたところでございます。現時点においても、倒産率は全国平均を下回っているものの、今年に入ってからは件数が増加傾向にございます。令和元年から令和七年八月までの累計は二百六件でございます。業種別では、サービス業が五十八件と最も多く、次いで製造業が三十六件となっております。

倒産要因につきましては、販売受注の不振が最も多い状況でございます。コロナ禍による売り上げ減少から業績回復に至らず事業を断念したケースに加え、物価高や人件費の上昇が重なり収益悪化となった事例などが多くございます。

こうした状況を踏まえ、令和七年九月八日付で信用保証協会及び県内金融機関に対しまして、制度融資の条件変更に加え、モニタリングによる状況把握や経営支援など、引き続き積極的な対応を要請しております。

県制度融資による資金繰り支援にも取り組みながら、必要な手を速やかに打てるよう、今後も状況を注視してまいります。

以上でございます。

○定松委員＝サービス業、そして飲食店等の個店が多数含まれているというふうに認識しております。また、製造業についても、零細企業の方々、そして高齢化による後継者の不足等によるものなのかなというふうな気がいたしており

ます。

倒産に至るまでの経緯といたしましては、その方々というのは何らかのサインを出すわけですね。大変厳しいですよというふうなことで何回も相談に来られる。そういったところのシグナルをしっかりと捉えて、その方々は佐賀県の産業を支えてきた重要な人員でありますので、ここはこういうふうに改善したほうがいいよとか、改善できるものであれば一件でも二件でも倒産件数を少なくするような取組、その支援策については今まで以上に慎重に応えてほしいと思います。倒産件数が少し増えておりましたので、ちょっと心配になったところでありました。

このことによって地域の商店街、そして地域産業に何らかの活性化の施策を打たなければならないということから、プレミアム商品券の発行支援事業が今回示されております。本年三月末から五月に行われたわけでありますが、予算額を超える応募があり、不採択になった案件も数多くあるというふうに聞いているところでございます。商品券、クーポン券によってもたらされる消費喚起による波及効果は、極めて大きいものというふうに思っておりますし、継続して進めてほしいというふうに思うところでございます。

そこで、改めてこの事業の目的、そして今回の概要をお聞かせいただきます。

○横町産業政策課長＝本事業は、物価高が県民生活や地域経済に影響を及ぼす中、県民の消費や暮らしを支え、地域経済の回復につなげることを目的としております。

具体的には、商店街や商工団体、業界団体などが実施するプレミアム商品券、クーポン券の発行事業に対し、県が支援するものでございます。参加店舗数に応じまして、一店舗当たり二十万円の補助金を補助率十分の十で交付しております。補助上限額は、商店街組織の場合で七百万円、商工団体、業界団体の場合で二千万円、プレミアム率は二五％以内を上限としております。

なお、本事業に要する予算につきましては、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

以上でございます。

○定松委員＝私に届いた情報によりますと、佐賀市からも申請していたけれども、漏れたということで、引き続き挑戦をしてくださいというふうにお答えをしております。経営がうまくいかない個店の方々、そして消費者、県民の方々も、買いたいけれども、高いなということで手が伸びないというふうなこともあろうかと思います。

この事業の目的というのは、非常に高いものがございます。この事業のこれまでの実績というのはどのようになっているのかお伺いします。

○横町産業政策課長＝本事業は、コロナ禍の令和四年度からスタートし、これまで計五回にわたり実施しております。商店街の活性化を持続的に後押ししたと考えております。直近では令和七年三月二十七日から五月十六日まで公募を行い、十二件の応募のうち七件を採択しております。

実施した事業者の方からは、「来店回数の増加」や、「販売単価の向上につながった」などの声が多く寄せられているところでございます。新規顧客の獲得や既存顧客のリピート率向上に加え、この事業を契機に新たに団体へ加入された事業者もあり、「組織基盤の強化にもつながっている」との声もございます。厳しい経済環境の中、地域内消費を促し、売り上げの向上にも効果を発揮しているものと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝そのような事業効果がてきめんに出るということでございますので、今後とも追加でしていただきたいなと思います。

前段、十二件の申請について七件が採択、五件が不採択ということを答弁されましたが、その事業費というのはどのくらいあって、そして不採択になった

のはどのくらいの規模なのか、分かれば教えてください。

○横町産業政策課長＝プレミアム商品券でございますが、もともと十二件の応募がございましたけれども、予算の関係で五件が不採択となったわけでございます。採択したものは六千万円程度の分でございました。今回、追加で補正予算を県議会にお願いしておりまして、その事業規模としては七件の団体をお願いしております。不採択の方を含めて新たな申請があれば審査をするわけでございますけれども、そういったところで申請をしていただければ、そこはまたしっかり審査しながら対応していければと思っております。

以上でございます。

○定松委員＝これは商店街とか組合では何回も役員会を重ねて、そして、これを起爆剤として導火線に火をつけた思いでしょうけれども、不発弾だったということなので、もう一度チャレンジをしていただいて、そして、どういったところが弱かったのか、そういったことも分析して教えてあげて、そして取っていただくというふうな側面支援もお願いしたいなというふうに思います。

今後の事業実施の見通しについてお伺いをさせていただきます。

○横町産業政策課長＝今議会には第六回目となる予算を提案しております。物価高などの課題に直面する中、前回、不採択となった商店街も含め、期待の声が寄せられておりますので、できるだけ速やかに補助金を交付できるように準備を進めていきたいと考えております。

今回は、プレミアム商品券発行支援事業に加え、商品券の採択を受けた商店街エリアで実施される集客イベントなど、ソフト事業への支援も展開しております。商店街などが行う自発的な取組を商品券事業と一体的に支援することで、地域をさらに盛り上げていきたいと考えております。

今後の事業実施につきましては、経済状況や事業者の声、事業効果などを踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○定松委員＝商店街もしっかりと活気づいていかなければならないと思いますので、不採択となったところの方々にも光を当てていただきたいと思います。

続きまして、物流問題対策事業についてお伺いをさせていただきます。

物流業界は、ドライバーの時間外労働の条件規制、そして、人材不足により物流の停滞が懸念されている状況が続いております。物流の停滞は、農林水産業を含めて全ての産業に大きな影響を与えるものであることから、苦しい状況にある業者に手を差し伸べていくことが重要であります。

そこで、次の点についてお伺いをさせていただきます。

この事業の目的や概要はどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

○横町産業政策課長＝この事業は、いわゆる物流二〇二四年問題の対策を目的としてスタートしております。昨年四月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されたことにより、労働時間の短縮による輸送力不足などへの対応を図るものでございます。

物流業者、具体的には運送業者、倉庫業者、荷主による物流の効率化や人材確保など、輸送力向上につながる取組を支援するものです。補助率は三分の二、補助上限額は二百万円となっております。

なお、本事業に要する予算につきましても、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。

○定松委員＝それでは、この事業のこれまでの実績はどのようになっていますか。

○横町産業政策課長＝県では、本事業を昨年度から二回にわたり実施しております。直近では、令和七年四月三十日から六月十三日までに百七の事業者から申請があり、そのうち九十四事業者を採択したところでございます。これまで

事業者による様々な効率化の取組が進められてきたところです。

トラック協会を通じて寄せられた声には、「これまで統一されていなかった運送容器を標準パレット対応の容器にそろえたことで、常時、フォークリフトが使用可能となり、作業時間が二時間から三十分へと大幅に短縮された」といったものがございました。

また、「新たにドライバー採用ページを開設した結果、物流業界に関心を持つ人の目に留まり、応募が寄せられ、人材確保につながった」との声も寄せられております。

こうした事例など、物流問題の課題解決に向けた取組として一定の効果を上げたものと認識しております。

以上でございます。

○定松委員＝今後の事業実施については、どのような見通しとなっておるのかお伺いします。

○横町産業政策課長＝今議会に第三回目の補正予算をお願いしており、トラック協会と調整しながら公募を開始することとしております。公募開始後は、県ホームページやトラック協会を通じて速やかに周知していきたいと考えております。

また、物流の現場の大きな負担となっている再配達削減にも取り組むことにしております。配達量が増加する十二月頃に、その削減を目指し、消費者に向けてラジオ、テレビなどを通じた広報を実施することとしております。

物流は、経済活動を支える不可欠なものでございます。その流れが滞れば県民生活や県内経済の維持に大きな影響を及ぼします。今後も業界の動向や現場の声、事業効果などを踏まえながら、必要な取組を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

九月二十六日　農林水産商工　定松一生委員

○定松委員＝物流協会の嘆きといいますか、これは私たちにも多く届いております。トラック協会との意見交換の場でも、荷主には値上げを止められる。そして、燃料や、そういったCO$_2$削減対策とか、車両代も高くなるといったことから、大変厳しいものになっているというふうなことでございます。今後、そういった方々の意見を十分に聞きながら進めていただきたいというふうに感じました。

それでは、最後の問題、「佐賀の焼物・陶土価格高騰緊急応援事業」についてお伺いをさせていただきます。

陶磁器産業についても、物価高騰や人材不足などにより大変厳しい経営環境にあると思います。そうした中、陶土の原材料である陶石価格の急激な値上がりにより、陶土価格も引き上げられました。陶土は、陶磁器製造事業者にとっては不可欠なものであります。また、陶土の急激な値上げは、伊万里・有田焼をはじめとする陶磁器産地に大きな影響を及ぼすものと考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

この事業の目的、そして概要はどのようになっていますか。

○近野伝統産業支援室長＝物価高の課題に対し、佐賀県は生産性向上や価格転嫁など、中小企業・小規模事業者の取組を幅広く支援しております。

その中で、伊万里・有田焼をはじめとする陶磁器産業は、守るべき伝統的地場産業の一つでありながら、人材不足や設備の老朽化、陶土価格の高騰などといった様々な課題に直面しております。

特に、嬉野市の塩田を中心に生産され、県内のほとんどの陶磁器産業に供給されている陶土は、産業の川上に位置する基礎資材であり、まさに重要なインフラであることから、価格の高騰は、産地の存続に大きな影響を及ぼす課題と認識しております。

本事業では、陶土価格高騰による激変緩和を行うとともに、生産性向上や価

格転嫁など将来の成長にもつながる取組を支援し、陶磁器産業の継続と発展を図ることを目的としております。

そのため、陶土価格高騰に対する支援として、陶磁器製造関連事業者が県内で生産された陶土を購入する際、値上げ分に相当する経費を補助いたします。また、生産性向上に係る支援として、陶磁器製造関連事業者が実施する設備投資や補修、施設整備の長寿命化計画の策定などの取組に対して、補助率三分の二で支援いたします。あわせて、専門家派遣による価格転嫁の伴走支援も実施いたします。なお、補助額につきましては、各支援合わせて上限二百万円でございます。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝佐賀の焼き物、特に伊万里・有田焼は、世界的にも光を放った歴史的な伝統的な産業であります。陶土に補助をする上限額が二百万円というのは、ちょっと少なくないかなというふうな気がいたしました。陶土の価格上昇に見合った額というふうなことで、陶土価格が上がった分を支援するというふうな意味合いなんでしょうけれども、この上限二百万円というのはいかがなものかなと思いますが、それについての積算といいましょうか、根拠はありますか。

○近野伝統産業支援室長＝今回の陶土の値上げに関しまして、塩田にあります陶土事業者の十五社を回らせていただきました。皆さん、新しい機材を買うというよりは、補修等をしたいというニーズ、声がたくさんありました。それで、私たち、いろいろ積算しましたところ、二百万円ぐらいが妥当かなというところで考えております。

以上、お答えいたします。

○定松委員＝分かりました。できるだけ速やかにこの予算措置がなされることを望みます。陶土屋さんて、割とおとなしいのかなと思うんですよね。地道な作業なんでしょうけれども、その質には万全を期す。そして、最終的にその原料をもって芸術品が生まれるということでありますから、下支えする産業と言っても過言ではないと思いますので、今後とも支援を拡充、継続していただければというふうに思う次第でございます。

その点について、産業労働部長はどのようにお考えなのか、先ほどの二百万円の上限についても言及があればお願いします。

○井手産業労働部長＝今回の「佐賀の焼き物・陶土価格高騰緊急応援事業」につきましては、陶土については、そもそも佐賀の焼物のインフラだということで、現場ですごい声が挙がりました。そして、八月から二五％上昇するという中で、物価高とか人材不足とか、今、様々な大変な状況がありますが、あわせて陶土価格の上昇による影響も及んでくるということで、ここは全体の幅広い事業者さんの支援もしながら、そういった陶土向けの支援をしないといけないだろうということで、今回、こうした取組を実施することといたしました。まさに現場の声を受けてということになります。

その支援額につきましては、全体の取引額も含めて事業者さんなんかに聞き取りをしながら試算をしたところでございます。第一弾ですので、まずはしっかりやらせていただいて、また、その事業効果とか中身を精査しながら、今後、継続していくかどうかとか、拡充していくかどうかというのは検討していきたいと思います。

私からは以上です。

○西久保委員＝皆さん、こんにちは。自由民主党の西久保弘克でございます。本日は、五問、質問させていただきますので、簡潔で、前向きで、分かりやすい答弁をよろしくお願いしたいと思います。

まず一問目ですが、エネルギー起源CO_2排出削減に向けた取組についてということであります。ちょっと分かりづらい質問でございますが、よろしくお

願いしたいと思います。

地球温暖化によるリスクが叫ばれるようになって久しいですが、近年、その影響が肌で感じられるようになっている。異常気象による災害が毎年のように発生し、夏の猛暑は年々厳しさを増しております。佐賀市では、昨年、猛暑日が過去最多の四十七日を記録しており、日中の外出が困難になるほどの暑さや、夜間も気温が下がらない熱帯夜の増加は、県民の健康や生活に直接的な影響を及ぼしております。温暖化を止めるには、原因となる温室効果ガスの排出削減が必要不可欠であり、特に排出量の約八割を占めるエネルギー起源CO_2の排出削減が重要であります。

佐賀県では、八年の歳月をかけて洋上風力発電の誘致に向けた取組を進めておられますが、発電時以外のエネルギー利用でも多くのCO_2が輩出されており、CO_2排出量の削減に向けて幅広い取組が必要と考えております。CO_2削減が世界的な潮流となっている中で、エネルギー起源CO_2の排出削減に向けた県内の取組についてお伺いいたします。

エネルギー起源CO_2の排出を効果的に削減するためには、用途に応じて分析し、把握することが効果的であることから、発電時、輸送や産業機械で使用されるガソリン、軽油及び航空燃料、主に熱利用に使用されるA重油、灯油、天然ガス、液化石油ガス、石炭製品の使用の三種類に分け、CO_2排出割合をお伺いいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝エネルギー用途別のCO_2排出割合についてお答えします。

二〇二三年度総合エネルギー統計の消費量を基に、国が示す温室効果ガス排出係数を乗じまして、御指摘をいただきました燃料等エネルギー用途別でCO_2排出割合を算出しますと、発電の用途がおおむね二分の一程度、輸送等の用途がおおむね四分の一程度、熱利用等の用途がおおむね四分の一程度となっております。

以上でございます。

○西久保委員＝今、御説明いただきました。それでは、発電時に排出されるCO_2の削減についてお伺いいたします。

国内においては、電力の消費に伴って排出されるCO_2の割合が最も多いことから、まずは発電時に排出されるCO_2の削減についてお伺いいたします。

まず一点目、火力発電並みの規模で開発可能な再生可能エネルギーについてですが、発電時に排出されているCO_2を削減するためには、天然ガスや石炭などを用いる火力発電の電力を再生可能エネルギーに置き換えていく必要があります。火力発電は、一基当たり数十万キロワットの規模で発電が行われていることから、これを置き換えるためには同規模程度での発電が必要になると思います。

県内において、こうした規模で開発可能な再生可能エネルギーにはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝火力発電並みの規模で開発可能な再生可能エネルギーについてお答えいたします。

県内で数十万キロワット規模の発電ポテンシャルがあるのは、太陽光発電と風力発電ですが、実際の開発可能性を勘案しますと、数十万キロワット規模での開発が可能なものは、洋上風力発電のみと考えられます。

以上でございます。

○西久保委員＝今の発言によると、太陽光はちょっと無理だよと、数十万キロワットというのは、すばらしい、すごい発電量になりますので、そういった答弁だったと思います。

それでは、洋上風力発電で得られた電力の用途についてお尋ねをいたします。

県は、唐津市沖において、洋上風力発電の誘致を検討していらっしゃいます

が、九州においては、出力制御が既に百二十日を超えて実施されております。この出力制御というのは太陽光関係ですね、出力制御が百二十日を超えて実施されている。洋上風力発電も発電した電力が消費されなければ事業として成り立たないことから、出力調整が拡大する中、県は、洋上風力発電による電力にどのような需要があると考えているのかお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝洋上風力発電で得られた電力の用途についてお答えいたします。

太陽光発電の普及により、日中の発電量が増加する一方で、夕方から夜間にかけて電力需要のピークが発生する場合が多くなっており、この時間帯は、主に火力発電によって電力需要の需給のバランスが取られているため、CO_2が多く排出されております。

洋上風力発電は、夕方から夜間にかけても発電できる可能性が高いことから、この時間帯の火力発電による電力に置き換わることが考えられます。

また、ＡＩ技術の進展により、将来的にデータセンターの電力需要が増加することが予想されており、この需要に対しての供給が想定されているところです。

以上でございます。

○西久保委員＝分かりました。今、夕方から夜間にかけて消費量が増えるんだよという話ですが、家庭用であったり、施設であったり、二〇一一年のあの震災以来、かなりの数でいろんな省力化がやられています。十年前から今日にかけて、夕方から夜間の消費量は、昔はかなり多かったと思うんですが、十年前を一〇〇としたときに、現在どのぐらいの使用量があるのかお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝十年前と比較しての電力利用量ということですが、手元に正確な数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○西久保委員＝今の答弁でいきますと、夕方から夜間が使用量は多いんだよという話で、我々は国民として、県民としてもそうなんですが、やはり夕方から夜間にかけての消費電力を落とすという努力をやってきたんですよね。それに関して産業グリーン化推進グループが今回答弁されていますが、石炭をこれに換えてやるんだよという話が出ています。石炭の代わりに洋上風力発電をやるんだよということは分かっていますが、私が聞いているのは、需要がどれだけ今後伸びるのか、それを変えるのか。じゃ、夕方から夜間までの消費電力を下げれば石炭に置き換える量も変わると思うんですが、それについてもしっかりと、質問を取る段階でも自分たちなりにやっていかなければいかんと思います。私の感覚でいくと二五％ぐらい落ちているというふうに考えておりますので、それが近いかどうか分かりませんが、全国的に見ればそうだと思います。

次に、大型系統用蓄電池の誘致についてお尋ねをいたします。

夕方から夜間に発生する電力需要のピークに対応するためには、大型の系統用蓄電池も有効であると考えますが、県としては、蓄電池の誘致についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝蓄電池については、直接的な雇用などの経済波及効果が限られていることや、県内に立地している原子力発電や揚水発電がエネルギーの安定供給に大きく寄与していることから、現時点では積極的な誘致には取り組んでいないところです。

一方で、安定的に大量な電力を必要とするデータセンターの整備が全国的に進んでおります。今後の電力需要の増加が見込まれる中で、余剰電力を有効に活用できる大型の系統用蓄電池について重要性が増していることから、県内へのメリットが見込まれる案件につきましては、関係課とも連携するなど適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

大型の系統用蓄電池は考えていないというか、必要性を感じていないということであります。私としては、クエスチョンですが、じゃ、家庭用であったり小型用の蓄電池についてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監＝家庭用蓄電池の必要性については、例えば太陽光発電を屋根等に搭載されているお宅に関しては、今、固定価格買取制度等で高く買われておりまして、それがそのうち収益性に効いてくるので蓄電池を置く必要性は必ずしもないと思います。これから徐々に固定価格買取制度の買い取りが終わりまして安くなってきます。そういった電力を有効に使うためとしては、蓄電池が設置されることで、買取り価格よりも実質的に高い金額で電気を使えるというメリットはあるかというふうに思っております。他方で、蓄電池はまだまだ高うございますので、その観点では、残念ながら経済合理性が必ずしもある状態ではないかと思っています。

一方で先ほどお話がございましたように、夕方から夜間に電力が足りてない中で、昼間に余っているとか、安く使われているだろうという電力を夜間に使うということについては、一定程度、効果があるものと思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、そうであったとしても、現状においては、経済合理性がなかなか成り立ちにくいということで、産業労働部の政策として、ここに対して支援をしていくということは、ちょっと考えていないところでございます。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。

これ、先ほどの質問と若干関連しますが、太陽光に関しては百二十日間、抑制されている。これによって大型の蓄電池はどうするんだという話もあるんですが、やはり最終的に誰が使っているのかといったら家庭用なんですよね。家庭用であったり、夜間に使うビルであったりというのも当然あるんですが、そこでの蓄電池というのは、今後、大きなポテンシャルというか、可能性があります。

CO_2の削減というのは世界的な問題であって、佐賀県の取組としては、すごく遅いと私は思っております。東京都では、新しく家を建てるんだったら屋根に太陽光パネルをつけなければいけない、蓄電池をつけなければいけない、当たり前の話であります。こういったところの、先ほどちょっと話しましたが、夕方から夜間の消費電力が多いと分かっているのであれば、そこをどうするのかという議論も、課内であったり部内で今後しっかりやっていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

輸送時や産業機械などを使用する際に排出されるCO_2の削減に関係する県内の取組についてであります。

エネルギー起源CO_2の排出削減が必要であることについては、一般に理解されておりますが、この件について議論される際は、発電時に排出されるCO_2の削減に終始されている印象を持っております。さきの質問の答弁にもあったとおり、発電時に排出されるCO_2の割合は約二分の一であり、残りの二分の一の排出源に対する取組も非常に重要であります。エネルギー起源CO_2の約四分の一を占めている、主に輸送時や産業機械などを使用する際に排出されているCO_2を削減する方法としては、電動化が有力とされており、全固体電池など新たな技術の開発も進んでおります。

そこで、全固体電池など電動化に関する県内の取組についてお伺いをいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝輸送時や産業機械などを使用する際に排出されるCO_2の削減に関する県内の取組についてお答えいたします。

輸送時や産業機械などを電動化する方法としましては、蓄電池に電力を貯め

て用いる方法と、水素燃料電池などＣＯ２を排出しない方法で発電した電力を用いる方法が考えられます。このうち蓄電池に関しましては、より広い温度域で使用可能で、形状の自由度が高く、長寿命化が期待される全固体電池の開発が世界的に進められております。

この全固体電池に関しましては、本年七月三十日、九州電力が産業用機械向けの電池モジュールの開発を進めることを発表されておりますが、県内からも、公益社団法人佐賀県産業振興機構、それから株式会社中山鉄工所が参画されておりまして、共同で開発や評価を進められることとなっております。

また、水素燃料電池に関しましては、大手自動車メーカーの協力を得まして、県内企業とともに非常用や産業機械向け発電機の開発可能性について検討を進めております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。昨日もリチウム電池の充電をしていてマンションで火事があったということで、リチウム電池というのは、すごくよさそうですけれども、やっぱり危ないんですよね。この全固体電池というものに関して我々も注視しているところですけれども、九州電力がグリップして中山鉄工所さんがやられているということでありましたけど、これについて県内企業として可能性とか、これによる売り上げとか、そういったものはどういう推測をされているのかお尋ねいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監＝全固体電池に関しては、まだまだ研究開発段階にありますので、市場といいますか、これによってどれだけの経済効果があるというのは、評価がなかなか難しいところでございます。

一方で、世界的に研究開発が進められている状況等を、新聞報道等の内容になりますが、横並びで見ておりますと、おおむね二〇二七年度あたりからの製品化を目指して開発が進んでいるところでありまして、先ほど紹介がありました九州電力の計画も、おおむねこのスケジュールに沿ったものになっております。

全固体電池が開発された場合に、開発に参加している中山鉄工所がどういったところで利用しようとしているかというと、私の聞き及んでいるところでは、当面は、その会社のマイクロ建機といいまして、非常に小さな建設用機械をつくっておりまして、普通の建機では入らないようなところで作業をするような、これはリモートでやったりラジコンのような形で操作することを想定しておりまして、例えば燃料を載せるような場所とかも省略したいというところもございまして、まずはこちらの用途での検討を進めているところです。

これについてもまだ開発途中の製品なものですから評価としてはなかなか難しいんですが、実は、マイクロ建機というのは、既にサブスクの形で市場投入しておられまして、量としては少ないんですけれども、非常に必要とされているお客様がおられるということで、すみません、経済的な金額についての効果というのは、なかなか検証が難しいんですけれども、県内企業としては十分に市場として取っていけるだけの分野があるのではないかというふうに考えている次第です。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。これからだということでありました。

昨日、オリオンビールが上場しまして初値から二・六倍という、沖縄初の製造業での上場ということです。中山鉄工所さんは、全固体電池の技術を今からつくろうということであれば、やはり特許であったり、そういったいろんな形でのサポートを県でやって、中山鉄工所さんが上場していくような、そういう企業を育てていくのも我々の仕事だと私は思っておりますので、そういった法的なサポートについてもしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、主に熱利用時に排出されるＣＯ２の削減に関する県内の取組についてお尋ねいたします。

エネルギー起源ＣＯ２の約四分の一を占める熱利用時に排出されているＣＯ２の削減についてですが、製鉄や鋳造など、高温で大量の熱を要する用途におけるＣＯ２の排出を大幅に削減するためにはインフラの構築が必要であります。容易には導入できないと考えておりますが、給湯など必要とされる温度が比較的低く、量もそれほど多くない用途については、再生可能エネルギーの熱利用を進めることが有効と考えております。

そこで、地中熱など再生可能エネルギーの熱利用に関する県内の取組についてお伺いいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝主に熱利用時に排出されるＣＯ２の削減に関する県内の取組についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの熱利用に関する県の取組としては、ＳＡＧＡサンライズパークに、地中熱、井戸水の熱であります井水熱、それから太陽熱を導入するとともに、果樹試験場に地中熱及び井水熱を試験的に導入するなどして、ハウスみかん栽培の熱源としての利用可能性を検討しております。

また、地中熱に関しては、県内企業においても導入コスト低減に向けた取組などが進められております。

それから、現在、廃棄物として処分されているプラスチック等の異物が混入した食品廃棄物を用いた固形燃料の製造の可能性や、製造した固形燃料を消費する設備の開発可能性について検討を進めております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。佐賀県が持っている施設に関して、そういうことをやっているんだと。私も少し言いましたが、給湯など必要とされる温度が比較的低く、量もそれほど多くない用途についてはという話は、実は先ほどの蓄電池の話にも関わるんですよね。だから、いやいや、家庭用はしないんだけど、こっちは要るんだよという話ではないので、やはりこれについてもいろんな形で研究開発をされたものを使ったのか、それともこれ用に、アリーナとか、そういったものに使おうと思って開発されたものをつけているのか、その辺についてお尋ねいたします。

○大野再生可能エネルギー総括監＝県有施設とか浜玉のハウスみかん農家の御協力をいただいてつけた地中熱等に関しては、これは特段、それ用の施設として開発したというものではなく、市場にあるものをそれ用に組み合わせて使わせていただいていると。ただ、使い方に関しては、例えばＳＡＧＡアリーナの場合には設計会社さんのノウハウもありまして、独自の考え方を用いて設計されたものになっておりますので、単に市販されているものを導入したという導入の仕方とは異なった形になっております。

以上です。

○西久保委員＝私が言いたいのは、こういったアリーナを造る時に地中熱であったり井水熱を使うと、これ、チャンスなんですね。ある意味、一つのデータ蓄積のためのチャンスだと思うんですよね。ですから、そこでしっかり入っていって、現場に入ったらいろんなやり方がありますので、この蓄積、ノウハウを積んでいくことが佐賀県の財産だと思いますので、今後はしっかりした形で、汎用品を使うにしても、いや、もっと効率よくやろうというような話、あと蓄電池であったり、太陽光であったりいろんなもの、風力でもいいんです、小水力でもいいんです、水力でもいいんです。利用しながら一緒にやってみようというテスト的なものを現場でやっていくことにも非常に有効だと思っていますので、今後はそういったものに着目しながら、誰かがやっているなじゃなくて、産業グリーン化推進グループは、いろんな形で横並びできますから、しっ

かりやっていただきたいと思います。

それでは、この項目の最後の質問になります。

エネルギー起源CO_2排出削減に関する所見についてであります。

温暖化対策としてエネルギー起源CO_2の排出を削減する必要があることは明らかであるものの、現実に経済合理性がなければ実際に対策を進めることは難しいと思っております。

このような難問に対してどのような考えに基づいて取り組んでいくのか、大野統括監に所見をお伺いしたいんですが、やはりカーボンクレジットにしても、CO_2の値段というのは、まだまだ安いです。これが今後、世界的に見てどんどん上がる可能性もあると私は思っています。だから、先ほども言ったように、経済合理性が発揮できるのは、どこから来るのかと。太陽光がスタートしたとき、ドイツでは平均七円でした。それが突然三十四円とか三十七円と。当時、三十八円に消費税でスタートしました、びっくりしました、六倍も七倍もする。でも、こういう時代が来るかもしれません。だから、経済合理性をもってこの難問にどう向き合っていくのか、大野統括監にしっかりと御答弁をよろしくお願いします。

○大野再生可能エネルギー総括監＝まず、一般論としまして、エネルギー起源CO_2の排出を削減する方法としては、大きく三つあるものと考えております。

第一に、一番重要になってくるのは、エネルギーを無駄に使わないということ、効率的に使うということが最も重要なことかというふうに思っております。

そして第二に、再生可能エネルギーなどCO_2を排出しない方法で発電することが重要であります。また、電力がCO_2を排出しないことでつくられることを前提として、化石資源の使用をなるべく電力の使用に換えていくということが二番目に必要なことかというふうに思っております。

それでも、全て電力に換えるということは非常に困難でございますので、そういった化石資源の使い方につきましては、CO_2を排出しない方法でつくられた水素、それから、そうした水素を使用してつくられるアンモニアとか合成メタンとか言われるような燃料に将来的には換えていくんだろうなというふうに考えております。

一方で、それらの燃料が今すぐに使えるかというと、使える状況になっておりませんので、現段階では重油などCO_2をたくさん排出するようなエネルギーについては、天然ガスであるとか液化石油ガスのような、CO_2の排出が比較的少ない、手に入れることも簡単な燃料に換えていくということが重要であるというふうに思っております。

先ほど、委員から御指摘がございましたとおり、現状で経済合理性がなくても、将来、どこかのタイミングで経済合理性が出てくるということもあります。それから、先日、御視察いただいた海洋温度差発電に関しては、発電自体でも、もちろんコスト削減ということを頑張っているんですけれども、発電で使った残りのものを有効活用することで経済のパイを広げて、結果的に取水、くみ揚げる水のコストを大幅に低下するような取組をすることで経済合理性を確保するということも行われているところでございますので、経済合理性の観点に関しましては、そういったことを多面的に考えていく必要があろうかと思います。

産業労働部として、このCO_2排出削減に取り組む以上は、やはり経済合理性であるとか、それから、当然、取組の結果が県内産業に反映されまして、県内産業の振興につなげていくことがとても重要であるというふうに考えているところでございます。

平成三十年三月に、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想」というものを取りまとめておりますけれども、これは先ほどお話し差し上げたように三つのやり方があるということ、経済合理性を確保する必要があるとか、県内産業の振興につなげる必要があるということを踏まえて取りまとめたものでご

ざいます。さらに、県内にある研究開発シーズとか技術も念頭に置いて優先的に取り組むものは何かということもまとめて整理をさせていただいているところでございます。

私ごとになるかもしれませんが、この構想をまとめる際に委員として御協力いただいた方の中に、現在、三井住友銀行の副頭取をしておられる工藤様、女性の方がおられるんですけれども、構想を取りまとめる際に、その方から口を酸っぱくして、「マネタイズが重要なんだ」と。マネタイズというのは収益性ですね。収益性を取っていくことは非常に重要なんだということを御指摘いただいておりまして、私は、それ以降今日まで、頂戴した言葉を常に自分に言い聞かせながら取組を進めているところでございます。

エネルギー起源CO_2排出削減と経済合理性の確保というのは、非常に難しい取組ではございますけれども、両立ができましたら、先ほど委員がおっしゃっていただいたように、突然、両立できるような場合も出てきますけれども、いずれにしても、両立ができましたら、そこに県内企業が、どこか一角にでも関わっておりますと県内産業の振興に非常に寄与するというふうに考えておりますので、先ほど紹介させていただきました構想に基づきまして、これまでと同様にしっかりと調整してまいりたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。県とか市、国の役割というのは、お金をもうけることばっかりじゃないんですよね。でも、お金をもうけさせなくてはいけない、企業に。今の発言は、私もさすがだなと、さすがだなと言うのは失礼ですが、すばらしいなと思いました。そういった観点、もし風力発電が頓挫して、これが駄目だったとしても、これまで培ったノウハウであったり、企業の協力であったり、特許だったりいろんなことがありますから、それがもし駄目だったとしてもリカバリーできるような、それだけの知識と研さんを今後も積んでいただいて、佐賀県の新たな産業に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、二番目の質問にまいります。佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センターの連携についてお尋ねをいたします。

一般質問においても議論がありましたが、佐賀県の最低賃金が千三十円に引き上げられるということになりました。事業者にとっては負担が生じるので厳しいという声は私も聞くし、当然、県にも届いていると思います。

このような中、県では、全額国費を活用しながら、佐賀県の実情に応じた独自性のある賃金アップや価格転嫁に向けた支援などに取り組まれ、今議会においても補正予算を提案されるなど、スピード感が求められる事業者支援を積極的に行われ、この産業労働部の取組を私は評価しております。一方、金融支援や補助金支援といった金銭的支援のほかにも、今ある資源を有効に活用しながらの支援も同時に考えていかなければいけないと思っております。

私は、産業労働部が所管または連携している窯業技術センター、工業技術センター、諸富デザインセンター、産業技術学院、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センターの六施設は、特に県内企業の産業支援にとって重要な役割を担っていると考えております。

その中でも、佐賀市鍋島町の同一敷地内に集積する佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センターの三つの施設は、技術支援、産業振興の中核として非常に大きな役割を果たしていると認識しております。

これら三施設に加え、今後、移転が検討されている公益財団法人佐賀県建設技術支援機構材料試験センター――これは県立大学が移転することによって、こちらへ引っ越そうとしております――との連携がさらに進むことで、県内事

業者が抱える様々な課題に対してワンストップで支援できる体制が強化され、県内産業の振興に寄与してもらいたいと考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

佐賀県工業技術センター、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県産業スマート化センターについてお伺いします。

まず、設置目的、事業概要についてお伺いします。

三施設のそれぞれの設置目的及び事業概要はどうなっているのかお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝私のほうから、佐賀県工業技術センターについてお答えをさせていただきます。

佐賀県工業技術センターは、工業に関する試験研究等を行い、工業技術の改良発達を図るために設置しております。

設立から現在までを軽く紹介させていただきますと、一九三七年、昭和十二年に佐賀県木工指導所として設立され、その後、副業指導所や工芸指導所と改称しながら、一九五八年、昭和三十三年に佐賀県工業試験場となりました。

その後、一九九二年、平成四年に現名称であります佐賀県工業技術センターとなりました。その後も電子技術開発棟や機械金属棟の新設など、そのときそのときに必要な体制の見直しを図りながら、現在はセンターの庶務などを行います総務課のほか、研究企画部、食品コスメ部、材料環境部、生産技術部の四つの部及び諸富デザインセンターで組織されております。

事業につきましては、現在、一つの課、四つの部及び諸富デザインセンターにおいて、それぞれの専門分野の職員によります技術課題への相談対応のほか、研究開発による新技術、新製品の開発、材料・製品等の試験分析、企業や大学との共同研究、出前講座等の実施を通した企業技術者の育成等を行っているところでございます。

以上でございます。

○横町産業政策課長＝佐賀県産業イノベーションセンターについてですが、県内雇用の九割以上を支える中小企業の支援を通じて、県内産業の振興を図ることを目的として設置され、生産性や売り上げ向上、新商品・製品開発、人材確保などの様々な課題解決に向けた支援を実施しております。

その設立に至るまでの経緯といたしましては、一九六七年、昭和四十二年に、県内中小企業の設備整備支援を主たる目的とする「佐賀県中小企業機械貸与公社」が設立されたことに始まります。

同公社は、一九七六年、昭和五十一年、県内企業の取引拡大を支援する取引あっせん業務開始に合わせて、佐賀県中小企業振興公社に名称を変更しました。また、一九八九年、平成元年に県内企業の情報化を支援する佐賀県産業技術情報センターなど、県内中小企業の支援を行う公社が順次設立されたところです。

一九九六年、平成八年には、これらの公社を統合し、佐賀県地域産業支援センターが設立され、一九九八年、平成十年には、現在の佐賀県鍋島町に施設を移転したところです。二〇二一年、令和三年には、財団名称を公益財団法人佐賀県産業振興機構へと変更するとともに、組織内の中小企業を支援する部門名を佐賀県産業イノベーションセンターへ改称し、現在に至っております。

事業といたしましては、県内中小企業の生産性や売り上げ向上、新商品・製品開発、人材確保など、様々な経営課題の解決に向けた支援を実施しており、具体的には、製造現場の生産性向上、売り上げ向上に向けた販路拡大、農村ビジネスに関する支援、経営改善等の課題解決に関する支援を行う「よろず支援拠点事業」など、多岐にわたる支援メニューを通じて県内企業などの支援に取り組んでいるところでございます。

次に、佐賀県産業スマート化センターについてでございます。

同センターは、ＤＸを通じて県内産業の生産性向上や新ビジネスの創出を図

ることを目的として、平成三十年に設置したものでございます。
センターの主な事業といたしましては、ＤＸやデジタル化をテーマに、県内企業の生産性向上や新ビジネス創出に向けた課題解決の支援を実施しております。
具体的には、ＤＸやデジタル化を通じた課題解決の相談、啓発、サポーティングカンパニーなどの協力企業との連携支援などを実施しており、県内企業のＤＸ推進を総合的に支援しているところでございます。
以上でございます。

○西久保委員＝それでは、事業の実績についてお伺いいたします。
三施設のそれぞれの事業の実績はどうなっているのかお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝事業の実績につきまして、私のほうから、まずは工業技術センターについてお答えをさせていただきます。
令和六年度の実績についてお答えをさせていただきます。
事業者を訪問したり、事業者の方が来所された場合の技術的な指導や相談対応、こういったもので約千三百件、事業者からの依頼を受けました試験の分析、こういったもので約千四百七十件、企業技術者育成のためのワークショップ形式の講習会を六十一回行っております。
また、研究開発につきましては、令和六年度は十四の研究テーマに取り組んでおります。具体的な研究を紹介させていただきますと、県産木材製の家具の強度を向上させる技術の研究、ステンレスの表面の削り方を工夫しまして製品の寿命を延ばす技術の研究、装置の振動データを基に装置の劣化を予測するシステムの開発、佐賀県産にこだわったオリジナルの純米大吟醸酒の開発、こういったものをセンター独自に、または県内企業や大学と共同で研究を行ってきたところでございます。
以上でございます。

○横町産業政策課長＝佐賀県産業イノベーションセンターの令和六年度実績では、生産性向上などの取組に対し補助を行う「賃金ＵＰ支援事業」において七百七件の補助を実施。また、農村ビジネスに取り組む農林漁業者等の経営改善を支援する「農村イノベーション推進事業」では、延べ二百一件の相談対応を行い、相談内容に応じて六十一件のプランナー派遣を実施。そのほか様々な経営課題に対し、専門的な助言を行う「よろず支援拠点事業」においては、相談件数が延べ一万五千二百九十七件となっており、相談内容は、ＩＴ活用・広報戦略・経営知識・販路提案など多岐にわたり、相談者の業種も農林漁業、製造業、建設業、医療・福祉、サービス業など幅広く活用されております。
また、令和六年度に実施された利用者満足度調査では、利用者の全てがアンケートを回答しているわけではございませんが、「職員対応」の満足度は九六％、「施設の利用しやすさの満足度」は八六％と高い評価を受けております。
次に、佐賀県産業スマート化センターについてでございます。
令和六年度の主な実績といたしましては、センター全体の利用者数は、オンライン利用者も含め延べ四千五百二十名、ＤＸやデジタル化の啓発や機運醸成を図るセミナー・イベントの参加者数は延べ二千七百九十九名、ＤＸ等に関する相談件数は百六十三件、県内の相談企業と協力企業とのマッチング件数は二十五件となっております。
相談事例といたしましては、見積もり・請求・提案書類の簡略化や、ＡＩを活用した業務効率化などがあり、ＩＴ分野に関する課題に対して解決に向けた相談支援を行っております。
マッチング事例といたしましては、勤怠管理システム導入やＰＯＳレジアプリ導入などがあり、複数のサポーティングカンパニーとのマッチング支援を通じて相談企業の選択肢を広げる取組を実施しているところでございます。
以上でございます。

九月二十六日　農林水産商工　西久保弘克委員

○西久保委員＝るるありがとうございました。いろんな相談がたくさんあるんだなというのが分かりました。

それでは、三施設のこれまでの事業の検証についてお尋ねいたします。

これらの三施設の運営には多額の予算が投じられております。私は、県内の産業振興のためには必要な予算は積極的に講じるべきと思うし、議会としても応援したいと思います。しかし、これらの予算は、国民、県民の税金であることからも、その事業の検証はしっかりと行わなければいけないと思います。

ちなみに、工業技術センターに関しましては、予算が人件費は別で二億一千万円、産業イノベーションセンターと「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」の二つで十六億七千七百万円、そして、スマート化センターに関しましては、建物とかそういったものは全くなくて、委託費、人件費だけです、委託費が五千五百万円です。

こういったことで細かく見ていくと、産業に関してすごいお金がいっているんだなと。工業技術センターは三十三名の方がいらっしゃいまして、その中で人件費は別で二億一千万円と、高いのか安いのか、私はよく分かりません。また、「ＲＹＯ―ＦＵ　ＢＡＳＥ」と産業イノベーションセンターでは十六億七千七百万円。そして、スマート化センターに関しましては、これはすごく大事だと思いますけれども、委託費、建物とか電気代とかそういったものは県が一切負担していますから、委託費だけで五千五百万円。

もう一度言います。これらの施設の事業の検証については、これまでどのように行ってきたのかお尋ねいたします。

○横町産業政策課長＝それぞれの施設は、異なる機能や専門性を持ち、事業を進める中で課題等があれば必要な見直しに取り組んできているところでございます。

県内企業などの技術的な相談に対応する工業技術センターでは、技術相談や試験分析の利用が年々増加しており、酒類、化粧品、機械装置などの新商品開発につながった事例も多くございます。

また、企業ニーズに応じた取組事例の一つとして、製品の性能や品質に関する対応を進める中で、塗料の耐性評価試験機などを導入しております。より精度の高い支援も行ってきているところでございます。

県内企業などの生産性向上に取り組む産業イノベーションセンターでは、各分野の専門コーディネーターが利用者の声を聞きながら伴走支援を行っており、「支援が成果につながった」との声も多く寄せられております。

相談件数の多い分野のコーディネーターについては、対応日数を週二日であったものを週三日から五日にまで増やすなど、体制の充実にも取り組んでおります。

県内企業などのＤＸ等を推進する産業スマート化センターでは、相談やセミナーなどのオンライン化を進め、令和六年度の利用者数は四千五百二十名に上ります。先進的な取組として県外からの視察も多く、注目度の高い施設となっております。

センターのより一層の認知度向上とともに、課題であるＤＸへの理解促進を目的として、オンラインライブ配信「ＳＡＧＡ　ＤＸ　Ｒａｄｉｏ」の企画など、情報発信にも力を入れております。

こうした取組を通じて、利用者の声や成果、県内企業を取り巻く状況を踏まえ、よい点はさらに向上させ、検証にも努めながら、必要な見直しを行い、引き続き県内企業の支援に取り組むこととしております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

スマート化センターについてお尋ねすると、四千五百二十名の利用者がありましたよということでしたね。県内の利用者は、このうちの何割になりますか、

お願いします。

○横町産業政策課長＝この四千五百二十名というのは、二〇二四年度の実績でございます。これにつきましては、この中の二千二百名ほどが、いわゆるオンラインセミナーの利用者でございます。オンラインですので県外か県内かは、正直、把握しておりませんが、それを除きますと一千五百名が県内の利用者となっております。

以上でございます。

○西久保委員＝私が資料を見せてもらったところ、約四七％が県内の利用者だったのかなと思っています。いいんですよね、そういうせこい話はしたくないんですよね。五千五百万円、佐賀県が払いよっけん、全部、佐賀県で使えという話ではないんですが、四七％ぐらいが県内の人が利用していて、県外の方がたくさん利用していると。先ほどもおっしゃったようにオンラインと、オンラインで分からないというのもおかしいですよね。オンラインで入るためのキーワードがあるわけですから、誰が見られてもいいですよと、全部だったらラジオみたいなもので、よく分かんなくなりますよね。

ですから、その辺は県内の企業がどうなんだ、県外がどうなんだ、それは今後、検証の中で、この三事業所に関してもやっていかなくてはいけないし、当たり前だと思います。予算取ったけん、しよいさっけんよかもんねでは駄目だと思いますので、それについては今後しっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします

それでは、次の質問にいきます。

施設の連携についてであります。

この鍋島町の土地には、今後、材料試験センターの移転も検討されており、企業支援の拠点となることを期待しております。このような拠点には、成功例はもちろんのこと、失敗例も蓄積しながら、あらゆる企業の支援を積極的に行い、県内産業の振興に寄与してもらいたいと考えております。

今後、施設の連携をどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○横町産業政策課長＝これまでも三つの施設につきましては、それぞれの強みを生かしながら、必要に応じて連携し、県内企業などへの支援を行ってきたところでございます。

連携の具体例といたしましては、国の補助金申請に当たっては、イノベーションセンターが申請に関するアドバイスを行い、工業技術センターがデータ解析などを技術面で支援。また、食品関連の展示会の出展支援に当たっては、工業技術センターが食品分析などに関する技術的支援を行い、イノベーションセンターが複数企業による共同出展を調整する。さらに、デジタル化やＤＸ推進に関する包括的な相談につきましては、産業スマート化センターと、ほかの二施設が連携して対応する。そのほか、工業技術センターの施設利用者が外注による部品加工を検討する際には、イノベーションセンターにつないで企業紹介を実施するなど、各施設がそれぞれの役割を生かしながら連携することで、企業の多様なニーズに応えてきたところでございます。

今後も、これまでの連携を生かしながら企業支援に継続して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございます。連携はすごく大事であります。

あそこの敷地というのは、一時的に試験の会場になったりしていますから、一遍に来るのは二百人ぐらい、車で来られる方もいらっしゃいますもんねとか、そういう話を私は聞いてきました。今、駐車場自体が、あの三施設である程度利用がいっぱいになっているわけですよね。その中に材料試験センターを建てて、またそこに職員が入ってやっていくというのは、いかがなものかなと私は正直思っております。

もう一点、佐賀県工業技術センターの中を見ましたが、年に四日か五日しか使われていないような部屋もありますし、そこに移転すれば新築で建てる必要もなかろうもんと私は思いましたけれども、まず、材料試験センターの移転に関して公表された後、そういう調査とか相談があったのかお尋ねいたします。

○川原ものづくり産業課長＝工業技術センターの敷地の調整につきましてでございますが、駐車場の問題につきましては、敷地内に代替の駐車場を確保するということで調整されているというふうに伺っておりまして、来訪者の方が利用しやすいような方法を考えられているというふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝駐車場じゃなくて、材料試験センターが移るよといった公表があった後に、建物のいろんな調査をして、この建物の中に空き部屋があるから、そこに入れてみようとか、こういうふうにやろうとかといった、今ある建物の有効利用について御相談があって、話があったのかをお尋ねしております。

○井手産業労働部長＝この敷地内の利活用につきましては、全体として、さっきの駐車場の代替の問題とか、移転してきて問題ないかというのは、事前に調整をしてということで進めてきております。

会議室等々につきましては、使っているところは使っているという前提で、その敷地がどうなのかということを検討したということでございます。

○西久保委員＝ありがとうございます。なるほど、使っているものは既得権益で、部屋が空いていようと、空いていまいと、そこはその人の分ですよという発想ですよね。でも、これは県の建物ですから、そういったときにはもう少しシンプルに、昔は大きな機械がたくさんあったので、私も工業技術センターへは何度も行っていますし、いろんな形で相談に行きますけれども、やはり年に一回か二回しか使わない、四日ぐらいしか使わなければ、あと二カ所、産業技術学院もありますし、また、久保泉のほうには、そういった産業系の建物もありますので、そういったところを使ってもいいと私は思うんですよね。わざわざ新しい建物ば建てんばいかぬもんねという発想、今使っている建物の有効利用、再利用がもっとできると私は思ったんですけど、そういった話があったのかどうかであって。

それでは、今の部長の答弁を再確認しますが、敷地と建物は、中身はどうでもいいけれども、敷地の中に入るかどうかの相談だけがありました、ほかを利用するような内容についてはあってませんということでいいですか。

○井手産業労働部長＝決してどうでもいいということではなくて、そこの施設ごとに、それぞれ異なる機能と専門性を有し、県内の事業者の皆様のために事業者支援を行っている場所で、それぞれが使われておりますので、そこは使われているものとして、残りの敷地の中でそれが可能かどうかという調整はいたしております。

○西久保委員＝ありがとうございました。利用日数が四日であろうと五日であろうと、使われていますからね。そういう発想なんだというのがよく分かりました。ありがとうございました。

それでは最後に、統括で部長答弁をお願いしたいと思います。私は、地元でもあるので、この三施設はよく知っているし、先日、内部を詳しく拝見させてもらいました。それぞれに強みがあると思いますし、ぜひ引き続き連携して事業者支援をしてほしいと思っております。

事業者支援に当たっては、必要な機器等の整備はもちろんのこと、利用者や、そこで働く方が快適に過ごしてもらったり、あそこの建物にたくさんの方が来られます。今回視察して、更新が必要な機器であったり、建物の老朽化によるトイレの改修が必要な箇所が数カ所あると感じたところであります。実際、一階のトイレにしても、男女別ではないですし、まだ和式であったり、あとスロープがなかったり、いろんな人に来てもらう建物なんですよ、試験をする場所な

んですよと言っている割にはトイレの整備が全くなされていない。

この土地は、今後さらに事業者支援の拠点化が進んでいき、県内産業の発展のため、力を入れていってほしいし、必要な予算は、ぜひ積極的に要求してほしいと思いますけれども、そういったリノベーション、改修に関してもやっていただきたいと思いますが、最後に部長のお考えと意気込みをお伺いいたしたいと思います。

○井手産業労働部長＝私は、産業労働部長として県内企業の皆様のために力を尽くすというのがミッションだと思っております。ですので、事業所支援にも積極的に取り組むという姿勢で臨んでおります。

その中で、もちろん予算につきましては財政運営のルールに沿って編成されますが、その過程では県内産業の現状や課題、現場の声、事業効果の継続性など、先ほど言われましたものも含めて様々な観点を踏まえながら、部長として必要性を見極め、議論し、組織として必要な予算を私も部長として一緒につくり上げていくという気持ちで対応しております。

その上で、例えば、今議会でも物価高の対策として事業者支援や人材確保に向けた予算を提案しております。今後も、こうした姿勢で臨んでいくということでございます。

私からは以上です。

○弘川委員長＝暫時休憩します。午後一時をめどに委員会を再開します。

午後零時一分　休憩

午後一時　開議

○桃﨑副委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○西久保委員＝それでは、三問目の質問に入りたいと思います。畜舎における暑熱対策についてであります。

近年の気候変動の影響により、夏の猛暑は常態化しつつあり、農畜産業の生産現場には大きな影響を与えております。例えば、水稲では未熟米の発生による等級の低下、イチゴでは苗の花芽形成の遅れによる年内収量の低下、露地ミカンでは日焼け果の発生による収量の低下などの影響が見られます。

また、畜産では、乳用牛における乳量の低下などの影響が見られ、報道によると、北海道では三千羽、山形県では六千羽、新潟県では五千羽を超える鳥が熱中症で死亡し、県内でも豚が成長不良になるなどの影響が発生しております。九州は、冬でも比較的温暖であり、家畜の飼育に適していることから、北海道と並ぶ全国有数の畜産地帯となっております。

佐賀県でも、「佐賀牛®」に代表される肉用牛をはじめとして、酪農、養豚、養鶏などの畜産業が盛んに行われておりますが、この畜産業を維持発展させていくために、今後、ますます暑熱対策が重要になってくると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

夏の猛暑が家畜に与える影響についてであります。

近年の夏の猛暑により家畜にどのような影響が生じているのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長＝家畜は、生育に適した気温が二十五度以下であるものが多いことや、汗腺、皮膚にある汗を出す組織のことですが、この汗腺が発達していないため、汗による体温調節機能が弱いことなどから、畜舎内が高温になると体内で発生した熱をうまく体外へ放出できずに体温が上昇する暑熱ストレスにより、生育に影響が出ることがございます。

具体的には、全ての畜種において、餌を食べる量が少なくなり、生育が遅れる傾向が見られます。また、畜種別に見ますと、牛では発情が弱くなり、人工受精のタイミングがつかみにくくなることによる受胎率の低下や、乳用牛では乳量の低下。豚では、受胎率の低下や産子数――子を生む数――の減少。鶏では、産卵率の低下や卵の小型化、死亡数の増加などの影響が生じることがございます。

以上、お答えします。

○西久保委員＝ありがとうございます。

それでは、それぞれの死亡した数、もしくは収入に対する影響はどのぐらいのものがあるのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長＝暑熱被害の報告というものは明確にはございませんが、大量死した場合に家畜保健衛生所へ報告がございます。鶏でいいますと、今年の夏は約二千三百羽ほど死亡したという連絡が入っているところでございます。

以上、お答えします。

○西久保委員＝猛暑によって、どのぐらいの収入減になっているのかお尋ねしましたので、答弁漏れだと思いますので、よろしくお願いします。

○石松畜産課長＝収入の減少につきましては、統計の数字が、報告とかの数字がございませんので、県としてつかんでいないという状況でございます。

以上、お答えします。

○西久保委員＝ありがとうございました。できれば現場主義ということで、収入がどのぐらい減ったのかというのは、今後、調べていくべきだと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

県の取組についてお尋ねいたします。

県では、夏の猛暑に対し、畜産分野ではどのような取組を行っているのかお

尋ねいたします。

○石松畜産課長＝暑熱対策は、畜産において重要な課題であることから、県では、畜産試験場での実証試験の取組に加えまして、実際に現場を訪問しての改善策の提案ですとか、補助事業による暑熱対策技術の導入支援、暑熱対策技術の農家への周知などに取り組んでおるところでございます。

まず、畜産試験場では、ドローンを用いて畜舎の屋根に消石灰の塗布、消石灰の水溶液を吹きつけまして太陽光を反射させることによりまして畜舎内の温度上昇を防ぐ技術の実証や、扇風機の風量を気温上昇に応じてインバーター制御することによる体感温度低下技術の実証などに取り組んでおります。

次に、特に暑熱の影響を受けやすい乳用牛におきましては、ＪＡなどの関係機関と協力しまして、実際に畜舎を訪問して畜舎内の気温や風速の測定結果に基づく畜舎内の環境改善策の提案を行っております。

また、暑熱対策技術の生産現場への導入を後押しするため、国の畜産クラスター事業の活用を推進したり、肉用牛繁殖農家が実施する暑熱対策技術の導入に対し、県独自の支援も行っているところでございます。

さらに、暑熱対策の重要性や暑熱対策に役立つ技術につきましては、農業者を集めた研修会の開催や、暑熱対策の要点をまとめたチラシを作成しまして、家畜市場で配布したり、農家巡回時に個別に説明するなどの情報発信を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。

それでは、家畜の生産者に対する猛暑対策についてはどのようになされているのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長＝生産者への具体的な指導内容につきましては、具体的には、まず、畜舎内の温度上昇を抑える取組としましては、扇風機や気化熱により畜舎内の温度を下げる細霧冷房装置の導入ですとか、畜舎内に直射日光が入らないようにするための寒冷紗や樹木の設置、また、屋根の温度上昇を防ぐために水を流したり、先ほども申し上げましたが、消石灰などの遮光剤の塗布などを推進しております。

また、家畜の体温上昇を抑える取組としましては、朝夕の涼しい時間帯に餌を与えたり、発熱を抑えるために餌やりの回数を増やしたりするなど、餌やりの方法の工夫。また、いつでも十分な水が飲めるように飲水設備の掃除や小まめな点検の実施といったものを推進しているところでございます。

以上、お答えします。

○西久保委員＝ありがとうございました。やはり生産者を守るという意味合い、どんなに暑くても朝夕、畜舎に入らなくてはいけませんから、そういった意味で、同じような感じでしっかりとした対策を取っていただいて、一日二回、どうしてもやらないといけませんので、その辺も併せて検討していただきたいと思います。

次に、最新技術の推進についてお尋ねいたします。

先日、暑熱対策の最新技術を紹介するために畜産試験場で開催されたドローンによる畜舎屋根への石灰塗布の研修会には私も参加させていただきました。ドローンによる石灰塗布は、省力的かつ安全に作業することができる画期的な技術であり、畜産農家や指導員にとって有意義な研修会であったと思います。

近年、農業分野において、自動運転トラクターやドローンを活用した農作業の省力化技術、施設園芸における環境制御技術を活用した高収量化技術など、様々な技術が開発されております。これらの技術を導入するには多額の費用がかかりますが、稼げる農業を実現するため、また、農業を若い人にとって憧れの職業にするためには、最新技術の推進が必要と考えております。

そのため県は、積極的に最新技術の情報発信を行うとともに、有効な技術に

ついては補助事業のメニューに加えることや、使いやすい条件にすることで最新技術の推進を行うべきと考えております。

県では、畜産における暑熱対策の最新技術についてどのように推進していくのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長＝国や県では、畜産における暑熱対策の様々な最新技術に取り組んでおります。先ほど委員から御指摘がございましたドローンによる消石灰塗布技術に加えまして、例えば、乳牛では高い気温にも耐えられるように毛が薄く短くなる遺伝子、スリック遺伝子といいますが、これを持った牛の活用ですとか、豚では受胎率向上等に効果がありますアミノ酸や抗酸化物質を混合した飼料を与えるなどの技術について研究が進んでいるところでございます。

県では、こうした新たな技術については、研究開発状況や先進事例等の収集に加えまして、畜産試験場における実証にも取り組みまして、その成果等について研修会の開催やホームページへの掲載により、適宜、情報発信していくことにしております。

さらに、特に効果的な技術につきましては、国の事業の活用や県の補助事業のメニューに追加することなどを検討しまして、畜産における暑熱対策の最新技術の普及に努めてまいります。

以上、お答えします。

○西久保委員＝ありがとうございました。まず、最新技術の情報を集めることが大事になってきますので、ひとつその辺はよろしくお願いしたいと思います。

それでは、四問目の質問に入らせていただきます。稼ぐ農業経営体の創出についてであります。

県では、今議会に「さがの食と農を盛んにする県民条例」第二十八条に基づき、令和六年度における「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」の事業の実施状況等について報告されております。

その中では、令和六年度に取り組んだ様々な事業や支援策などが詳細に報告されていることに加え、二十五項目の成果指標の達成状況についても報告されております。

成果指標の例を幾つか挙げると、露地野菜やタマネギの作付面積や水田の耕地利用率、農村ビジネスの新たな取組件数など幅広く設定されております。私は、計画の進捗を把握する上で、このように数字で評価し、成功、失敗を検証することは大切なことと考えております。

一方で、現在の振興計画では、稼ぐをキーワードの一つとされており、「稼ぐ農業経営体の創出に向けた磨き上げ」を施策の展開方向として定められておりますが、稼ぐ経営体に関する指標については、確認できておりません。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

稼ぐ農業経営体の所得水準についてお尋ねします。

稼ぐといっても捉え方は人によって様々であり、振興計画における稼ぐ農業経営体の所得水準はどの程度に設定しているのかお尋ねいたします。

○佐伯農政企画課長＝県では、「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」の実現に向けまして、農業指導者などが農家や新規就農を希望する方に対し、具体的なイメージを持って指導が行えるよう、農業経営のモデルを策定しております。その策定に当たりまして所得目標というものを設けております。

具体的な所得目標については、段階に応じて三つのモデルを設定しております。まず一つ目が、認定農業者クラスを想定した「標準モデル」というものを設けておりまして、そこでの所得水準は五百五十万円程度としております。次いで、県内の篤農家クラスの経営を想定した「発展モデル」では、約一千万円程度を想定。さらに、全国トップクラスと同等の先駆的な経営を想定した「佐賀さいこうモデル」を設定しておりますが、そちらでは所得を四千万円程度を想定し、設定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。

それでは、その所得水準の算定に当たっての前提条件についてお尋ねします。

所得試算に当たっては、労働時間や収量、労賃などの前提条件の設定が必要ですが、前提条件はどうしているのかお尋ねします。

○佐伯農政企画課長＝所得を算定する前提条件についてですが、まず、労働時間につきましては、年間一人当たり二千時間以内としております。さらに、収量につきましては、過去五年間の平均の単収から試算。農産物価格につきましては、ＪＡの出荷データを用いております。また、雇用労賃につきましては、常時雇用者については年間一人当たり四百万円、また、臨時雇用につきましては一時間当たり千円の設定で試算しております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。今の所得水準の算定については、私も全く同意するところでありまして、労働時間の二千時間、収量はＪＡのデータ、労賃に関しては一人当たり大体四百万円、そして、臨時雇用については一時間当たり千円と。それでもう十分だと、十分というか、一時間当たり千円というのが今から少し上がっていくと思うんですが、こういった基礎データがあるのはすごいなと思っております。

その中で、先ほど少しお話がありました標準モデルの五百五十万円、篤農家で一千万円、そして推奨しているのは四千万円という三つの数字が出ました。これに加えて世帯所得に関しての考え方は、どういうお考えをされているのか教えてください。

○佐伯農政企画課長＝具体的な世帯所得というものは設けておりません。先ほど言いました五百五十万円、四千万円というのは、いわゆる経営体の所得としておりますので、通常、農業の場合、経営体は夫婦二人でされている場合が多うございますので、二人の所得設定として五百五十万円、発展モデルは一千万円というふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。そしたら世帯所得という見方とイコールというふうにして見ると、逆に言うと標準モデルの五百五十万円が、多いか少ないかというと、佐賀県の全業種の平均年収が二百七十九万円だったと私は思いますけど、二人で通常の平均モデルになるんだなというのが分かりましたので、これに関してはしっかりとした形で取り組んでいただきたいと思います。

次に、主な品目の経営モデルについてお尋ねいたします。

佐賀県では、様々な品目が作付されており、同じ所得水準にあっても品目ごとに経営の形が違ってまいります。そこで、主な品目の経営モデルについてお伺いをいたします。

まず最初に、米、麦、大豆を中心とした経営モデルはどうなっているのかお尋ねいたします。

○佐伯農政企画課長＝米、麦、大豆を中心とした経営モデルについてでございますが、まず標準モデルでは、水稲が五・三ヘクタール、麦が八・一ヘクタール、大豆ですと二・八ヘクタールの作付、これに加えまして作業受託を八ヘクタール請け負うという経営モデルで、所得を五百四十万円程度とみなしております。

また、発展モデルにつきましては、水稲が九・一ヘクタール、麦が十四ヘクタール、大豆が四・九ヘクタールの作付面積、作業受託を十ヘクタール程度請け負うということで、所得を一千万円としているところでございます。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。

それでは、露地野菜を中心とした経営モデルはどうなっているのかお尋ねいたします。

○佐伯農政企画課長＝露地野菜を中心とした経営モデルにつきまして、佐賀では米、大豆、タマネギを組み合わせた経営が多うございますので、こちらの作付体系をモデルとしてお答えいたします。

まず、標準モデルでタマネギを二・二ヘクタール、水稲を二ヘクタール、大豆を〇・九ヘクタール、そういった経営で五百二十万円程度の所得と。また、発展モデルでは、タマネギを四ヘクタール、水稲を三・三ヘクタール、大豆を一・四ヘクタールで約九百七十万円の所得というふうに設定しております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝続きまして、施設野菜の経営モデルはどうなっておりますか。

○佐伯農政企画課長＝本県では、施設野菜の中ではイチゴが一番多いということで、ここではイチゴについてお答えいたします。

標準モデルでは、二十四アールを高設栽培で取り組んだ場合の所得を六百五十万円、発展モデルは、四十アールの経営で土耕栽培と高設栽培を半々、二十アールずつ導入した場合、所得を一千百万円程度というふうに設定しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝それでは最後に、肉用牛、肥育の経営モデルについてどうなっておりますか。

○佐伯農政企画課長＝肉用牛、肥育の経営モデルについてですが、まず、標準モデルにつきましては、二百二十五頭の経営規模で所得を五百五十万円程度。発展モデルでは、四百四十二頭の経営規模で所得を一千五十万円程度というふうに設定しております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。すばらしいというか、なるほどなというふうに思いました。

それでは、それぞれ米麦、大豆農家、露地野菜を中心とした農家、施設野菜の経営モデル、肉用牛の経営モデル、それぞれの資産についてはどういう動きをしているのかお尋ねします。

この資産というのは、例えば米麦、大豆であればトラクターでありますとか倉庫であるとか、そういった減価償却が大きくなります。そして、露地野菜に関しては減価償却はそんなに大きくないと。施設野菜についてもそうなんですが、肉用牛に関しては、これはもう寝かせる資産が大きいですから、同じ五百二十万円、五百四十万円でも、同じような形で資産が増えていく場合と、資産が全く増えない場合とあります。経営というのは、その年だけがいいわけではございません。そういった意味で減価償却イコール資産の動きというのは平均して幾らになっているのかお尋ねいたします。

○佐伯農政企画課長＝今、手元にあるデータの中でお答えしたいと思います。

まず、経営モデルの米、麦、大豆を中心とした経営の中で、標準モデルの資産につきましては、例えばトラクター、田植機、コンバインそれぞれの基本的な機械を装備している場合ですが、減価償却を三百六十万円程度として一年間の経費を計算しております。全体的な資産が幾らになるかというところまでの計算はいたしておりません。単年度の減価償却額として三百六十万円としております。

そのほか、例えば先ほど御説明しましたイチゴについてですが、二十四アールの高設栽培の場合、施設代の減価償却としまして大体百八十万円程度。あと機械、当然トラクター、そういうものも所有されていますので、その資産として四十万円ぐらいを減価償却として経費で計算しております。

最後に、肥育牛につきましては、標準の二百二十五頭でいった場合に、すみ

ません、私どもで今計算しているのが機械、施設の分だけの減価償却になりますが、そちらでいくと五百十二万円程度を減価償却資産として計上して所得を計算しております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。これは大事な考え方でありまして、所得というのは、あくまでも償却資産であったり経費を引いた分なんですね。減価償却とぱっとおっしゃったので、償却資産だけを見れば、それは足し込みがきくんですね、お金が手元にあるわけですから。ですから、もしよければ標準モデルの米、麦、大豆を中心とした場合には五百四十万円プラス三百六十万円が手元に残るよという計算、償却資産だけですよ、という計算の仕方もありますので、そこは括弧書きで償却資産を含んだ場合にはこれだけの収入になりますよというのを出してもらったほうが、ぱっと見たときに、イチゴが六百五十万円かとなるんですけど、償却資産を足すと、これが八百三十万円で、米、麦、大豆のほうは足し込んで九百万円ちょうどになるというような計算ができますので、やはり農業者を目指す方には、そういった説明も大事かなと思いますので、そこについてはひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後に、稼ぐ農業経営体の創出に向けた取組についてお尋ねいたします。

県では、稼ぐ農業経営体の創出に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○佐伯農政企画課長＝稼ぐ農業経営体の創出に向けてですが、重要なことは、経営体の経営力を磨くことというように考えております。県内には雇用を取り入れ大規模に経営されている、また、経営発展を目指している経営体がいらっしゃいます。県では、こういった経営体の中から販売額一億円を目指す意欲的な経営体の三十八経営体を対象にいたしまして、「佐賀さいこう農業経営体育成プロジェクト」を実施しております。

普及指導員が中小企業診断士等専門家の協力を得ながら、経営状況の分析ですとか、分析結果を踏まえた経営発展計画の作成、行動計画の実践状況の点検など伴走支援をしております。

その過程で得られた経営ノウハウですとか、経営拡大の過程、こういったものを後に続く拡大志向経営体に紹介しております。また、支援の対象となる先ほど言った三十八戸の経営体の中には、自らが講師となりましてノウハウを伝えるといった場面も見受けられるところでございます。

さらに、今年度からは企業的経営を営む農業経営者が数多く在籍する佐賀県農業法人協会、佐賀県稲作経営者会議、また、これらの事務局である佐賀県農業会議と連携いたしまして、全国から先進的な経営者を招いて若手農業者の経営発展や企業的経営手法の導入に関する研修会を実施しております。

七月には、岩手県で水稲や麦、大豆を中心に九百七十ヘクタールで経営されている法人の代表を講師に招きまして、経営理念や経営ノウハウ、発展の過程などの講演、また、参加者との意見交換会を実施したところでございます。

今後も、全国や九州の、先ほど言ったようなすばらしい経営者の皆様方との交流、また、県内の志を同じとする経営者の皆さんとの相互研さん、こういったことを進め、経営力を向上を進めたいと考えております。

引き続き、ハード、ソフト両面で取組を行いながら、稼ぐ農業経営体の創出に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。今の話を聞いて、私、ちょっと思い出したんですが、十八年ほど前、ＪＡ青年部、鍋島支部の二十名ぐらいのメンバーで、千葉県の和郷園さんに冷凍ホウレンソウを見に行ったり、その翌年は北海道の二百ヘクタールの米麦、大豆農家を見ました。その中で感じるものがあったりして、みんな、「よかった」と。呼んで佐賀でやるのもいいんですけれ

ども、そういうふうに先進事例を見に行きたいんだよという場合に、もし、よければ市とか県の補助事業があれば、当時は十万円ぐらいのうち六万円ぐらいを市と県から補助をいただいたと思っております。やはり本当の現場を見る。ペーパーを見ていろんな説明を受けるよりも、現場で機械を見て感じて、それがすごく大事だと思いますので、そういったところにも少し力を入れてもらえればと思います。また、そういう事業があれば、それを広く宣伝していただければなと思いますので、今後とも、若い経営者、また熟練の経営者の方もそうですが、外に出てどんどん見ていただくことを推奨したいと思いますので、その点についてはぜひ御協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。農業関係団体の予算確保についてであります。

先日の一般質問において、総務部長に予算査定の在り方について質問させていただきました。質問の中でも触れましたが、質問のきっかけになったのが、公益社団法人佐賀県農業公社の運営に必要な県の予算の確保が難しいとの話を聞いたことによります。

農業公社の予算不足については、一般質問で取り上げることで、多くの方にそのことを共有することができましたが、県内には、ほかにも農業関係の県出資団体があります。提出していただいた資料によりますと、県内には佐賀県農業公社のほかに、佐賀県農業信用基金協会、公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会、一般社団法人佐賀県畜産公社、公益社団法人佐賀県畜産協会の四団体が存在しております。ほかの団体でも同様に予算が不足し、運営に支障を来しているのではないかと心配されるところであります。これらの外郭団体は、佐賀県の農業、畜産業の発展に重要な役割を果たしており、必要不可欠な団体であります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

県が出資している農業関係の外郭団体の経営状況について、まず最初に公益社団法人佐賀県農業公社の経営状況についてであります。

農地中間管理事業などを実施している公益社団法人佐賀県農業公社の現在の経営状況をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○荘山農業経営課長＝佐賀県農業公社の令和六年度決算資料によりますと、経常収益が十五億七千百四十九万円、経常費用が十五億六千九百五十八万円となっておりまして、百九十二万円、経常収益の〇・一％の黒字という形になっております。

過去三年間の決算を見ますと、令和四年度は二百十五万円の赤字、令和五年度は百六十六万円の赤字だったというところですが、先ほど申しましたとおり、令和六年度は百九十二万円の黒字となり、収益は改善したところでございます。

また、農業公社は、令和七年度から、農地の賃貸借に係る手数料を徴収するということになったこと。また、突発的な経費に対応できる経営基盤安定特定引当資産も確保していることから、現在のところ、経営については特段の問題はないという形で考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

次に、佐賀県農業信用基金協会の経営状況についてお尋ねいたします。

農業関係の貸付事業の債務保証業務などを行っている佐賀県農業信用基金協会の現在の経営状況をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○鶴澤生産者支援課長＝佐賀県農業信用基金協会の令和六年度決算資料によりますと、経常収益が三億九千八十三万円、経常費用が三億三千四百二十五万円となっており、約五千六百五十八万円、経常収益の一四・五％の黒字となっております。基金協会の過去三年間の決算を見ますと、六千万円前後での黒字経

営が続いており、経営については、特段の問題はないと考えております。
以上、お答えいたします。
○西久保委員＝ありがとうございました。
続きまして、公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会の経営状況についてお尋ねいたします。
野菜価格安定対策事業及び果樹対策事業を実施している公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会の現在の経営状況をどのように捉えているのかお尋ねいたします。
○田川園芸農産課長＝佐賀県園芸農業振興基金協会の直近の令和五年度決算資料によりますと、経常収益が一億七千五十九万円、経常費用が一億六千六百六十八万円となっておりまして、約三百九十一万円の黒字となっております。
本協会につきましては、野菜価格安定対策事業及び果樹対策事業に係る運営費として、農協や生産者から負担金を徴収しております。加えて、果樹対策事業の推進事務費として国庫補助を受けていることから、過去三年間においても黒字となっておりまして、現在のところ、経営については特段の問題はないかというふうに考えているところでございます。
以上、お答えいたします。
○西久保委員＝ありがとうございました。
次に、佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」の運営をしている一般社団法人佐賀県畜産公社の現在の経営状況をどのように捉えているのかお尋ねします。
○石松畜産課長＝佐賀県畜産公社の令和六年度決算資料によりますと、経常収益が十九億七千七百五十二万円、経常費用が十九億四千二百十六万円となっておりまして、三年ぶりに約三千五百三十六万円の黒字となっております。昨年七月から開始した牛肉の輸出に伴う収入増加の効果が徐々に表れてきているものと考えております。
以上、お答えいたします。
○西久保委員＝ありがとうございました。
最後に、家畜の価格安定対策を実施している公益社団法人佐賀県畜産協会の現在の経営状況をどのように捉えているのかお尋ねします。
○石松畜産課長＝佐賀県畜産協会の令和六年度決算資料によりますと、経常収益が十四億三百五十一万円、経常費用が十三億九千八百二十八万円となっておりまして、約五百二十三万円の黒字となっております。
畜産協会は、主に国の外郭団体が実施する肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンなどの畜産関係の事業の実施を請け負っておりまして、その実施に必要となる人件費や事務費などは、それぞれの外郭団体から交付される補助金や生産者から徴収する事務手数料等により賄われております。過去三年間においても黒字となっておりまして、経営については、特段の問題はないと考えております。
以上、お答えいたします。
○西久保委員＝ありがとうございました。五団体とも、少なくとも全てが黒字だというお話があっております。
ただ、実は私は回ってみたんですが、この中には人員が不足している状況であったり、あとは、これから先の見通しが少し立ってなかったり、それぞれが基金をしっかり持っているのかどうか。赤字があった場合に、その累積赤字をどうやって、単年度では黒字だけれども、累積赤字があってましたよというところがあると思うんですよね。ですから、私が今質問した中では、単年度で黒字、黒字、黒字という話ですけれども、じゃ、それぞれの中でもし累積債務があるところがあれば、それをまず教えていただきたい。そして、もう一つは人員不足と考えているところがあれば、どこが人員不足なのかについてお尋ねい

たします。これはそれぞれの農業経営課長、生産者支援課長、園芸農産課長、畜産課長は答えづらいと思いますので、よければ上席の方でお答えいただければと思います。よろしくお願いします。（発言する者あり）

○池田農林水産部副部長＝ただいまお答えしました各農業関係の団体につきましての累積赤字というのは、現在のところ、ございません。

また、人員不足につきましては、それぞれの団体での今後のいろんな事業の見込みなどから、今後、人員を増やしたいという話は聞いてはおりますけれども、現在のところ、人員不足ということで非常に立ち行かなくなっているというような状況ではないというふうに把握をしております。

以上、お答えいたします。

○西久保委員＝ありがとうございました。私、一番最初にお話をしていたと思うんですが、やはりこういう関係団体が佐賀県の農業、畜産業の発展に重要な役割を果たしており、不可欠な団体であるというお話を最初にさせていただきました。これは農業者にとっても、佐賀県にとってもです。であれば、この五団体に関しては、私の質問は、経営状況をどのように捉えているのかですから、単年度黒字の話だけではなくて、それぞれがどういう問題を持っていて、どういうふうに今後やっていかないといけないという答弁を私は求めたつもりでしたけれども、それぞれが単年度が黒字ですよという話だけでしたので、少しがっかりしたところであります。

もう一度言います。これらの外郭団体は、佐賀県の農業、畜産業の発展に重要な役割を果たしており、必要不可欠な団体であります。今後、しっかりとした精査と取組をお願いしたいと思います。

次に、この五団体以外の農業関係団体についてお尋ねをいたします。

今質問した五団体のほかにも、県は出資はしていないが、補助金の交付や職員の派遣を行っている農業関係団体があります。

まず一つ目、一般社団法人佐賀県農業会議の役割についてであります。

先ほども少しお話がありましたけれども、補助を交付している一般社団法人佐賀県農業会議は、どのような役割を担っており、今後、どのような活躍を期待されているのかお尋ねをいたします。

○荘山農業経営課長＝佐賀県農業会議は、市町の農業委員会相互の連絡調整、農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局に対する研修、農業経営の合理化のための法人化の支援などを通じまして、農業委員会における効率的かつ効果的な事務や、農業経営体及び本県農業の健全な発展に寄与するといった役割を担っております。

今後の取組の期待されるところにつきましては、今後、農地の集約というところが非常に重要になってまいりますので、農業会議は、そういった農業委員会との連絡調整をしながら、農地の集約について頑張っていただきたいと、重要な役割を担っていただくというような形になるかと思います。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。一般質問でもちょっと言ったと思いますが、八月六日の佐賀新聞に出ていました、国としては、今後、佐賀県農業会議ではなくて佐賀県農業公社の役割、これが大きくなっていくんだよと。農地の貸し借りにしても、多角化にしても、広域化にしても、彼らをグリップして国はやっていくという話をしておりました。

今、お話しいただいた農業会議は、これまでそういう役目をやってきたところだと私も思っていますし、我々もいろんな形で協力をしていただいてきたところであります。ただ、国の動きからすると、これは農業会議、農業委員会の役割が少し移ってきています。農業委員会を中心としてやってきた農業会議が今後の役割と私は話しましたが、農業公社にある程度仕事が移っていく中で、今後、この農業会議にはどのような役割を期待しているのかという話をしまし

たので、それについて分かる範囲で御説明をお願いします。

○荘山農業経営課長＝先ほど申し上げたとおり、担い手が減少する中で農地の集約化といったところが重要になってくる。そこは農業公社と農業会議が連携しながら、県関係機関も連携しながら、そういった集約の取組というものを進めていくものだという形で考えております。

○西久保委員＝ありがとうございました。我々が相談できるところ、二つの団体が入ってきます。チェック機能も、そして推進もできていくと思いますので、ぜひこの二つを利活用してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、もう一つの団体、佐賀県競馬組合への職員の派遣についてお尋ねいたします。

佐賀県競馬組合に四名の県職員が派遣されておりますが、その必要性と効果、そして、今後期待されるものはどういったものがあるのかお尋ねいたします。

○石松畜産課長＝佐賀県競馬組合に対しましては、総務部門や企画部門の強化のために行政職員二名、また、老朽化した厩舎等の再整備のために技術職員二名の計四名の職員を派遣しております。

派遣の成果につきましては、例えば、近年のインターネット販売の増加に対応したレースの開催などによりまして、売得金、いわゆる売上金が年々増加してきております。特に、昨年度は「ダート競馬の祭典」と言われますＪＢＣを佐賀競馬で初めて開催しまして、一万二千人を超える入場者を得まして成功裏に終わらせることができております。

また、厩舎等の再整備も順調に進んでおりまして、令和四年度から六年度までに厩舎五棟のほか、厩務員宿舎、騎手宿舎などが整備されるなど、県職員の派遣は経営改善に寄与できているというふうに考えております。

今後期待するところですけれども、佐賀競馬は、現在、売得金が右肩上がりで推移しておりまして、県への配分金についても一定の額をいただいております。引き続き、この好調な売り上げを維持していただきまして県財政にも寄与していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。佐賀競馬場に関しましては、畜産業の発展というところで競馬法というのがありまして、令和五年十二月に改正されました。当初は、配分金の利用に関しては、目的が最初から畜産業の推進と農業関係だけだよという話でしたが、令和五年十二月から大きく変わって、スポーツの振興、文化振興ということになっています。

あそこの場所に関しても、畜産の振興だけではなくて、集客やアミューズメントの一つというような位置づけで見ていただいて、今後も来訪者の方を増やしていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

その辺について、集客とかアミューズメントという観点から思いがあればお話しいただければと思います。

○石松畜産課長＝競馬組合の運営につきましては、一部事務組合であります佐賀競馬場組合で運営されております。県としましては、農林水産部長が議員として出ておりますので、そういった場で必要な意見については申し上げてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○西久保委員＝ありがとうございました。とにかく部長さんが競馬場組合の議員としておられますので、その辺も含めてぜひ今後検討していただきたいと思います。

最後に、予算要求の考え方についてお尋ねいたします。

それぞれの団体によって経営状況は異なると思いますが、どの団体も本県農業、畜産業を振興していく上で必要な予算を確保していくことが重要でありま

す。さきの一般質問において、総務部長から、必要な事業については要求してもらいたい、予算査定の中で議論していきたいとの答弁がなされたところであります。関係課は、団体に丁寧な聞き取りを行い、内容を検討した上で前年度の予算額にかかわらず、必要な予算をしっかりと要求していくべきだと考えております。

予算要求に当たっての農林水産部長のお考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○島内農林水産部長＝私の考え方でございますが、それぞれの団体におきまして、県の農業施策を進める上で大変重要な存在だというふうに認識しております。（副委員長、委員長と交代）引き続き、各団体において必要とされる予算については、丁寧に聞き取り、精査を行い、県の農業分野を前に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。よろしくお願いします。

○下田委員＝県民ネットワークの下田寛でございます。今回、大きく二問、質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まずは、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」を発展させる取組についてお尋ねをいたします。

県では、平成二十九年から「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」を展開して、佐賀の豊かな森、川、海の恵みを人が次の世代へつなげるため、様々な取組を実施されており、大変すばらしい取組であると思っております。また、来年十年目を迎えるとても大切な事業でもありますので、来年度に向けてどういったことを取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、そういったところをぜひともお伺いしていきたいと思っております。

私も、佐賀の森、川、海をはじめとする豊かな自然環境は、佐賀の誇るべき宝であるというふうに思っております。この誇るべき佐賀の自然環境を荒らすことなく、未来の子供たちへつなげていく必要があると考えております。そのためには、人が適切な管理を行いながら、県民一人一人が環境保全のためにできることをしっかりと考えて行動していかなければならないとも思っております。

また、この「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の理念は、もちろんですが、多くの県民の皆さんに知っていただいて、受け入れていただいて、共有していくべきことであると思います。

ただ、後ほど質問でお尋ねしますけれども、もっと多くの人に知ってほしいなという浸透度のところとか、認知度の部分とか、サガン鳥栖の試合を見に行くと、よく「森川海人（もりかわかいと）くん」が来てくれていました。私は鳥栖市民なので「とっとちゃん」は当然知っているんです。「隣のあの子は何だ」と、「森川海人（もりかわかいと）くん」だと言うと、「何、それ」と、そんな反応が返ってきたりするわけなんですね。なので、これはこういう事業なんですよと言うと、ああ分かったと言ってもらえるんですけれども、さあ、ここの部分を、いよいよ十周年を迎えるというところもあって、どうやって認知度を高めて佐賀県民の皆さんに、このすばらしい取組を、佐賀県の大きな政策の軸の一つと私は思っておりますので、この取組をどう広げていくのかという期待した質問をさせていただきたいと思っています。

いろいろ頑張っていらっしゃいますよね、本当に。この前も、九月二十日、土曜日、行ってきました、「ＳＡＧＡＮゼロカーボンチャレンジ」、この旗を配っていました、（旗を示す）「森川海はひとつ」と。入った瞬間、これがあるって僕は知らなかったので、ちょうど「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の質問をしようと思っていましたので、行ったらこれをもらって、おー、森川海人（もりかわかいと）っだと一人興奮しておりました。会場に入って話をしていたら、隣の人が、「あんた、県の

人がしゃべりようよ」と。スタジアムを見たら諸岡部長がゼロカーボンを叫んでいたと。すばらしい、びっくりしたんですけれど、農林水産部長も、ああいった機会が過去にあったんですか、まだないんですか――そうですか。それはぜひ担当部長としてやっていただきたいと思います。

個人的には、知事がああいう場で挨拶されるのは、よくあるんですけれども、知事が挨拶していたら、知事が今日も来て挨拶してくれているねと思うんですけれども、諸岡部長が挨拶されているときに逆に興奮して「部長」と叫んで、隣の人からうるさいと言われました。庁内の士気を高めるためには、部長が行かれたら職員の皆さんも、うわっとなると思いますので、十年目のきっかけとして部長さんたち挙げてぜひしっかり取り組んでいただければなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それで、この「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の目指していく姿は、世代や地域に偏ることなく多くの県民に知ってもらう必要があるというふうに思っています。一般質問等でも出ていますが、令和十年には「山の博覧会（仮称）」や、「全国都市緑化フェア」等もあって、十年目をきっかけにして次の令和十年にどういう展開を見せていくのかというところが、とても大事な取組になるというふうに思っております。そういった点を含めて質問に入っていきたいと思います。

まず、目指す姿についてです。

「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の理念や目指す姿はどういうものであるかをお尋ねしたいと思います。

○武田森林整備課長＝「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」は、平成二十九年の九州北部豪雨災害による有明海の流木災害をきっかけに始動したところでございます。

山は、山崩れや土砂の流出を防ぐ県土保全機能ですとか、水資源の貯留、洪水の緩和などの水源涵養機能、さらには森林浴などレクリエーション活動の場としての利用など様々な機能を有しておりまして、そこに暮らす人々だけでなく、平野部や沿岸部に暮らす全ての人々に恩恵をもたらす源流でございます。

「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」は、このような山がもたらす恩恵を未来にわたって享受できるよう、「森・川・海はひとつ」で豊かな自然環境を「人が未来へつなぐ」を理念に、県民の皆様が自主的に環境保全活動に取り組んでいただくことを目指しているものでございます。

以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。

では、これまでの取組と成果についてお尋ねしたいと思います。

今の答弁を伺っていて思うのが、森林整備課だけには当然とどまらない、各課・部を横断した取組であるということは、一つ、皆さんも認識をしていらっしゃることだと思っています。

そういった中で、これまでの取組と成果についてということですが、平成二十九年の「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」発足から今年で九年目、そして来年で十年目の節目を迎えますが、これまでの取組と成果について、三点に分けてお伺いしたいと思います。

まず一点目が、県民を対象とした取組と成果についてであります。

広く県民に知っていただくために、どのように取り組み、その成果はどのようになっていたのかをお尋ねいたします。

○武田森林整備課長＝県民の皆様に、まずは佐賀の森、川、海を知り、親しんでいただくことが重要であることから、森、川、海に関するワークショップ形式の「森川海人（もりかわかいと）っフェス！」の開催ですとか、先ほど委員から御紹介がございました、県民の皆様が多く訪れますプロサッカーチームでありますサガン鳥栖のホーム戦などのイベントにおきまして、プロジェクトのＰＲブースの出展で

すとか、「森川海人くん」の出動による普及啓発活動などに取り組んでいるところでございます。

また、県庁内の関係部局におきましても、森、川、海をフィールドとした水産資源を守り育てることを考える「有明海親子探検隊」ですとか、海洋プラスチック問題を考える「波戸岬ビーチクリーンアップ」などの様々なイベントを開催しております。

このような取組によりまして、県などが主催します森、川、海に関するイベントには、プロジェクト始動から令和六年度までに延べ七万五千人の多くの皆様に参加をいただいたところでございます。

さらに、ホームページやインスタグラムなどのＳＮＳを活用しまして、プロジェクトの理念はもとより、森、川、海の保全に関するコラムですとかイベント情報など、これらの様々な情報を発信しているところでございます。

このような取組によりまして、ホームページの年間表示回数は六万五千回、インスタグラムなどＳＮＳの総フォロワー数は約二千七百人になりまして、多くの県民の皆様に情報発信ができているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝県民を対象とした取組ということで、ありがとうございました。

続いてお伺いしますが、企業・団体等を対象とした取組と成果についてであります。

特に、ＳＤＧｓに取り組む企業が近年増加しておりますが、企業・団体等へはどのように取り組んで、その成果はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○武田森林整備課長＝昨今、ＳＤＧｓに取り組む企業が増加する中で、環境保全や地域貢献の意識が高い企業・団体の皆様にプロジェクトの理念に賛同していただき、県と一緒になってプロジェクトの輪を広げていただきたいという思いから、「チーム森川海人っ」登録制度というものを設けております。

この「チーム森川海人っ」には、現在、県内外の企業・団体をはじめとして、県内の全市町、二十市町を含む百六十五の皆様が登録していただいております。

さらに、山と直接的な関わりが少ない企業・団体の皆様が自主的に森づくりを行う「森川海人っ森づくり協定」にも取り組んでおりまして、現在、佐賀市富士町の「レイクサイド北山」の県有地におきまして、佐賀県有明海漁業協同組合をはじめとした十の企業・団体の皆様が活動されていらっしゃいます。

このような取組によりまして、企業・団体の皆様が、それぞれの立場で森、川、海の保全活動でありますとか、イベントの開催、それから情報発信などに取り組まれておりまして、プロジェクトの輪を広げる大きな力となっているところでございます。

以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。二十市町を含めて百六十五団体の「チーム森川海人っ」登録制度、あと「森川海人っ森づくり協定」などで様々な取組を展開していただいているという趣旨の御答弁だったと思います。

続いてですが、子供等を対象とした取組と成果についてであります。

特に、次世代を担う子供たちに普及啓発等をしていくことは、とても大事と思いますが、その取組や成果はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○武田森林整備課長＝「森川海人っプロジェクト」の理念は、先ほど申し上げましたとおり、豊かな自然環境を人が未来へつなぐことでございます。そのためには多くの子供たちにプロジェクトに参画していただくことが必要と考えておりまして、近年では、若い世代に対する取組を強化しているところでございます。

このため、まず小学生に対しましては、令和四年度から、森、川、海のつな

がりですとか、森林が環境保全に果たす役割などについて学んでいただく「森川海人っ教室」を開催しております。

この教室は、農林事務所の林業普及指導員が中心となりまして、出前授業のほか、林業の現地見学や木工体験などを行っております。令和六年度までに延べ八十二校、約二千四百人に実施したところでございます。参加者からは、「『森・川・海はひとつ』ということが心に響きました。ごみを捨てたりしちゃ駄目なことが分かりました。」などの声をいただいたところでございます。

次に、中学生に対しましては、令和六年度から森、川、海を体感しながら学び、環境保全を考えていただく「森川海人っ合宿」を開催しております。合宿では、山登りですとかカヌー体験、それから魚釣り、こういったことをそれぞれのフィールドでの体験を通じながら、自分たちが環境保全のためにできることを考えていただいて、それを発表していただくということをやっております。二年間で四十五名の方に参加していただきました。参加者からは、「森を守ることが川、海を豊かにするということを体験できてよかった」というような声をいただいているところでございます。

最後に、高校生や大学生に対しましては、令和六年度から、部活動やサークル活動において、「森川海の環境保全に関する調査・研究」を行っていただきまして、その成果を発表する「森川海人っサミット」を開催しております。

昨年度は県内五つの高校に発表していただくとともに、佐賀大学の教授と学生による佐賀の貴重な生き物に関する講演などを実施しまして、約百二十名の皆様に御参加いただきました。参加者からは、「高校生が一生懸命に研究した結果を聞くことができて、とても勉強になって刺激になった」というような声をいただいたところでございます。

このような取組は、参加いただいた子供だけでなく、保護者さんでありますとか、先生の皆様からも大変好評で、次代を担う子供が育ってきているというふうに感じているところでございます。

以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。今、三点に分けて質問をさせてもらいました。まず、県民を対象とした取組としては、ホームページとかＳＮＳの件数とかを提示いただいてお話をいただきました。企業・団体等の取組と、あと子供に関しては、割かし新しい取組なのかなと思うんですけれども、そのような成果が出ているということでした。

次の三番の認知度についてお伺いしたいんですが、私も課題意識として持っているところで、浸透度がもっと欲しいなというところ。恐らくですが、今からお伺いしていきますが、佐賀県の西部と東部でまた違ったりするのかなというふうに思っております。

そこで、お尋ねをしますが、県民のプロジェクトの認知度はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

○武田森林整備課長＝プロジェクトの県民認知度は、県が行いました広報認知度調査によりますと、二年分の結果ではございますが、令和六年度が一九・二％、令和七年度が二〇・二％となっておりまして、前年からやや上昇しているところでございます。

以上、お答えします。

○下田委員＝これは高いと思っているんですか、低いと思ったほうがいいんでしょうか。

○武田森林整備課長＝それぞれ捉え方はあるかと思っておりますが、私個人としては、もう少し上げたいというふうには考えております。

○下田委員＝例えば、ほかのプロジェクトで参考になるような数字がありますか。それと比べると、これがどのくらいの認知度なんだなという目安があったりすると思うんですけど。

○武田森林整備課長＝ほかのプロジェクトの認知度と比較してということでございますが、前年度、二〇二四の国スポがございましたが、国スポは認知度がもちろん高くて、いろいろとプロジェクトを比較するところはあるかと思いますが、高いものは八割を超えているようなプロジェクトもございます。うちは二〇％あたりということで、それらと比べるとまだまだ低いのかなと思っております。

○下田委員＝分かりました。相対的に見たら、もっと認知度が欲しいという認識だということだと私も感じております。ありがとうございます。

　では、次に世代や地域別の認知度についてお尋ねしますが、これはどのようになっているでしょうか。

○武田森林整備課長＝まず、世代別の認知度につきましては、令和七年の調査でございますが、二十代以下が一九％、三十代が二五％、四十代が二一％、五十代が一六％、六十代が二六％、七十代が一四％となっておりまして、六十代が最も高い状況になっております。しかし、二十代以下、三十代につきましては、前年からの上昇が見られているところでございます。

　それから、地域別ですが、地域別では、佐賀市や多久市などの県中央部は二七％、鳥栖市や神埼市などの県東部が一四％、唐津市や伊万里市などの県北西部が一二％、武雄市や鹿島市などの県南西部が二四％となっており、県中央部が最も高く、次いで県南西部、それから県東部と県北西部がやや低い状況となっております。

　以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。東部が一番低いと思っていたら、北西部のほうが低いんですね、サンプルの取り方とかいろいろあると思うんですが、大きな傾向としては分かりました。なるほど。ここはぜひとも何とかしていきたいなというふうに私も思ったところです。

　それで次の四番の課題についてですが、この「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」は、とても崇高な理念の下に行われているものなので、やはり理念的な話が先行するというところが一つの特徴かなと思っていて、ほかの部の取組になるんでしょうけれど、ある意味、「さがすたいる」と同じような感覚を私は持ちました。いいことをやっているんだけど、何をやっているのか具体性がよく分からないという、でも、いいことをやっていることには間違いないし、これをみんなで共有できればすばらしい意識の共有ができるというような事業の一つだというふうにも思っております。

　そういうふうに思う中で、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の知名度もぜひ上げてほしいですし、具体的な取組をしっかりやっていかないといけないのだと思います。それは今回、担当課ということで森林整備課長に御答弁いただいていますが、当然、部や課をまたぐ大プロジェクトであるので、そこは県庁横断的にしっかりと取り組まないといけないところでもあると思っておりますが、そういったことも含めてこの「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」の課題についてどのように捉えていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○武田森林整備課長＝先ほど申し上げましたとおり、プロジェクトの認知度は、世代とか地域別に差がありますけれども、根本的に全体の認知度が低いということが課題であるというふうに認識しております。

　また、先ほど委員からもお話がありましたように、プロジェクトの名称とかロゴデザインだけでは、プロジェクトが何をやっているのか、プロジェクトの理念とか取組内容について、県民の皆様になかなか伝わっていないのかなということも課題というふうに考えております。

　さらに、プロジェクトの理念に賛同する「チーム森川海人（もりかわかいと）っ」につきましても、先ほど申し上げましたが、佐賀市を所在地とする企業・団体さんが約半数を占めているという状況で、これをもう少し県全域に広げる必要があるのかな

というふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。今のところは、これからの取組としてぜひ推進していただきたいと思っております。

今後の取組についてということで最後にお伺いしますが、今回の質問の表題は、本当は「十周年を迎える『森川海人っプロジェクト』について」としたかったんですが、ちょっと控えめに、「森川海人っプロジェクト」をこれからどうやって発展させていくのかということで掲げさせてもらいました。そのほうが地道に、ちゃんと足元を落ち着かせながら、いきなり花火を上げてもしようがないわけですから、そういった意味でこういった題名にさせてもらいました。

この節目を与える中で、今、課長がおっしゃっていただいたとおり、プロジェクトの認知度を向上させること、そして、さらに発展をさせていくことが県政にとって非常に大事だと思っています。

あと、これからの「山の博覧会」や「全国都市緑化フェア」等もあって、答弁でもあったと思うんですけど、自発の地域づくりとどういうふうに連携していくのか。

あと、昨日、視察に行かせてもらった時、鹿島で御飯を食べたじゃないですか。あの料理が千二百円、僕はびっくりしたんです、安過ぎて。もしかすると、観光という目的であれば、もっとお金を取っていいと思うんですけれども、やはり地元との調整の中であの値段設定がきっとされたんだと思うんです。ただ、外から来る人たちにとってみれば、もっと高くても多分買うと思うんです。こういった値段設定の在り方というか、経済をどう回していくのかというのが、これからも一つの課題として捉えるべきところかなというふうにも思っています。

ボランティア団体をたくさん募る、登録団体をたくさん募る、これはとても大事なことではありますが、例えば、お金を払ってでもこの活動に参加してもいいよと。そこにお金が発生すれば、きっとまた参加団体の皆さん等にも経済が循環していくと思いますので、そういったことも実はこれからこういった事業を回していくためには、展開していくためには必要な要素の一つではないかなというふうにも思っているところであります。

そういったことも含めて、この「森川海人っプロジェクト」は、佐賀の大きな柱の一つだと私は思っております。これを十周年、さらに、今後発展させていくために県としてどのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、今後の取組についてお尋ねをしたいと思います。

○武田森林整備課長＝森、川、海のイベントや環境保全活動への参加者が、プロジェクトの始動からこれまで延べ約百十万人になっておりまして、県民の皆様に、この理念というものは着実に浸透してきているのかなというふうに考えているところです。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、プロジェクトに対する認知度が低いということから、さらなる認知度の向上のための取組に着手することとしております。

具体的には、プロジェクトの動画やキャラクターを親しみやすく、身につけたいと思えるようなデザインに磨き上げるといったことですとか、プロジェクトの内容を分かりやすく紹介するアニメーションとかチラシなどの広報物の作成、これらに取り組むこととしております。

これらの動画とか広報物につきましては、佐賀駅前のサイネージであったりとか、あとユーチューブなどのＳＮＳなどの配信。それから、「チーム森川海人っ」と連携しながら、それぞれの業界における横のつながりを活用した広報活動の展開などによってプロジェクトの露出を増やして、県民の皆様が日常的にプロジェクトを目にする機会を増やしていきたいというふうに考えており

ます。

また、委員御指摘のとおり、来年はプロジェクト始動から十年目の節目の年となります。県におきましては、御紹介がありましたように、令和十年に、「森川海人っプロジェクト」をベースとする、仮称ではございますが、「山の博覧会」、それから、「全国都市緑化フェア」を開催することとしております。これらの機会につきましても、開催の準備段階から関係部局と連携しながらプロジェクトの理念を広げていきたいというふうに考えております。

今後とも、多くの県民の皆様にプロジェクトの理念ですとか、目指す姿を御理解いただきながら、自主的な環境保全活動の輪を広げて、佐賀の豊かな自然環境を未来へつなげていけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○下田委員＝ありがとうございます。とても期待しております。個人的には、この「森川海人くん」のキャラの磨き上げがどうなっていくのか、気になっているんですが、そういったことも含めて、今後さらに活動されていくという決意をいただいたというふうに感じました。ですので、今後の活動に期待をさせていただいて、この質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、再生可能エネルギーの導入拡大と産業振興についてお尋ねをいたします。

今年の七月に、当委員会で、久米島の海洋温度差発電の取組を視察させていただきました。この海洋温度差発電は、表層水と深層水の温度差を利用して発電する技術で、天候や時間帯に左右されず、二十四時間、安定した電力の供給が可能な上、発電時の二酸化炭素排出がほぼゼロと、脱炭素社会構築への貢献を見込んでいらっしゃいました。これ、視察させてもらって僕は感動したんですけれど、久米島の担当者の皆さんから誇らしげに取組を説明いただきました。

この海洋深層水を活用した取組もすばらしくて、クルマエビや海ブドウ、カキなどの水産養殖、農業用冷熱源、あと化粧品用の原料など、かなり多岐にわたって再利用されて、海洋深層水関連事業の売り上げが年間約二十五億円、雇用が百四十人ほどに達しているということです。これは「久米島モデル」と呼ばれているそうで、世界の約七十カ国ぐらいから視察に来ているということで、エネルギー自給率の向上や水資源の確保、産業創出、雇用促進などの産業振興が図られているということで、世界中からも視察が来ているということでもありました。

この海洋温度差発電を導入するには、表層水と深層水の温度差が二十度程度必要だそうなので、佐賀県内では導入できないと。ただ、久米島モデルでは、佐賀大学の技術と、その技術を基に製品開発を担う県内企業が重要な役割を担っていらっしゃっていて、佐賀発の技術が日本や世界の再生可能エネルギー分野に貢献されているというすばらしい事例だというふうに言っても過言ではないと思っております。

一方で、県内においても、再生可能エネルギーの活用に向けた取組として、先日、果樹試験場の視察をさせてもらいました。この質問全般に、先ほどの西久保委員の質問とかぶるところがあるかなと思っていますが、この前も果樹試験場で地中熱を利用した空調システムの実証実験の視察をさせてもらいました。

県においては、佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想が策定されるとともに、産学官連携のプラットホーム・ＣＩＲＥｎ（セイレン）を立ち上げて、再生可能エネルギー利用技術等の研究開発等が推進されております。

ＣＩＲＥｎ（セイレン）では、取組の一つとして海洋温度差発電技術の応用についても研究が進められておりまして、未利用の温泉熱を活用した発電技術の実証実験も進められております。これもさっき話がありましたが、ＳＡＧＡサンライズパークでは、地中熱や井水熱、太陽熱などを利用することで電力等

の使用料の大幅な低減を図るということで、ＣＩＲＥｎ（セイレン）以外でも結構挑戦的な取組が行われております。

今後も、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた様々な取組が県内でも行われていくと思いますが、視察をさせていただいた久米島モデルのように、これらの取組がぜひとも県内産業の振興にもつながっていくことを期待しております。

それを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

まず、佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想についてであります。

県は、平成三十年にこの構想を策定して再生可能エネルギーの導入拡大を図っております。改めて、その内容についてお尋ねをいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝県では、世界的に温室効果ガス排出削減に向けた取組が検討されている中、再生可能エネルギー等の導入拡大に向けた先端的な取組を進めることで、エネルギー起源CO_2の排出削減に貢献するため、平成三十年三月に、佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想を策定しております。

この構想では、「県内発や県にゆかりある人・企業・技術・製品等で日本・世界の再生可能エネルギー等の普及拡大に貢献」することを県が「目指すべき姿」として位置づけた上で、多様な再生可能エネルギー資源の活用など、取組方針を定めております。

そして、構想の実現に向け、「県内のリソース・特性を活用し、先進的なモデルを創出」、「創出したモデルを、県内・県外・海外へと展開」、「地域資源の活用と地域内消費」の拡大などを目指し、取組を進めております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。私も、この概要をざっと見せていただいておりますが、いい意味で、とても野心的というか、大局的な構想だなというふうに感じておりまして、これに基づいて、今、佐賀県の構想が進んでいると認識しております。

それでは、これまでの取組についてお尋ねしたいと思います。

まずは、温泉温度差発電についてお尋ねをしたいと思います。

県は、産学官連携による技術開発などを推進するために、令和元年に佐賀大学と共同で「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットホーム・ＣＩＲＥｎ（セイレン）」を設立して、その取組の一つとして温泉温度差発電の実証研究を進めておられます。現在、その取組状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝温泉温度差発電については、国内でも長崎県の小浜温泉などで導入事例がございますが、温泉に含まれるいわゆる湯の花成分により熱交換器の目詰まりや冷却水の確保が課題となって、導入事例は限られております。

これらの課題の解決に向け、ＣＩＲＥｎ（セイレン）において、令和元年度より佐賀大学の海洋温度差発電技術と、県内企業の技術を応用した技術開発と実証試験を国の研究開発資金を活用しながら進めてきております。

現在は、取組の最終段階として令和八年度中の製品化を目指し、これまでの取組によって得られた知見を生かした試作機、プロトタイプの製作を進めているところです。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。令和八年度の製品化を目指してということで、来年度には、そういった形が出てくればというところで進めていただいているということです。

次に、小水力発電の「佐賀モデル」についてであります。

これ、大分以前に私も委員会で視察等させてもらったことがありますが、県

が構築した小水力発電の「佐賀モデル」について、その取組状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝小水力発電ですが、従来、小水力発電の採算ラインは、発電出力百キロワットと言われておりましたが、本県は、平地が多く高低差が少ないため、この規模では県内での事業化が難しいことから、採算ラインを三十キロワットに引き下げた事業モデル、通称「佐賀モデル」を開発しております。

従来は、川のポテンシャルを最大限に生かすことを重視されていたことに対し、「佐賀モデル」では、出力を三十キロワットに固定し、事業性の検討と設備開発のプロセスを簡素化・標準化・パッケージ化することで、事業開発に係るコストとリスクを大幅に低減するとともに、採算ラインを大幅に引き下げることが可能になりました。

この「佐賀モデル」を導入した吉野ヶ里町の松隈地区の事例では、地区の全世帯が出資した「松隈地域づくり株式会社」が発電事業を担われており、売電収入を生活道路の補修や高齢者の乗り合いタクシーなど、地域づくりに活用されております。

この取組は、地域の再生可能エネルギー資源を有効活用した成功事例として全国的に注目され、様々な賞を受賞されております。

「佐賀モデル」について、関係企業等と連携してブランド化に取り組んだことで、「佐賀モデル」は全国的に広く知られるところとなっており、発電システムを開発した県内企業においては、これまでに全国各地から累計十件以上の受注につながっているところです。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。累計十件以上の受注につながっていると。松隈地区では、ここのモデルを使って地域の中で経済を循環させているというような、本当にすばらしい事例だなというふうに思います。ぜひ県内でも広がっていくことを期待させていただきます。

続いて、地中熱等の活用についてお尋ねします。

県では、果樹試験場における地中熱利用の実証研究やＳＡＧＡサンライズパークでの活用などに取り組まれております。

この地中熱等の活用について、その取組状況についてお尋ねをいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝地中熱等の活用についてですが、これまでにハウスみかん栽培の熱源として地中熱や、井戸水の熱、井水熱を利用する実証研究を進めるとともに、ＳＡＧＡサンライズパークにおいて、地中熱、井水熱、太陽熱などを複合的に利用するシステムを先導的に導入しております。

ハウスみかん栽培用熱源の実証研究については、果樹試験場での導入とともに、唐津市浜玉町の農家の御協力を得て実際の圃場に導入し、温度を上げる加温のコストや、加温時のCO_2削減効果について検証するとともに、温度制御能力の向上に向けた実証研究を進めております。

浜玉町の圃場における取組については、環境省が取りまとめた最新の地中熱ガイドブックにおいて、先進事例、優良事例の一つとして広く全国に紹介されております。

また、ＳＡＧＡサンライズパークでは、佐賀大学と設計事務所が共同でエネルギーの利用状況を追跡調査しており、他地域の類似施設と比較してエネルギー消費量が約一〇％から一三％程度削減されているとの評価が得られており まして、施設の運営コスト低減に大きく貢献しているところです。ＳＡＧＡサンライズパークにおけるこの成果を踏まえまして、現在、その設計思想を応用しまして、井水を利用している企業向けの熱利用システムの構築について、関係する県内企業とともに検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。

では、次にお伺いしますが、その他の取組についてということで、そのほかに再生可能エネルギーの導入拡大に向けて今後期待できる取組にはどのようなものがあるのかをお尋ねいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝再生可能エネルギー等の研究開発や導入拡大を加速するため、産学官連携のプラットホームとして佐賀大学とともに立ち上げたＣＩＲＥｎ（セイレン）では、テーマごとに研究分科会を立ち上げ研究開発活動を行っておりますが、一定の成果が得られつつあることから特徴的な取組を御紹介いたします。

まず、海洋温度差発電関連技術研究分科会におきましては、さきに御紹介した温泉を利用した発電の課題解消に向けた技術開発のほかに、県内企業と連携して海洋深層水をくみ上げる取水管のコスト低減、それからヒートポンプの利用、こういった技術開発が進められており、国の研究開発事業に採択されるなど、その成果が得られているところです。

次に、遠隔監視研究分科会では、電源インフラが十分に整っていない地域や規模の小さな企業でも遠隔監視が容易に導入できるよう、仕組みを簡素化した遠隔監視システムの構築を進めており、既に県内企業において導入事例が出てきているところです。

また、ダイヤモンドマイクロ波デバイス研究分科会では、出力電力、使用可能周波数、放熱性、対放射線性などに優れ、高いエネルギー効率を実現できる技術として注目されるダイヤモンド半導体の実用化に向けた研究開発が進められております。国の研究開発事業に採択され、三千時間を超える動作を確認するなど成果が得られるとともに、令和七年二月には、「株式会社ダイヤモンドセミコンダクター」が県内で設立するなど動きが出てきております。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。様々な動きが県内で起こっているということを分野別に教えていただいたと思います。

それでは、課題についてお尋ねしたいのですが、再生可能エネルギーの導入拡大について、どのような課題があるのかお尋ねをしたいと思います。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝再生可能エネルギーの導入拡大の課題は大きく二点ございます。

まず、設備導入コストが高く、特に中小企業や個人には負担が大きいことが挙げられます。また、二点目は、出力等の不安定さが挙げられます。例えば、太陽光発電は時間帯や天候によって発電量が大きく左右されることから、火力発電によるバックアップが欠かせないところです。また、バイオマスは発電にも熱にも利用可能である一方、安定的な燃料資源の確保が課題となります。

以上でございます。

○下田委員＝ありがとうございます。導入コストが高いということと、出力の不安定さというところが大きくあると思います。

今後の取組についてですが、佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現化構想等の中でも言われていることでもありますが、これからも、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。経済の合理性と県内産業の発展がいかに両立していくのか、この視点は物すごく大事だと思いますし、個人的には、様々な災害をエネルギー資源に換えていくというようなことも、そういった発想も持って再生可能エネルギーの導入等にも取り組んでいただきたいなと思っております。

そういったことも含めて、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、どのように取り組んでいこうと考えているのかをお尋ねをいたします。

○萩尾産業グリーン化推進グループ推進監＝再生可能エネルギーの導入をさら

に拡大するためには、研究開発を推進することで再生可能エネルギーが有しているコスト等の課題を解決していく必要がありますが、あわせて県内産業の振興、県内企業の収益機会の拡大につなげていくことも念頭に置く必要があると考えております。

県内企業は、経営規模が比較的小さく、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた研究開発を企業単独で継続的に実施することは困難なことが多いことから、研究開発力を補うことも目的の一つとして佐賀大学とともにＣＩＲＥｎ（セイレン）を立ち上げたところです。

ＣＩＲＥｎ（セイレン）では、研究の初期段階を主に支援し、その成果を基に国などの研究開発資金を獲得していくこととしており、研究開発資金の獲得に際しては、必要に応じて県も積極的に関与しているところでございます。

こうした取組によりまして、令和六年までの累計で約十七億円の研究開発資金を国などから獲得しており、一定の成果が得られているものと考えております。

またＣＩＲＥｎ（セイレン）に参画される会員企業数も、令和二年度の五十八社から、現在、九十七社まで増加しており、様々な連携活動が活発化しているところでございます。

委員から御指摘がありました自然災害をエネルギーとして活用するような技術開発という部分ですが、国内外で様々研究がなされているようです。国内でも大学ですとか民間企業で、例えば台風を使った発電などの研究もなされているようですが、やはり製造コストの問題ですとか、設備を大型化するための研究開発がまだまだ必要といったことがあるというふうに伺っております。また、大雨、豪雨の関係につきましても、土木学会などで豪雨による水量増加を利用した小水力発電の強靱化などの研究を進められているようでございます。

災害の脅威というものから、資源、エネルギーといった部分に転換するような発想につきましては、再生可能エネルギーの新たな可能性という部分で引き続き注視していきたいと考えているところでございます。

今後も、ＣＩＲＥｎ（セイレン）を中核としまして、大学や県内企業との産学官連携により再生可能エネルギーの導入促進に向けたイノベーションの創出を図っていきたいと考えております。

また、小水力発電の佐賀モデルのように、取組の成果が県内産業の振興につながるような事例を一件でも多く創出し、創出した技術や製品などを全国、世界へと広げていくことにより、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献していきたいと考えております。

以上でございます。

○下田委員長　ありがとうございました。これからも経済の合理性と県内産業の発展というところを軸に次世代に向けて挑戦を続けていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○弘川委員長　暫時休憩します。十四時五十分をめどに委員会を再開します。

午後二時三十三分　休憩

午後二時五十分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○武藤委員＝こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。今日、最後の質問者となりましたが、よろしくお願いいたします。

私は、三問予定しております。

まず、一番目からです。農業用機械施設の整備についてということです。

生きる上で食べることは欠かせません。食と農、そして農業、漁業は、生きる基本です。本県農業は、畜産等もありますが、米、麦、大豆の水田農業とともに、今、力を入れている「さが園芸８８８運動」など、平たん部を中心に、中山間の土地も利用しながら営農が続けられています。携わっている生産者の皆様に心から感謝いたします。

佐賀県では、効率的で安定的な生産体制を確立していくために、省力化や低コスト化、さらには環境保全型農業の取組や中山間地域での取組に対し、機械や施設等の整備を支援しておられます。昨今は、資材や重油価格の高騰、農家の高齢化、従事者の減少などもあり、収量、品質向上に向けた取組に対しても支援をしていただいており、大事なことだと思いますので、以下、それらについて質問したいと思っております。

まず、「さがの稼げる水田農業推進事業」についてです。

この事業の趣旨についてお示しください。

○田川園芸農産課長＝本事業は、米、麦、大豆の安定生産が将来にわたって継続されるとともに、地域農業、集落機能の維持発展が図られるよう、集落営農法人や認定農業者などの担い手の経営基盤の強化と、効率的で安定的な生産体制の確立を図るという目的の下、機械、施設の整備に対し、支援を実施しております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝現在の事業区分や支援対象、そして、補助率についてどのようになっているのかお聞きいたします。

○田川園芸農産課長＝本事業では、大きく四つの事業区分で実施をしておりまして、主なものを挙げますと、大幅な省力化や低コスト化に必要な水稲直播用機械等の整備を行う「超省力・低コスト化タイプ」でありますとか、中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械等の整備を行う「中山間地域等担い手育成タイプ」などとなっております。

また、補助率につきましては、県が三分の一以内、市町が十分の一以上を基本としておりますが、「中山間地域等担い手育成タイプ」のうち、広域で取り組む農作業受託組織などが事業実施主体の場合には、県は二分の一以内にかさ上げをして支援を強化しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝どうもありがとうございます。

この事業の最近の実施件数ですが、どうなっているのか。そして、うち補助金額はどうなっているのかお示しいただきたいと思います。

○田川園芸農産課長＝令和六年度の事業の実績としましては、田植機やトラクターにおいてハンドルを自動制御し、あらかじめ設定された経路を自動走行する自動操舵システムの導入でありますとか、病害虫の防除における省力的な農薬散布等が可能になります乗用管理機の導入など、十五事業実施主体の取組に係る総事業費約七千九百七十九万円に対し、県補助金約二千三百十万円を交付したところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝ありがとうございます。

この事業には、生産者の方たち、農業者の方たちは、県も本当に頑張っても

らっているということで感謝しておられるんですけれども、事業を活用したいと思っている人から、利用しやすくしてほしいという声はないのかどうなのか。また、それについてどんな対応をされているのかをお示しいただきたいと思います。

○田川園芸農産課長＝直近の例を挙げますと、農家の方々からは、本事業の支援の対象者について、集落営農法人組織や認定農業者、中山間地域では機械の共同利用や地域の農作業を請け負う農作業受託組織などとなっているため、小規模農家での事業活用が難しいといった声をお聞きしております。

このため、米、麦、大豆といった土地利用型農業では、一定の規模を確保しながら経営の効率化を図り、また、地域全体の農業の将来も見据えて営農に取り組むことが重要でありますことから、集落営農法人等に加入をいただくか、規模拡大を行うなどして認定農業者になっていただくなどの対応をお願いしているところでございます。

なお、麦や大豆の機械や施設に関しては、国の「麦・大豆生産技術向上事業」というものがございまして、この中において個別の農家も事業の対象者となることが可能でありますことから、こうした事業の活用も通じ、支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝ありがとうございます。

確かに、小規模の方たちにとっては難しいということもあって、いろんな工夫などもされないといけないというふうに思いますけど、私がお聞きしたところ、集落営農をされている人たちがいらっしゃいまして、そこが農機具の場合、大体千五百万円から二千万円ぐらいの価格だということなんですけど、残念ながら、買い換えがきかないということもおっしゃっています。せっかく意欲を持って集落営農に取り組んでいても、これ、買い換えがきかないということで、何とか弾力的な運用とかができないのかといったような声もお聞きしているんですけれども、それについてはどのようにお思いでしょうか。

○田川園芸農産課長＝まず、やはり機械を入れていただいたときに、次の機械を導入するまでに新しい機械を買うことができるように積み立てを行っていただくということが基本かと思います。そうではなくて、例えば新しいものに取り組む場合に技術的にリスクがあるとか、そういったところに対して県の補助事業は支援をしているといったようなところで御理解いただければと思います。

○武藤委員＝積み立ては積み立てとしてなさっていても、耐用年数が来ても、まだ高いから、とにかく頑張って耐用年数を超えてでも自分たちは我慢して使っていこうというふうに取り組んでおられるんですけれども、やはりそれには限りがあって、積み立てが追いつかないということもあるわけですよね。なので、皆さんたち、今後、その辺も頭に入れていただけたらなというふうに思っております。

次に、「さが園芸８８８整備支援事業」についてです。

この事業の趣旨は、どういったものでしょうか。

○田川園芸農産課長＝本事業につきましては、「さが園芸８８８運動」の下、経営規模の大幅な拡大を図る意欲的な農家や新規就農者、経営コストの削減などを通じ、経営基盤を強化する農家を増やすことによりまして、稼ぐ園芸農業が実践されるよう、収穫機や園芸用ハウスなどの機械、施設等の整備に対し、支援を実施しております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝これについても事業区分や支援対象、または補助率についてどのようになっているかお示しください。

○田川園芸農産課長＝本事業につきましても、大きく四つの事業区分で実施し

ておりまして、主なものを挙げますと、経営規模の拡大や先進技術に取り組む意欲的な経営体を支援する「ステップアップ経営者育成対策」でありますとか、新規就農者の経営開始等を支援する「新規就農者育成対策」、それから、所得向上に向けた収量、品質の向上、低コスト化等を支援する「経営基盤強化対策」などとなっているところでございます。

また、補助率につきましては、県が三分の一以内、市町が十分の一以上を基本としておりますけれども、「ステップアップ経営者育成対策」や「新規就農者育成対策」、それから中山間地域での取組などに対しては、県は補助率を二分の一以内にかさ上げをして支援を強化しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝この実績についてですが、令和六年度の事業の実施件数、総事業費、県補助金は、どういうふうになっているでしょうか。

○田川園芸農産課長＝令和六年度の事業の実績でございますけれども、経営規模の拡大や新規就農者の経営開始に必要な園芸ハウスやタマネギの収穫機など省力化機械の導入でありますとか、収量、品質の向上や、低コスト化等に必要な果樹の根域制限栽培施設や省石油型機械装置の導入など、二件の繰り越しを含みますけれども、二百二十二事業主体の取組に係る総事業費約二十四億三千三百万円に対しまして、補助金約十一億四千二百万円を交付したところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝確かに、園芸関係の資材は高いというふうなことをお聞きしておりますし、二百二十二主体が利用されていて、これだけの実績になっているということだと思います。

先ほど、水田農業支援事業についてもお聞きしたんですが、事業を活用したいと思っている人、または既に活用している人からも御意見が寄せられているのではないかと思うんですけど、それについての対応はどのようになっているでしょうか。

○田川園芸農産課長＝直近の例を挙げますと、新規就農者などから、様々なコストが上がっている中で、営農開始時の負担を軽減して早期に経営を安定させられるように支援をしてほしいといった声を頂戴しております。このため、令和五年度から営農開始初年度に限りまして、園芸用ハウスの整備と一体的に整備する支柱でありますとか、動力噴霧器などといった生産資材などについても、上限額を設けながらではございますが、支援を拡充してきたところでございます。

また、新設のハウス施設整備費用が高騰する中で、県としても中古ハウスの活用を推進してきたところでございますけれども、農家などから中古ハウスの解体であるとか移設、それから附帯設備の機能向上を行いたいけれども、これらに相当の額がかかってしまうといったような声を多く聞いているところでございます。

このため、令和六年度から中古ハウスの取得、解体、移設、再建や、これと一体的に行うハウスの附帯設備の新規導入等への支援ができる「中古ハウスリノベーション対策」の事業メニューを設けるなどして、これまでも農家の声にできるだけ丁寧に対応してきたところでございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝令和五年度、令和六年度それぞれに農家の声に応えてきたというふうにおっしゃいました。あるイチゴ農家の方からお話を聞いたんですけど、施設整備に大体三千万円ぐらいかかったということで、五割の補助があったので助かったと、六十代の方なんですよ。しかし、自分がもう一回、施設を新しくし直して続けていくかどうかは、年齢的に中途半端だから、まだ分からないというふうなこともおっしゃっていました。後継者などがいたら、それを活用

しながら前に進めるのにということだったんです。

それから、トレーニングファームなどで実績を積んで、それから独立しておられるような若い方、大体三十代の方が多いと思うんですけれども、その方の将来を見たら、大体二十四、五年、三十年ぐらいは、このまま続けていけるけれども、まだ余力があって七十代ぐらいまで頑張ろうというようなときに、ちゃんとまた買い換えという形でうまくいくだろうかという不安もお持ちなんですよ。それについてはどのように考えられますか。

○田川園芸農産課長＝特に物価が上がり出したのが令和二年度の末ぐらいからということで、まだ直近の五年というところでございます。ですので、今、三十代の方が七十代のときにどうなっているかというところは、ちょっと考えづらいところもありますので、その時で、できるだけその最善の策を講じていくということになろうかというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝分かりました。この二つの県事業、私が申し上げた水田農業推進事業と、「さが園芸８８８整備支援事業」、これ、どちらも令和八年度までの実施期間というふうになっているわけです。その後、どういうふうに対応される予定なんでしょうか。引き続きやっぱり必要なんじゃないかなと私は思うんですね。どんなふうにお考えなのかぜひお聞かせいただきたいと思います。

○田川園芸農産課長＝これらの県独自の事業に関しましては、「佐賀県『食』と『農』の振興計画二〇二三」の計画期間に合わせて、令和八年度までを事業実施期間としているところでございます。

このため、次期計画の策定に向けまして、現計画の事業の成果や課題というのを検証しまして、また、農家や市町、関係団体と連携しながら、農業現場のニーズや地域の営農環境の変化も把握をしていきたいというふうに思います。

農家の皆様が、安心してしっかりと営農に取り組んで、未来につながる農業の振興を図っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○武藤委員＝いろんなお声を聞くのはいいことだと思うんですが、やはり生産現場で携わっておられる方たちの生産手段というか、そういうのをきちんと県は頑張るから、皆さんたちも安心して生産活動に頑張ってくれという意欲を示していただきたいと思っているんです。

今、本当に通り一遍のお話を、きちっと計画的にやるんだというふうなことをおっしゃっていますけど、もっと強い姿勢、立場を皆さんにアピールしていただけたらなと思うんですが、どうでしょうか。

○田川園芸農産課長＝強い意志をということでございますが、まだ令和八年度もありますので、その課題や成果をしっかり検証して、現場の意見を聞いて、そのうえでしっかりと検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○武藤委員＝一年半あるということですが、あっという間に日にちがたってしまうし、生産現場の方たちの思いもいろいろあろうかと思います。もう少し生産者の皆さんのお気持ちに沿った形での、先ほど予算要望の話も出ておりましたけれども、そういう立場で佐賀の安心・安全の農業のために部長御自身もお力を注いでいただけたらなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○島内農林水産部長＝私の考えでございますが、先ほどの課長の答弁の繰り返しになるところもありますが、令和八年度にかけまして、事業の成果ですとか課題を検証して、また、農家、市町、関係団体と連携しながら、私自身、現場に足を運びながら、農業現場のニーズですとか地域の営農環境の変化を把握するなどして、補助事業の継続の必要性も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

私からは、以上でございます。

○武藤委員＝足であちこちの現場にいつも行かれる部長が、そういう言葉を言っていただいたということは、期待しておりますので、よろしくお願いしておきます。

次に、二番目に進みます。

県内の中小企業の現状と対策についてという見出しですが、今回、千三十円という千円超えの最低賃金となりました。今までの九百五十六円から大きく引き上げられるということになったわけですけれども、物価の上昇に比べて賃金の上昇が追いついていないというふうにも言われています。最低賃金千五百円にとの願いは遠いものの、働く人たちからしたら、やっと千円台になったと歓迎されています。これは佐賀県の賃金の話です。一方、県内の中小企業、特に小規模零細事業者にとっては、コロナ禍を経て立ち上がろうとしている矢先、物価高騰という状況で大変苦しい事態になっています。

県では、今回も物価高騰対策、コロナ禍のときも本当に大変だったんですけれども、今回も物価高騰対策等も支援しておられますけれども、この支援策を効果的に行っていくためには、県内事業者の現状を適切に把握し、分析する必要があるのではないかと考えています。

そこでまず、県内の企業経営状況調査について伺いたいと思います。

佐賀県は、県内事業者に対し、アンケート調査、県内企業経営状況調査を行い、議会ごとに私たち議員にもきちんと報告をしてもらっておりますが、改めてお聞きします。

この調査対象の事業者は、どのように選定されているのでしょうか。

○横町産業政策課長＝企業の経済活動を把握するために、国が実施する経済センサス活動調査の産業分類に基づき、製造業に該当する企業二百五十社と、非製造業に該当する企業二百五十社を抽出しております。業種、企業規模、地域に偏りが生じないように考慮し、合計五百社を調査対象としております。

以上でございます。

○武藤委員＝直近の令和七年七月から八月にかけて実施された最新の調査結果は、どのようなものだったでしょうか。

○横町産業政策課長＝調査結果によれば、製造業の約三割、非製造業の約二割が「好況」または「どちらかといえば好況」と回答しております。一方で、両者とも約三割が「不況」または「どちらかといえば不況」と答えており、製造業の約四割、非製造業の約五割は、「どちらともいえない」と判断を保留しているところでございます。

経営課題では、全体として「社員の高齢化、技術・技能の継承」が最多となっております。製造業では「原材料・エネルギー価格高騰」、非製造業では「人材不足」が、それぞれ上位に挙げられております。

価格転嫁の状況を見ますと、製造業の約七割、非製造業の約五割が、二割以上の価格転嫁ができていると回答されています。一方、製造業の約三割、非製造業の約五割は、全く転嫁できていない、または転嫁率が二割未満となっております。

人材については、製造業の約四割、非製造業の約六割が「不足」と回答しております。

賃上げにつきましては、約九割の企業が実施しており、そのうち約八割が三％以上の賃上げ率となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝ありがとうございます。

次に、県内における企業倒産の状況をお聞きします。

企業倒産の現状はどのようになっているでしょうか。

○横町産業政策課長＝東京商工リサーチが、負債額一千万円以上の倒産を対象にまとめた「佐賀県企業倒産状況」によりますと、令和七年一月から八月まで

の倒産件数は、累計三十四件、負債総額は三十七億円となっております。昨年一年間の倒産件数は二十六件でございますが、八月時点で、その件数を上回っている状況となっております。

以上でございます。

○武藤委員＝前年同時期と比較しての変化と、その要因をどのようにお考えかお示しいただきたいと思います。

○横町産業政策課長＝佐賀県の昨年の倒産件数は二十六件、負債総額は二十三億円で、全国でも倒産発生率は最低水準でありました。令和七年は、前年同期比で倒産件数が二・三倍、負債総額が二・八倍に増加しております。

倒産要因は、販売受注の不信が最も多うございます。コロナ禍による売り上げ減少から業績回復に至らず、事業を断念したケースに加え、物価高や人件費の上昇が重なり、収益悪化に陥った事例などが多いと分析しております。

以上でございます。

○武藤委員＝今、答えていただきましたが、全体として、景況感が悪いというのも、いいというのも、半々ぐらいでした。ただ、今の倒産の状況をお聞きしたら、前年より悪くなっているということは明らかです。だから、佐賀県は、一概にすごくいいよとは到底言えないわけで、悪い中でも倒産がまた増えているということもちゃんと位置づけていかなきゃいけないなというふうに思っておりますが、県内の企業倒産の現状をどのように受け止めておられるんでしょうか。

○横町産業政策課長＝佐賀県の倒産件数は、令和三年から六年にかけまして各種支援策が講じられたこともあり、全国や九州各県と比べて比較的低水準で推移してきております。現時点でも倒産率は全国平均を下回っているものの、今年に入ってからは件数が増加傾向にあります。

こうした状況では資金繰りが重要でございます。信用保証協会や県内金融機関には、貸付条件の緩和や経営支援の強化を要請しており、県制度融資による支援も継続しております。

さらに、物価高や人件費の上昇が事業者の収益減少につながっていることから、生産性向上や価格転嫁など、収益力や効率化を高める取組への支援にも力を入れております。

今後も、動向を注視しながら、必要な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝財務省の福岡財務支局佐賀財務事務所が、令和七年七月二十九日に公表した「佐賀県内経済情勢報告」によれば、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」というふうにされておりますが、この評価について県としてどのように受け止めておられるんでしょうか。私、この評価は、「回復しつつある」とまで言いきれるのかどうなのか、ちょっとそこのところは疑問なんですね。どのように受け止めておいででしょうか。

○横町産業政策課長＝佐賀財務事務所が公表いたしました「佐賀県内経済情勢報告」では、個人消費や生産活動に持ち直しの兆しが見られたことから、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」と総括されています。ただし、「物価上昇などの懸念材料がある」ともされております。また、県が実施いたしました「県内企業経営状況調査」では、約半数の事業者が、業況を「どちらとも言えない」と回答しております。こちらは物価高や人材不足といった事業環境の課題が影響し、回復の実感には至っていない状況がうかがえると考えております。

こうした現状を踏まえ、県では、「賃金ＵＰプロジェクト」や価格転嫁への伴走支援、人材確保を後押しする設備投資支援、物流効率化支援、商店街振興など、効率的な施策には積極的に取り組むという姿勢で臨んでいるところでございます。

以上でございます。

○武藤委員＝今、お述べいただいたように、なかなか難しい事態にありますよね。積極的に行け行けという形ではないし、慎重に少しずつ個人消費の伸びとかに期待をしていかなくてはいけないということです。最初に述べたように、コロナ禍で本当に大変だったところが、苦しくてもようやく立ち直っていくぞというようなときに物価高騰ということになって、もう耐えられないということで廃業とか倒産という形になっていったのではないかというふうに思います。

そういう県内の実態がある中で、今回、最低賃金が改定されるということになりますが、賃金が上がるのは、地域経済にとっても、家計にとってもいいことであり、当然のことだと思うんですね。地域経済活性化のためには、やっぱり住んでいる人たちの懐が暖かくならなければなりませんし、地域の中小企業者さんたちにとっても、それはそれで一方でうれしいんだけれども、一方では また痛い面もあるということで、中小業者の支援をしつつの最低賃金アップが必要という、この両面を考えていかなきゃいけないというふうに思うんです。

そこで、最低賃金の改定に伴う賃上げに対する県の対応について伺いたいと思います。企業の賃上げに対しての県の支援は、どのように取り組まれていますか。

○野﨑産業人材課長＝企業の賃上げに対する県の支援につきましては、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」といたしまして、企業が賃上げの減少を生み出すための生産性や付加価値向上の取組をこれまで支援してまいりました。

さらに、今年度からは、「ＮＥＸＴ賃金ＵＰプロジェクト」として、賃金を一〇％以上引き上げた中小企業への補助率、補助上限額の引き上げなど、支援を強化しているところでございます。

また、このプロジェクトでは、県、国、商工団体、士業団体などによる支援チームを結成いたしまして、経営課題の解決や業務改善に向けた専門家の派遣や申請事務のサポートなど、オール佐賀で様々な支援を行っているところでございます。

今議会におきましても、補助金の予算を提案しておりまして、引き続き、企業が先を見据えて業務改善や成長に踏み出せる環境づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝佐賀型賃金アップ事業に取り組んでいただいて、それはそれでありがたいと思います。これは、生産性向上ということになっていると思うんですけど、資金的または人的な理由で設備投資など生産性向上の取組が困難な事業所もあるというふうに思うんですね。それについてはどのように考えておられるでしょうか。

○野﨑産業人材課長＝県といたしましては、今後も持続的な賃金の引き上げが必要であるという立場から、賃上げの原資を生み出すような取組が重要であると考えておりまして、生産性向上と価格転嫁を二つの柱として企業支援に取り組んでいるところでございます。

支援の実施に当たりましては、できる限り現場の声を反映しながら、より使いやすい制度となるように改善を重ねております。

例えば、当初、補助対象を小規模事業者のみとしておりましたが、中小企業や従業員がいない事業者にも対象を拡大するなど、これまで柔軟に対応してきたところでございます。

そういった改善の成果などもございまして、これまで延べ千二百二十もの企業の方々が業務のデジタル化や販路拡大、新商品開発など、生産性向上に取り組んでいただきまして、大変好評をいただいているところでございます。

また、県では、企業が生産性向上の取組に踏み切る後押しといたしまして、

令和六年度二月補正予算で国の業務改善助成金への上乗せ補助を準備いたしました。この補助金は、国が実施する業務改善助成金の自己負担分を県が上乗せ補助するものでございまして、事業者が実質的な負担がなく生産性向上に取り組めるものでございます。多くの事業者の皆様にぜひ御活用いただきたいと考えております。

また、先ほども御答弁いたしましたが、県では、令和五年九月からオール佐賀での支援チームを結成いたしまして、専門家の派遣を行っているところでございます。補助金の活用方法から申請書の書き方まで企業に寄り添った丁寧な対応を心がけております。

それぞれの企業の状況は様々あるかと思いますが、今後も賃上げの原資を生み出す生産性向上の取組を一生懸命支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝いろんな努力をしていただいているのは分かります。お聞きしておりますと、ほかの県で県の取組として生産性向上だけでなく直接支援をしているところがあるということでした。どんなことをしているか、つかんでいらっしゃいますでしょうか。

○野﨑産業人材課長＝賃上げに対する企業への給付金など直接的な支援について、最低賃金の大幅な上昇を受けて幾つかの県で実施されている、あるいは実施予定であるということは承知しておりまして、我々も高い関心を持って注視しているところでございます。具体的には、岩手県、群馬県、栃木県などで実施されていると承知しております。

以上でございます。

○武藤委員＝深い関心を持って注視していくということです。岩手県の場合、岩手県は、さっきおっしゃったうちの一つですが、二〇二三年に物価高騰対策賃上げ支援金というのをつくって、事業費は二十一億円で、県内中小企業等の賃上げの加速化を図るということです。これによって必要な人材を確保していくんだということで始めておられます。従業員一人当たり五万円、最大二十人分を支給して支援するんだということで、昨年十一月二十八日の申請時では、件数が二千八百九十六件あったということです。従業員の数がどういう状況になっているかというと、一人から四人のところが二八％受けているということです。五人から二十人のところが四二％を占めている、二十一人から五十人が一八％、そして五十一人から百人が八％で、百一人以上のところは五％ということで、とても喜ばれて、このことを続けておられるということでした。

徳島県では、今年はやっておられないんですけれども、二〇二四年六月補正で四千七百万円出したということです。先ほどの岩手県と比べると額は小さく、事業内容も小規模だとは思うんですけど、中身としては賃上げ応援サポート事業ということで始まったんだけれども、そこの中には生産性向上とかも入っていたらしいんですが、県民の方たちのお声によって賃上げ直接支援金という名前になって事業をされたということで、今年度はなかったということなんですけど、岩手県の例に見られるように、本当に頑張っていただいている県もあるんだなというふうに思いました。

群馬県と栃木県の例については、私もまだ詳しくは知らないんですが、こういったやり方について佐賀県はどのように思われるのか。そして、佐賀県も学んで実施していただけたらなと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○野﨑産業人材課長＝直接的な支援につきまして、それぞれの県がいろいろと工夫を凝らして実施されているということかと思います。他県の制度の詳細につきましても、我々、関心を持って注視しておりまして、県によっては、予算の制限等もある中で、企業の賃金額であったりとか、対象となる従業員の年齢であったりとか、様々、受給の要件がある県もありまして、業種間であるとか、企業間の公平性をどう保つかというあたりで非常に苦労されているのかなと

か、あるいは先着順で受付をされている県がほとんどかと思いますけれども、申請事務への対応能力で受給ができたり、できなかったりとか、そういったこともあり得るのかなと。予算的な制約もあるのかと思いますが、なかなか難しい課題がいろいろあるのかなというふうに感じているところでございます。

県といたしましては、今後も持続的な賃金の引き上げが必要であるという立場から、生産性向上など、賃上げの原資を生み出すような取組が、やはり効果的であると考えておりまして、これまで実施してきた生産性向上の補助金には非常に多くの申請をいただいております。多くの企業に御活用いただいておりまして、大変好評の声もいただいておりますので、引き続き、このように企業支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員＝私は、別に生産性向上のための県の事業を否定しているわけではありません。ただ、今回の最低賃金の上げ率を見ると、七十四円上げるということになるわけです。そういうことから賃上げの原資を生み出すということに力を入れておられるとしても、地域経済全体が回っていくというようなことにするには懐が暖まらなくちゃいけないし、それから、消費税を減税してほしいという声が多いにもかかわらず、それは、今、政権がごちゃごちゃあっている中で、うやむやになっているというふうなことだとか、いろんな状況があります。

だから、本当に地域経済をよりよくしていくための一つの方策が賃上げでありますし、そこが本当にこぞって賃上げされてよかったねと言えるような状況をつくり出すためにも、いろんな努力、工夫を県としてしていただけたらと思うんですね。

一方で、賃上げに伴う社会保険料も企業の負担分が増えるということもあって大変だと思うんですね。これについて国はこういう支援をしていないのかどうなのか。するとは言っていないと思うんですけど、それに対して県としての支援は考えないのかどうなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○野﨑産業人材課長＝社会保険料等の企業負担につきまして、一定要件を満たす企業の従業員が、賃金が増えたことで新たに社会保険が適用されるということになりましたら、委員御指摘のとおり、企業側としましては、新たに保険料の負担が発生することになります。

これに対しまして、国においては、「年収の壁・支援強化パッケージ」といたしまして、キャリアアップ助成金など、一定要件の下での支援を実施しているということは承知しておりますが、社会保険料等の企業負担の増加分に対する給付的な支援ということでございますと、制度に関係する日本年金機構ですとか、佐賀労働局にも確認いたしましたが、こちらは実施していないということでございました。

県の支援ということでございますが、その対策も含めまして、社会保険制度自体、国が所管しているものでございます。県といたしましては、引き続き、生産性の向上などの賃上げの原資を生み出す取組に注力していきたいと考えております。

国に対しましては、企業や商工団体等の声を丁寧に聞き取りまして、柔軟な支援につながるような施策をしっかりと要望したいと思っております。

以上でございます。

○武藤委員＝柔軟に対応していきたい、そして、いろんな声も聞いていきたいというふうなことをおっしゃいましたが、さっき言ったように、直接支援について県として努力をしているところもあるわけです。新たにそういう努力をしようとして立ち上がったところもあるわけです。

だから、佐賀県でそれに取り組むということを目指してもらいたいけれども、でも、本当は県だけでは無理な事業だというふうに思うんですね。これ、国が

しっかり最低賃金を上げていくぞと、全国的に同じような最低賃金にしていくぞという気持ちがない限りは、なかなか進まないと思うんです。せっかく千三十円になるということで喜んでいる佐賀県内の最低賃金にしても、労働者の皆さんにしても、家族の皆さんにしても、本当にそれがきちんと実施されるように、国に対しても、中小企業予算を増やして直接支援に踏み切ってほしい、あるいは何らかの支援方法を考えてほしい。こういうことをしっかり求めていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○野﨑産業人材課長＝最低賃金の引き上げによる事業者の負担増に対しまして、最低賃金の引き上げを求めている国が支援を行うべきという御指摘につきましては、県といたしましても、企業や商工団体などからの御要望の声をしっかり聞きながら企業に寄り添った支援になるように、国に対して要望を行っていきたいと考えております。

先日、最低賃金の議論が本格化するタイミングで厚生労働省と内閣官房の幹部とオンラインで意見交換をする機会がございました。その際には井手部長から、県としても企業支援に取り組んでいくので使い勝手のよい支援策を検討いただくように要望したところでございます。

県としては、このような様々な機会を捉えまして、企業が前向きに賃上げに取り組むための支援に活用できる予算の確保など、国に要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○武藤委員＝くれぐれも、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、県内の伝統的地場産業についてお聞きします。

佐賀県には、これまで大切に受け継がれてきたすばらしい伝統的地場産業があります。どれもが技術や技法に優れており、県民にとって誇れるものだと思っています。特に、伊万里・有田焼を代表する陶磁器産業は、四百年の歴史を持ち、世界に誇る佐賀県産業の象徴とも言えるものだと自信を持っています。

県庁内においては、今年四月から伝統産業支援室が設置され、県内の伝統的地場産業に目配りがされ、きめ細やかな支援もされるだろうと期待も持っております。

まず、伝統的地場産業についてお尋ねしますが、県内では伝統的地場産業はどのようなものとして位置づけられているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○近野伝統産業支援室長＝県内の伝統的地場産業につきましては、長い年月をかけて多くの人々が技と心を注ぎ、なりわいの集大成として受け継がれてきたかけがえのない存在でございます。佐賀が世界に誇る本物であり、県民の誇りでもあります。守り、磨き、未来へつなぐべき大切な産業と認識しております。

現在、佐賀県の伝統的地場産業の産品につきましては、国指定の伝統的工芸品として伊万里・有田焼と唐津焼の二品目が指定されております。また、県指定の伝統的地場産品は、佐賀錦、諸富家具・建具、名尾手漉和紙、西川登竹細工などの工芸品十品目と、嬉野茶などの食品三品目の合計十三品目を指定しております。また、そのほかに尾崎人形や、のごみ人形などがございます。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝今、お答えいただいた伝統的地場産業、工芸品ですね、本当にすばらしい、どれもがそういう位置づけをされて当然だなというふうに受け止めております。また、伝統産業支援室が四月からできたということを先ほど述べましたけれども、これまでの半年間、どんな取組を行ってこられたのかお示しいただけたらと思います。

○近野伝統産業支援室長＝私たち伝統産業支援室のミッションでございますが、佐賀の誇る伝統的地場産業の振興でございます。文化と技術を継承しながらチャレンジを重ねる産地の価値を次の時代につなげるために、これまでも現

場に寄り添いながら支援に取り組んできたところでございます。具体的には大きく三つございます。

一つ目は、販路拡大と商流の創出、そして、そのためのブランド力の強化でございます。例えば、伊万里・有田焼、諸富家具・建具では、海外でのテスト販売や商談会を実施しております。また、名尾手漉和紙、肥前びーどろは、商品開発や展示会の実施に加え、バイヤーやデザイナーなどのクリエーターと連携した海外展開を支援してまいりました。

二つ目でございますが、産地の足元を支える取組でございます。今回の陶土価格の高騰など、物価高や設備の老朽化など現場の課題に向き合い、将来の成長にもつながる支援に取り組んでおります。

三つ目でございますが、後継者育成と地域連携による次世代への継承でございます。西川登竹細工では、職人との交流機会を創出し、担い手の確保を進めてまいりました。また、鍋島焼につきましては、今年が開窯三百五十周年であることを契機に、大阪・関西万博で「献上の歩み展」を開催いたしますし、そのすばらしさを国内外へ発信してまいりました。また、来年二月には県立美術館での展示も予定しております。

なお、文化・観光局や窯業技術センターなどの技術・人材育成機関とも連携し、組織横断で取組を進めております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝半年間で取り組んでおられる状況が分かりました。

この中から佐賀県が世界に誇る陶磁器産業について伺っていきたいと思います。

伊万里・有田焼は、独特な分業制が確立していて、いろんな業態で成り立っております。一般的には、物を生産し、卸ルートに乗せて小売業務に届いて販売するといったものでありまして、この陶磁器産業は本当に独特な分業制なんですね。

それについて県では現状をどのように認識しておられるでしょうか、伺いたいと思います。

○近野伝統産業支援室長＝陶磁器産業につきましては、高度な技術と特殊な技法を要する一方、効率的な生産体制が求められ、多くの工程が分業で構成されております。また、製造や流通の過程では、佐賀と長崎の県境をまたぎ、工程ごとに県を行き来するなど、複雑な分業体制となっている例もございます。

分業化された各業態は、ライフスタイルの変化、低価格の輸入品の増加、国内市場の縮小、後継者不足など、様々な課題に直面していると認識しております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝いろんな工程で、いろんな分野でお仕事をされている、そういった人たちが携わっておられるわけですよね。かつて、バブルの崩壊やリーマンショックの頃も、有田焼の現場でお仕事に携わっておられる方たちは御苦労が多かったというふうにお聞きしております。そしてまた、コロナ禍や最近の物価高騰で苦しい時代に新しい商品購入を我慢するという中で、陶磁器産業への影響は、とても大きいと思います。

今回の補正予算案では、今年八月に陶土の原材料である陶石の価格が本当に急激に上がったということもあって、陶磁器産業は他産業以上に厳しい経営環境に置かれているということです。

「佐賀の焼物・陶土価格高騰緊急応援事業」が今回上程されております。そこで、この事業の狙いや考え方についてお示しいただけたらと思います。

○近野伝統産業支援室長＝県内産業につきましては、製造、非製造業を問わず、物価高や人材不足といった課題に直面しているため、県では、「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」を通じ、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するなど、

幅広い取組を実施しております。

その中で、伊万里・有田焼をはじめとする陶磁器産業も人材不足や設備の老朽化に加え、陶土価格の上昇など、業界特有の課題を抱えて厳しい状況にございます。

本事業では、陶土価格高騰への激変緩和を行うとともに、事業者の生産性向上を支援し、陶磁器産業の継続と発展を目指すこととしております。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝陶土事業者の現状について、それから、そこへの支援、それはどのようになっているのか明らかにしていただけたらと思います。

○近野伝統産業支援室長＝陶土につきましては、陶磁器産業の源流にあるインフラであり、基礎的で不可欠なものでございます。陶土事業者も他産業と同様、人材不足や設備の老朽化など、様々な課題に直面しているところでございます。

今回の陶土価格の値上げを踏まえ、陶土組合に加入する県内全ての事業者に意見を伺いました。その結果、機材を新設するよりも補修の支援を求める声が多くございました。例えば、陶土を練り上げる真空土練機のオーバーホールや、粉末にした陶石をためるホッパーという機材の内張りの交換などでございます。こうした声を踏まえ、支援が可能となるよう、制度設計を進めてきました。引き続き、今後も現場の声をできる限り反映しながら、より効果的な施策に取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝もちろん、陶土そのものは焼き物の源流にあるんだというふうな位置づけなんですが、ろくろを回したり、絵を描いたりという作業に携わっておられる方たちお一人お一人も、大変苦しい、仕事が思うようにないというようなこともあっているのではないかと思います。そういったところにもちゃんと目配りをしていただけたらというふうにお願いしておきます。

佐賀県を代表する伊万里・有田焼をはじめとした伝統的な地場産業への支援は、とても大事なことだと思っています。伝統産業支援室としての役割と認識をこれからも発揮してもらいたいというふうに思っております。

今後、どのように取り組んでいかれるのでしょうか、決意も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○近野伝統産業支援室長＝伝統産業の産地につきましては、長い歴史の中で人が集い、技術が根づき、文化が息づいてまいりました。これまで幾度もの挑戦が重ねられ、その中で進化を遂げ、地域に浸透して、それぞれが佐賀の価値を形づくる大切なものでございます。

これらを踏まえつつ、現場の声を聞きながら、産地や事業者とともに課題に向き合うとともに、意欲のある事業者のチャレンジを支え、自走できるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

その上で、今後も販路拡大や人材育成、生産性向上、情報発信など、様々な取組を進めながら、産地や事業者とともに伝統的地場産業を次の世代へとつなげていくことに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○武藤委員＝御答弁いただきまして、本当にこの室ができたということは、改めてよかったなというふうに思っております。そういう部分にしっかりと光を当てて頑張っていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○弘川委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後三時四十六分　休憩

午後三時四十八分　開議

○弘川委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○弘川委員長＝まず、乙第五十一号議案「国営土地改良事業に対する市町の負担について」を採決します。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝起立者多数と認めます。よって、乙第五十一号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第四十号議案中本委員会関係分、乙第五十二号議案及び乙第五十九号議案、以上三件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○弘川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上三件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○弘川委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○弘川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答について、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後三時五十分　閉会

速記者　石　川　裕　子

農林水産商工常任委員長	弘川貴紀
同　副委員長	桃崎祐介
会議録署名者	西久保弘克
同	定松一生
同	下田寛
同	武藤明美
議会事務局長	真坂昇
議事課委員会担当係長	武藤久祥

令和七年九月二十五日（木）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

順序 ＼ 月日	九月二十五日（木）	九月二十六日（金）
1	（現地視察）	八谷　克幸　199　頁
2		野田　勝人　212　頁
3		石丸　太郎　231　頁
4		石井　秀夫　238　頁

午前十時二分　開会

○冨田委員長＝おはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○冨田委員長＝会議録署名者として留守茂幸委員、岡口重文委員、酒井幸盛委員、以上の三名を指名いたします。

次に、九月十九日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす二十六日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは、直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時三分　散会

議事課議事・記録担当主査　松　尾　重　治

令和七年九月二十六日（金）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於　第一委員会室

地域交流・県土整備常任委員会

委員長	冨田幸樹
副委員長	古賀和浩
理事	留守茂幸
〃	岡口重文
〃	野田勝人
委員	石井秀夫
〃	石丸太郎
〃	八谷克幸
〃	酒井幸盛

午前十時二分　開議

○冨田委員長＝ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○八谷委員＝おはようございます。常任委員会の質問、一日だけですけれども、三項目について通告をしておりましたので、その順に従って質問をしてまいります。

まず一番目は、城原川ダムの建設促進についてお尋ねをいたします。

御承知のように、城原川ダム事業につきましては、昭和四十六年の予備調査以来、約半世紀が経過し、平成三十年の事業着手を経て、やっと昨年度から個別の用地補償協議が開始されたところであります。今年度は県が約三十九億円の予算を確保して用地の先行取得を進めており、水没地域の住民の生活再建が着実に進展すると期待をしております。

集団移転地として整備が進められている二カ所のうち、志波屋地区では既に造成工事が完了しており、間もなく住宅建設に向けた準備が本格化すると承知をいたしております。加えて、平ケ里地区においても造成工事に着手をされております。

水没地域の住民の皆様におかれては、長年にわたりダム問題に翻弄され、大変苦労されてきております。地域の人口減少と高齢化が進む中、一日も早く安心した生活を送っていただくために早期の生活再建につなげていくことが重要であります。

県では、今年度から東部土木事務所内に城原川ダム対策課を新設し、国に代わって地権者との契約締結や補償金の支払いなどの事務を行い、短期間に集中的な用地取得を進める体制を整備していると聞き及んでおります。水没地域の皆様の生活再建を一層加速化し、ダム事業を強力に推進していただきたいということで、次の点を質問いたします。

まず、城原川ダム事業の進捗状況についてですが、全体のうちどういうふうな進捗状況になっているのかお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長＝現在、城原川ダム事業につきましては、国によりダムの本体に関する調査設計ですとか、ダム建設に伴い付け替えが必要となる県道三瀬神埼線の調査設計が進められております。また、令和六年一月に損失補償基準協定書の調印が行われまして、昨年七月から開始されました水没地域の方々への個別の用地補償協議が今年度から本格化しているところでございます。

水没地域の皆様は、半世紀以上にわたって御苦労をされております。県では、元気なうちに早く安心した生活を送りたいという水没地域の皆様方の切実な思いを早期に実現できますよう、令和七年度に約三十九億円の用地先行取得の予算を確保するとともに、国と連携して用地取得に当たるために東部土木事務所に城原川ダム等対策課を新設いたしました。また、神埼市と国におきまして、市内の志波屋地区と平ケ里地区の二カ所で集団移転地の造成工事が進められております。

このように、城原川ダム事業は国、県、市の連携の下、一つ一つ段階を踏みながら着実に進捗しているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝付け替え道路の説明なんかを含めて、地元への説明を、これからしっかりよろしくお願いしておきたいと思います。

そこで、用地補償協議の進捗状況についてでありますけれども、まず水没地

域の個別補償協議が進められておると聞いておりますけれども、そのうち集団移転される方の契約状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長＝水没地域の移転対象全五十世帯のうち集団移転を予定されておりますのは、志波屋地区に十世帯、それから、平ケ里地区に十五世帯の合計二十五世帯でございます。このうち志波屋地区に移転予定の十世帯につきましては、現在、用地補償協議が行われておりまして、順調に契約手続が進められているところでございます。また、平ケ里地区につきましては、十五世帯が移転予定でございますが、造成工事の進捗に合わせまして、今後、用地補償協議が進められると聞いております。

以上でございます。

○八谷委員＝移転対象は大体五十世帯ということでございました。そのうちに二十五世帯の話がございましたけれども、そのほかの方は個別に協議がなされ、個別移転の状況になっていると思いますけれども、そういった個別の契約の状況については、どういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長＝個別移転者につきましては、二十五人、五世帯ございます。この個別移転につきましては、移転先などが世帯ごとに様々でありますことから、各世帯の事情に配慮しながら用地補償協議が行われておりまして、着実に契約の手続が進められているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝移転を各地区にされて、その先々の状況によって多分違うということでございまして、そこの中の細かい点についてはちょっと個人情報にも関係するということで、先の細かいことは聞けませんけれども、契約状況は大体どれくらい進んでいるというのは言えますか。

○前山城原川ダム等対策室長＝全体の契約状況についてのお尋ねだったと思いますけれども、その用地の契約状況につきましては非常にデリケートなところがございまして、今現在、補償協議が国のほうでも行われておりまして、地元の方々の不安につながってはいけないと思いますので、この場ではお答えを差し控えさせていただきたいと思います。大変申し訳ございません。

○八谷委員＝集団移転の状況なり、あるいは個別移転の状況も詳しく聞きたかったんですけれども、現在、話がちょうど進んでいる最中で、そういったところがつまびらかになるといろいろ影響が出るというようなこともあって、ちょっとできないということでございます。

それで、次に集団移転地の整備状況についてお尋ねをいたします。

やはり移転先の確保のめどが立たないと用地取得契約には至らないと思いますけれども、集団移転地の整備状況、先ほど集団移転地については平ケ里、志波屋地区ということでございました。それぞれ移転地の整備状況はどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長＝志波屋地区につきましては、令和六年十二月に造成工事に着手されております。本年八月に工事が全て完了しております。

一方、平ケ里地区におきましては、本年五月に造成工事に着手されておりまして、これまでに擁壁工事ですとか調整池の地盤改良工事等がおおむね完了しております。

今後は、宅地の盛土ですとか調整池本体の工事等が予定されておりまして、令和八年三月末の工事完成を目指すとされているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝来年三月には移転の準備が全部完了という予定ですね、分かりました。

それで、集団移転をされる方につきましては、やはり受け入れ地区との問題、十世帯なり十五世帯がそれぞれの地区に行かれるわけですけれども、そういった移転地の受け入れ状況というか、受け入れの体制、そういったものはどうなっ

ているのかお尋ねをいたします。

○前山城原川ダム等対策室長＝集団移転先となります地区からは、移転により新たに地区に加わる方々と、移転に向けた交流を望む声があると聞いております。移転される方々の生活再建を進めるためにも移転先の地区の方々と顔の見える関係が構築されまして、良好なコミュニケーションが図られるということが大切だと考えているところでございます。

このような中、志波屋地区におきまして、本年八月二十三日ですけれども、志波屋公民館におきまして、国、県、市も同席の下で地区役員様と移転者の方々との意見交換会が開催されたところでございます。

この意見交換会におきまして、地区の役員のほうから志波屋地区はよいところなので安心してくださいといった歓迎の意思が示されておりまして、その中では地区の人口ですとか世帯数、それから班の数など基本的な情報と、消防団などの地域的な活動などについて御紹介がされまして、和やかな雰囲気の中で意見交換が行われたということでございます。

移転者からは、志波屋地区の皆さんに温かく受け入れていただいて感謝している、これから交流を深めていきたいというような、今後の生活再建に向けて前向きな声が寄せられたところでございます。

平ケ里地区につきましても、志波屋地区と同様に移転者と移転先の交流が進みますよう、造成工事の進捗状況も見ながら、今後、神埼市と連携して支援を行ってまいります。

今後も、城原川ダム事業に協力していただいております水没地域の住民の皆様の不安な気持ちが少しでも解消されまして、生活再建が円滑に進みますよう、引き続き国、それから神埼市と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○八谷委員＝工事が先行している志波屋地区については、八月二十三日に地区役員との意見交換会もされたということでございました。私も何回か行っておりまして、八月の以前にも今度来られる方との協議というか、いろいろ情報交換したというふうな話を聞いておりまして、非常に受け入れ体制をしっかりとしておられるなということで一応安心したところでございます。今後、移転になってからも地域の交流、そういう地域の皆さんとの交流はやっぱり公民館を中心にされると思いますけれども、今、公民館への道路だとか、平ケ里地区についても道路の問題とかいうことをちょっと疑問視というか、ちょっと不安に思っておられる点を聞きましたけれども、何かそういった点で地元からの要望は聞かれたことはありませんか。

○前山城原川ダム等対策室長＝志波屋地区、それから、平ケ里地区の二カ所の集団移転地につきまして、その整備に関連した地元からの要望の声があるということは承知してございます。どちらも道路で、市道に関するものでございまして、歩道の整備ですとか道路の拡幅に関する御意見であったと伺っております。道路の管理者でございます神埼市でも当然把握されておりまして、どのような対応ができるのか、地元の地区へも相談しながら検討していく予定であると聞いてございます。

地域にふさわしい対応策について、県といたしましても市と一緒になって考えて伴走支援をしてまいります。

以上でございます。

○八谷委員＝平ケ里も志波屋も、どちらも道路の問題が非常に苦慮をされております。先ほど申し上げました志波屋のほうでは、地区の皆さんとの交流の場である公民館への通路が、やっぱり交通状態が心配だというような声も聞かれますし、また、平ケ里地区におきましても、集団移転予定地のそばに大きな新しい団地ができております。その団地には子供さんがたくさんおられ、通勤通学のいろんな車両がかなり通るということで、そこの道路が非常に狭いという

ことでございます。もちろんこれらの道路については市の管轄でされると思います。農道かどうかはちょっと分かりません、市道かどうか分かりませんけれども、そういった点については、県としてもしっかり相談に乗っていただくようによろしくお願いをしたいと思います。

それともう一点、付け替え道路の問題があります。

まだはっきりとされておりませんけれども、こちらから、下流からの出発点となる小渕地区におかれては、どの辺からどういうふうに入るのかというふうなことも非常に心配をされております。いわゆる移転をすべきなのかどうかということを含めて問題が出てくると思いますし、路線によってもどういったことができるか分かりません。そういったところでは、やっぱり地域の皆さん、特に営業をされているところについては、今後、投資をするかどうかというふうなこと、移転をするかどうかといったことも非常に大きな問題として、路線の計画によってはそういったことも考えられますので、国と県、市一緒になって地元の方等への情報公開をよろしくお願いしたいと思います。

そして、この関係ですけれども、関係というか、移転されてこれからの脊振地区と神埼地区との道路を整備しますけれども、その道路が令和五年の災害で片側通行になっています。それ以前もこの地区については片側通行が大分ありまして、地元では何とか片側通行を早く、早く解消してくださいということを言われておって、今また一昨年の災害でそういう状況にありますので、そこの片側通行を早期に復旧していただきたいと思いますけれども、完成の見込みというか、大体どういう状況になっているのかお尋ねいたします。

○江口道路安全推進室長＝委員からお話のありました場所につきましては、令和五年七月の豪雨により、城原川及び県道の三瀬神埼線で災害が発生しまして、全体で四区間において片側交互通行の規制を行っているところでございました。

その後、災害復旧に取組をしまして、令和七年三月までに神埼市街地のほうから三区間につきまして工事を順次行いまして、現在、通行規制を解除しているところでございます。

残る一カ所につきまして、今年五月に工事が一部完了したことから、通行規制のほうを二百メートルしていたのを百メートルのほうに縮小したところでございます。

残る百メートル区間につきましては、河川内に工事用道路を設置しての復旧工事となるため、大雨などに対する工事中の安全を確保するために、出水期でありますす九月末までは工事に着手できないということで、非出水期となります十月から工事のほうに着手いたしまして、七年度内の完成を目指して取り組むようにしているところでございます。

これまで通行規制が長く続いていることもありまして、今後も地元への丁寧な情報提供を行いながら、早期復旧に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○八谷委員＝地元への情報提供はよろしくお願いしておきます。

あの中でも、片側通行の時間の短縮をする、簡素化もいろいろしますということでありましたけど、結局、それの設置ができなかったというようなこと。それから、何年も何年も今までされておった中での今の状況ということですから、とにかく一日も早い完成を、今年度中にはということでございましたので、完成を目指してぜひしっかり頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次は、二項目めの吉野ヶ里歴史公園の新たな取組についてお尋ねをいたします。

今回の九月の定例議会で、私は一般質問で「我が国のクニの始まりをほうふ

つとさせる」という言葉を何回も何回も使わせていただきました。それだけしっかりＰＲ、アピールをしてくださいという意味を込めてでございますが、知事も演告やさきの一般質問の答弁の中で「吉野ヶ里遺跡は世界に誇る佐賀の大切な財産」とか「まさに世界に誇る佐賀の宝」と述べられております。私も全く同感でございまして、このすばらしい吉野ヶ里遺跡を未来に引き継いでいかなければならないと思っているところであります。

その遺跡を含む吉野ヶ里歴史公園は、国の特別史跡である国営区域五十四ヘクタール、県立区域六十三ヘクタール、合計百十七ヘクタールの特色ある公園でございます。

国営区域では、令和四年五月に十年ぶりに日吉神社跡地、いわゆる謎のエリアの発掘調査が行われ、石蓋に線刻を持つ石棺墓など全国から注目を集める重要な発見が相次ぎました。ニュースでたくさん出ましたので、耳に新しいところだと思います。

さらに今月下旬からは隣接区域で発掘調査が再開され、また、情報発信にも取り組まれていると聞いております。

今後、新たな発見に期待するとともに、吉野ヶ里遺跡がさらに全国に広がり、認知度が高まっていくことをしっかりと願っております。

また、私はこれまで何度も博物館の整備を言ってまいりましたが、一般質問では知事から答弁の中で、「吉野ヶ里遺跡は魅せる収蔵庫という形で、いわゆＴＨＥ博物館ではないものを」ということで、知事としてはＴＨＥ博物館ではないということを言われましたが、そういった「魅せる収蔵庫」ということを言われまして、いずれにしろ、吉野ヶ里が今のプレハブの展示場ではないしっかりした収蔵庫ができて、そしていろんな方に重要文化財を含めていろんなものを見ていただく、そういう施設をぜひともということで早急に事業の検討を始めていただきたいということを申し上げて、そうするという答弁はいただいたところであります。

そこで、遺跡の発掘ではそういう調査が片一方でありながら、公園の県立区域では芝生広場や大型の遊具で遊んだり、家族の皆さんが友達と一緒にバーベキューを楽しんだりと、歴史ファンのみならず、ファミリー層を中心に県内外からたくさんの来園者が来ておられます。

このような中、現在、県と株式会社スノーピークが中心となり、官民が連携して来園者が吉野ヶ里遺跡のすばらしさを感じながら、アウトドア体験などを楽しむといった公園の新たな活用に取り組まれており、期待を寄せているところであります。

特に吉野ヶ里公園駅北側一帯には、今、役場庁舎が進んでおります。まだこれから先、図書館なりコミュニティセンターなりのいわゆる公立の施設ができ、また一方では、そばには吉野麦米、またその上流域にはフォレストアドベンチャーといった民間施設も開設しておりまして、ここにまた新たな収蔵庫もできれば本当にいろんな人的な交流の場ができると思いますので、しっかりと取組をお願いしたいというふうに思います。

いずれにしろ、今の民間との取組が多くの方に吉野ヶ里公園に来ていただくと同時に、今申し上げました新たな人の流れ、これが生まれて地域全体に、経済に大きく寄与していく波及効果が多分に出るというふうに思いますので、そのためにはしっかりと地元市町と情報共有を図りながら連携をしていくことが大事だと思っております。

そこで、まずは、官民連携事業の目的についてお尋ねをいたします。

県と株式会社スノーピークを中心とした官民連携による新たな公園の活動の取組、どんな目的で行われているのかお尋ねをいたします。

○小寺まちづくり課長＝吉野ヶ里遺跡は、日本を代表する弥生時代の遺跡でございまして、その出土品も含めてとても価値の高い、佐賀が誇るすばらしい財

産です。多くの人に訪れて知っていただきながら、後世につないでいかなければならないと考えております。

今週初めの二十二日には、謎のエリアやその周辺の発掘調査が再開されるなど、歴史的価値がさらに高まる取組が展開されています。

この遺跡を含む吉野ヶ里歴史公園をより多くの方に御利用いただきたいと考えておりまして、令和三年度に公園を利用している方が求めているニーズや公園の課題について整理を行いました。

具体的に申し上げますと、カフェやレストランなどの飲食機能や、キャンプやグランピングなどの滞在型アウトドアの充実などへのニーズが高いということを把握しております。

また、課題といたしましては、日帰り利用が主で、エリアの滞在時間が短く、地域活性化への寄与が十分でないということや、北口エリアの利用が少なく、公園のポテンシャルを十分に生かし切れていないということが挙げられます。

こうした公園へのニーズや課題に迅速かつ柔軟に対応し、公園に新たな価値を生み出すため、官民連携の手法を導入いたしまして、民間の資金やノウハウを活用した施設の整備と運営を行うこととしております。

これによりまして、公園を訪れる多くの方に吉野ヶ里遺跡を見て、その歴史的価値を体感いただき、この公園のすばらしさを知っていただくことを目的としております。

以上でございます。

○八谷委員＝今答弁にありましたように、佐賀が誇るすばらしい遺跡ということで、もともと滞在時間が短い、何とか飲食機能、宿泊機能、そういった念願として、ずっと長い間、平成十三年の開園以来、そこの問題は非常に問題としてあったわけでございますが、なかなか飲食機能もあまり大きく繁盛したというふうなことがありませんでしたので、何とかここで民間のノウハウ、知恵をしっかりお借りした形でできればというふうに思っております。

先ほど申し上げました飲食機能、あるいは宿泊ということで、吉野ヶ里に滞在してもらう、その中で歴史的な遺跡を、邪馬台国遺跡をしっかり見ていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

現在、公園内で進められておりますけれども、具体的にはどのような施設が計画されているのかお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝今回、県と日本を代表するアウトドアメーカーであります株式会社スノーピークを中心とした共同体が連携しまして、県立公園のエリアに交流拠点施設やキャンプなどが体験できる施設を整備する計画としております。

具体的には、西口エリアでは、遊びの原の北側にカフェ、レストラン、物販などの機能を備えまして、公園内外の周遊を促します交流拠点施設と、弥生の風景を望み、ここでしか体験できない滞在空間を創出する宿泊施設及びキャンプフィールドを整備し、また、北口エリアには、古代の森の中で暮らすような個性あふれる宿泊施設とキャンプフィールドを整備する計画としております。

全国には、本公園のほかに国営飛鳥・平城宮跡歴史公園や国営沖縄記念公園といった歴史公園がございますけれども、歴史公園内でのキャンプや宿泊施設は、この吉野ヶ里歴史公園が日本初となります。これらの整備により、ニーズの高かった飲食機能やアウトドア機能の拡充や課題などに対応し、吉野ヶ里歴史公園全体の価値をさらに高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員＝いっときでも滞在時間を延ばしてもらうような施設ということで、今のような話が、施設がございました。

とにかく滞在してもらうこと、そのことが非常にあれですので、今ほど申し

上げたような、世界に誇る、日本が誇る財産、この吉野ヶ里遺跡を中心にしっかりとそういった点も含めて進めていただきたいと思います。

工事の進捗状況でございますけれども、今、西口広場のほうで建築工事が進んでおります。建物の形が見えてきたものもありますけれども、完成に向けて期待も高まると思いますが、工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○小寺まちづくり課長＝公園の施設整備につきましては、民間事業者と県で分担し、工事を進めているところでございます。

民間事業者では、今年四月に西口への交流拠点施設の建築工事に着手されておりまして、八月に建物の柱や壁などのコンクリート打設を終えております。現在、屋根の取付工事が進んでおりまして、先ほど委員からお話がありましたように、現地に建物の姿形が見えてきたところでございます。今後、屋根の取付工事が進んでいきましたら、内装や設備工事にも順次着手していく予定と聞いております。

また、西口エリアと北口エリアの宿泊施設については、民間事業者で今年九月より工事に着手しておりまして、これから本格的な建設が進んでいくこととなっております。

県におきましては、上下水道、電気などのインフラ整備やトイレの改修、西口エリアの交流拠点施設に隣接する駐車場、北口のキャンプフィールド周辺の園路整備などについて工事を進めております。

施設の開業は令和八年春を予定しております。いずれの工事も順調に進捗しているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝令和八年三月、春の開園に向けて、施設の提供に向けてしっかりやっていただきたいと思いますけれども、県の工事分は、下水道なり水回りとか、今の話がございましたが、この点についての予算化は大丈夫ですか。

○小寺まちづくり課長＝公園整備の予算につきましては、国の第二世代交付金を活用することにいたしまして、今、現場の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝工事を進める中で、一つは地元にとっても大きな事業ということで把握をされておりますが、地元経済の活性化のためにも工事は県内企業に参加していただくことが大事だと思っておりますが、どのような工事が発注されて、どの程度県内企業が受注をされているのかお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝現在、官民連携の整備として、県が施工している公園整備の工事は全部で二十四件ございます。その主な内訳は、造園工事が十一件、電気及び管工事が九件、土木一式工事、建築一式工事がそれぞれ一件ずつとなっております。

経済の活性化や雇用の維持を図るといいましたローカル発注の考え方に基づき、二十四件全て県内企業と契約をしている状況でございます。

また、民間事業者で実施している交流拠点施設と宿泊施設の建築工事についても、民間事業者、共同体でございますが、その構成団体であります県内企業で工事が行われているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員＝二十四件の県工事のうちにはほとんど県内ということと、それから、民間でされている建築、あるいはほかの共同体で地元が入っておられるということでございましたので、これは引き続きしっかりと地元企業の育成にもよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、地域との連携ということで、個々の事業については先ほど申し上げましたような、やっぱり市町との連携が一番大事でございます。今後、来園者が増加することは、先ほど申し上げました人の流れが大きく生まれるということ

で、地元としてもしっかりと期待をされているところでございます。地元神埼市、吉野ヶ里町の商工会、あるいは観光関連団体とか、そういったところが非常に期待を寄せられております。そのためには、地元特産品のＰＲ、観光地の周遊、そういったことについてしっかりと情報を共有して連携してほしいということで考えておりますけれども、地元市町などとどのような情報共有を行っているのかお尋ねいたします。

○小寺まちづくり課長＝今回の取組におきましては、これから公園に訪れるたくさんの方が、公園のみの使用で完結するのではなく、いかに周辺エリアを周遊し、地域経済などへの波及効果を高めていくかが重要となります。そのためには、地元の神埼市、吉野ヶ里町などと情報共有と連携を図っていくことが大事であると考えています。

　こうしたことから、令和三年の本事業の検討段階から、地元の商工や観光に関わる方にも御参画いただいております。また、事業の各段階におきましては、両市町のほうへ説明や情報共有を行いまして、整備に関する調整ですとか、地域との連携に向けた意見交換などを行いながら進めているところでございます。

　また、地元の関係団体に対しましては、令和七年三月に神埼市商工会、四月に吉野ヶ里町商工会に事業の内容について説明を行っております。地元商工団体からは、この事業に期待しているなどの意見をいただいているところでございます。

　以上でございます。

○八谷委員＝この点については、事業の計画がちょっと発表された段階から、地元の団体、商工団体からも非常に期待をしておるということで、特産品の販売を含めてそういった話がありましたので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

　そこで、そういう地元特産品のＰＲなどでの関係市町との体制を整えてほしいと思いますけれども、商工関係においては、今答弁がありました、令和七年三月に神埼とかいろいろありましたけれども、今後どのように取り組むか、今の説明のほかに今後取り組むことがあれば教えてください。

○小寺まちづくり課長＝令和八年春の開業に向けて、地域と連携した取組を進めていくために、今年五月に佐賀県、神埼市、吉野ヶ里町で構成されます佐賀県吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業協議会を立ち上げました。

　この協議会では、吉野ヶ里遺跡の魅力を伝えることとあわせまして、佐賀県、神埼市、吉野ヶ里町エリアにおける地域資源のすばらしさを伝え、周遊を促し、さらなる集客を図るための企画運営や関係団体との連絡調整などを行うこととしております。

　七月にはこの協議会で、昨年四月に宮崎県に開業いたしましたスノーピーク都城キャンプフィールドの現地調査を行いまして、具体的な事例を見聞きしながら意見交換も行ったところでございます。今後の地域資源の生かし方へのイメージやヒントにつながっていくのではないかと思っております。

　この協議会には、両市町だけでなく、本県でも政策部を中心に、「さがデザイン」、流通・貿易課、観光課、文化財保護・活用室などの庁内関係部局も広く参加しており、様々な視点を取り入れていくような体制としております。令和八年春の開業に向け、この協議会を中心に、関係市町や地元事業者、民間事業者などと連携して地域の波及効果が高まるよう引き続き取り組んでまいります。

　以上でございます。

○八谷委員＝いろんな情報交換もされたということでございます。今、庁内関係各課もということを言われました。この点については私も関係をしておりまして、これまで国体、それから緑の植樹祭だとか、いろんな焱博なんかも、そうした中で県内の横の連携が非常にできたということを言われておりました。

ですから、そういったことを含めて、県庁内の横の連携をしっかり取っていただいて、各部署からのアイデア、意見を取り入れてしっかりと盛り上げていただきたい。何しろ世界に冠たる国の始まりをほうふつさせるという歴史施設でございますので、その盛り上がりを地域と、それから県庁内各課も含めたアピール、ＰＲを全国に向けて、あるいは世界に向けてしっかりとしていただきたいと思います。

そうした中で、最後に部長にお尋ねをいたします。

開業は令和八年春というふうに来ておりまして、大変今、話のありましたような滞在期間を長くとか、そういった意味での飲食施設、あるいは宿泊施設、大いに期待をしております。この施設の開業に向けてどのように取り組んでいくのか、部長にお尋ねをいたします。

○永松県土整備部長＝吉野ヶ里遺跡の施設の開業に向けてどのように取り組むかということでございました。

まず、吉野ヶ里遺跡、日本最大級の弥生時代の環壕集落跡ということでございまして、世界に誇る佐賀の大切な財産だと思っております。全国で初めて公園内に佐賀の歴史、自然、食材と株式会社スノーピークのデザインの力、これを融合しました唯一無二の価値を体験できる交流拠点施設、それからキャンプフィールド、宿泊施設というものが生まれます。完成すれば、やはり歴史公園を訪れる多くの方に吉野ヶ里遺跡を見ていただいて、またその歴史的価値を体感して、それからこの公園のすばらしさを知っていただけるようになるというふうに思っております。また、それが吉野ヶ里歴史公園を後世につないでいくことにもなるというふうに思っております。

また、神埼・吉野ヶ里エリアは、地理的にも福岡都市圏に近いということもございます。吉野ヶ里遺跡に代表される歴史だけでなく、文化、自然環境、特産品など、多彩な地域資源やスポットも有しているところでございます。

また、令和十年には全国都市緑化フェアの主な会場として、全国から多くの方が訪れることにもなるというふうに思っております。こういったこともございますので、令和八年の春の開業に向けまして、遺跡を中心とした吉野ヶ里歴史公園の全体の価値をさらに高められるように、現在進めている公園の整備につきましてはしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

また、地域連携に関する協議会の話も先ほどいたしましたけれども、地元食材もいろいろございますので、その食材を活用した商品の開発、こういった、ここでしか味わうことができない本物の価値として磨き上げをしていきたいと思っております。

また、吉野ヶ里歴史公園のすばらしさというのはもちろんのことでございますが、エリアにたくさん様々なコンテンツもございますので、そういう魅力的な観光スポットなどでの体験、いわゆるコトと言われていますけれども、こういったものですとか、また地元のコラボ商品などについてもターゲット層に効果的に訴求できるようなプロモーションと、こういったことも力を入れていきたいというふうに考えております。

神埼市、吉野ヶ里町、民間事業者、地域の方々と連携をしまして、この吉野ヶ里歴史公園を拠点として新たな人の流れというものを生み出して、神埼・吉野ヶ里エリアが持つ多彩な地域資源を、吉野ヶ里公園だけではなく多くの方に周遊をしてもらい、様々な形で地域全体に効果が波及していくように取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○八谷委員＝位置的にも高速道路のインターからすぐ近いということと、それから、ほかの国道も福岡に近いということで、福岡のふすまの向こうには宝があるということは昔から言われておりました。本当に多くの皆さんに来ていただいて、この本物の佐賀の持つ遺跡のすばらしさをしっかりと見ていただき、

そして、その中で滞在時間を長く遊んでいただきたいということで期待をしておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、三点目の国スポ・全障スポその後についてお尋ねをいたします。

今年は六日から滋賀県におきまして国民スポーツ大会の会期前競技が始まっておりまして、いろいろニュースでも佐賀県の選手が活躍したことも出てまいりました。

明後日、二十八日は開会式が行われて本会期が始まるということでございまして、私も障害者スポーツのほうには招待を受けて、その開会式には参加させていただくような今予定で進んでおりますけれども、そういったものがあって、もう「ＳＡＧＡ２０２４」から早いもので、一年が経過したということで、一年もたつのかということで感じております。

「ＳＡＧＡ２０２４」では、多くのアスリートが躍動し、大きな盛り上がりを見せた大会でございました。佐賀県チームは国スポで惜しくも天皇杯獲得とはなりませんでしたけども、男女総合成績第二位というすばらしい成績を収めていただきました。私が役員をしておりますカヌーやライフル競技におきましても、選手たちがすばらしい成績を残していただきました。

また、全障スポでは、十四競技の全てに選手総勢二百八十名出場され、合わせて百三十三個のメダルを獲得されたということで、県民の皆さんに感動と勇気をもたらし、大いに盛り上がりを見せてくれたことは目新しいところでございました。

昭和五十一年に開催されました若楠国体では天皇杯を獲得したものの、その後の競技力定着には至らなかったのではないかということを思っております。今回は「ＳＡＧＡ２０２４」で高められた競技力を一過性のものとせずに維持し、さらに向上させてもらいたいと考えております。

また、来月開催される滋賀障スポは、佐賀では全障スポ、滋賀では障スポということで言われておるそうでございます。個人競技でメダル五十、三つの団体競技で全てメダル獲得を目標に掲げられており、「ＳＡＧＡ２０２４」後も継続した取組が必要だというふうに思っております。

さらに、「ＳＡＧＡ２０２４」では多くのトップアスリートが佐賀に集まり、トップレベルの競技を多くの人が目にすることで、スポーツの裾野拡大につながったと思います。まさに「観る」、「する」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」ということにつながったのではないかと思っています。

そして、今年は世界陸上東京大会に向けた事前キャンプなど、海外からのトップアスリートによるキャンプも行われ、県民が世界トップレベルの選手たちを間近に見るという機会も創出をされております。

そこでまず、アスリートの育成強化のうち、アスリート育成強化の取組についてお尋ねをいたします。競技力を維持向上するための指導、どのような取組を行っているのかお尋ねをいたします。

○尾鷲アスリート育成支援チームリーダー＝ＳＳＰ構想を掲げる佐賀県として、「ＳＡＧＡ２０２４」を御紹介いただきましたけれども、これは通過点であるというふうにこれまでも申し上げております。

「ＳＡＧＡ２０２４」の前とその後とでアスリートの育成強化について、その取組方針は基本的に変わることはございません。

今年三月に可決していただきましたＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進条例においても、アスリートと指導者の育成を基本理念の一つとしております。さらに今年三月には、佐賀アスリート育成強化アクションプランとしてまとめ、競技団体や学校現場の関係者と取組内容について再確認するとともに、これを一体となって進めていくことを確認しました。

具体的には、競技力を高める上で重要な年代に当たる中高生の育成強化に重点を置き、学校部活動の支援や競技団体と連携した地域クラブの活動支援など

に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○八谷委員＝先ほど申しましたように、大きな盛り上がりを見せました。本当にスポーツに対する裾野が「観る」、「する」だけじゃなくて、本当に広がったということを思っておりますので、これをぜひ進めていただきたいと思いますが、その一方で、指導者の養成もなくてはなりません。若楠国体の後には、指導者の方がよそに行かれたとか、選手も含めてそうですけども、そういう話を大分聞かされたことがございます。そういったことがないように、指導者の育成、養成確保も必要だと思いますけども、指導者の面についてはどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○尾鷲アスリート育成支援チームリーダー＝御指摘のとおり、指導者の養成確保は大変重要なことでございます。

このため、指導者の資質向上に向けた資格取得の支援ですとか、県外から一流の指導者を招いてコーチングを学ぶ研修などに取り組んでおります。

また、県内で優れた指導力を発揮し、選手を全国上位入賞に導いている指導者をアドバンスト講師として認定し、指導に専念できるような環境を整えているところです。

さらに、現在の指導者も、いずれは引退し世代交代していくことから、競技団体や学校関係者とは、将来の指導体制について若い指導者をいかに確保し養成していくかという点で意見交換をしております。

指導方法も進化をする中で、主体性と多様性を持って自ら考え行動し、高い目標を持って学ぶことができる次世代の若い指導者を育成していきたいと考えております。

以上です。

○八谷委員＝これから学校のほうの体育スポーツも、いわゆる地域が主力になっていくということになります。そういった意味におきましても、地域の指導者の方々がこのアスリートの養成にしっかりと取り組んでいただくことが、県内のスポーツのみならず地域の活力をしっかりと生むことだろうというふうに思いますので、しっかりとお願いをいたします。

それから次に、パラスポーツについてお尋ねいたしますが、「ＳＡＧＡ２０２４」を契機としてパラスポーツに取り組む選手が増えたというふうに聞いております。

今後ますますパラスポーツを普及し、さらに、スポーツ活動が継続できるようサポートしていく必要があると思いますけれども、どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝「ＳＡＧＡ２０２４」で盛り上がったパラスポーツの熱を絶やさないためには、大きく二つの取組が必要であると考えております。

一つ目は、スポーツの楽しさを知ってもらう機会を増やす普及の取組、そして二つ目が、日常的にスポーツ活動ができる継続の取組でございます。

まず、普及の取組につきましては、これまでもパラスポーツ教室という形で様々な競技を体験できる場を設けてまいりましたけども、今年度からは、その実施回数や競技数を増やして、より参加しやすくなるよう改善を行ったところでございます。

そして、選手が今後も協議を続けていくためには、支える人たちの存在も重要になります。

「ＳＡＧＡ２０２４」に向けて、障がい特性に応じた対応ができる指導者やトレーナー、そういう方々が多く育ってまいりました。そうした方々の協力を得ると同時に、活動費の支援も行いながら、協議を継続できるようサポートしているところでございます。

今年度から始めた佐賀県独自のパラスポーツ全国大会「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」につきましても、競技継続のモチベーション維持につなげる目的で開催するものでございます。これらの取組によりまして、引き続きパラスポーツの普及と競技継続の両面で選手の活動を支えていきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員＝パラスポーツについては、新聞の投書にもありました。フライングディスク競技だったかな、ほかのいろんな競技がありますけれども、やっぱりそれを見て非常に楽しかったというようなことを一般の方々がそう思っておりますので、そういうことを見ることによって裾野が本当に広がっていくんじゃないかなというふうに思います。

その裾野の広がりと別個で、さらに高みを目指す、スポーツの競技の中で高みを目指す選手の強化についてはどのようにしていくのかお尋ねいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝まず、パラアスリートの最近の活躍について御説明させていただきます。

先月、ＳＳＰライジングアスリートであります大川内健太選手が陸上の八百メートルにおきまして、知的障がい区分の自ら持っていた日本記録を更新されました。また、同じくＳＳＰライジングアスリートの坪井夢輝選手が水泳の４×50メートルメドレーリレーに出場されまして、世界新記録を樹立しております。さらに、今年十一月に開催されるデフリンピックには、佐賀県ゆかりのＳＳＰトップアスリートが四名出場されることとなっております。

こうした選手たちの活躍は、県内の選手にとっても、自分も上を目指して頑張ろうというふうなことで奮起する原動力となっております。今年度からは、そうしたＳＳＰアスリートを目指す選手や全国大会で上位の成績を上げたチームなどを「ＳＡＧＡパラアスリートＮＥＸＴ」として認定しまして、遠征費などを支援することによりまして、選手やチームの強化を図っているところでございます。

ＳＳＰ構想に基づき、競技の普及とともにパラアスリートの育成強化にも取り組みまして、パラスポーツの大きな盛り上がりをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員＝次に、海外からのキャンプ誘致についてお尋ねをいたします。

先月ですか、アメリカのフロリダ州に拠点が置かれておる陸上選手のトップクラスが所属するプリーエミネンスチームということで、金メダルを取られた選手が来られて、非常に皆さん方、父兄さんも、特に子供さんたちについては目を輝かせて見ていたという新聞報道もございました。

そのほかに、執行部からはデータもいただきました。今までプリーエミネンスチーム以外にもカナダの水泳選手だとか、それから、デフリンピックでの先ほどお話のチーム、オーストラリアの水泳、あるいはフェンシングの日本の代表選手、そういった海外を含めてトップアスリートの方々の事前のキャンプもされました。

特に、さきに来られたアメリカの選手にとっては、佐賀はとても美しい場所で充実した練習ができているという話がございました。新聞記事でありましたけれども、そういったことが選手の間で広がっていくことによって佐賀のアピールが大きくできるんじゃないかと思いますので、まず、この資料をいただいた中での、近年、海外からの事前キャンプで主な実績についてお尋ねをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝近年の海外からの事前キャンプの実績についてお答えいたします。

コロナ明けでございますけれども、近年の実績では令和五年度、世界水泳の福岡大会に向けて、オーストラリア、競泳の代表チームですね。それから、令

和六年度はタイのカヌースプリントの代表チーム、そして今年、令和七年度でございますけれども、今年は七月に世界水泳シンガポール大会に向けて、カナダ競泳代表チームが参りました。そして今月、世界陸上の東京大会に向けて、アメリカフロリダ州を拠点に活動する陸上のプリーエミネンスチームということで、令和五年度以降は海外から四件という実績でございます。

これまで佐賀県で事前キャンプを行ったチームからは、佐賀の施設環境、それから、サポート体制などいろいろ評価いただきまして、どのチームからもまた佐賀に参りたいというふうな声もいただいております。

ちなみに、今年のカナダ競泳代表チームの事前キャンプにつきましては、令和五年度のオーストラリア水泳代表チームでの佐賀のキャンプの評価がそのチームにつながって、カナダチームの誘致につながったと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○八谷委員＝施設環境がいいということで評判もいいようでございます。そういった話が本当にほかの選手たちに広がっていって、佐賀に来ていただくことが、子供たちにとって本当に目の当たりにして見るということが一番大事なことだというふうに思っております。そして、子供たちの成長に伴っても、目の当たりに見たことが大きな大きな刺激になっていくんだろうというふうに思います。

そして、今、実績がタイ、カナダ、オーストラリアといろいろございましたけれども、こういった事前キャンプの効果をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝海外からのキャンプの効果についてお答えいたします。

海外からのキャンプ誘致についての狙いにつきましては、主に大きく二つございます。一つは、世界のトップアスリートたちをライブ、生で見てもらうことによるスポーツへの興味、関心の拡大です。それからもう一つは、世界レベルのパフォーマンスを体感してもらって、県内アスリートの育成につなげるということの二つでございます。

今年の事前キャンプでは、県民向けに公開練習を実施いたしました。カナダ競泳代表のときには約千二百人おいでいただきました。それから、今月の陸上、プリーエミネンスチームのときには約八百人の方々に来場いただきました。また、それぞれのキャンプでは選手たちによるサイン会も実施してもらいました。県内の多くの子供たちに喜んでいただき、競技への興味や関心を持っていただいたものと思っております。

さらに、県内指導者や小・中・高生のジュニアアスリート向けには、チームからの直接指導や選手たちの練習を間近で見て体感する機会を設けました。高校生たちは、世界トップアスリートの練習を見ることで新たな気づきを得るとともに、競技に向かう姿勢などにもよい影響を与えたのではないかと考えております。

効果でございますが、こうした世界のトップアスリートたちを間近に見て、そのパフォーマンスを体感することは、子供たちがスポーツを始めるきっかけになったり、県内アスリートたちのさらなるレベルアップにつながっていくものと考えております。

今後も、国内外で行われる世界陸上や世界水泳など大規模な国際イベントなどをターゲットに、海外トップチームのキャンプ誘致に力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員＝やはり実際に目の当たりにすることによって、先ほども申し上げましたけれども、子供たちの成長に大きく大きくつながっていく、そういう目

の当たりに見る、そして、来た人たちが佐賀はよかったと思えるような環境づくりを引き続き継続していただきたいということと、それと、指導者の養成に、特にやっぱり力を入れておいていただきたいというふうに思っております。せっかく２０２４国スポ・全障スポで大きく佐賀のスポーツ界は盛り上がりました。そういった盛り上がりをこれからも、いわゆる行政の中でしっかりと取り組んでいただくようにお願いをして質問を終わります。

○野田委員＝十一時を過ぎました。おはようございますと言っていいのか、こんにちはと言っていいのかですね。

それでは、本日は四項目について質問させていただきます。

その前に、まず、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思っているところです。

実は、この県土関係の常任委員会、大呑部長さんのときに、例えば、本社が県内にあれば入札関係が参入できるということがございました。しかしながら、ある事業者におかれましては、そこに自宅兼ということで、本社なのかどうかが分からないような状況のところで、全く県内で生産をされないものが、県内で競争入札で一般よりもかなり低い値段でなされており、その業界にとっては非常に困惑された案件が長く続いておりました。

その業界というのは、それこそ二十年ぐらい前の出荷数量から比べると、現在は四分の一から五分の一ぐらいまでに減っていっている。そして、産業関係もすごく淘汰、合理化というような効率、すごく自助努力をされていたところです。

そういったところに問題提起をさせていただいたんですけれども、実はこの七月に説明会があって、まずは県産品を優先するということに決めましたということで業界のほうにも説明会があったということです。そういった事業所よりも、まずは県産品を優先していただくというところにお力添えをいただきました職員の皆さんに本当に御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは早速、質問に入らせていただきます。

まず第一問、緊急浚渫推進事業債の活用についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響により、全国各地で豪雨災害が激甚化、頻発化しており、県内でも平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発表され、各地で浸水被害が発生いたしました。

また、令和五年七月の九州北部豪雨においては九州北部で線状降水帯が発生し、佐賀県内だけでなく広範囲に浸水被害や土砂災害が発生したところであります。

このような豪雨から県民の生命と財産を守る河川や砂防設備などは大変重要な社会資本であり、その機能を十分発揮するためには、適切に維持管理を行っていくことが必要であり、しゅんせつは維持管理上重要なものであると認識しております。私たち議員のほうにも要望が多いのはやっぱりしゅんせつと草刈り関係であります。

近年の気候変動を受け、国の制度として地方公共団体が地方単独事業で実施するしゅんせつ事業を対象とした緊急浚渫推進事業があり、当初、令和二年度より令和六年度までの事業期間として設立され、効果的、効率的な水害の未然防止につながりはしたものの、いまだに緊急的に実施すべき箇所は数多く残っており、しゅんせつ事業の必要性が高い状況で継続しております。令和七年度より令和十一年度まで事業期間がこのたび延長されました。このことは地元や地域から期待の声が上がっているところであります。

この緊急浚渫推進事業債は、使い勝手のよさと充当率一〇〇％、元利償還の七割が地方交付税措置という財政上非常に有利な予算であると思っております。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

まず、事業の概要についてです。

浚渫債の概要はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○中原河川砂防課長＝緊急浚渫推進事業、いわゆる浚渫債は、河川やダム、砂防施設などで緊急的にしゅんせつを実施する必要がある箇所において、土砂等の除去や処分、樹木伐採等を含む費用が対象となっています。先ほど委員が申されました浚渫債の充当率は一〇〇％であり、元利償還金の七〇％が地方交付税として措置をされます。

この事業は、令和二年度に創設され、当初、令和六年度までの事業でありましたが、効果的、効率的な水害の未然防止につながっていること、また、しゅんせつを実施すべき箇所が佐賀県を含め全国でいまだに数多く残っており、しゅんせつ事業の必要性が高い状況が継続していることから、令和十一年度まで五年間延長されたところです。

以上でございます。

○野田委員＝この浚渫債というのが令和二年で始まったときには九百億円ということだったと思います。この令和七年度では一千百億円、しかも、先ほど申し上げたように、非常に自治体が取り組みやすい単独事業でできるというような魅力的なものであります。

こういった国の大きな予算というのは各県に対して割り当てなんでしょうか、それとも、手を挙げればどんどん入ってくるという性質のものなんでしょうか、そこを教えてください。

○中原河川砂防課長＝浚渫債の事業の申請については、現地の状況を確認して国のほうに申請をして、その申請箇所について国のほうで予算が確保されるというような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝先ほど申し上げたように、地域からの要望というのは非常にしゅんせつが多うございますので、そこに本当に期待をしているところであります。

浚渫債を活用した取組についてお伺いいたします。

気候変動の豪雨への備えとして河川のしゅんせつを適切に行っていくことが必要と考えているところです。県が管理する河川において、これまで浚渫債を活用してどのような取組を行ってきたのかお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝今ある施設の機能を継続的に発揮させるためには、河川のしゅんせつなど適切な維持管理が重要であります。河川のしゅんせつについては、土砂堆積の状況を確認しながら、河川管理上必要な箇所のしゅんせつを行っています。

県内においては、これまで浚渫債を活用し、令和六年度までに県管理河川の三百四十一カ所でしゅんせつを実施し、約二十六万立米の堆積土砂を除去したところです。

今年度の事業としては、多久市においては古野川や山犬原川などの県管理河川百四カ所で約十九万立米の堆積土砂の除去を予定しているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝三百四十一カ所、二十六万立米の除去ということで、すごいなという感想であります。

本来、本事業が始まる前、以前からしゅんせつというのは行われていたんですよね、絶対これは。しかしながら、この浚渫債の創設によって県の事業へのメリットについてお尋ねいたします。

浚渫債が創設されたことによって、以前からしゅんせつというのは本当に課題として取り組まれていたと思うんですけれども、県事業にどのようなメリットがあったのかお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝令和元年と令和三年に大規模な内水被害が発生したことを受け、今後も起こり得る備えとして令和三年九月に佐賀県内水対策プロジェクト、いわゆる「プロジェクトＩＦ」を立ち上げました。「プロジェクトＩＦ」では、内水を流す取組の一つとして河川のしゅんせつ事業を位置づけており、浚渫債を活用することで、これまで以上にしゅんせつを行うことができ、計画的かつ集中的な事業進捗を図ることができました。

また、河川しゅんせつを行った箇所の地元からは、大雨による浸水を心配していたが、安心した、地元も喜んでいるなどの安心の声を土木事務所を通じて聞いているところです。

事業の実施によって、豪雨時の住民の方々の安全・安心の向上につながったと認識しています。

以上でございます。

○野田委員＝「プロジェクトＩＦ」はここから生まれたというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

やはり地域の皆さんの安心、喜び、こういった声が聞こえたというのは、本当に冥利に尽きると思います。また今年度も十九万立米ですか、こういったことが予定されているし、これからまた今後五年間続くということで、非常に期待をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、河川以外での浚渫債の活用についてお尋ねいたします。

浚渫債は、河川以外にもダムや砂防設備などのしゅんせつも事業対象となっております。河川以外の施設について、これまで浚渫債を活用してどのような取組を行ってこられたのかお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝河川以外の浚渫債の活用については、県管理ダムの唐津市相知町の伊岐佐ダムにおいて、令和二年度から令和六年度にかけて、洪水調節容量の確保のため、約二万五千立米の堆積土砂を除去しております。

また、唐津市の平木場ダムでは、令和四年度から令和六年度にかけて同様に約三千立米の堆積土砂を除去しております。

そのほか、今年度から県内の砂防施設六カ所において、砂防堰堤やその下流の水路に堆積した土砂の除去を予定しているところです。

以上でございます。

○野田委員＝ダム関係以外にも今年度は砂防ダム関係でもやるということなんですけれども、例えば、砂防ダム関係で、私の地元で一カ所、本当に気になっているところがあります。それは民家があって、そして急傾斜みたいなところがあって、そこに砂防ダムを築いていただいています。その上は、この令和の続く大雨で、水路というよりはしちゃかちゃ、じゃかごなんかも動いて、確認、現認できないような、そういうしちゃかちゃという状況なんですね。

その砂防ダムに対しては、要はそういう状況ですから、かなりの土砂が堆積しています。土砂堆積するのが一つの砂防ダムの務めだということも言われているところなんですけれども、実は急傾斜のために、上がそうやってしちゃかちゃみたいな状況なところであると、今度また大雨なんかが来たときに、砂防ダムを乗り越えてというか、そこに堆積しているものがあるからこそ下に落ちてくるんじゃないかという心配をかなりされているところです。しかしながら、そこは取付道路とかがないんですね。だから、非常にやりにくいというようなことも土木事務所の方からは伺っています。土木事務所の方にも複数回現場に来ていただいているような状況なんですけれども、そういったところへも、この浚渫債というのは手がつけられるような望みがある事業なのか、ちょっとそこをお尋ねいたします。

○中原河川砂防課長＝砂防ダムの今実際土砂がたまっている箇所、それに対する、要は工事用道路の必要な箇所においての浚渫債の利用ということですけれども、砂防ダム自体は、計画の高さまで土砂をためるようになっておりまして、

その計画の高さ以上に土砂が堆積した際に必要なしゅんせつを実施しているところです。

今回、委員がおっしゃる箇所につきましても、現地の状況を確認して対応すべきかどうかの判断は出てくると思いますけれども、ただ、どうしても工事用道路というのは必要ですので、その事業の中で対応可能と思っています。

以上でございます。

○野田委員＝その事業のうちで対応できるんじゃないかというお話で、非常に期待を持つところです。また現地確認をぜひお願いしたいというふうに思っています。

それでは、今後の取組についてお伺いいたします。

近年、気候変動の影響により雨の降り方が激甚化している中で、河川等の機能を十分発揮するためには維持管理が重要であります。令和七年度より五年間の延長となり、地域より期待がかかっております。このしゅんせつについて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝近年、豪雨が激甚化、頻発化する中で、河川やダム、砂防施設の機能を継続的に確保するため、しゅんせつなどの維持管理は重要であると認識をしております。

今後も、河川やダム、砂防施設などの土砂堆積の状況を確認しながら、必要な箇所について、引き続き浚渫債を活用しながら、土砂堆積の除去に取り組むなど、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○野田委員＝どうぞよろしくお願いいたします。

私は、土木事務所の方が比較的現場によく来ていただくなというふうに感謝しているところです。どうぞ今の答弁のとおり、今後ともしゅんせつに関しては、本当にややもすると命に関わる大事な事業でございます。ひとつよろしくお願い申し上げます。

続きまして、問いの二番目です。ＫＡＷＡＲＵプロジェクトについてであります。

委員の皆さんでＫＡＷＡＲＵプロジェクトを御存じの方はいらっしゃいますでしょうか。そうですよね。よかったです、私一人じゃなくてですね。

私の地元である多久市は八幡岳を源流とする多久川、そこに天山からの清流、今出川が合流して一本の川となり、牛津川となります。この牛津川をはじめ、多久は盆地の地形でありますので、多くの自然豊かな河川が山地から平地のほうに流れてまいります。

河川は水を安全に流すという役割を持っているだけでなく、飲み水や農業用水の源として、人々の生活の基盤となっており、また、魚などの生き物や植物を育み、豊かな自然環境や憩いの空間を私たちに提供してくれる、とても身近で大切な存在であります。

私も以前、北多久の児童と保護者を対象に、農林部門の「ふるさと水と土指導員」として、川の生き物調査や蛍の居場所環境整備、そして川から水田への水の流れの仕組みなど、活動を通して地域の誇りの再発見ということをテーマに活動をしてまいりました。（委員長、副委員長と交代）

地域の住民が河川に親しみ、河川を美しく保つことは、地域の環境や景観をよくするだけではなく、そこに暮らす人々の交流を生み出し、地域の自然を見詰め直すことにもつながり、地域の一文化を形成していると思っております。そのような豊かな河川を次の世代に引き継いでいくためには、地域の住民が地域の河川の役割や大切さを実感し、この地域の河川を自ら守っていこうという意識が醸成されることが大切だと考えております。

県では、そうした河川愛護を推進するため、ＫＡＷＡＲＵプロジェクトに取り組まれていると伺っております。

ＫＡＷＡＲＵプロジェクト、これは七年にもなるんですよね。しかしながら、実は、私も恥ずかしながらでありますが、今まで伺ったことのないワードでありました。

そこで、このＫＡＷＡＲＵプロジェクトについてお伺いいたします。

まず、目的についてです。

県では、「森川海人っプロジェクト」の一環として、ＫＡＷＡＲＵプロジェクトに取り組んでいると聞いたところであります。改めてその目的についてお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝県では、平成二十九年度より「森・川・海はひとつ」を合い言葉に、佐賀の豊かな自然環境を未来につなげるために「森川海人っプロジェクト」を推進しています。

委員おっしゃったとおり、その一環として今回このＫＡＷＡＲＵプロジェクトに取り組んでいるところですけれども、県民の皆様に川への関心や愛着を持っていただけるよう川に親しむきっかけをつくることを目的に、令和元年度より川をもっと身近に、川が楽しく変わるという思いを込めてＫＡＷＡＲＵプロジェクトに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝関心、愛着、そういった気持ちが変わるですか、（「そうですね」と中原河川砂防課長呼ぶ）気持ちが変わるということですね。

二十九年……。

○中原河川砂防課長＝「森川海人っプロジェクト」におきましては、平成二十九年度より推進しているところでございます。

○野田委員＝あくまでもこれが、この事業としては独立した事業じゃないということで認識してよろしいんですか。「森川海人っプロジェクト」が冠なんでしょうか。

○中原河川砂防課長＝「森川海人っプロジェクト」の別の事業ということで、その一環ということで、ＫＡＷＡＲＵプロジェクトというのを立ち上げて推進しているところでございます。

○野田委員＝そうしましたら、もう少し広報といいますか、知名度があってもよかったんじゃないかなというふうに私は感じた次第です。なぜなら私も、先ほど申し上げたように川の生き物とか、蛍の生育環境の整備とか、いろんなことをやってまいりました。

実は子供たちというのは、本当に水が大好きなんですよね。そういったことで、非常に子供たちを引っ張ってきやすい場所というのが川だというふうに思っているところです。

それでは、取組の概要についてであります。

ＫＡＷＡＲＵプロジェクトの取組の概要について、改めてお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝ＫＡＷＡＲＵプロジェクトでは、川のことをよく知り、川に関わり、川を楽しみ、川への意識を変えるきっかけをつくるため、ＫＡＷＡＲＵチャレンジ事業を実施しています。

この事業では、川に親しむ活動などを行う団体や個人に対して活動費用の補助を行っています。これは毎年度六件程度ですけれども、三十万円を上限として補助をしているところです。また、県において、県内の河川で活動されている団体や個人による活動発表会、それとネットワークづくりのための交流会を開催しております。

さらに「森川海人っプロジェクト」のホームページやＳＮＳを活用し、各団体等への活動内容の紹介や、「森川海人っフェス！」等のイベントでのＫＡＷＡＲＵプロジェクトのブース出展を行うなど広報にも取り組んでいるところです。

以上でございます。

○野田委員＝本当に伺えば伺うほど、いろんな魅力的なプロジェクトとして実施されているなというふうに思っているところです。

今、大体六件、三十万円を上限にというような御回答がありました。応募の状況について、どういう状況なのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○中原河川砂防課長＝応募の状況についてです。

令和元年からスタートしていまして、毎年六件前後の補助を行っております。応募としては十件前後ぐらい、それ以下ぐらいで応募があっていまして、うちのほうで内容を確認いたしまして、大体六件程度に補助を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○野田委員＝ありがとうございます。大体十件以内ぐらいの応募があって、そのうち六件をピックアップしているというようなことでありました。この事業、もう少し広報していただけるともっと多くの応募があるんじゃないかなというふうに感じたところです。

それでは、支援を行った団体の具体的な活動内容についてお伺いいたします。

ＫＡＷＡＲＵチャレンジ事業により、これまで具体的にどのような活動に支援を行ってこられたのかお尋ねいたします。

○中原河川砂防課長＝活動の支援を行っているＫＡＷＡＲＵチャレンジ事業では、令和元年度から令和六年度までの六年間で三十三件の個人や団体の活動に支援を行っております。具体的には、令和元年度は伊万里市の駒鳴自治会で実施された、夏に川の涼しさを感じながら交流を楽しむ松浦川での川床体験イベント。同じく令和元年度、嬉野市の湯野田自治会で実施された塩田川に生息する生物の調査や川の水質の状況を知る環境学習会。昨年度は多久市の「災害歴史を学ぶ会」で実施された過去の災害を今に伝える災害歴史遺産を巡り、災害の歴史について学ぶバスツアーへの支援を行っております。また、川床体験イベントや環境学習の体験後には、参加者による河川清掃も実施されているところです。

そのほかにも、県内各地域での河川で、川下りや沢登り体験、水辺の音楽イベントなど、川に親しむ様々な活動に対して対応してきているところです。

以上でございます。

○野田委員＝六年で三十三件の支援をなさっていらっしゃって、かたい内容ばかりじゃなくて、いろんな楽しむような事業もあって、とにかく川に親しむというところが目的というのが十分伝わったところです。また、ここに関しては、私も個人的にまた質問させていただきたいと思います。後ほどですね、よろしくお願いします。

それでは、取組の成果についてであります。

令和元年度のＫＡＷＡＲＵプロジェクト発足から今年で七年目とのことであります。これまでプロジェクトに取り組んできた成果についてお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝令和六年度までに支援を行った三十三件の活動に延べ三千百十七名に参加をいただいているところです。また、今年度も六件に対して支援を行う予定です。支援は一度だけですが、支援を行った三十三の団体のうち、二十六団体等が現在も活動を継続され、活動が定着しており、たくさんの人々に川との関わりを体験していただいているところです。

先ほど紹介した伊万里市における松浦川の川床体験、これは二十人前後のスペースがあり、約一カ月間設置をされるという内容でございまして、毎年開催される地域のイベントとして定着をしております。令和元年当初の参加者は六十八名となっており、年々参加者も増えて、地域内に限らず地域外からの参加もあるとのことで、令和六年度については約二百名の参加があり、地域のにぎわいづくりにもつながっているところです。

また、これまで実施された活動の参加者からは、川を身近に感じた、たくさんの魚がいてきれいな川だと思った、川を守ることの大切さを感じた、森、川、海のつながりを知ることができたなどの声が寄せられており、活動を通じて参加者の川への関心や愛着が高まっていると考えています。

また、県で行っている発表会及び交流会については、これまで四回開催をしており、延べ六十八団体、約二百名に参加していただき、各団体の活動について団体の代表の方から発表いただくなど、活発な意見交換、交流が行われてきたところです。お互いの活動を知るとともに交流が深まったことで、各団体の活動の活性化につながっていると考えているところです。

以上でございます。

○野田委員＝三十三件中二十六件が定着して活動をなさっているという、これは本当にすばらしいと思うんですね。実は三十万円という、そういった予算があっても、ほとんどは金の切れ目が縁の切れ目みたいなところが往々にしてあるかと思っています。そういう中で、二十六件が定着しながら、しかも発表会関係でも四回やっており、二百名ぐらいが参加なさっているということなんですけれども、本当にその価値観とか、あるいはそういった目的に本当に準じた皆さんが、かけがえのない地域の資源としての思いを持った活動をなさっていらっしゃるなというふうに思っているところです。

残念なことに、この広報についてどういった広報をなさっていらっしゃるのか、そこだけちょっと教えていただけますでしょうか。

○中原河川砂防課長＝広報については、ホームページで広報をしたり、あとＳＮＳで広報するというようなところで、参加についても県のホームページ等で要項、様式、そういったものも掲示をして参加を促しているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝分かりました。やはりホームページというのは、探すほうが一生懸命探してたどり着くのが大体なんですよね。チラシみたいに目についたから応募してみるというのと違うと私は思っているんですね。それだけに、二十六件の皆さんが定着したのかなというふうに思っているところです。

もう一つです。私はふるさと水と土プロジェクトの水と土探検隊の中で、事務局をしながら進めていく中で非常に困ったことがありました。それは予算を頂戴するに当たって、例えば、プラスチックのスプーンを百個買うにしても、見積もりとか、見積請求、領収書を出してくださいというような、まず見積もりから行くんですよ。でも、非常にそういったものが使い勝手が悪くて難儀した経験があります。これについての経理というか、会計というか、そういった運営というところはどういうふうになっているのか教えていただけますか。

○中原河川砂防課長＝このＫＡＷＡＲＵプロジェクトにつきましては、団体等に当たり、一件三十万円を上限というお話を差し上げております。そういう中で、事業、そういった取組が終わった後に、きちんとした様式でどれだけ幾らかかったのかという添付書類等もつけてうちのほうに提出をしていただきまして、その内容を精査し、金額をお支払いするという形をしております。

以上でございます。

○野田委員＝今の御答弁で、使い勝手がいいなというふうに思いました。

本当にもう一つ、広報だけは、もう少し知らせていただきたいなというふうに感じた次第です。そこはひとつ、今後の一つの課題としてお願いしておきます。

それでは、今後の取組についてであります。

このＫＡＷＡＲＵプロジェクトは、私は大変よい取組だと思っております。先ほども申し上げたように、子供たちは水が大好き。このプロジェクトについて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○中原河川砂防課長＝これまでの活動を通じ、参加者の川への関心や愛着は高まってきていると思います。一方で、このＫＡＷＡＲＵプロジェクトの思いや取組をもっと多くの皆様に知っていただき、広めていきたいと考えております。これまで行ってきたホームページやＳＮＳ、「森川海人（もりかわかいと）っフェス！」等での広報に加え、「森川海人（もりかわかいと）」に関する各種イベントなど、様々な機会を捉え、幅広く広報を行っていきたいと考えています。

また、次世代を担う子供たちに関心を持ってもらうことも大切であり、昨年度より小学校の出前講座や「森川海人（もりかわかいと）っフェス！」などの場を活用し、多くの子供たちの興味を引くよう、ブロックのおもちゃで川の模型を製作し、小型ポンプで水を流し、川が水を安全に流す仕組みなどについて体験をしてもらっています。こういった取組は多くの子供たちに大好評でした。

今後も、このような子供たちが川に関心を持ってくれるような取組を行っていきたいと考えています。

さらに、交流会に参加する団体と、このプロジェクトの思いを広めていくための方法などについて意見交換も行ってまいります。このような取組を通じて川への関心や愛着を持ってもらい、その大切さを実感していただくことで、豊かな河川環境を未来へつないでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○野田委員＝ありがとうございます。本当に小学校なんかに出前講座で関心度を高め、仕組みづくりなんかも、しっかりと理解、興味を持たせるという活動をなさっていただいていますし、また広報に関しましては、ＳＮＳ、ホームページに加え、幅広く広報をやっていきたいという御答弁も頂戴いたしました。ぜひ今後ともよろしくお願い申し上げます。

もう一点だけです。発表会、四回なさったということです。この発表会というのは大体いつ頃で、また今年は開催される予定なんでしょうか。

○中原河川砂防課長＝この発表会につきましては、毎年、年度末ぐらいに予定をしております。今年も開催をする予定でございます。

以上でございます。

○野田委員＝ありがとうございます。私もそういった興味がある者として、また議員の一人として、そういったところにもちょっとオブザーバーでぜひ参加させていただければと思いました。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

続きまして、三番目です。佐賀県の観光振興についてお伺いいたします。

日本では、人口減少による生産年齢人口が大きく減少していくことが見込まれております。そのような中で、観光業が与える経済効果は非常に大きく、観光庁はコロナ後の二〇二三年、「観光立国推進基本計画」を推進し、日本が観光立国として観光の質的向上を象徴する、一、持続可能な観光、二、消費額拡大、三、地方誘客促進の三つをキーワードに、今後は持続可能な形での観光立国の復活に向け、さらに官民一体となって観光政策の取組を推進し、インバウンド回復、国内交流拡大戦略に取り組んでいるところであります。

一方、佐賀県内では、各地で観光誘客の取組が様々に行われておりますが、市町によって観光に対する温度差が見られるように感じています。それぞれがもっと磨けばすばらしい地域資源を持ちながらも、十分に生かし切れない現状があり、佐賀県全体の魅力を十分に伝え切れていないと感じており、残念に思うところであります。

壮大なロケーションや目をみはるような資源に比較的乏しい中、佐賀県の観光振興においては、地域の文化、歴史、伝統を掘り起こし、県内に発信していくことが重要であります。特に地域ごとの特色を生かし、観光資源を磨き上げ、それぞれの文化を訪れる人に見せることはもとより、伝えることで県内周遊につなげていくことが求められているのではないかというふうに思います。そ

のためには地域間の連携も重要です。

そのような中、佐賀県では佐賀型観光プロダクツ創出事業を実施されており、地域資源の磨き上げを支援するよい取組であると評価しているところです。地元を応援する姿勢も感じられる事業であり、今後も継続してもらいたいと思っております。

また、今後も期待が高まる海外からの観光客に対しては、発地国と旅先の地域の両方を理解している人材による案内が、旅行者の満足度向上やリピーターの確保につながると考えております。

多久市では、中国出身の方が通訳を兼ねたナイトツアーや路地裏散策などを通じて、中国人旅行者の気持ちに寄り添いながら、地域の文化や生活を体験できる観光案内を行っており、観光客から高い評価を得ているところであります。私は、今後のインバウンド受け入れの「さがすたいる」として期待できるのではないかなというふうに思っているところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

観光プロダクツ創出事業の実施状況についてであります。

まず、取組についてですが、地域資源の魅力を高めるために行っていると理解しているところですが、県の取組内容は具体的にはどのようなものかお伺いいたします。

○太田観光課長＝近年、旅行スタイルは団体旅行から個人旅行へ、また、観光地巡りから体験重視への旅へと変化をしており、こうした傾向は加速してございます。

県では、多様化する個人旅行者のニーズに応えるため、令和五年度から佐賀型観光プロダクツ創出事業を実施しております。地域資源を磨き上げ、佐賀ならではの本物のよさを体験できる観光プロダクツ造成に取り組む民間事業者・団体への支援を行っているところでございます。

今年度からは、造成する観光プロダクツの自走化に向け、財政的な支援だけではなく、旅行商品企画の専門家であるアドバイザーによる伴走型の支援を取り入れ、さらなる地域資源の高付加価値化に取り組んでいるところです。

○野田委員＝ありがとうございます。これは内容については、助成額、上限が二百五十万円という大変大きなものだというふうに私は感じました。

この金額関係というところの状況といいますか、上限が二百五十万円だったら、そういった高額で申し込むところが結構多いんじゃないかなと予想したりするんですけども、こういったところについてどういう使われ方をしているのか、そういったところが分かればよろしくお願いいたします。

○太田観光課長＝令和六年度に支援した三件が、いずれも補助上限額の二百万円近くを補助した案件となっております。

例えば、祐徳稲荷神社で昨年開催されましたナイトイベント「ナイトウォーク狐の嫁入り」は、来場者がキツネのお面をつけて嫁入り行列をする参列者となり、ライトアップされた神社内を歩きながら、光と音の演出、プロジェクションマッピングを楽しめるイベントとなっております。

観光プロダクツ創出事業では、こうしたライトアップやプロジェクションマッピングに係る費用などの一部を支援したところでございます。

○野田委員＝今の御答弁いただきました。やっぱり温度差があるなと、すばらしい企画をつくられるところもあるなと感心いたしました。

事業の実績についてお尋ねいたします。

事業の実績についてはどのような状況なのでしょうか、お伺いいたします。

○太田観光課長＝事業の実績につきましては、令和六年度までに十四件、令和五年度十一件、令和六年度三件の観光プロダクツ造成を支援したところです。

具体的には、令和五年度には、武雄市で陶磁器や料理体験を通して佐賀県を暮らすように旅してもらう文化と食の体験コンテンツ、また佐賀市内の恵比須

像を使ったリアル謎解きゲームなどがございます。

令和六年度には、小城市ならではのようかん作りと海苔すき体験コンテンツを実施しております。

こうした取組により、観光事業にチャレンジする事業者の広がりが生まれておりまして、地域全体で観光を盛り上げる機運が高まっております。

体験コンテンツの参加者の方たちからは、二年連続で来たとか、また来たいといった声なども寄せられておりまして、リピーターの獲得など、一定の効果を感じているところです。

また、今年度は六件の事業を採択しておりまして、補助事業者と専門家、職員が一体となって、体験する旅行者の目線と、旅行商品として取り扱う旅行会社の両方の目線を意識しながらコンテンツ造成に取り組んでいるところでございます。

○野田委員＝十四件、十一件、三件、本年が六件というような案件でありました。非常に地元の皆さんが、それによって改めてモチベーションが上がるというか、そういったところに非常に成果があったのかなというふうにも感じた次第です。

地域の変化というところで、今度、自らがそういったことによって自発の地域づくりに結びついていくのかなというふうに感じました。本当にいい循環になればなというふうに思った次第です。

それでは、今後の取組についてお伺いいたします。

この事業の取組について、今後、県はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○太田観光課長＝今後もこの事業を通じて地域資源を磨き上げ、地域の特色を生かした観光プロダクツを創り出すことにより、県内の滞在時間の延長や消費単価の拡大につなげてまいりたいと思っております。また、旅先での体験を重視する個人旅行者の満足度向上を図り、佐賀ファン、リピーターの拡大につなげてまいりたいと思っております。

そのためにも、県内各地域にある自然や歴史・文化・食などの多彩な地域資源にスポットを当て、佐賀ならではの本物のよさを体感できる観光プロダクツの創出に向け、地域の方や民間事業者の方々の自発的、自主的な取組を今後も応援してまいりたいと思っております。

以上です。

○野田委員＝ぜひよろしくお願いいたします。

先ほど八谷委員が吉野ヶ里の話をなさいました。吉野ヶ里というのは世界に誇れるような、そういった観光資源だと。佐賀ではほかにあまりないですよね。特に唐津方面はあります。また、鹿島方面、太良方面も今すごく力を入れようとしていただいています。残念なことに、本当に我が多久市近隣――近隣というのは私よく言うんです。旧産炭地という、あのくくりです。大町も入りますし、厳木や相知も入ります。こういったところは本当に訪れても滞在時間が非常に短いんです。うちは多久聖廟というのが三百何十年あります。でも、簡単に言うと、中国式のお寺に来たような雰囲気なんですね。滞在時間として、そこに十分、十五分おればいいぐらいの、そういった意味での、その資源に対するというか、観光に対する温度差というのは私は物すごくあると思っているんです。

だからこそ、今おっしゃった地域の人たちのモチベーションが上がっていくような、そういう取組を知ることによって自分たちにもできるんだということを県内に広く浸透してもらいたいというのが一番の願いなんですよね。

そういったことになれば、例えば、吉野ヶ里だったら今日は吉野ヶ里に行こう、それで満足するかもしれません。唐津方面に行こうと思ったら、唐津方面の風景やイカを食べて満足するかもしれません。でも、先ほど言ったような地

域では、やっぱり滞在時間が幾らあれしてもなかなか、じゃ、あそこに行こうで一日というのは、これは到底無理というふうに私は思っています。だからこそ、県内周遊を促進するための地域間の連携というのがこれから先は必要じゃないかというふうに感じる次第です。

これまでの県の取組についてお伺いいたします。

先ほど申し上げたように、市町によって観光に対する温度差が見られる中、県内周遊を促進するためには地域間の連携が必要と考えるところです。県ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○太田観光課長＝県では、県内各市町に設置運営されております観光案内所同士のネットワークを強化し、来訪者の満足度向上及び周遊促進を図るため、令和三年度から観光案内所ネットワーク化促進事業に取り組んでおります。

具体的には、各市町の担当者、案内所スタッフのスキル向上のためのセミナーの開催、また、広域案内・広域連携促進のための情報交換会、県内の現地視察、他県の先進事例の視察などを行っておりまして、お互いの顔が見える関係づくりと他地域の観光情報の共有の場づくりを行っております。

さらには、各市町の観光協会の事務局長同士でも情報交換をする場が欲しいという御意見を受けまして、今年度、初めて佐賀県市町観光協会等事務局長会議を開催したところでございます。当日は、各団体から事業運営や地域間の連携など幅広い議題についての提案がございまして、関係者にとっても有意義な意見交換の場となったという感想をいただいております。今後も定期的に開催し、連携を強化していきたいと思っております。

以上です。

○野田委員＝ありがとうございます。そういった各市町、各地域の皆さんが一堂に集まってセミナーを受けたり、情報交換をやったりということで、しかも、いろんなことで自分たちが気づかなかった視点で気づく、また担当の方が気づいていただければというふうに感じました。

ぜひそこをコーディネーター役としてよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。期待しておりますので、よろしくお願いします。

今後の取組についてであります。

現在の状況を踏まえ、県はどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○太田観光課長＝佐賀県を訪れる観光客の方々に各地域にある唯一無二の自然、文化、歴史や食などを体感いただき、また来たい、何度も来たいと思っていただくことが重要と考えております。

そのためにも、地域間の連携をさらに強化して、各地域のここにしかないもの、また、今しかできないことなどをつないで周遊を促進し、旅の満足度を向上させていく必要があると思います。

今後も、各市町及び各観光協会等の連携をさらに強化していくことで、市や町を超えた周遊を促す情報発信や酒蔵巡りなどのテーマ性のある周遊プランや旅行商品の造成などをさらに促進していきたいと思っております。

また、今議会に補正予算案を上程しております「世界の文化創造拠点ＡＲＩＴＡプロジェクト」においても、有田を起点に、多彩な陶磁器文化や食と器のマリアージュ、ティーツーリズムや、さらには温泉や食など、佐賀ならではの特別な体験や文化資源等をストーリーでつないでいくことで、その効果を県内全体に波及させ、佐賀県自体の世界的なブランディングにもつなげていきたいと思っております。

○野田委員＝ありがとうございます。今、ＡＲＩＴＡプロジェクトの話もありました。やはり有田というのは歴史が古くて一級品というイメージがあります。勉強会でも申し上げましたけど、有田は李参平さんが定着して広げていった磁器の町であります。その李参平さんが朝鮮出兵の折、カササギと共に連れこられて、まず窯を開いたのは多久なんですね。そういったところのつながり

も、何かこじつけでもいいですけれども、行く行くそういう広がりにつなげていただければなというふうに私は感じる次第です。

本当に何度でも行きたいというようなリピーターということであれば、満足度になるかと思っています。そういった意味では、本当にただ見るだけとかじゃなくて、先ほど申し上げたように伝える、その語りをする人がしっかりと旅行する方に伝えることによって、そのストーリーが分かれば、やっぱりもう一度伺いたいなというようなことも私はあるかと思っています。そういった面におきまして、今後とも活動のほどぜひよろしくお願いしたいと思います。

一点だけです。各県内の御担当の方とか観光に携わる方々の情報交換の場とかがあっているという話でした。この間もお話ししましたけども、実はデスクワークも大事なんですけれども、夜の部の懇親会を兼ねた情報交換会というのは私も経験あります。普通のこういったデスクでの会議は会議で終わるんですね、こういったこと言ったら恥ずかしいんじゃないかとか、いろんなブレーキがかかります。でも、懇親会というのは、自分が思っていたこと、こういったことを言っても恥ずかしいんじゃないだろうかというのは取っ払われて、本当に担当者同士の情報交換にはなくてはならないものが夜の部の会議だと思っているところです。

そういったところも、今後ぜひセッティングをかけていただいて、さらなる皆さんの掘り起こしにつながるような活動につなげてもらいたいと思うんですけども、そこに対して一言よろしくお願いします。

○太田観光課長＝意見交換会の場でも非常に活発に意見は出ておりましたが、確かに時間の都合があったりとかして、議題をもっと深く知りたかったという声も多うございました。

そのため、委員御提案のように、こういった懇親会のような形での意見交換会の場も、今後ぜひ検討してまいりたいと思います。

○野田委員＝私の経験では、三対七か四対六で夜の部の効果は大きいというふうに思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

三番目です。県内在住の外国人のガイド役としての活用についてお伺いいたします。

この件に関しましては、これは私が本当に経験したことで、これはすごくいいよねと本当に思いました。多久市が孔子様を通じて中国の曲阜市と姉妹都市提携をやっています。曲阜市には、五年に一度ですかね、市民の翼という交流会を通して訪問する事業があります。私はそこに参加させていただきました。そのときに、多久に滞在している中国の方が通訳並びにコーディネーター役として同乗していただいたわけですね。そうしますと、通り一遍のあれが終わった後に夜、それこそ夜の食事会も終わった後です。希望者だけを募って行きませんかということで、普通ツアーでは行かないよねというような路地に入って、庶民レベルの、絶対庶民しか入らんよねというようなところでの飲食をさせていただきました。これが本当に目からうろこで、現地の文化に本当に触れたような思いをしました。それも安心感の中でですね。そういうチョウユウさんという中国の方が同席していただいたからこそ。だからこそ、それの逆バージョンとして、佐賀県内に住み、地域のことを理解している外国人の方を観光ガイド人材として活用することについて、私は非常に安全・安心、そして、満足、こういったものがまたリピーターにつながると自負しております。県としてどのように受け止めていらっしゃるのかお伺いいたします。

○太田観光課長＝観光ガイド人材につきましては、現在、様々な形態で活動されていらっしゃることもあり、正確な人数が把握できておりませんが、外国人観光客が増加する中、そのニーズに対しての数は不足している状況でございます。

今後、地域の情報や文化や歴史に理解のある県内在住の外国人の方々に観光

ガイドとして御活躍いただくということも可能性としてとてもあり得ると思っております。

一方で、観光ガイドは、言語スキルのみならず、その地域ならではの歴史や文化、生活様式などに関する深い知識と、それを旅行者に分かりやすく魅力的に語ることができる非常に高いスキルが必要でありまして、ガイド人材の在り方や育成につきまして、今後ぜひ検討してまいりたいと思っております。

県としましても、今後、外国人観光客の方々が佐賀の文化や暮らしを深く理解し、心に残る体験ができるような受け入れ環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○野田委員＝ありがとうございました。ぜひそういったことを推進していただきたいというふうに思っています。

二月の私の代表質問のときに、知事の答弁がまるで隣の町を訪れるような感覚で人々が国境を越えて気軽に行き通いながら、日々交流が生まれるような、そんな通常交流とも言うべき時代が私は近いのではないかというふうに思うということも答弁でおっしゃられています。まさに旅行でリピーターで行くというよりは、ちょっと言うたら第二のふるさとじゃないですけれども、あそこに行ってみたいよねと、あそこの文化、あそこの人たちと交流したいよねということが、こういった満足度を得た人たちからの口コミとかリピーターで変わっていくんじゃないかなというふうに思うわけですね。

ですから、今御答弁いただきました、ぜひそういったところを進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○古賀和浩副委員長＝暫時休憩します。十三時十分をめどに委員会を再開します。

午後零時十分　休憩

午後一時十分　開議

○冨田委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○野田委員＝それでは、四問目の質問に入らせていただきます。

当初、ここに二番目に立ったときと、食事をして昼から立つのとではちょっと少し、食事をしてまろやかになってしまう傾向がありますけれども、そこは引き締めてしていただきたいと思っています。

県営住宅の空き部屋対策についてお伺いいたします。

公営住宅は一九五一年に公営住宅法が施行され、これに基づき整備が本格的に始まりました。戦後復興の一環として、深刻な住宅不足の解決策として、国民に住宅を供給する目的で開始され、当初の入居者は低所得者層ではなく、家賃支払い能力のある所得階層が対象だったとありました。

日本住宅公団が一九五五年に設立され、高度経済成長により増加した勤労者階層に対する住宅供給として、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを、住まいに困窮する低額所得者に対して低い家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設されてきたところです。

このように、佐賀のほうでも県営住宅は、民間賃貸住宅に比較して家賃が安く、部屋も広いことなどから人気が高く、以前は応募してもなかなか入居できないような状況でありましたが、近年は空き部屋も見られるようになったと聞いております。実際、多久市の県営住宅について改修工事が完了したものの、依然として空き部屋がある状況が続いております。

近年では、町部ではない中山間地域や里山など、地方において、例えば結婚を機に若者の都市部、町部への人口流出が常態化しており、少子・高齢化の中、若い方々には出ていかない仕組みや長くとどまってもらう仕組みづくりが必要と考えているところであります。これは恐らくどの町にも言えることだと思っています。

そこで、例えば、子育て世代や若い世代にとって県営住宅は家賃が安いので、将来に向けた貯蓄もできる魅力的な住宅だと思っており、まず、県営住宅に空き部屋が生じないように、住まいのニーズに応えたり、若者入居にも取り組んでもらうことは重要だと考えているところです。

ここから質問に入らせていただきますが、恐らく私の質問に対する答弁はほぼ御用意していただいているところだと思っています。私もこの若者流出関係につきましては、初めは投げかけというか、小石を投げ入れるような状況で、これからぜひ検討してくださいという意味で質問に立った次第です。ところが、調べてみますと、すごいんです。何がすごいかというと、要はよその県の事例を調べてみますと、本当にたくさんのところが、若者、子育てに対して大きな受け入れ体制をつくっているのが現状でした。長崎県と宮崎県ぐらいが、要はそういう若者とか子育てに対して入居の優遇措置がありますので聞いてくださいみたいなことだったんですね。その辺での、長崎県はこれからのリフォームとか住宅の供給を支援して、あわせて関連部署と連携した県営住宅の建て替えに合わせた地域子育て支援というようなこともうたっています。長崎県には、若年、子育て世帯や高齢者などが安心して暮らせる住生活の実現というのが基本目標ということで、わざわざ挙げておられるんですね。こういったことを長崎県、宮崎県はありました。

ところが、福岡県におきましては、子育て世代向けリフォーム住宅の御案内ということで、(実物を示す)こういったパンフレットを用意されているんです。これはすごいと思いました。

大分県は、これはちょっと話もしましたけれども、土木建築部長の議会での答弁です。令和十五年度までに県営住宅五百戸を子育て世帯向け住宅に改修す

る取組を進めているということで、知事答弁としても、子育て世帯向け県営住宅の拡充など子育てしやすい住まいについても取組を強化していきますという答弁をされています。

熊本県においては、県営住宅の入居者申し込みの約三割を子育て世帯が占めるようにということで、その県営住宅においては、対面式キッチンや転倒防止手すりなどの設置で子育て世帯向け住宅改善を行うというふうに載っております。これは、令和七年「こどもまんなか熊本」事業ですかね、こういったことがあります。

鹿児島県におきましては、県営住宅への入居対象拡大、県営住宅では令和五年から、これまで身体障害者、高齢者世帯、子育て世帯などとしてきた移住の安定を図る必要のある世帯に次の世帯を追加いたしました。追加されたのが、婚姻から三年以内の新婚世帯、それと婚約世帯、これらの世帯は県営住宅の入居要件である収入要件が緩和され、通常の世帯より高い所得でも県営住宅に入居できます。こういう政策です。

あとは東北のほうでは、ちょっと話もいたしましたけれども、ＷｉＦｉつき県営住宅の提供とか、青森県でも、当選者倍率を一般世帯の二倍になるように設定をかけて、子育て、若者の転入の優先を高める、そういった対策です。

ちょっと東北を上からずっとやっていったら、全てがヒットしていったんですね。秋田県も、しっかりと県営住宅の有効活用と社会情勢の変化に対応するため、令和六年四月に実施する入居募集により若年層を含む単身世帯の入居が可能となるよう入居要件を緩和します。

ほかにも東京都とか、私が宮崎で調べよったら鳥取県も出てまいりました。若年夫婦世帯を追加して設けるというような、こういうふうに調べると、次から次に若者、あるいは子育て世代に対する公営住宅、県営住宅の提供の在り方という考え方が変わってきているのが現状です。こういったところをまず先にお話しして、これから質問に入らせていただいて、最後に部長さんの答弁にすごく期待をするところであります。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、県営住宅の現状についてであります。

まず、県営住宅の管理戸数について、現在の県営住宅の管理戸数はどのようになっているのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝県営住宅の管理戸数は、令和七年三月末時点で六十六団地、六千五百五十三戸となっております。

以上です。

○野田委員＝六十六団地、結構数もまだまだあると思いますけれども、本来、昭和三十年ぐらいから建設が始まったというふうに思っているところです。いろんな問題も抱えていると思います。

それでは二番目、県営住宅の空き部屋数について、現在どのくらいの空き部屋があるのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝令和六年度末現在、県営住宅の空き部屋数は六百七十七部屋となっております。

以上でございます。

○野田委員＝六百七十七部屋が空いているという現状でありました。こういった六百七十七、私は本当に聞いて、わあ、大きいなというふうに感じた次第です。

じゃ、この六百七十七部屋の入居者に対する募集について、どのような方法で行っておられるのか、また、応募状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝入居者の募集は、新聞広告や公的機関へのポスター掲示などにより公募を行っているところでございます。年二回、九月と二月に行っ

ております。

令和六年度につきましては、二百七十三世帯の応募があり、入居されたのは二百二十七世帯となっております。入居待ちが発生している団地がある一方、希望すればすぐに入居可能な団地もございます。

以上でございます。

○野田委員＝九月、二月に年二回募集をかけていらっしゃって、前回二百七十三世帯中二百二十七世帯が入居されたということであります。この応募しておいて入居されなかったところの要因というのは、何かおつかみでしょうか。

○中野建築住宅課長＝入居の倍率というような捉え方も一つあるかと思っております。実際、人気がある団地といいますのは、やはり利便性がいいところであったり、築浅であったりとかいうところがございます。入居倍率が多いのは、唐津市の栄町団地であると二十人が応募されて一世帯しか、要は空き部屋が生じにくいというような状況もございます。そういうところで、人気のある団地に集中して、空き部屋ができずに入居できなかったというような状況が多く考えられます。

以上です。

○野田委員＝やっぱり衣食住、その住に関して人気、あるいは利便性、そういうライフスタイルに合わせた地域というか、場所というところが関連しているんだなというふうに感じたところです。

それでは、入退去の状況についてお伺いいたします。

県営住宅の入退去の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝令和六年度には新たに二百二十七世帯が入居され、三百五十六世帯が退去されております。

以上でございます。

○野田委員＝こういった退去に関しまして、例えば、何か県としては情報をおつかみでしょうか。退去されたその原因というか、理由というか、例えば、マイホームを持ったとか、あるいは子供のところに行ったとか、同居したとか、そういったところ、何かお分かりであれば。

○中野建築住宅課長＝退去の要因に関して、申し訳ありませんが、現時点において把握しておりません。

以上です。

○野田委員＝分かりました。

それでは、やはり公営住宅というのは、結構長年住まれる方が多いというふうにも聞いています。状況によって、例えば、もっと病院に近いところがいいとか、そういった高齢者の要望とか、いろんなことで公営住宅から公営住宅への住み替え希望って、そういったこととというのはあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○中野建築住宅課長＝公営住宅の住み替え、もしくは上の階から下の階への住み替え等に関しましては、件数は把握しておりませんけれども、入退去の管理を行っている指定管理者のほうに都度御相談があっている、場合によっては住み替えも行っているというようなことになっております。

以上でございます。

○野田委員＝私も知り合いに、上層のほうにおったけれども、高齢のために下のほうに替えていただいたというような話は伺ったことがあります。

それでは、空き部屋が発生している理由についてです。

以前はなかなか入居が難しかった県営住宅で、どうして空き部屋が発生するようになったのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝県営住宅は、昭和二十年代後半から建設を開始したところでございます。主に戦後復興期から高度成長期の間、住宅不足の解消のため、県と市町で連携して、低所得者層の健康で文化的な生活ができるよう多くの世

帯向けの住宅を供給してきたところでございます。低廉な家賃で入居できることに加えまして、急激な人口増加と核家族化による世帯数の増加、また、比較的立地条件もよく、公的住宅としての安心感もあり、以前は県営住宅への入居は困難な状況でございました。

現在は、良質な民間住宅や個人所有の住宅も多く建設されており、住宅数が世帯数を大きく上回るようになったこと、また、県営住宅の六割以上は建設後四十年以上経過しており、老朽化していること、入居者のニーズも多様化しており、それに合った住宅も民間賃貸住宅に多く供給されていることなどが、空き部屋が生じる主な要因だと考えております。

以上でございます。

○野田委員＝民間住宅、確かに非常に魅力的な色彩というか、デザインというか、外見上からもそういったものがだんだんと増えてきているなというのは感じるところです。確かに昭和二十年代からとなると、三階、四階、五階というような建物を一掃して新しくするというのはなかなか難しいと思います。

こういった民間との競争でも、ある意味におきましては、民間というところの価格の高さ、狭くても価格の高さというのが非常に私はネックになっていると思いますし、若い人たちの将来の希望として、やがてマイホームを持ちたいという方々が少しでも節約するために、高い民間の新しいところに入ることが本当に彼らの満足を得ているのかなと、将来の設計をお持ちなのかなと感じたこともあるんですね。ですから、こういった方々のニーズを拾うというのは、これから私は本当に大事なことになってきているんじゃないかなというふうに思っているところです。そういった意味で、空き部屋活用についての取組について、どのような取組を行っておられるのかお伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝先ほど申しましたように、公営住宅は戦後復興期においては住宅に困窮する低所得者に住宅を供給し、その役割を果たしてきたところでございます。公営住宅は地域住民の生活に密着した市町が主体となって担い、県は市町を補完するという、そういった役割分担も大切だと考えているところでございます。

近年では、県では頻発する自然災害の被災者への住宅提供など、新たな役割も果たしているところでございます。そのようなことから、住宅に困窮する世帯の日本人学生や外国人留学生等の単身者を入居可能とする規則改正を本年七月に行ったところでございます。県営住宅にどのような方に入居していただくかについては、社会情勢の変化も踏まえつつ、必要に応じて制度を柔軟に見直すことも必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○野田委員＝見直すことも重要だという御答弁をいただきました。これは本当に非常に心強いところであります。

実はこれは読売新聞の一節ですけれども、「低所得世帯の入居が原則の公営住宅を巡り、入居条件を緩和して若者世代を受け入れて地域活性化を図るなど、有効活用する取り組みが全国の自治体で広がっている。背景には、老朽化に伴う空き部屋の増加や入居者の高齢化がある。」ということで、そういったところがあるので、どんどんと拡張していっているというような、そういう記事です。

今の御答弁、まさに空き部屋対策というのが確かにここにもあります、公営住宅等の弾力的な活用に関する事例集というのがありますけれども、目的外の使用とか、いろんな形で膨らみが、大分幅が広がっているなというのは私感じたところであります。どうぞそういったことを踏まえていただきながら、今後の空き部屋対策の一環として対策をお願いしたいなというふうに思う次第です。

それでは、先ほど申し上げました空き部屋の弾力的な活用。弾力的な活用というのは、法で決まっています、その法的以外、目的以外ですね。目的以外の使用というような意味と捉えてよろしいかと思います。

公営住宅は本来、個人向けでありますが、グループホームとして利用する場合、企業でも目的外使用許可によって利用が認められるなど、弾力的な活用も可能と聞くところです。より若い世代の入居希望が増えるような弾力的な活用ができないものか、再度お伺いいたします。

○中野建築住宅課長＝佐賀県で暮らす外国人は一万人を超え、先般、県内大学・短期大学学長と知事の意見交換会において、留学生が増えたことにより、住まいの確保の対策として、公営住宅の空き部屋の利用について提案がなされたところでございます。

こうした提案等を受け、住宅に困窮する世帯の日本人学生や外国人留学生等の単身者が入居可能となるように規則改正を行っており、若い世代の入居が期待されるところでございます。まずは、今回の規則改正による若い世代の応募状況を確認し、ニーズを把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○野田委員＝ありがとうございます。確かに外国人が一万人を超したということで、昨年度ですか、県内の人口も非常にプラスに高じたというようなことがありました。

確かに外国の皆さんのそういった問題もあるかと思います。あわせて、冒頭に申し上げましたように、町部周辺、あるいは地方といいますか、田舎部に関しましては、若者の流出というのは本当にこれは市町の課題の一つなんですね。そういった県内における隅々の課題というのも、この外国人一万人に勝るとも劣らないような大きな課題だと私は思っています。

ましてや、例えば、鳥栖地域とかになりますと、町部となると、何も鳥栖に限らなくても構わないと思っているんですね。県外、いわゆる福岡県のほうでも構わないんじゃないかと。そういった県外流出というところにおきましては、非常に県も働き方とか、最低賃金とか、そういったことも併せて、非常に神経を今使っているデリケートな分野だと思っているところです。

そういった意味において、本当に若者、あるいは子育て世帯というところをしっかりと捉えていく、本当にこれに特化することが私は目的外使用になるのかなと逆に疑問に思うんですけど、その辺というのは県の考えというのはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○中野建築住宅課長＝子育て世帯なりを優遇した入居ということに関してお答えさせていただきたいと思います。

先ほど委員もおっしゃられましたように、ほかの県では様々な取組をされておることは認識しておるところでございます。その中で、佐賀県におきましても、子育て世帯、新婚世帯等におきましては、募集して部屋を決める際のボールといいますか、抽せん回数を一般の方に比べ二倍にするなど、一定の配慮はさせていただきながら入居促進を進めていきたいと思っているところでございます。今後も同じように進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○野田委員＝今、二倍のというような御答弁をいただきました。私が今回調べる中で、残念ながら佐賀県ではヒットしなかったんですね。そういった中で、しっかりとそういった優遇措置なりというところは、本当にもっと大きく取り上げていただければというふうに切に願うところであります。

あわせて、国土交通省関東地方整備局の資料によりますと、いろんな事例集があります。活用用途から探すというところを住宅として活用というところを見ると、新婚・子育て世帯向け住戸、学生向け住戸、定住促進・雇用促進のための住戸、それとかたくさんの今までに考えられなかった、多分目的外というようなことであったかもしれないけど、こういうやり方が、今広がっていますよというようなものが実際に事例としてたくさん出ているわけですよね。

だからこそ、「子育て し大県〝さが〟」であります。そういった中で、衣食住

の住もこうやってしっかりと応援しているんだよというところが、残念ながら私は今回見えなかったところがあったんです。しかも、先ほども申し上げたように、市町というところはこの課題に非常に困っているというところがあって、だからこそ、県と市町とでしっかりと連携を組んでやっていただきたいというふうに思うところですけれども、この思いに対して、もう一度ちょっと思いをお願いいたします。

○中野建築住宅課長＝市町と連携してということでございます。

県の取組、今回、七月改正した取組も含めて、各市町さんとは連携を図っていく必要もあると考えております。年一、二回ではございますけれども、各市町の公営住宅担当者会議というのを開いておりますので、国の動きであるとか県が取り組んでいる内容について、情報を共有しながら、市町と連携しながら、今後も取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○野田委員＝力強い御答弁だったと思います。

私は、熊本の対面キッチンまでリフォームで用意するというところに本当に感銘を受けたんですね。やっぱり小さいお子さんを見ることができるという、そういう心遣いというのもこれから先あれば、一つの入居の決め手というか、子育て世代に人気が出てくる、そういった一つになるんじゃないかなというふうに思った次第であります。ぜひ先ほどの心強い御答弁を早く実行に移していただきたいなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になります。

空き部屋の弾力的な活用について、この弾力的というのは目的外使用というふうに取っていただいて結構だと思います。

若者の流出を止めることを県全体として考えることと思います。先ほど申し上げました。空き部屋を柔軟に活用することで、県営住宅の魅力発信として、そしてまた、地域の活性にもなると思います。高齢化に伴う若い人たちが入ってくる、そういう活性ですね。こういったことを踏まえて、佐賀県への定住促進に、私は活用すべきでないかというふうに強く思う次第です。

最後に、県土整備部長の思いをぜひよろしくお願いいたします。

○永松県土整備部長＝県営住宅の空き部屋を柔軟に活用して佐賀県の定住促進に活用すべきではないかという御質問がございました。

佐賀県の若者の県外への流出というのは、高校卒業時の進学ですとか、それから、やっぱり就職が大きな契機となっているのが特徴でございます。県としても、県立大学の設置ですとか、あと、高卒の就職者への県内就職率の向上の取組「プロジェクト65＋」ですとか、あと「佐賀型賃金ＵＰプロジェクト」、それからお話ありました「子育てし大県〝さが〟」というような形で、若者、単身者もそうですし、若い子育て世代もそうですけれども、県内定着に向けて様々な取組を行っているところでございます。

県営住宅については、これまでも子育て世代で住まいに困窮している方であれば、若者でも入居が可能という状況でございます。県営住宅については、やはり地域住民の生活に密着した市町が主体となって担っているとこでございまして、県は、市町を補完するという、そういった役割分担も大切かなというふうに思っているところでございます。

答弁の中でもありましたけども、社会情勢も大分変化してきておりまして、県内で暮らす外国人についても一万人を超えているという状況で、地域の大切な担い手となっておりますので、多文化共生というのも併せてやっていかなければいけないという状況でございます。

こうした社会情勢の変化を受けて、やはり県営住宅の空き部屋を活用して若者を住まいの候補として選んでいただく、その候補として、七月に規則改正を行いまして、外国人留学生、それから、日本人学生等、若者の単身入居という

ことも可能にしたところでございます。また、そのことも大学にもお伝えするなどということもしているところでございます。

まず、今回こういう改正をしましたので、そこで新たに単身入居を可能とした若者がどのぐらい応募するかとか、それから、入居の状況を確認して、若者を住まいの候補としてニーズがどの程度あるかというのをしっかりと確認をしていきたいと思っております。

あと、御紹介ありました各県の取組につきまして我々も認識しておりますので、そこについてはまた確認をしていきたいと思っております。

県営住宅としてはどのような方に入っていただくかということについては、社会情勢の変化を見ながら柔軟に見直す必要があると考えております。こういった中で今回の見直しもしているところでございますので、引き続き県としては若者の県内定住に向けまして、県営住宅のみの取組ではなく、県立大学の設置とか県内企業の人材確保の後押しなど、若者定住促進に向けて様々な取組を行ってまいりたいと思っております。

私から以上でございます。

○野田委員＝御答弁ありがとうございました。時代とともに、公営住宅法ができてから、あの時分と今の現在とでは、社会情勢というのは大分変わっておりますし、若者のニーズというのも大きく変わっていると思います。

残念なことに、若者という表現はありましたけども、例えば、結婚した家庭持ち、あるいは、子育て世代というところへの言葉がちょっとなかったところがございます。あわせて、同じようなものとして受け取ってよろしいのか、その辺りをもう一度御答弁願いたいと思います。

○永松県土整備部長＝最初申し上げますとおり、若者というような中には、子育て世帯も含めた形で、しっかりとその辺の県内定着に向けて取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○野田委員＝どうぞよろしくお願いいたします。地方の市町にとっては、本当に若者流出というのはもう喫緊に解決しないといけない。しかしながら、全てがその解決策に結びつくかと、もう本当にわらをもつかむような対策をもってやっていかないと、なかなか難しいところがあります。

そういったところにおきまして、県と市町でしっかりとスクラムを組んで情報を共有しながら、そして、若者の流出、子育て世代の満足度というのを挙げた住宅の提供というところに力を注いでいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○石丸委員＝自由民主党の石丸太郎でございます。今年度、地域交流・県土整備常任委員会に配属されまして初めての質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、二項目にわたって質問をさせていただきます。

まずは、「ツール・ド・九州」開催準備事業についてであります。

私は寝つきが悪く、漫画を読むと眠くなる体質であるため、電子書籍を睡眠導入剤として就寝前に読むのですが、その中でも「弱虫ペダル」を愛読しております。主人公である小野田坂道が仲間とともにペダルを踏みしめ、坂を上り、風を切る姿に、何度も胸を熱くしてきました。彼らが挑むインターハイの舞台は、ただの競技ではなく、友情、努力、そして、地域の風景そのものが物語の一部となっています。その感覚はまさに今回の「ツール・ド・九州」にも通じるものがあると感じております。

この大会は、ラグビーワールドカップのレガシーの持続的継承や九州を襲った自然災害からの復興を象徴するイベントとして二〇二三年から始まり、福岡、熊本、大分などを舞台に開催されてきました。

当大会は世界を目指す競技者にとって飛躍する機会となるとともに、ロードレースに関わる幅広い人材育成に寄与し、九州のサイクルスポーツの普及拡大、世界に誇れる美しい自然や風景を発信することによる地域ブランディングへの貢献などに大きな期待が寄せられています。

そして来年、佐賀県が初めて開催地として名のりを上げ、唐津エリアでの開催に向け準備が進められていると聞き及んでおります。

県は、波戸岬から唐房バイパスまでの海岸線をルート・グランブルーと名づけ、唐津の美しい海の景観を世界に発信する構想を描いています。

この構想には、フランス人ダイバーであるジャック・マイヨールの自伝映画「グラン・ブルー」にちなんだ思いも込められていると聞いております。唐津の海を愛した彼のまなざしが、今、国際大会の舞台として再び注がれようとしていることに、私は深い感慨を覚えます。

「ツール・ド・九州」は、ＵＣＩ――国際自転車競技連合公認のＵＣＩアジアツアー2.1のステージレースとして開催されており、このクラスは世界のトップチームであるＵＣＩワールドチームも参加可能なレベルで、国際的な競技力と注目度を備えた大会であります。一レース百キロ以上という長距離を走る中で、スプリント力に優れた選手に贈られるポイント賞や登坂力に優れた選手に贈られる山岳賞といった様々な賞も設けられ、迫力あるレースが展開されるものと期待をしております。

こうした国際大会の開催は、地域にとって大きな挑戦でもあります。大会の開催に当たっては、一般道路を使うレースであり、交通規制、安全対策、住民理解、そして、地元を巻き込んだ盛り上げなど、丁寧な準備と対策が不可欠だと考えます。唐津の海風が選手の背を押し、虹の松原が歓声に包まれる、そんな光景が地域の誇りとなるような大会になることを願っており、コースについても、魅力的な光景を堪能できるようなコース設定となるよう進めていただきたいと考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まずは、大会参画を決めた理由についてであります。

今回、佐賀県がこの「ツール・ド・九州」に参画することを決めた理由についてお尋ねをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝「ツール・ド・九州」は、九州各県と九州の経済界から成る九州地域戦略会議で開催することが決定いたしまして、二〇二三年から開催されております。世界トップレベルの選手も参加するなど注目度の高いレースでございまして、競技の模様は世界にも発信されることになっております。

今回、国スポ・全障スポも終了し、人員的な面でも対応可能という判断もありまして、レースを通じて、福岡の中心部からつながる糸島、唐津、波戸岬というすばらしいエリアを、一体的に国内外にＰＲするチャンスと考え、参画することにしたものでございます。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。来年で四回目ということで、まだまだ始まったばかりの大会でもあり、また佐賀で開催されることもあろうかと思いますので、世界にも発信されるということでありますので、世界に誇れる美しい自然や風景をほかの場所についても発信できるように、今後御検討いただきたいと思います。

次に、補正予算の内容についてであります。

今回の補正予算では、開催準備費として千六百万円が計上されていますが、その具体的な内容がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝補正予算の内容についてですが、まず、大会の開催準備に係る経費といたしましては、大会準備、運営を行う実行委員

会の負担金、それから、地元説明会等に係る経費がございます。実行委員会の負担金につきましては、開催前年度に必要となるコース設定に係る調整、それから、警備体制の計画策定などに充てられると聞いております。

また、県民の皆様に大会のことを広く知ってもらうということで、開催に向けた機運を高めていくためのチラシなどの広報物の作成、それから、ホームページの作成、各種イベントでのＰＲ、ブース出展などに係る経費を予定しているところでございます。

以上でございます。

○石丸委員＝次に、大会の運営体制と役割分担についてであります。

実行委員会の負担金もあるとのことでありましたが、大会開催に当たっては、どのような運営体制で準備が行われ、県や唐津市はどのような役割を担うのかお尋ねをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝「ツール・ド・九州」は大会運営を行うために、九州経済連合会と開催県で実行委員会が組織をされます。来年の大会開催に当たっては、「ツール・ド・九州２０２６」実行委員会が組織され、その実行委員会が中心となり、大会の準備、運営が行われます。佐賀県もその実行委員会に参画し、コース調整や当日の警備、安全対策などを含む競技全般と、広報や観客対応など一体となって準備を進めていくことになります。

また、このような大会運営全体の準備に加えまして、佐賀県単独で行う取組といたしましては、大会開催に向けた地元との合意形成、それから、県内の機運醸成を行いまして、大会当日の来場者向けイベントなども企画をしていくということになります。開催予定地となります地元唐津市とは、市民へのＰＲや機運醸成、大会当日のイベントを含めまして、「ツール・ド・九州」を一緒に盛り上げていくということにしております。

以上でございます。

○石丸委員＝次に、コースの調整状況についてであります。

知事は波戸岬、ルート・グランブルー、そして、糸島から福岡中心部に向かうコースにしたいと言われておりますが、現在のコースの調整状況と、今後どのような調整を経てコースが決定されていくのかお伺いをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝佐賀県といたしましては、今回の大会を通じて、波戸岬や虹の松原など唐津エリアのすばらしさを効果的に発信していきたいということで、そういうコースにしたいと考えております。このため、波戸岬周辺をスタートに、ルート・グランブルー、唐津城、虹の松原を通り糸島に向かうコースを事務局のほうに伝えております。今後は、このコース案をもとに、競技ディレクターによる現地確認、それから、地元調整などを経て、来年五月には詳細なコースが決定される流れとなっております。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。コースについては来年五月に発表予定とのことでありました。ぜひ実際に自転車で走ってコース選定いただければと思います。

私も自転車に乗って地元をたまに走るんですけれども、車で通行する分には感じないなだらかな坂の存在や、雨が降った後もしばらく残る水たまりであったり、ここの神社の桜はきれいだなど、実際に自転車で走ることで見えてくる景色もあろうかと思います。その点についてはどのように考えておられるのか、コースを実際走って選定いただくという点についてお伺いいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝コース案を実際に自転車で走ってということでございます。

私自身、車で見る風景と自転車や徒歩で見る風景というのは、単に見え方というのは違うということは認識しております。ただ、私自身そんなに長いコースを自転車に乗れるか分かりませんので、その辺は事務局ですとか、県内にも

サイクリングをされている方々がいらっしゃいますので、そういった方々にもちょっと話を聞きながら検討していきたいと思います。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。ぜひその際はお声がけいただければ、私も乗りに参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、住民理解と交通規制への対応についてであります。

自転車レースでは一般道路を使用するため、交通規制や安全対策が不可欠になってくると考えます。飲食店を営む事業者やコース周辺にお住まいの住民の方々の協力や理解を得るために、今後どのように進めていくおつもりなのかお伺いをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝今回、佐賀県では初開催となりますため、まずは多くの方々にこのレースのことを知ってもらうということが必要と考えております。なので、しっかりとまずは広報を行っていくということだろうと思っています。その上で、実際にレースで交通規制などの影響がある事業者やその住民の方々には、唐津市とも一緒になりながら丁寧に説明を行い、皆様の意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

また、その安全対策につきましては、警察の協力を得ながら、必要な警備員を配置するなどして、安全な大会運営ができるように、実行委員会と連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝次に、大会当日のイベントの開催についてであります。

大会当日は、選手や大会関係者、観戦者なども多く来県し、盛り上がりを見せると思います。地域住民とも連携しながら、地元唐津市や佐賀の魅力が伝わるようなイベントの開催が必要と考えております。

現時点でどのようなイベントを開催することを考えておられるのかお伺いをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝大会当日のイベントでございますが、まずは地元を巻き込んで一緒に大会を盛り上げていくということが何より重要かと考えております。

このため、唐津市や地元の皆さんとともに一緒になりながら、唐津らしさを生かした仕掛けを考え、一体となって唐津の魅力発信につなげていきたいというふうに考えております。

これまでの開催県の事例では、スタート地点ではステージイベントですとか太鼓などの演奏、それからキッチンカーや地元産品の出店など、競技のスタートを盛り上げ、観戦者の方にも楽しんでもらうような取組が実施をされております。また、スタート地点以外でも、多くの方に間近でレースを観戦してもらうような、観戦スポットの設置も必要と考えております。

具体的な内容につきましては、来月、「ツール・ド・九州２０２５」が開催をされます。各県の取組も視察した上で、どのような盛り上げを行っていくのか、唐津市とも一緒に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。

最後に、大会開催の効果についてであります。

大会開催を通じて地域が盛り上がり、次世代を担う子供や若者たちが地域に誇りを持つ契機になることを願っております。

この国際自転車レースを開催することで、県はどのような効果を期待されているのかお尋ねをいたします。

○松尾コンベンションチームリーダー＝県といたしましては、この大会を契機に、国内外の多くの方々に、糸島の先には唐津というすばらしいエリアがあるということを知ってもらいまして、ルート・グランブルーから波戸岬まで多く

の人の流れができるということを期待しております。

そのため、今回のレース開催に加えて、観光誘客やルート・グランブルーの磨き上げ、それから地元によるおもてなしなど、連携して取り組んでいく必要があると考えております。

また、国際自転車レースという大きな大会を開催することで、多くの子供たちによる応援、それから唐津ならではの盛り上げなどを通じて、地域の方々が自分の地域に自信や誇りを持ち、地元が地域を盛り上げていくという起爆剤になればというふうに期待をしております。

レース開催の来年十月まで約一年という短い時間ではありますが、レースの開催効果を最大化できるよう、しっかりと準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝御答弁ありがとうございます。

先ほどもおっしゃられましたが、来年の大会開催まで一年余りと時間がない中で大会開催の効果ができるだけ大きくなるよう、しっかり準備をしていただきたいと考えております。

先日「ツール・ド・九州」の開催に向けたイメージを高めるために、現地確認の一環として、ルートの一部である虹の松原を訪れてまいりました。松林の連なりが織りなす景観は、単なる自然美にとどまらず、地域の歴史と文化が息づく空間であり、国際大会の舞台としても十分な魅力を備えていると感じました。

競技の躍動感と風景の静ひつさが交錯する象徴的な場所であり、特に木々の隙間から差し込む陽光の中、選手たちが駆け抜けていく姿を想像すると、佐賀の自然が持つ力を世界に発信する可能性を強く実感をいたしました。

唐津の海風が選手の背を押し、虹の松原が歓声に包まれる、そんな光景が地域の誇りとなるよう、県としての丁寧な準備と住民との対話を重ねていただきますよう要望しまして、次の質問に移ります。

二項目めは、「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」についてであります。

昨年、佐賀県で開催された「ＳＡＧＡ２０２４」全国障害者スポーツ大会は、県民の皆様の温かい応援と現場の支えによって大きな成功を収めました。

障害のある方々が競技者として輝き、観客、ボランティア、運営支援者として多くの県民が関わることで、スポーツの力が地域に根づく瞬間を体感いたしました。

そして、今年十月二十五日には滋賀県で第二十四回全国障害者スポーツ大会「わたＳＨＩＧＡ輝く障スポ２０２５」が開催されます。佐賀県からも代表選手団が派遣される予定であり、全国の舞台で佐賀の熱が再び輝くことを期待しております。

一方で、滋賀大会への代表の座を逃した選手も多く、そのような選手たちにも、もう一つ活躍の場をと立ち上げたのが「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」であります。

先月八月二十三日、吉野ヶ里町文化体育館にて、第一弾競技となる全国ボッチャ大会が開幕し、県内外から多くの選手が集い、熱戦が繰り広げられました。この大会は佐賀県が独自に主催する全国大会であり、県が推進するＳＳＰ構想の一環として位置づけられています。ＳＳＰ構想では「する」、「観る」、「支える」、「育てる」、「稼ぐ」という多面的なスポーツ文化の醸成を掲げており、「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」は、その理念を具現化する場として、障害のある方々が競技者として輝くだけでなく、県民が多様な形で関われる機会を創出しています。

今年度は、ボッチャを皮切りに、車椅子バスケットボール、フライングディスク、ゴールボール、バレーボール、聴覚障害・知的障害の部の計六競技が県

内各地で通年型で開催される予定であります。

地域ごとの盛り上がりや交流の機会が生まれ、障害の有無を超えたスポーツの力が地域に根づいていくことが期待されております。また、参加する選手だけではなく、ボランティア募集や観覧機会の提供、体験イベントの企画など、県民が多様な形で関われる仕組みづくりも進められていると聞き及んでおります。このような全国に先駆けた取組が佐賀県発の新たなスポーツ文化として定着し、誰もが参加し、応援できる大会となるよう願っております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まずは大会開催の経緯と目的についてであります。

「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」の開催に至った経緯と大会の目的についてお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝昨年開催しました「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポには、全十四競技に二百八十人の選手が出場し、全国の舞台を楽しむとともに、また次も出場したいと意欲を見せる選手も多くいました。

また、出場した選手だけではなく、会場で試合を観戦した方やサガンティアなど大会運営に関わった方も多く、パラスポーツへの関心が高まっていると感じております。

一方で、全国障害者スポーツ大会は、地元開催以外では参加のハードルが高く、個人競技は出場人数に限りがあり、また団体競技も全国の各ブロック予選会で優勝しないと本大会には出場できないというふうになっております。

「ＳＡＧＡ２０２４」後もスポーツ活動を続けていくためには、目標が必要です。選手が競技を継続するためのモチベーションとなるとともに、「観る」人や「支える」人にもパラスポーツに関われる機会をつくりたいとの思いから、「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」を開催することといたしました。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。

次に、通年型開催形式の意義と狙いについてであります。

競技を通年型で開催する形式は全国的にも珍しいと聞いておりますが、この形式に込めた県の狙いや意義についてお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝この大会自体が全国的にも例のない取組である中、佐賀県らしい工夫の一つとして、競技ごとに時期を分散して開催するということにチャレンジしております。

それぞれの競技においては、年間の大会スケジュールというものがありますけれども、選手が大会に参加しやすい時期は競技によって異なっております。こうやって通年で開催することによりまして、ほかの競技との重複を回避できますし、より多くの選手が参加できる日程での開催が可能となります。

また、選手だけではなく、試合を観戦したり、大会を支える県民にとっても、年間を通じてパラスポーツを楽しむことが可能となります。

大会運営の面で生じた反省点を次の競技に生かすなど、成長型の大会として実施できることも利点と考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。年間を通じてパラスポーツを楽しめるということで、次の質問に移ります。

次に、競技選定の考え方と今後の拡充についてであります。

今年度は六競技が予定されていますが、今後さらに競技数を拡大し、より多様な障害特性に対応した大会へと発展させる考えはあるのかお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝もともと当初の予定では三競技を実施することとしておりましたけれども、ほかの競技関係者から大きな反響を受けまして、三競技を追加し、全六競技を開催することといたしました。

具体的に競技を申し上げますと、身体障害のある選手が出場するボッチャと車椅子バスケットボール、あと知的障害の部のバレーボールの三競技に加えまして、フライングディスク、これは身体障害と知的障害の区分に加えまして、全障スポでは出場できない精神障害者も対象として実施することとしております。そして、視覚障害者を対象としたゴールボール、聴覚障害者を対象としたバレーボールの三つを追加し、様々な障害区分の選手が出場できる大会としたところでございます。

来年に向けては、既にほかの競技団体から開催を希望する声も聞いているところでございます。前向きに検討しまして、引き続き様々な障害特性に対応した大会となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。

昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」では全十四競技だったということで、来年もほかの団体から希望があるとのことでしたけれども、ちなみにどういった団体さんなのか、今お教えできるのであればお願いいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝今、我々のほうにお話があっているのは、ソフトボールの競技団体の方からです。ソフトボールは、知的障害の部で男女混合の団体競技であります。もちろん全障スポの正式競技でもありますし、佐賀県チームも昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」ではメダル獲得という競技力の高いチームでございます。そういったこともありまして、ぜひソフトボールに関してもこういう形で全国大会を佐賀で開催したいという声が届いておりますので、もちろん予算の関係もありますので、議会のほうにも御相談しながらにはなりますけれども、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝次に、県民参加の仕組みづくりについてであります。

ボランティア、観覧、体験イベントのほか、地域との交流や教育現場との連携など県民が関われる仕組みづくりについて、今後どのように広げていかれる方針かお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝県民が様々な形でこの大会に関わることができる仕組みづくりはとても大切なことです。「ＳＡＧＡ２０２４」でボランティアとして大会を支えていただいたサガンティアの方々にも引き続き関わっていただいているところです。また、より多くの方に現地で試合を観戦してもらいたいとの思いから、各競技会場を巡るスタンプラリーを実施するとともに、会場に来られない方のために全試合を動画でライブ配信することも行っておりまして、いつでもどこからでも楽しめるよう工夫を行っております。

今後は、開催地の市町とも連携しながら、地域の皆さんや子供たちにも楽しんでもらえるよう競技会場に体験コーナーを設けるなどして、県民がそれぞれの関わり方でこの大会に参加できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。

今後、いろいろ取り組まれていかれるということで、私もいろんなパラスポーツの競技会場に足を運んでいるんですけれども、本当に選手の方が楽しそうにされているので、今後とも裾野拡大につなげていただければと思います。

その裾野拡大についてであります。

「ＳＡＧＡ２０２４」全障スポを契機に競技人口が増えたと聞いておりますが、県として、パラスポーツの裾野拡大に向けてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝パラスポーツの裾野拡大に当たりましては、特別支援学校や特別支援学級に在籍している段階からスポーツに親しめる環境を整備し、さらに卒業後も地域でスポーツを継続できる体制の構

築が必要だと考えております。そのため、特別支援学校などにおける競技用具の購入に対して支援を行うとともに、県内各地で様々なパラスポーツの体験教室を開催し、スポーツが身近にある環境となるよう取り組んでおります。

今年度からは、希望の場所に出向いて行う出張型のパラスポーツ教室の回数を増やすと同時に、学校を卒業した後、働きながらでもスポーツを続けやすくするため、住み慣れた地域と連携しながら、より身近な場所でスポーツ活動ができるよう取り組んでいるところです。

以上でございます。

○石丸委員＝最後に、大会の継続性と今後の取組についてであります。

「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」を一過性のイベントに終わらせず、制度化、継続開催していくとともに、この取組を全国に発信し、佐賀モデルとして確立するために今後どのように取り組んでいくのかについてお尋ねをいたします。

○森岡スポーツムーブメントチームリーダー＝大会の開催準備を進める中で日本パラスポーツ協会であるとか各都道府県のパラスポーツ担当課とも意見交換を行っておりまして、その中ではこの大会の意義について大きな賛同をいただいているところです。参加した選手や関係者からも、全国大会への出場機会が少ない中で佐賀での大会があることに喜びの声が寄せられていることから、また来年以降も継続して開催していきたいと考えております。

一方で、遠方の選手などは、参加したくても遠征費などの費用面で都合がつかず、断念された選手やチームも多いことから、今後は大会の認知度を高め、選手に選ばれる大会に成長させていくとともに、各県にも呼びかけながら、全国から参加しやすい大会となるよう工夫していきたいと考えております。

大会を通じまして、ＳＳＰ構想を掲げる佐賀県から全国に向けてスポーツの力を発信していくとともに、この大会が全国のパラアスリートたちにとって全障スポの次に目指すべき大会となるよう育てていきたいと考えております。

以上でございます。

○石丸委員＝ありがとうございます。

「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」は、障害のある方々にとってもう一つの舞台であると同時に、県民全てにとってもう一つの気づきの場でもあります。障害のある方々が競技者として輝き、県民が「観る」、「支える」、「育てる」立場として関わることで、スポーツの力が地域に根づき、誰もがひとしく参加できる社会の実現に近づいていくと考えます。その歩みを佐賀県が先頭に立って示していくことに大きな意義があると感じております。

彼らが挑むフィールドは単なる競技場ではなく、地域のまなざしと応援が交差する希望の舞台であるべきです。「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」が一過性のイベントに終わることなく、制度として根づき、佐賀モデルとして全国に発信されるよう、県として丁寧な支援と継続的な取組を重ねていただきますよう強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○石井委員＝今年は大変暑い日が続きました。ここ二、三日、涼しいかなと思っていましたけど、多分今日も三十度近くなっているんでしょうかね。ちなみに今年一番気温が高かったのは群馬県伊勢崎市、四十一・八度という報道があっておりました。多分四十度を超すと歩けないぐらいの感じになるんじゃないでしょうかね。そんな感じがして、多分これが、こういう気候が常態化していくのかなと、そういうふうに思ったりもいたしております。

私は二項目準備をさせていただきましたので、二項目について質問をしていきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

最初に、地域おこし協力隊についてお伺いをしていきたいと思います。

平成二十一年度に総務省が制度化いたしました地域おこし協力隊、これもしっかり定着をいたして十五年が経過しました。これは多分、私の記憶では、最初の頃は千人ぐらいだったんだろうと思います。それが二〇一四年でしょう

かね、その当時の安倍総理が島根県と鳥取県に視察をされて、そのときにこの千人を三千人に増やそうという、それから火がついたと言われております。そういうこともありました。そして早くも十五年が経過をしたということであります。

その間、多くの人材が地方に移り住んでいただきました。熱意ある行動力、あるいは斬新な視点で地域を盛り上げてきていただきました。

総務省では、令和八年度に現役の隊員数を一万人とする目標を掲げております。だから、先ほどの三千人から三倍以上になったということになりますね。また、県内におきましても、自発の地域づくりを支える大切なパートナーとなる協力隊の導入推進がなされていると認識をいたしております。

地方の人口減少がますます進む中にあって、協力隊のような、いわゆるよそ者とか、若者とか、そういう方たちの重要性がさらに増していくことは確実だと思っています。一方で、幾つかの課題、トラブル等も含めて、そういうものも顕在化しているという話もお聞きをしております。

先日、行政視察で、この委員会で北海道の由仁町というところに行きました。（244頁で訂正）県議会からの視察はほとんどなくて、初めてとおっしゃいましたかね。町長さん、それから議長さん、議会の議員さん全てそろって、歓迎、歓待をしていただきましたけれども、そこの町長さんか議長さんかがおっしゃっていました。北海道は、私も知らなかったですが、百七十九の市町村があるんだと。しかし、由仁町というのはどういうところかというと、新千歳空港から多分三十分ぐらい、それから札幌からも大体あんまり変わらない時間帯で行けるところにあるんですね。ところが、この地域おこし協力隊、募集をかけているけど、まだ一人も来ていないというような話を多分されたと思います。ですから、市町によってその辺も随分違うのかなという感じがして、大変早く欲しいんだけどなという話をされていましたけど、今のところないんだという話を聞いて、ちょっとびっくりもいたしました。

そういうことがありまして、移り住むことが前提となったこの制度。着任後も地域の文化、慣習、あるいはしきたりとか、そういうものになじめないことも多々あるのかもしれません。縁あって佐賀に来ていただいた方々には、任期が終了した後も地域の担い手として活躍をしていただきたいと思ったりもしておりますが、果たしてそううまくいくのかどうかというのは、これは分かりません。

そのためには、やっぱり隊員の皆さんに地域に寄り添っていただく、あるいは地域の方たちも隊員に寄り添うと。こういうのは非常に僕は重要だと思います。当然そういうことをやっていただいているんだろうと思いますけれども、そういう活動をしやすい環境、あるいは寄り添うということ、そういうものも必要じゃないかなと思っておりまして、そういう環境をつくっていく、これが非常に大事だろうと、そういうふうに思っております。

まず、この地域おこし協力隊の概要についてお伺いをいたします。

○永田さが創生推進課長＝地域おこし協力隊の制度についてお答えいたします。

委員御発言のとおり、平成二十一年度に総務省において創設され、地方自治体が都市部から住民を受け入れて、それで様々な地域振興の取組に従事してもらいながら、当該地域への定住、定着を図る制度になっております。隊員は受入先の地方自治体から委嘱を受けて活動を行い、その任期は最長三年となっており、一般的には会計年度任用職員として雇用されているところでございます。

なお、協力隊の受け入れ自治体に対しては、国の特別交付税による財政措置が設けられており、主なものとして、募集、受け入れに対する経費に対して、これは募集時にＰＲ、広報に活用していただけるようなものですけれども、一団体当たり三百五十万円を上限に。それから、任期中の活動経費、これは例え

ば、地域振興のためのイベントをやったりするときに、そのお知らせのためのチラシを作ったりといったような活動の経費として、それに対して隊員一人当たり二百万円を上限に。そして、任期中の隊員自身の報償費、これは一般的に給与として考えられるようなものでございますが、これに対して隊員一人当たり三百五十万円を上限に。それから、こちらは上限額ではなく、措置率〇・五で設定されておりますが、定住するための空き家の改修に要する経費などがございます。

制度の概要については以上でございます。

〇石井委員＝ありがとうございました。様々な財政措置をやっていただいているということで、いろんなものが今答弁をしていただきましてありました。

この導入の状況ですけれども、全国における導入の状況、あるいは隊員の人数、そして男女比、あるいは年齢構成、そういうものが全国における状況というのはどういうふうになっていますか。

〇永田さが創生推進課長＝全国における導入の状況についてお答えいたします。

令和七年四月に総務省が公表しました「令和六年度地域おこし協力隊の隊員数等について」によりますと、令和六年度の地域おこし協力隊の隊員数は全国で七千九百十名となっております。また、男女比につきましては、男性六一％、女性三九％となっており、年齢構成については、二十代が最も多く三三・二％、続いて三十代の三一・〇％となっております。

以上でございます。

〇石井委員＝分かりました。先ほど一万人ということを言いましたけど、七千九百十人ということで、ちょっと届いていないのかなという感じがいたします。

次に、それでは全国の導入の状況は分かりました。県内における現在の導入の状況、恐らく県内でも多くの隊員の皆さんが活躍をされていると思いますけれども、その現在の導入の状況はどういうふうになっておりますか。

〇永田さが創生推進課長＝県内では、本日時点で県が三名、市町が二十九名、合計で三十二名の隊員が活動しております。このうち、男性が二十名、率にいたしますと六二・五％、それから女性が十二名、率にいたしまして三七・五％となっており、年齢構成については、二十代が最も多く十一名、率にして三四・四％、続いて三十代が九名、二八・一％となっております。これらの傾向というのは、全国と同様の傾向かなというふうに認識をしております。

隊員は、県内各地で地域資源の情報発信や地域コミュニティー活動などの多様な地域振興の取組に従事しているところでございます。

以上でございます。

〇石井委員＝三十二名という数字が多いのか少ないのか、私その辺はちょっと分かりませんけれども、三十二名の方が県内で活躍をしていただいているということで大変うれしく思います。これをもっともっと増やす方策は後でまた触れていきますけれども、ぜひ考えてやっていただければなと、そういうふうに思います。

次に、県内で導入されました隊員が佐賀県を選んだという、やっぱり理由とか気持ちとかあると思いますけど、その辺のことはどういうふうになっていますか。

〇永田さが創生推進課長＝隊員が佐賀県を選んだ理由として大きく分けて二つちょっと傾向があるかというふうに考えております。

まず、佐賀での暮らしを重視されてお越しいただくパターンです。これは佐賀で実現したいライフスタイル、地方での暮らしだったりとか、こういったもの。この中には当然、本人、それから親族も含めてですけども、地縁や血縁がある、Uターンに近いようなものも含まれます。それから、協力隊という地域振興のミッション、仕事を重視してお越しいただけるタイプ、パターンという

二つの傾向がございます。

このミッションのほうでございますけども、県内の協力隊のミッションとして、例えば、高校生に地域の仕事と人の魅力を伝える仕事体験レポーター、これは若い方々に地域のすばらしさをもっともっと知ってもらおうということで、例えば、地域の酒蔵さんの酒の仕込みだったりとかというのを動画で取材した上で若い方々に見ていただくような取組だとか、それから、自転車で町なかをめぐるサイクルツーリズムの推進など、様々なミッションがございます。

以上でございます。

○石井委員＝今お話をいただきましたように、様々なミッションを組んでやっていただいているということであります。

そして、この方たちが任期を終了された後、多くの隊員がいらっしゃると思いますけども、県内における定住の状況、これは全国と比較して、どういうふうに佐賀県でなっていますか。

○永田さが創生推進課長＝令和七年四月に総務省が公表いたしました、「令和六年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」によりますと、全国で平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの五年間で任期を終了した隊員のうち、同一都道府県内に定住された隊員の割合は六八・九％となっております。

佐賀県におきましては、同様の五年間で任期終了した隊員は五十九名であり、このうち県内に定住された隊員は三十五名、率にして五九・三％となっておりまして、全国と比較するとやや低い状況となっております。

以上でございます。

○石井委員＝全国と比較して少ないというか、一〇％ぐらいですか、人数にして少ないと思いますけど、こんなもんかなと思ったりもしておりますけども、ちょっとこの辺も何かいろんな原因等も含めてよく分析をしていただいて、そして、佐賀県に何とか残っていただくというか、生活をしていただくような、そういう方策をぜひ内部で議論をしていただければなと思います。

次に、今僕が話をしたようなことも含めて県のこれまでの取組ですけども、導入を推進するに当たっての取組についてでありますが、地域おこし協力隊は全国で募集をされております。各地で導入が進んでいるというのはもう先ほどからのお話のとおりであります。

その中でも、佐賀をなぜ選んで来ていただいたのか。来ていただくということは、人口が増えていくということにもつながっていくわけですから非常にいいことだと思いますし、強力に推進をする必要があると思います。

ここで、協力隊員の導入の推進について、佐賀県としてどういう取組をされてきたんでしょうか。

○永田さが創生推進課長＝県では、これまで導入推進に向けて様々な取組を進めてきております。

取組を進める中では、導入が進んでいかない要因の一つとして、受け入れ自治体側の制度の理解が十分でなかったり、それから、具体的な活用のイメージがないといった課題が見えてきたところでございます。

そこで、県内の協力隊のＯＢ、ＯＧですね、これは過去に県内で協力隊として御活躍いただいた方々でございますけども、このＯＢ、ＯＧで構成される「一般社団法人佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携しまして、県内の自治体職員向けに制度の理解のための研修会の開催や活用事例の紹介、それから企画立案、募集要項の検討など、これは冒頭に委員から御発言がありました。他の自治体で募集はしているけども、なかなか応募がないというようなことですけども、これもやっぱり応募していただきやすいような企画、ミッションのつくり方、こういったものの検討について導入全般に係る相談対応を行ってまいりました。

それから、さらに令和六年八月には、「佐賀県地域おこし協力隊導入プロジェクト推進協議会」を設立、昨年八月ですね、この協議会は県内自治体の様々な部署で導入を検討いただけるよう、副知事と県内市町の副市長、副町長で構成しており、県全域でさらなる導入推進に向けた議論や好事例の共有を行っております。

こうした取組の結果、導入が加速することとなりました。市町への聞き取りによりますと、現在検討中のものも含め令和七年度から八年度にかけての県内の協力隊の導入数は、現状の三十二名から六十名程度まで増加する見込みとなっております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。三十二名から六十名程度になるということであります。これはやっぱり取りも直さず、ＯＢ、ＯＧ、この人たちのネットワーク、こういうものがやっぱり知らず知らずのうちに物になっているのかなという気がします。

それと、この協議会ですね。協議会もどれぐらいの頻度でやっていらっしゃるか分かりませんけど、やっぱりこれ頻度を上げてやるということも一つの方法かもしれません。ぜひその辺の検討もしていただければと思います。

次に、隊員への支援についてであります。

佐賀に来ていただいた隊員の方には、いわゆる第二の故郷のように思っていただきたいと思います。そのためには、着任する県や市町、そして、これは冒頭申し上げました、地域の方たち、地域の受け入れ体制、支援が、これが非常に重要になってくると思うんですよね。これは、親身になって丁寧に接するというか、活動がうまくいきやすいように定住の、先ほども質問出ました空き家の活用、こういうのも非常に大事になってくると思うんですね。ですから、空き家の活用と一口に言っても、恐らく空き家も一年も二年たつともう多分、住めないぐらい、湿気がもう入り込んでいるとか、そういうのはあると思うんですよね。だから、そういうところをしっかり調査をしていただいて、そして、やっぱりちゃんと住めるところを供給しないとというか、借りていただかないと、そりゃ、もう今空いているから入ってくださいと言ったって、多分住めるようになるまで結構な資金が要ると僕は思っています。やっぱりそういうところにもしっかりと研究調査をしていただいてやっていただければなと思います。

着任された隊員の支援についてですが、県では今までも反省、よかった点、悪かった点も含めてあろうかと思いますけども、これからどのような取組を行っていかれるのかお尋ねをいたします。

○永田さが創生推進課長＝まず、これまでの県の隊員への支援についてでございますが、委員御発言のとおり、着任後やっぱり隊員が慣れない地域の文化や慣習などの違いに戸惑ったり、それから、ゼロから人間関係づくりを行っていただく必要がありますので、そこに不安を感じられたり、活動においても経験不足ゆえに悩みや迷いが生じることも多いものと認識しております。

そこで、先ほどの隊員に寄り添う仕組みとして、「佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携しまして、まず、隊員がいつでもどんなささいなことでも御相談いただけるような窓口を開設するとともに、隊員同士のネットワーク、横のつながりですね、境遇を同じくするメンバーとの横のつながりを構築するための情報交換会などを開催して隊員の不安に寄り添っております。

また、地域内での人間関係づくり、これも大きな不安が付きまとうものかと考えておりますので、受け入れ自治体職員が地域のキーマンとのパイプ役となって、それで隊員が自然に地域に溶け込んでいけるよう、そして、その中で思う存分活躍していただけるよう、研修会などを通じて自治体職員の意識づけも進めているところでございます。

さらに経験不足から出てくる不安もあろうかと思います。こちらに対しては、職員のスキルアップのための取組としまして、全隊員を対象にふだんの活動に生かしていただけるような情報発信力向上などの講座の開催に加え、希望する隊員については、隊員自らが選定した研修の受講、それから、免許、資格の取得に対する支援も行っております。

また、このほか、県も受け入れ自治体の一つでございますので、県で採用した隊員に対しては定住、定着に向けた取組として、起業、それから事業継承に関する経費、それから空き家の利活用にもお使いいただける補助として、住環境の整備に要する経費に対して支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。

全国どこでもそうでしょうけど、佐賀県もその季節季節によっていろんなお祭りとか、いろんな行事とかあるじゃないですか。やっぱりこういうものに積極的に参加をしていただくような仕掛けづくりというのかな、そういう人間関係といいますかね、地域と地域の触れ合いとか、人と人との触れ合い、これは残念ながらコロナのときに三年か四年絶たれましたよね。人と会ってはいけない、話してはいけない、ある意味、地域と地域が寸断されました。こういうのが非常に響いていますから、最終的には本当に人と人とのコミュニケーションが非常に大事になってくるわけですから、こういうのをやっぱり取り入れながらやると、そこで生まれ育った方じゃないですから、なかなかぽっと来てお祭りに参加したりとか、行事にぱっと参加というのはなかなか難しいのかもしれない。それはやっぱり地元の人たちが温かい目、温かい気持ちで接していただかないとうまくいかないのもあるのかなと思ったりもしておりますので、そういうのもぜひ研究していただきたいと思います。

佐賀県は、本当にいろんな伝承芸能も含めて、いろんな地区にいろんなものがあるじゃないですか。だから、そういうものが先祖伝来ずっと伝わってきたつながりとか伝統がありますから、これは大事にしながら、そして、よそから来た隊員の人たちもそういうのに積極的に入っていただけるような、入りやすいような、そういう仕組みづくりというのをぜひ考えていただければと思います。

そして、この質問の最後になりますけど、県の今後の取組ですけれども、これまで以上に多くの隊員に県内各地で活躍していただき、また、任期終了後も県内に定住していただくということで、佐賀がさらに元気になっていくと考えます。地域おこし協力隊の導入については、県として、今いろいろ僕が言いましたけれども、今後どのような取組をされるのかお伺いをいたします。

○永田さが創生推進課長＝導入推進もさらに進めていく必要があるかと考えております。そのためにはまず、導入の間口を広げるため、県内の自治体の様々な施策において、これまで以上に積極的に地域おこし協力隊の導入を検討してもらえるよう制度の理解の促進や、活用イメージの具体化の取組、これをこれまで以上に進めていきます。また、より多くの隊員に佐賀にお越しいただけるよう首都圏イベントの開催や専門誌への記事掲載といったＰＲを実施するとともに、移住イベントへの県と、それから市町の共同出展などを行い、さらなる導入推進に向けて知ってもらうという取組も進めてまいります。隊員に寄り添った伴走として、着任していただいた隊員には慣れない環境の中でも安心して活躍してもらえるよう、先ほども答弁申し上げましたが、受け入れ自治体職員の意識づけを進め、隊員に寄り添った丁寧な伴走を展開してまいります。

委員御指摘のとおり、県や市町、地域が隊員の活動をしっかり支えることで、その結果として地域への誇りや愛着につながり、定住、定着の結果が見えてくるのではないかというふうに考えております。

今後とも、県内各地域の自発の地域づくりの担い手となる地域おこし協力隊

のさらなる導入推進と着任後の伴走について、県内市町、それから、「佐賀県地域おこし協力隊ネットワーク」と連携をさらに深めて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井委員＝ありがとうございました。ぜひ心と心の付き合い、そういうものを進めていただければと思います。

最後に、やっぱり寺田部長にちょっとお伺いしたいなと思っていまして、先ほどから話をしたように、二〇〇九年の制度の創設時には、県とか市町村、協力隊を志す皆さん方には、制度の詳細とか財政措置などの方法などがなかなか理解されなかったということも聞いております。いろんな本にも書いてありました。大変苦労されたということだろうと思います。そして、今では知らない市町村はないというぐらい定着しているし、現在は答弁にあったように七千九百十人の隊員がいるということであります。それでも足りないし、もっともっと来ていただきたいと思っていらっしゃる自治体がほとんどだろうと思うんですね。

そういう中で、地域おこし協力隊の数が増えると同時に、片方では、やっぱりトラブルみたいなのもあっているというのをよく聞きますし、時々は報道もされたりします。あるいは成功ばかりじゃなく、失敗したところも必ずありますね。それは反省しながら、改善をしていくんだろうということになるかと思います。

これから国民の皆さんの期待どおりに成果を上げていくためには、何回も言っていますけど、県、市町、国はもちろんですけど、自治体ですね、それに関係する関係者の皆さん、そういう人たちと本当に気持ちをさらけ出して、心を割って付き合いをしながらやっていけば、必ず僕は増えていくと思うんですよね。だから、そういう気概の下に、先ほどから課長がずっと答弁してくれましたけど、ぜひそういう気持ちでお互いがやればうまくいくと思います。そういう気持ちの部長の所信をお願いしたいと思います。

○寺田地域交流部長＝県におきましては、まさに委員からもおっしゃっていただきましたとおり、地域振興における柱として自発の地域づくりというものを推進してきたわけでございます。地域おこし協力隊につきましては、地域に本当に新たな気づきを与えてもらえて、自発の取組を加速させてくれる貴重な戦力となり得るというふうに考えております。

今なり得ると申し上げましたのは、先ほど課長からも答弁申し上げましたけど、私も市町向けの研修に参加をさせていただきました。そこで講師の方が申し上げられたのは、協力隊は決してスーパーマンが来るわけではないという話でございました。一人で任せっきりにしていたら、勝手にちゃんと成果を上げてくれるということはないという話でございました。ただ、何か面白いことをやりたいだとか、その地域を盛り上げたいと、そういう大変熱い思い、それから、チャレンジ精神を持って佐賀に来られるわけでございます。そうした思いにしっかりと寄り添っていくこと、そして、佐賀を盛り上げたいという私たちの新しい仲間として迎え入れて、これもしっかりとサポートしていくということが非常に大事だというふうに考えております。

そして、数年後には地域にとって欠かせない存在、重要なパートナーとなってほしいなというふうに考えているところでございます。そうなっていくためにも、そして、退任後も県内にとどまって引き続き活躍してもらえるように、先ほど来申し上げておりますけれども、引き続き導入の促進、伴走支援の取組をしっかり進めていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○石井委員＝ぜひよろしくお願いします。

それと、委員長、お許しをいただきたいと思います。先ほどの質問の中で、

当委員会と申し上げましたけど、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会の間違いでした。訂正をさせていただければと思います。すみません。

それでは、次の質問に入ります。

次は、インバウンド観光客についてであります。

長期にわたる新型コロナ感染症の影響で、人が動くことで成り立っている観光業には特に深刻な影響を与えました。最近、コロナがちょっと収束したと思っていますけれども、そういう状況になって全国各地で訪日外国人の観光客の姿が大変多く見られるようになりました。佐賀県でも佐賀市ばっかりじゃなくて、私のところもそうですし、武雄もそうだし、どこ行っても外国の方を見るようになってきました。それぐらい増えているんだろうと思います。

四月から佐賀空港の台北便が週二便から三便に増えて、搭乗率は相変わらず九〇％を超しているというような状況が続いていると思います。七月からは上海便が週三便から週四便へ増便をされました。インバウンド観光の客が確実に回復してきているのは間違いない事実だろうと思います。今後も国際線の運航数が増えていく可能性があります。インバウンドの観光客にどうアプローチしていくかを考えていく必要があると思います。

西九州新幹線も、この九月二十三日で開業三周年を迎えました。今日の新聞にも出ていました。ＪＲ九州によると、お客さんの伸びが確実に増えているという記事も出ておりました。私もそれは実感をいたしております。

嬉野、武雄をはじめ、県内の観光には追い風になっていくような仕掛けが必要かなと、そういうふうに思っています。

最近の嬉野市でいえば、旅館関係者、旅館組合の方たちからよく聞く話では、人手不足も相まって、予約を一〇〇％取れないと、お断りをしなきゃいけないと、そういう状況も続いておりますので、なかなか人材、人手不足というのは本当深刻だなということを今改めて思っております。

インバウンド観光需要が回復している今こそ、旅の手法とか価値観とか、そういうものの変化を捉えて、将来に向けた布石を打っておくべきだと考えております。例えば、海外の人、観光のニーズが変わってきていると思いますけれども、自然豊かなところに行きたい、あるいはきれいな景色を見たいというニーズが増えている話や、食は、言わなくても分かっていると思いますし、それから、先ほどからちょっと話をしました文化もそうだろうと思います。随分変わってきていると思います。海外の人から見れば、私たちが常日頃何とも思っていない景色であったりとか風景であったり、そういうものが非常にいいなということもおっしゃるし、本当にトイレ一つとってみても、日本の至るところにあるトイレは清潔で気持ちがいいという話は、多分外国人が一番驚かれるのはその辺かなという話もあるぐらいですから、そういうふうに変わってきているんだろうというふうに思います。

一方で、これもちょうどこの質問の打ち合わせをやったその日だったですが、夜、ＢＳを見ていたら、鎌倉の話が出ていました。鎌倉高校の前の、例の江ノ電が走っているところ、道路を挟んで海がある、スポットですね。これは地元の方も困っていて、どうしようか、どうしようかとずっと長い間やってきて、この間、初めてでしょうかね、鎌倉市の行政が出ていって、規制をかけたりなんかして、それは一定の効果があったという、そういうニュースも出ておりましたから、そういう鎌倉ばっかりじゃなくて、東京の銀座あたりもそうだし、京都だってそうだし、大阪だってそうだし、それは九州でいえば福岡なんかもそうですから、本当に大変な状況になっているところもあります。

この佐賀県においても、インバウンド観光が拡大する中で、オーバーツーリズム対策というのが当然必要になってくると考えております。このオーバーツーリズムについて聞く前に、まず九州におけるインバウンドの状況がどういうふうになっているかお伺いいたします。

○**太田観光課長**＝宿泊観光客数、九州全体では今伸びている状況ではございますが、こちらを九州各県のほうに目を落としますと、コロナ前の令和元年と直近の年の合計値が出ている令和六年の数値を比較しますと、外国人延べ宿泊者数が伸びている県は、福岡県、熊本県及び大分県の三県でございます。

また、コロナ前と比較して、外国人延べ宿泊者数が回復途上にある県としましては、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県の四県となっている状況です。

以上です。

○**石井委員**＝ありがとうございました。

やっぱり九州では福岡、それから大分は湯布院が貢献していますね。それから、熊本はＴＳＭＣの関連ですね、これは特に台湾の人たちが物すごく多いというふうに、私も調べてみましたら、そういうふうになっておりました。

それから、コロナ後の県内におけるインバウンドはどういうふうになっているか、宿泊客の程度はどういうふうになっていますか。

○**太田観光課長**＝観光庁の調査によりますと、佐賀県における外国人延べ宿泊者数は、令和元年は約三十六万人であったのに対し、令和六年は約二十三万人という状況でございます。

さらに、直近の状況を見ますと、令和七年一月から六月までの期間の外国人延べ宿泊者数は、対前年同期間、すなわち令和六年の一月から六月までと比較しますと、前年をほぼ上回っておりまして、コロナ前後を比較しますと、おおむね七割の回復状況ということになっております。

都市部と比較して、佐賀県を含む地方のインバウンドは緩やかな戻りという傾向にあるものの、現在、回復基調にあるという状況です。

○**石井委員**＝七〇％まで回復をしているということでありましたから、これは必ずと言っていいほど、これから増えるのは間違いないと思います。

次に、県内における国・地域別訪問者数の状況についてお伺いしますが、佐賀県の外国人宿泊者数の国・地域別の上位はどこが占めておりますか。これは何か特徴的なものがあれば添えてください。

○**太田観光課長**＝令和六年の年間を通じての上位は、一位が韓国で約七万五千人、二位が台湾で約四万一千人、三位が中国で約三万九千人となっております。

特徴的なところで申しますと、一般的には、インバウンドは直行便の状況に大きく影響を受けると言われております。佐賀県におきましても、外国人宿泊者数の国・地域別の上位において、佐賀空港に国際線が就航している国・地域と同じであるという状況にあります。

また、直行便以外の状況としましては、例えば、ヨーロッパやアメリカ、オーストラリアなどの欧米豪市場の場合は、令和六年の宿泊者数は、約一万五千人でありまして、これはコロナ前の令和元年の数値のおよそ二倍となっておりまして、好調に推移してございます。

○**石井委員**＝ありがとうございました。

これはやっぱり順調に回復すると思います。そして、何か特徴的なものはありませんかと聞きましたけど、何か特段ありませんか、気づきがあれば。

○**太田観光課長**＝韓国のお客様は非常にリピーターが多いという特徴的なところではございます。あと全県でいきますと、やはり温泉が非常に人気でして、冬に向けてインバウンドのお客様が増えていくという特徴がございます。

○**石井委員**＝ありがとうございます。

私の嬉野も今は韓国が一番ですね。次が多分中国かな。で、台湾と、あと東南アジアのほうがありますけれども、状況が変わってきていて、かつては団体でお越しいただいていたんですよ。それが団体からグループになって、今は結構家族連れといいますかね、割と少人数で、三人とか五人でお見えいただいていますから、随分変わってきたのかなという感じがします。そして、何か行かれるところもやっぱり変わってきているという感じがします。ですから、そう

いうところもよく分析をしなきゃいけないのかなという感じがいたしますね。ありがとうございました。

次に、インバウンド需要の変化ですけど、今ちょっと話をしましたが、旅行形態についてですが、訪日外国人観光客はどのような旅行形態で日本を訪れられる傾向があるのかお伺いをしたいと思います。

○太田観光課長＝コロナ前から団体旅行から個人旅行にシフトしていく傾向はございましたが、コロナ後はその流れが加速している状況です。観光庁のインバウンド消費動向調査によれば、団体ツアー参加の割合は年々減少しておりまして、近年の個人手配の割合は全体の八割を超えている、八割強と言われております。

その理由としまして、インターネットやＳＮＳなどを通じた情報収集が容易となりまして、また、オンラインでの旅行会社、ＯＴＡと言われるような旅行会社の普及によりまして、個人でも手軽に海外旅行の手配が可能になったことなどが挙げられております。個人旅行が主流となる傾向は今後もさらに継続していくものと思われております。

以上です。

○石井委員＝その中で、何かトラブルめいたことの話は聞かれませんか。

○太田観光課長＝現在ニュースになっているような、オーバーツーリズムのようなああいったトラブルは今のところ聞いておりませんが、それぞれ違った文化を持った方がいらっしゃいますので、そういったところの違いというのはあると思います。

○石井委員＝分かりました。

次に、訪日外国人観光客のニーズの変化等についてお尋ねをいたします。

いわゆるコロナ後、どのようなニーズや旅行目的を持って訪れる外国人観光客が増えているかお願いします。

○太田観光課長＝団体旅行から個人旅行へシフトしまして、自分のペースで旅を楽しみたいというニーズが増加しております。また、いわゆる有名な観光名所のみを巡るような物見遊山型や買い物中心といった内容の観光から、体験型やコト消費を重視する傾向に変化しております。単に有名観光地を巡るだけではなく、その地域や暮らしや文化に触れたいというような志向が増加しておりまして、温泉や食、伝統工芸や体験など、そこでしか味わえないその地域ならではの体験を求める傾向がありまして、旅行目的の多様化が進んでおります。

○石井委員＝そして、オーバーツーリズムについてお伺いをいたします。

最近、毎日のようにこのオーバーツーリズムの記事が載っておりますけれども、近年他県では、観光客の急増によって地域住民の生活や環境に影響が出る、いわゆるオーバーツーリズムの課題が指摘をされる事例が出てきております。県として、この状況をどのように受け止めておられますか。

○太田観光課長＝委員御指摘のとおり、インバウンド需要の増加により都市部など一部の地域では、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響、旅行者の満足度低下への懸念が生じるといいましたオーバーツーリズムへの対応が求められている状況にあると認識しております。

佐賀県におきましては、現在、オーバーツーリズムというような状況にはございませんが、例えば、山梨県富士河口湖町において、コンビニエンスストア越しに富士山が見えるスポットが外国人観光客に映えスポットと話題になったように、思いもよらないところから外国人観光客が増えるといった事例もありまして、今後も県内の動向について注視してまいりたいと思っております。

一方、インバウンドの増加は、新鮮な視点や多様な価値観により地域資源を再発見させ、地元と旅行客が互いに刺激し合い、学び合う貴重な機会になり得るものとも認識しております。県では、佐賀を愛し、ファンとなっていただける方々を多く増やすため、地域と旅行客が共に成長できるような持続可能な観

光地づくりに取り組んでまいりたいと思っております。引き続き佐賀を訪れた方々に充実した時間を過ごしていただくため、他県の事例や対策などを注視しながら、今後の取組の参考にしてまいりたいと思っております。

○石井委員＝ありがとうございました。

今後のインバウンドの取組についてでありますけれども、これからますますインバウンドは増えていくと思いますので、誘致が重要になってくると思います。佐賀県として、今後どのような取組をされていきますか。

○太田観光課長＝佐賀県には、古きよき日本の原風景が多数存在し、佐賀でしか味わうことのできない文化、歴史、食など数多くの地域資源がございます。旅行目的やニーズが多様化する中、これらの佐賀ならではの本物の地域資源は、特にインバウンドに対して大きな輝きを放つものになると思っております。

例えば、今年度観光庁の補助金を活用して実施しているプレミアム事業においては、「うれしの茶」の茶農家の茶畑で生産方法を学び、プライベートバーで肥前吉田焼の器を使ったぜいたくなテイスティングを体験できるプレミアムな旅行商品の造成に取り組むなど、多様化する旅行目的やニーズを踏まえた事業も進めているところです。

また、このほど今議会に補正予算を上程しました文化庁のＡＣＥプログラムにおいても、まさに佐賀でしか経験できない陶磁器文化ツーリズムを創出することで周辺市町への周遊を促進させ、インバウンドの長期滞在、消費額増加、旅の満足度向上につなげていきたいと思っております。

今後も、現状をよく観察し、時代の変化と各国の市場のニーズに応じて新たな挑戦を果敢に行いながら、佐賀が持つ本物の地域資源を磨き上げ、佐賀に何度も訪れたいという国内外のファンを増やし、リピーターになっていただけるよう力を尽くしてまいります。

以上です。

○石井委員＝ありがとうございました。新たな挑戦を我々ともぜひ一緒にやっていきましょう。

嬉野の話も、お茶の話、焼き物の話をしていただきましたけど、ありがとうございました。

それで、これも質問の関連になりますが、九月二十三日の日本経済新聞の記事が出ていました。局長は読まれたかどうか分かりませんが、踏切事故が非常に多いという記事が出ていました。これは、海外では設置が少ないんですね。我々日本人は小さいときからいろんなルールとかなんとかを聞いていますから、やっぱりルールづくり、理解をしていただくような仕組みづくりが非常に重要だということを書いてありました。

八月、覚えていますか。有田で事故がありましたよね。亡くなりましたよね。だから、こういうのが身近でもあるんですよね。ですから、踏切のあるとかないとか、そういうところに行くのか行かないのか分かりませんけど、でも、そういうところは多々あるからそういう事故が起こるわけなんですよね。ですから、これはぜひやっていただきたいと思いますし、先ほどの鎌倉にしても、注意喚起をするんだけど、やっぱり聞いていただけないというのが現実のようですから、そういうのを含めてぜひ研究をしていただきたいと思いますよ。

だから、専門家はこういうふうに言っていますよ。路面標示とか標示物だけでなく、スマホの観光用アプリなどを活用して、言語での注意喚起を充実させることが必要だということを専門家なんかはおっしゃっていますので、ぜひそういうものも参考にして、多言語というのは、今までは英語と中国語と韓国語ぐらい書いてありますけど、ほかのところはどうかなという気もするし、そういうのを含めて一回研究をしてくれませんか。

そして、最後になります。丸尾局長、佐賀県に赴任されて半年ぐらいかなと思ったら、今日のお話だと七月一日だから三カ月。佐賀県に来て、佐賀県とい

うのはこういう県だったんだと、何かありましたら遠慮なくおっしゃってください。

○丸尾文化・観光局長＝七月一日付で着任させていただいて、二カ月。僅か二カ月といいながら、されど二カ月で、佐賀の様々なすばらしさを満喫させていただいております。

着任する前は、私は熊本出身でございまして、恥ずかしながらと言っていいと思いますが、佐賀に訪れたことといえば、小学校の修学旅行で吉野ヶ里遺跡に訪れて以来ぐらいの着任ということになってまいりました。ただ、こうやって着任してみると、私最初にお伺いさせていただいたのが嬉野温泉でございましたけれども、家族みんなで堪能させていただいて、嬉野温泉駅の、それこそ足湯から堪能させていただいて、非常に気持ちよかった思い出がございますけれども、やはりそこここに外国人の方も見られて、非常に時代が変わってきているなというふうに思ってございます。

また、地域資源の豊富さ、地域資源の宝庫というふうに私は一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、本当に文化、歴史、伝統、もちろん自然は言うまでもなく、様々なすばらしいものが佐賀にはたくさんあると。これは世界に誇れるものということで、これからどんどんインバウンドについても取り込んでいく必要があるんだろうというふうに思ってございます。

一方で、委員御指摘のようにオーバーツーリズムなどの問題も、他県の例を見ますと非常に深刻な状況も見受けられるところでございます。本県は今、現時点でそういった状況にはないとはいえ、ただ、そういった事例をしっかりと注視していくというのは非常に大事でございますし、有効な対策はどんなものがあるか、御提案があったアプリでのプッシュ型での通知、そういったものも含めて研究していくというのは非常に大事なことかなと思ってございますので、佐賀に何度でも訪れていただいて、また、我々佐賀に住む者自身もいい刺激を受けるというような、そういったお互いに魅力を高め合っていけるような次世代の文化、観光をつくっていきたいというふうに思ってございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○冨田委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。十五時四十五分をめどに委員会を再開したいと思います。

午後三時十三分　休憩

午後三時四十三分　開議

○冨田委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

○冨田委員長＝まず、甲第四十号議案中本委員会関係分、甲第四十五号議案中本委員会関係分及び乙第五十七号議案、以上三件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○冨田委員長＝全員起立と認めます。よって、以上三件の議案は原案のとおり可決されました。

○　継　続　審　査

○冨田委員長＝最後に、六月定例会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○冨田委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、本委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御了承願っておきます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後三時四十五分　閉会

速記者　竹　澤　理　恵

地域交流・県土整備常任委員長　冨田幸樹

同　副委員長　古賀和浩

会議録署名者　留守茂幸

同　岡口重文

同　酒井幸盛

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主任主査　中村正典

令和七年九月三十日（火）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	石倉秀郷
副委員長	青木一功
理事	坂口祐樹
〃	定松一生
〃	江口善紀
委員	留守茂幸
〃	冨田幸樹
〃	石丸太郎
〃	岡口重文
〃	田中秀和
〃	野田勝人
〃	武藤明美

午前九時五十九分　開会

○石倉委員長＝おはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○石倉委員長＝最初に、会議録署名者として留守茂幸委員、田中秀和委員、江口善紀委員、武藤明美委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○石倉委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前十時　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長　石倉秀郷

同　副委員長　青木一功

会議録署名者　留守茂幸

同　田中秀和

同　江口善紀

同　武藤明美

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主事　森山誠之

令和七年九月三十日（火）

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会

委員長	指山　清範
副委員長	藤崎　輝樹
理事	石井　秀夫
〃	池田　正恭
〃	徳光　清孝
委員	木原　奉文
〃	西久保　弘克
〃	桃崎　祐介
〃	弘川　貴紀
〃	古賀　和浩
〃	中本　正一

新幹線・地域交通問題対策等特別委員会質問者順序

月日 ／ 順序	九月三十日（火）
1	西久保弘克　263　頁
2	中本　正一　280　頁
3	古賀　和浩　294　頁
4	藤崎　輝樹　303　頁

午前十時三十分　開会

○指山委員長＝おはようございます。ただいまから新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○指山委員長＝会議録署名者として、木原奉文委員、桃崎祐介委員、徳光清孝委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○西久保委員＝皆さんおはようございます。自由民主党の西久保弘克でございます。

本日は、大きく二問、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、地域交通システム全体を持続可能なものにするための取組についてであります。

今年八月に、当特別委員会の県外視察で北海道由仁町を視察いたしました。由仁町では、町と札幌市を結ぶ路線バスが廃止されたことで中高生の進路選びにも影響が及び、札幌近郊への進学を機に家族と共に転出してしまうケースが生じてきたため、通学に特化したデマンドバスを運行することとなったと言われます。

デマンドバスは、町内のタクシー会社に運行を委託しているものの、町の職員が運行管理や、時にはドライバーまで担うこともあり、ほかの業務もある中でその負担は小さくないものと思われます。また、運行経費の財源として企業版ふるさと納税や国の補助金を見込んでいますが、こうしたデマンドバスの運行については収支のバランスが望めないため、どうしても町が財政負担をする必要があります。さらに、委託しているタクシー会社の従業員不足や高齢化といった課題もあり、町の担当者は今後運行を継続していけるのかといった不安を抱いているところであります。

この由仁町を視察したときに、議員の方も町の議長さんから何人かおられて、右側に担当者がおられました。私は、そのときにこういう質問をしました。そもそもが町の職員さんが運転したり、運行の支援をするような事業をどうして決定したんですかと、なぜこれをやったんですかという質問をしたときに、町の職員さんは一言、回答は明確でした。町長の公約だからです。町長の公約だからこれをやっているんですよという回答でした。私は正直びっくりしましたけれども、それはそれで、そのときの町の考え方があるだろうと。ただ、私はこれが長く続くとはとても思えておりません。

運転士不足の解消策として、特定技能外国人の活用や一種免許のドライバーを活用するライドシェアといった方法もありますが、まずは二種免許を保有する人材を確保していくことが大事であると認識しております。こうしたことが地域で運行されている交通事業者の経営基盤の安定にも寄与し、ひいては地域交通システム全体を持続可能なものにしていくことにもつながると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

地域交通の定義と、国、県、市町、事業者の役割についてお尋ねをいたします。

まず最初に、地域交通の定義についてであります。

地域交通とは具体的にどのようなものかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第二条第一号に、地域公共交通は「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段

として利用される公共交通機関」と定義されております。

具体的には、鉄道や路面電車、路線バス、タクシー、コミュニティーバス、デマンドタクシー、旅客船、ライドシェア、あと、福祉や病院などの送迎サービスといったものが挙げられます。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

今おっしゃったとおりなんですね。「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段」、そこに住んでいる方だけではなくて、観光客やその他の当該地域を来訪する者の移動のための手段。

それでは、今の考えの中で、当該地域を来訪する者というのはどういうふうに県として考えているのか、ちょっとお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝来訪される方につきましては、当然県内の方だけではなくて、県外から佐賀県に訪れていただく方、そういった観光客も含めて、仕事もそうですし、観光もそうですし、県内に県外から訪れていただく方、そういった方が来訪者というふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

それでは次に、国の役割についてお尋ねをいたします。

地域交通における国の役割はどうなっているのかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝国の役割としましては、大きく四つございます。制度設計、財政支援、広域調整、技術開発でございます。具体的には、まず法律や制度を整備しまして、全国的な方針やビジョンを提示すること、バスや航路などの運行経費の補助や、地域交通の再編や新たな移動手段の導入に対する財政支援、県境をまたぐバス路線や鉄道の広域的な調整、自動運転バスやＭａａＳなどの技術開発、試験運行の支援などでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝それでは次に、地域交通における県の役割はどうなっているのかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝県の役割としましては、主に広域調整と市町などに対する支援でございます。具体的には、市町等の取組に対し、運行経費や利用促進などへの財政的支援、市町等における交通の在り方の検討に対する広域的な観点からの助言や情報提供、市町等の取組を進めるに当たっての関係者間の調整などでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝それでは次に、実施主体になり得る可能性が高い市町の役割についてお尋ねをいたします。

地域交通における市町の役割はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝市町の役割としましては、住民と連携しまして、地域交通の主体となることでございます。具体的には、地域住民のニーズ把握、コミュニティーバスなどを運行する交通事業者との協議や連携、地域交通の在り方を示す地域公共交通計画の策定、コミュニティーバスやデマンドタクシーの運行や利用促進の啓発などでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝それでは次に、事業者の役割についてお尋ねします。

地域交通における事業者の役割はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝交通事業者の役割としましては、利用者の視点に立ち、地域において合意がなされた取組を着実に実施するとともに、自ら、またはほかの交通事業者と連携して運行するサービスの質の向上に努めることなどでございます。

以上でございます。

○**西久保委員**＝ありがとうございました。

ある程度地域交通の定義、そして、国、県、市町、事業者の役割について、しっかりとした答弁をいただきました。これに基づいてしっかりやっていただきたいと思います。

次に、県内のコミュニティーバスやデマンドタクシーの運行方法についてお尋ねをいたします。

佐賀県内でも由仁町のデマンドバスのようなコミュニティーバスやデマンドタクシーが運行されていますが、どのような方法で、どういう地区で行われているのかお尋ねいたします。

○**江口地域交通システム室長**＝佐賀県内におきましては、二十市町全てでコミュニティーバス、またはデマンドバスが運行されております。市町や地域の方々がバス事業者やタクシー事業者へ委託料や補助金を支払う形で、実際の運行は交通事業者によって行われているところでございます。

以上でございます。

○**西久保委員**＝先ほど少し、私が私見を述べたところがあるとは思うんですけども、その中で市町の職員さんに負担等がかかってないのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

○**江口地域交通システム室長**＝すみません、もう一度お願いいたします。申し訳ないです。

○**西久保委員**＝質問をしているわけですから、しっかり質問を聞いていただいて、訂正があるんであればあるで、途中で一旦委員長に停止していただいてやってください。しっかりした委員会運営をお願いします。

それでは、もう一回言います。

コミュニティーバス、こういった形ですけども、二十市町全てがやられているということでありますが、例えば、由仁町みたいに市町の職員さんであったりが、そこに対して過度な運行のお手伝いをしているような例はないのかどうかというのをお尋ねします。

○**江口地域交通システム室長**＝先ほどは申し訳ございません。

県内におきまして、交通事業者のほうが委託補助を受けて運行しておりまして、実際の町の職員、市の職員が運転とかしている事例は把握をしてございません。

以上でございます。

○**西久保委員**＝ありがとうございました。

そしたら、これも若干ずれますけど、昨日、みやき町のふるさと納税、二年間停止というのがありました。あの中には給食費の無料化と、あと、福祉サービスというのがあったと思うんですけども、多分ふるさと納税の使い方の一つとしてコミュニティーバスやデマンドタクシーなどの予算が取られていたと思うんですけど、その辺についての見解をお願いいたします。

○**江口地域交通システム室長**＝ふるさと納税を活用されている事例というのは県内でも確かにございます。あわせて、特別交付税を活用されているところもございますので、いろんな財源を工夫して各市町で取り組んでいらっしゃるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○**西久保委員**＝昨日は全国的なテレビのニュースの中でも出ていました。私であれば、例えば、みやき町が交付が二年間ないといったときに、じゃ、その財源はどう使っているんだ、もしかしたらこういったコミュニティーバスやデマンドタクシーの運行費用に、多分使っていると私は思いますけど、使っているんであれば、これについては早急にやはり皆さんでどういう形でしていくんだ、維持できるのかどうかというのも検証していただくべきだと思いますし、する

べきだと思いますけど、それについてどういうふうに思われるのかをお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝各使い道というのは、基本的には市町でまずは検討されるものというふうに認識しております。そういった中で、県として必要なアドバイス等があればやっていきますし、まずは市町とそういったところについて議論をしてみたいとは思っております。

以上でございます。

○西久保委員＝本当に地域住民の皆さんは、それが一つの交通の課題になっていますので、もしよければ、しっかりした形で早い段階でいろんな調整を市町にもお尋ねしていただくことが大事かと思いますので、スピード感を持ってよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、ライドシェアについてお尋ねをいたします。

県内のライドシェアの取組事例についてお尋ねします。

運転士不足に対応するためライドシェアの活用がありますが、県内での取組事例はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝まず、運転免許につきまして、自家用車を運転する場合の免許である一種免許と、乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を運転する場合の二種免許がございます。

また、ライドシェアには、日本版ライドシェアと公共ライドシェアの二つがあります。

日本版ライドシェアは、タクシーが不足している場合に、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一種免許のドライバーを活用することで補うものでございます。日本版ライドシェアの事例としましては、佐賀市で昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」や佐賀インターナショナルバルーンフェスタの期間中に、タクシー不足を解消するため、日本版ライドシェアの運行が開始され、現在では金曜、土曜日の午後四時台から午前五時台まで運行されております。

一方、公共ライドシェアにつきましては、交通空白に対応するため、自治体やＮＰＯなどが主体となり、地域の関係者間で協議が調った場合に、一種免許のドライバーを活用して運行するものです。公共ライドシェアの事例としましては、武雄市でタクシーの運転士不足で夜の時間帯で交通空白が生じていることから、昨年度の十二月から一月にかけ、二十日間にわたって公共ライドシェアの試験運行が行われたところでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝県内でも、やはり我々が知らない部分でもありますけど、ライドシェアが少しずつ広がってきているというのが分かりました。

それでは、ライドシェア活用に対する県の考え方、あくまでも市町ではなくて県の考え方についてお尋ねいたします。

ライドシェアは一種免許ドライバーを活用するものですが、県はライドシェアを活用することに対してどのように現在考えているのかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝ライドシェアを活用することは、地域交通の抱える課題を解決する選択肢の一つと認識しております。

ライドシェアを含めた地域交通つきましては、市町や地域の方々が主体となり、それぞれの地域の実情やニーズに合ったものにつくり上げていくことが大事だと考えております。市町や地域の方々、交通事業者などがライドシェアを活用したいということになれば、県はその取組を後押ししていくものと考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

県の前向きな答弁と私は捉えますので、ただ、タクシー事業者、二種免許の皆さん、逆に言ったら、そういったところの売り上げがどんどん下がるような

状況であればそれはまずいと思うんですけども、一定の範囲内で県としては協力をしていくべきだというふうに思っております。

それでは次に、運転士確保の取組についてお尋ねをいたします。

県は、地域交通を支える運転士を確保するためにどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝運転士の確保につきましては、運転士確保に向けた会社説明会やバスの運転体験会の開催、タクシー運転士のイメージアップのためのコマーシャル放送や、女性運転士が働きやすい環境整備の支援をしております。

また、バス事業者が県外において採用活動する場を県が設定したり、県外からの採用者に支援金を支給する事業者の取組を後押ししたりしております。

なお、この県の補助を活用しまして、これまでに四名の方が県外から採用されたところでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。運転士を確保するためにというところで、四名の方が出ましたよ、補助を出していますよと。

私は前語りのところでもちょっと言いました。特定技能外国人の方の今現在の県内での活用というのがあれば教えてください。

○江口地域交通システム室長＝特定技能につきましては、バス事業者、タクシー事業者、両方とも活用はございません。

○西久保委員＝それでは、特定技能外国人の方の活用というのは国のほうは今いろんな形で見られてきています。

人手不足の問題があるんですけども、これについて県としては、特定技能外国人の方が免許を取るものに関しての補助というのは、今のところどういう形で進められているのかお尋ねいたします。

○江口地域交通システム室長＝特定技能外国人に対する免許の県の補助というのはございません。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

そしたら、逆に言ったら、バス会社さん、タクシー会社さんからこういった免許を特定技能外国人に取らせたいよといったときに、いや、それは国政が駄目だからという話はどういうふうになるのか、ちょっと細かいんですけど教えてください。

○江口地域交通システム室長＝今二種免許につきましては国の補助がございまして、これは事業者が二種免許を取得する際に必要な経費を国が補助しているというスキームでございますので、そういったスキームの中で補助がされるというものでございます。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。私、疑問点が多かったもんで、ありがとうございました。

では最後に、地域交通システム全体を持続可能なものにするための取組についてお尋ねをいたします。

地域交通システム全体を持続可能なものにするため、運転士の確保以外に県はどのように取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○江口地域交通システム室長＝県は、地域交通システム全体を持続可能なものにするため、運転士確保以外に、運行の効率化、利用の促進にも取り組んでおります。

運行の効率化につきましては、地域の実情やニーズに合った効率的な運行への見直しなど、持続可能な地域交通の実現につなげるため、運行や利用の実態について調査分析を進めているところです。

利用の促進につきまして、乗って支える意識の醸成を継続していくことが重要だと考えております。そのために、ラッピングバスや、子供がバスを利用するきっかけとなるようなイベントを実施したり、便利でお得なデジタルきっぷの造成といったＭａａＳを活用した取組などを進めております。

今後も、地域の実情やニーズを把握しまして、地域交通システム全体が持続可能なものとなるよう、地域住民の方々、交通事業者、市町、国と連携しながら取り組んでまいります。

こちらの答弁は以上になります。

先ほど西久保委員の問いの中で、コミュニティーバスの運行の状況というのをお尋ねいただいた件で、一点訂正をさせていただきます。

先ほど市町や地域の方々がバス事業者に委託料や補助金を支払う形と申し上げたんですけれども、バス事業者とタクシー事業者の両方でございますので、ここで訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

県としては、県民の皆さんがしっかりした形で地域交通を使いながら、広い範囲をやっていくことが大事だと思っております。

それでは、この質問の最後で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」というのが平成十九年に第五十九号がありまして、今回、令和七年六月一日にまた施行されている部分の中で、「地域公共交通計画の評価等」というのが大きく書かれています。第七条の二です。

「地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合においては、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。」と。そして、「地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。」。そして、「主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。」とあるんですよね。

この「地域公共交通計画の評価等」について、まず、どういう計画をつくり、いつ変更されてきたのか、この軌跡を教えていただくのが一点。

そしてもう一つは、分析及び評価を行ったときに主務大臣に送付しなければならないとなっていますが、主務大臣に送付したのは毎年やっているのか、それとも直近でいつやったのかについてお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝地域公共交通計画について、計画の策定と主務大臣に提出したものについてお答えをいたします。

まず、地域公共交通計画の策定につきましては、令和四年三月、令和四年度に策定をしまして、五年間の計画ということで、来年度末をもって計画満了という計画がございます。

毎年、その計画の評価をやっておりまして、佐賀県地域公共交通活性化協議会という中で評価をさせていただいております。これまで主務大臣のほうに提出をしたということはございません。（269頁で訂正）

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

令和四年にやって九年までという計画だとは思うんですけど、途中、変更は当然あっていると思うし、これだけライドシェア等で動きがあるわけですから、これについては、もう一度確認しますけど、変更せずに、そしたら評価だけをやってきているということになるんですけれども、やはり分析とか評価というのはその都度その都度やっていくべきですし、国がライドシェアの問題、特定

技能外国人の問題、いろんな形でお話があっている中で、主務大臣にも送付していませんよと。主務大臣に送付する、速やかにその結果を主務大臣に送付しなければならない。調査分析、評価を行ったときはですから、毎年、調査分析、評価を行っているんであれば速やかに主務大臣に送付しなければならないとなっているんですけど、やっていない理由は何でしょうか。また、やっているのかどうか、しっかり答弁をお願いします。

○江口地域交通システム室長＝すみません、先ほどの答弁を訂正させていただきます。

まず、令和四年三月に提出をしたときと、改定を一度、令和五年十二月にしております。このときに二度、主務大臣のほうに提出をしております。申し訳ございませんでした。訂正をさせていただきます。

○西久保委員＝そしたら、主務大臣は送付を受けたときは、その送付に係る事項につき助言をすることができるようになっていますけど、そのときに助言はあったのかどうかお尋ねします。

○江口地域交通システム室長＝助言があったかどうかについては、今この時点で把握ができておりません。確認をさせていただきたいと思います。

○西久保委員＝そしたら、もう一度この点についてお尋ねします。

毎年、計画の調査や分析や評価を行うように努めるようになっていますよという話があっているんですけど、今やったのは令和四年三月と令和五年十二月にやっていますよ。そして、主務大臣に送ったんだけど、助言があったのかどうか分からないよということであれば、助言があったらそれを改善していくべきだと思うんですけど、その辺がよく分からないという点と、毎年ということがしっかりこれに書かれていますけども、これについて、じゃ、今のところやっていないことが多いという考え方でいいんですかね。その辺についてしっかり答弁をお願いします。

○江口地域交通システム室長＝先ほどの主務大臣から助言があったか確認をいたしました。助言はあってございません。

評価につきましては、申し上げたとおり、活性化協議会の中で毎年評価をしているというところでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝これはすごく大事なこと、今後大事なことでございますので、今後はできれば我々にも、協議会の中だけではなくて、広く県民の皆さんにも分かるように、また議会にもしっかりした形で報告のほうを、どうしてもいただきたいと思います。毎年評価を本当に――本当にと言っては失礼ですけど、評価されていると思っていますので、報告と、そして今後の動きというのをやってください。

それと、主務大臣から助言が全くなかったというのは百点満点という考え方なのか、助言する機会がなかったのかというのは、できれば――出したんだけど、助言が全くないんですけど、どういう形ですか、これでいいんですか、佐賀県はこれでいいんですかというような、もう一回問いかけ、更問いみたいな問いかけは必要だと思います。よかったらぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いして、一問目の質問を終わります。

それでは二番目に、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねをいたします。

九月二十四日の佐賀新聞に、新鳥栖―武雄温泉間の整備方針をめぐる問題について、国土交通省の水嶋事務次官へのインタビュー記事が掲載されておりました。水嶋事務次官は、「子どもたちが未来に希望を持つ、その気持ちを大人の世代は大切にすべきだ。」と発言されており、私も佐賀県の将来への投資や子供への未来を考えると、新鳥栖―武雄温泉間はフル規格での整備が望ましいと考えております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

新幹線整備のメリットについてお尋ねをいたします。

CO_2の削減効果についてです。

先日の農林水産商工常任委員会でも質問いたしましたが、新幹線はCO_2の削減効果が期待できる、また、西九州ルートが全線フル規格で整備され、関西方面へ直通できるようになれば、飛行機や自動車ではなく新幹線で移動する人も増え、CO_2の排出削減効果はさらに高まるものと考えますが、佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長＝CO_2の削減効果についてお答えいたします。

脱炭素の施策の所管ではございませんので、一般的な考えとしてお答えさせていただきますと、新幹線を含めた鉄道は、航空機や自動車よりもCO_2の排出量は少ないとされております。

以上になります。

○西久保委員＝ありがとうございました。

少ないですよね。新幹線が少ないんだから、飛行機や自動車よりも少ないから、新幹線に乗る人が増えればそっちのほうが削減効果が高まると考えるが、どのように考えているのか。だから、効果があると考えるのか、ないと考えるのかだけお尋ねします。

○岩橋交通政策課長＝効果があるのかないのかということですけれども、先ほどお伝えしましたとおり、新幹線を含めた鉄道については、航空機や自動車よりもCO_2の削減量は多いので、転換されればその分効果があるかと思います。

以上になります。

○西久保委員＝ありがとうございました。そうですよね。CO_2削減、世界的に言っているわけですから、それが削減する一助になるのかなということで、この質問をさせてもらいました。

次に、費用負担についてお尋ねをいたします。

建設費負担について、佐賀県は新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備した場合は真水で一千四百億円以上の負担になるとしておりますが、鉄道施設の維持管理は鉄道・運輸機構が担うことから自治体の負担はないと思っております。

さらに、市町は固定資産税の収入も相当程度増加することが見込まれているなど、様々なメリットがあると私は考えますが、佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長＝費用負担についてですけども、仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合の佐賀県の実質負担は一千四百億円以上となり、これまで申し上げているとおり、この額は佐賀県の財政計画上、到底考えられない規模となっております。

一般論で申し上げれば、市町の固定資産税については、フル規格にかかわらず、在来線であっても、鉄道事業者は鉄道施設の固定資産税を市町に支払うこととなります。ただし、税収の七五％は基準財政収入額として算入され、その分、地方交付税が減ることとなります。

以上になります。

○西久保委員＝ありがとうございました。

それでは、少しだけ視点を変えて、費用負担についてお尋ねをしたいと思います。

今の話、一千四百億円というのはイニシャルコストなんですね。一回払えば、後は国が維持管理費、ＪＲ九州さんとか国が維持管理をやってくれるんですけど、これは五十年なのか百年なのか分かりません。一九二六年に鍋島駅はできていますけども、今でも下関まで貨物列車は行っているわけですから、何年するのか知りません。しかし、その間の維持管理費はＪＲ九州さんだったり国だったり、当然ＪＲ九州だと思いますけども、彼らが維持していきます。

今、佐賀県がやっているほかの事業を考えれば、アリーナであっても、県立

大学にあっても、最初造りました、その後、毎年――アリーナ、国スポの施設全体を見れば、毎年五億円の真水を払っていくんですね。修繕費も維持管理費もかかる。例えば、あれがトータルで五百億円かかったとしたら、私の試算ですと、六十年で約二倍ぐらいのランニングコストがかかるなと見ています。しかし、鉄道は一回イニシャルコストを入れてしまえば、後の維持管理費というのはほぼかからないと。こういうふうに、やはりライフサイクルコストも含めた中での大きな視点というのが――皆さんがよく使われますね、大きな視点とか、未来に向かってとか、水嶋さんも言っていますけども、未来に希望を持つとか、その気持ちは大人たちは大切にすべきだとか、抽象的な話をしています。しかし、こういう話になると県としては、いやいや、一千四百億円かかるもんねと。後の費用のことを全く話さず、イニシャルだけを捉えられているんですけど、その辺について、なぜ一発目のイニシャルだけのことをおっしゃるのかお尋ねいたします。

○岩橋交通政策課長＝まず、イニシャルということですけども、イニシャルにおいても先ほどお伝えしましたように、佐賀県の実質負担が一千四百億円以上という莫大な負担が生じるというところが佐賀県としては大きな懸念となっております。

先ほど維持管理費ということで委員おっしゃられましたけども、例えば、三年前に開業しました西九州新幹線に伴って江北―諫早間については上下分離区間となったんですけれども、そこの費用については、現在、佐賀県と長崎県で年間約十億円、維持管理費を負担しております。

同じように新幹線においては、経営分離と、並行在来線と鉄道事業者が認めれば、並行在来線というところが生じますけども、同じように鹿児島ルートとか北陸新幹線も並行在来線が第三セクターになったことで多くの費用負担が発生しております。そういったところもあるということをお伝えさせていただきます。

以上になります。

○西久保委員＝すみません、論点が完全にずれているんですけど、在来線の話はまだ後でしようかと思うんですけども、在来線が三セクになるなんていう、今はたまたまなっているんですけども、これは例えば、新幹線をやったら絶対三セクになるという発想なのかどうかについてお尋ねをします。

○岩橋交通政策課長＝新幹線について、並行在来線が三セクになるかどうかということですけども、そこはまず鉄道事業者が並行在来線かどうかを決めて、そこで今後のことが話し合われるものと考えております。

以上になります。

○西久保委員＝そうですよね。ＪＲ九州さんがそれを決める、我々市町とも協議しながら決めるわけですけども、それを引き合いに出して、並行在来線のところが上下分離になったから、その費用負担が発生しますよというのは今の質問では完全に違うと思うので、もう一回お尋ねします。

真水で一千四百億円以上の負担を例えばするとしても、じゃ、その一千四百億円を払って払いっ放しかというと、そうではないと思うんですよね。例えば、二十年間、この工事があるとしたときには、その何割か、八割なのか、九割なのか、これは我々も一緒になって努力しないといけないんですけど、地元業者さんがそういった仕事が二十年間出てくるとしたときには、この十倍、一兆円を超える工事が出て、そして、その二十年間で佐賀県の業者さんであったり周りの方が潤うという経済波及効果はあるわけですよね。

そういった経済波及効果があって、今のように、例えば、武雄温泉駅、嬉野温泉駅を造るときには、ダンプがどんどん来るんだけど、熊本ナンバーであったとか、ほかの県の方がどんどん入ってやるんではなくて、やはり二十年間、本当に一兆円を超える工事があるんであれば、民間の建設会社さん、県内の建

設会社さんをなるだけ比率を上げて受けられるような、それは県土整備の話になるんですけども、努力をしてもらう夢もある。本当に業者さんの夢もあると思うんですけども、今おっしゃるのは、一千四百億円の負担があるんだけど、県内業者に一兆円の工事があった場合に、約一兆円から一兆四千億円の工事があった場合に、どのぐらいの工事があると考えられているのかお尋ねします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

一兆円の工事がどのぐらい県内企業に回るかということについては承知をしておりませんけれども、趣旨としては、建設業に対しての経済効果というのが新幹線の整備によって生まれるのではないかというようなことだと思います。整備したことによる経済界への効果は一つの側面だとは思います。ただ、一面的なものでありますので、新鳥栖―武雄温泉間、フル規格で整備するかどうかにつきましては、やはり多面的に考えていく必要があると思っております。

先ほど来申し上げておりますけれども、仮にフル規格整備となれば、佐賀県の実質負担額は一千四百億円以上になるわけでございます。今の佐賀県の――これはこれまでも申し上げておりますけれども、鉄道環境を壊すリスクですとか、在来線の問題ですとか、いろいろな問題がある中で、佐賀県にとってデメリット、メリットを上回る、大きく上回るデメリットがあるわけでございます。佐賀県にとって得られるものというよりは、失うもののほうがはるかに大きいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西久保委員＝すみません、今、部長のほうから答弁いただきましたけども、あくまでもそれは――今ここに、実は五つのキーワード、過去の委員会であったり、いろんな一般質問の中でキーワードとなる言葉を拾ってみたんですよね。一つ目は国の責任、二つ目が投資効果、ＢバイＣですね。利便性の低下、鉄道環境は悪くない、料金が上がる、この五つのキーワードが常にぐるぐる回ってくるわけですよね、質問するたびに。

でも、私ちょっとよく分からないんですけれども、投資効果が、ＢバイＣが悪い、これは鉄道・運輸機構が言っていて、南ルートが一・三で、真ん中だったら二・六と、これは投資効果が佐賀にあるのかどうか。そして、鉄道環境が、利便性が低下するなんていうのは、誰がこれは言っているのかなと。これは過去にこういうことがあったから低下するんではないかという臆測であって、今低下すると決まっているわけではないのに、それを言われているわけですよね。

鉄道環境は悪くないとかいう話も出ていますが、鉄道環境が悪くないというのは誰が言っているのかなんですよね。地域交通における鉄道というのは各駅に止まるというのが基本です。しかし、知事答弁でも皆さんの答弁でも特急列車が特急列車がとおっしゃるんですけど、特急列車はどこに止まるんですかと。新鳥栖駅から佐賀駅に行って、その間の駅はどうするんですかと。在来線の考え方は各駅に止まる列車、これが地域交通の原点であって、特急列車を引き合いに出すのであれば、同じ回数、新幹線も止まるんじゃないですか。どこに利便性の低下があるんですか。しかも、それはあくまでも県が考える過去の例からの話だけであって、それをもって、今の質問に対してもそうですけども、そういう答弁、五つのキーワードのどれが出るのかなと見たら、利便性の低下が今回出ましたけども、そんな答弁はないと思いますよ。

もう一回お尋ねします。私はもう一回言いますよ。

費用負担について、フル規格で整備した場合、真水で一千四百億円以上の佐賀県の負担になるとします。しかし、一兆円以上の工事が出ます。二十年かかります。建設事業者もいらっしゃいます。関係者もいらっしゃいます。そういったところの経済効果はゼロで見て答弁をされる。まずその点について、部長、どういうふうに思われるのか。

そして、固定資産税の話がありました。もらったら七五％、二五％は引かれ

るよと、これは当たり前に分かっています。財政負担、これも多分十回ぐらいキーワードとして出ていますが、これはもう八年ぐらいやっているのかな、フリーゲージの後から。同じ答弁の繰り返しで、皆さんの答弁の中身は全然変わらない。その間の八年間、何を進めてきたのか私は分からない。私であれば逆に両面、やる場合とやらない場合の精査をしっかりとしていきますよ。可能性を出していきますよ。上下分離で今やっているんだけど、ほかのところはやっているけど、うちは上下分離せんでください、ＪＲ九州でお願いしますよと、そういった話をすれば、一つ一つの、今、寺田部長がお話ししているようなことは潰していけるんじゃないんですか。それを本当はやるべきじゃないのかなと。

もう一回お尋ねします。

費用負担について。様々なメリットがあると考えるが、佐賀県はどのように考えるのか、もう一回お尋ねします。メリットについてお尋ねします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

新幹線のメリットということでございました。時間短縮ですとか、定時性とか、それから、地域への投資だとか、外部からの観光客が増えるとか、そういったものがあるんだろうというふうに思っております。

先ほど一向に議論が進んでいないんじゃないかという話がございました。ただ、忘れちゃいけないのは、この状況を招いたのは国の責任というのはこれまでも言ってきているとおりでございまして、そういう中でも新たな議論として門戸は開いてきたわけでございます。その間、私どもから様々な懸念点や課題に対してはお話をしてきた中で、なかなか先の見通せるような新たな提案だとか解決策の提示といったものがなかったということに尽きるわけでございます。このような状況では、なかなか議論はむしろ前に進まないのが当然かなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝分かりました。もうこれは堂々巡りになるんですけど、私からの御提案を寺田部長にさせていただきます。

やはり何かをやるときには、デメリットばっかり話をするんではなくて、メリットはこういうのがあるんですよ、こういう事業はこうなるんですよ、そこもしっかり協議をするし、また、ＪＲ九州に対してメリットが出るような相談、それを知事がしなさい、社長としなさいではなくて、事務方のほうでいろんなことを考えながら、こういうのはできますか、できませんかと、スキームはできますか、できませんか、そういう提案を今後やっていただきたいと思います。

私はメリットのことばっかり言っているような感じですけど、デメリットについてもしっかり私自身は調べてきていますので、今回、メリットの件を中心に話をしていますけど、部長たちはデメリットのほうばっかり言われていますけども、それはお互いの意見を出し合うことはいいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。

費用対効果については終わります。

次に、佐賀空港を生かすフル規格整備についてお尋ねをいたします。

水嶋事務次官は、佐賀駅と佐賀空港のアクセス改善についても発言されております。「総合交通体系をトータルで考える中で、佐賀空港も生きてくる」と述べられており、佐賀駅と佐賀空港をモノレールや次世代型の路面電車であるＬＲＴ（ライトレール）といったもので整備すれば、新幹線と飛行機の連携も図られると思うが、そういった水嶋事務次官の発言、総合交通体系をトータルで考える中でというキーワードと、佐賀空港も生きてくるというキーワード、これについて佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

まずお伝えさせていただきますが、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用する合意しかないわけでございます。佐賀県はフル規格に手を挙げておりません。

それでも、国から求めがあった「幅広い協議」に応じ、先月は二回目の地元三者トップ意見交換が行われたところでございますが、ルートをはじめとしまして何も合意された状況ではございません。

佐賀駅と佐賀空港をつなぐモノレールやライトレールを整備すべきという質問についてお答えできる状況にはないということでございます。

以上でございます。

○西久保委員＝私は素朴な質問をしているんですよね。水嶋事務次官が、総合交通体系をトータルで考える中で佐賀空港も生きてくると述べられているんだけども、その後のフレーズ、モノレールや次世代型路面電車のＬＲＴ（ライトレール）といったものは、私がこういうふうに整備することもあるんじゃないですかという話をしているんだけれども、水嶋事務次官の言葉に対して佐賀県はどのように考えているのかとお尋ねをしているだけなのに、新幹線と飛行機の連携も図られると思うがと。じゃ、今の佐賀駅と飛行機の連携についても話せないみたいな言い方ですよね。何も考えていないというような考え方ですよね。

地域交通であるものと高速の飛行機と連携してやるべきだと思うんですけどもという当たり前の質問をしているのに、何でフル規格の整備がどうだと、これも多分、四、五年前から同じようなフレーズを使われていますけども、もう一回お尋ねします。

総合交通体系をトータルで考える中で佐賀空港も生きてくるという発言をされていますが、佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

水嶋事務次官が佐賀新聞の取材の中でお答えされたものと思いますけども、ある意味、これまで主張された内容をまとめてお話しされてあるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど佐賀県は空港やそういうところと絡めて考えていないのかという話もございましたけれども、「幅広い協議」の中では、むしろ佐賀県のほうからそういった御提案を申し上げてきたわけでございます。仮にフル規格の議論をするのであれば、新幹線と飛行機の連携を図ったりですとか、それから、佐賀空港を生かすためには佐賀駅と佐賀空港のアクセス改善だけでなく、有明海沿岸道路などの連携を含めて、佐賀県や九州全体の将来展望を描くことができるかどうかということを繰り返し申し上げてきたわけでございます。

そうした中で、水嶋事務次官、これまでの鉄道局としてのお考えを改めてまとめてお話しされたのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員＝ありがとうございました。

私は、水嶋事務次官は佐賀県のことをよく考えてくれているなと。佐賀空港をもっともっと生かしたいと、私も一緒です。佐賀空港をもっと生かしたい。その気持ちも酌んでもらってこういう発言をしてもらっていて、私は前向きな答弁をしてもらっているなというふうに思いました。

佐賀県としていろんな幅広な考え方は当然あると思うんですけど、やっぱりいろんな考え方があります、いろんな提案があります。その中で、まず国の責任だ、フル規格は求めていない、これを大前提に構えてやっていくと、いろんな企画、アイデアも出ないと思うんですよね。ですから、ある意味こういった部分に関しては、少しフラットな、こういうのも、だったらこうしましょうか、だったらこうしましょうかという発言がもっと出るような状況をつくっていただきたいと思いますが、これについて部長のお考えをお尋ねいたします。

○寺田地域交流部長＝改めてになりますけれども、やはり国の責任ということと、佐賀県から手を挙げていないということを前提として押さえておく必要があるのかなというふうに思います。もっと積極的に県からもというような話は

ありましたけども、これまでの経緯、フリーゲージトレインの開発を断念した国の責任ということ、その中でフル規格をという話ですので、これまでの状況を考えますと、佐賀県から打開するような状況ではないというふうに思っております。

佐賀県としては、そういう中でもフル規格ということをおっしゃるのであればということで、様々な形で議論には応じてきたわけでございます。これまでも、佐賀県としての課題や懸念点というのは繰り返し伝えてまいりました。佐賀県から具体的な提案や条件を提示していくといったことについては筋が違うというふうに考えております。責任は国にあるということを先日の地元三者のトップ意見交換でも確認されておりますけれども、我々から国に訴えていくというのは筋が違うというふうに考えております。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。その件に関しては一番最後にまた少し触れたいと思います。

それでは、次に行きます。鹿島・太良地域の思いについてであります。

武雄温泉―長崎間の西九州新幹線が開業して三年がたち、武雄市や嬉野市を訪れる人も増え、新幹線の効果が発揮されております。一方で、上下分離区間となった鹿島・太良など長崎本線沿線地域は、在来線の利便性が大きく低下しております。

新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することは、つらい思いをしている鹿島・太良地域の方々の報いにもなると私は思いますが、佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

鹿島・太良地域の方々にとっては、武雄温泉―長崎間がフル規格整備で開業されたことで江北―諫早間が上下分離区間となりまして、特急本数が開業前よりも大幅に減少したところでございます。また、肥前浜駅ですとか江北駅では開業までになかった乗り換え負担が増加するなど、在来線の利便性が大きく低下しているところでございます。

新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することがどうして鹿島・太良地域の方々の報いになるのでしょうか、私はそう思いません。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。寺田部長は今のままでやったほうがいいと。私は違います。なぜかというと、フリーゲージにしろ、フル規格にしろ、そういう結果が出ているわけですね。これだけの利便性低下が出て本当につらい思いをされている皆さん、この方々が、今のような話であれば、ある意味、国が一生懸命してくださいよ、ＪＲ九州がしてくださいと言っているものに対して、私は反対しているように聞こえてなりません。地元の方々が本当に、いや、もうそがんと要らんばい、要らんばいというふうにおっしゃっているのか。私は、こうなってしまったわけですから、じゃ、これが今の状況でフル規格を造らなければ元に戻るのか、戻すようなことがＪＲ九州と話ができるのか。こういうふうになったからこそ、我々は肥前鹿島駅の改修に関して議会でも承認をし、多額の費用負担をしているわけです。それが一部分の側面だけを見て、結果何もなかった、何にも動かなかったとしたときに、ある意味、あなたたちはまだ反対しているんですか、いやいや、そうじゃないですよと。私たちはもうなってしまったことに関して受け止めて、今、県から肥前鹿島駅を改修してもらって、みんなが集まるように、もっとインバウンドが集まるようにというふうに努力をしてもらっているから、じゃ、あとは在来線のままでもいいですよ、在来線のままにしてくれと、そういう話があるのかどうか。また、そういう話を聞いているのかどうか、それについてもう一度お尋ねします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

利便性低下というところを先ほど来申し上げておりますけれども、開業してから鹿島市が行ったアンケートによりますと、やっぱり仕事に支障が出ているとか、それから、観光客の利便性が減ったんじゃないかというような意見は出ていますけども、フル規格に関することの何か意見というか、そういったものはこの中にはない状況でございます。

それと、先ほど委員おっしゃられた、こうなったからフル規格というふうなロジックにはなかなかならないんではないかなと思っておりまして、やはり佐賀県としてはメリットよりもデメリットのほうがはるかに大きい状況ですので、こうなってしまったからフル規格ということではなくて、そこはむしろ、今後の佐賀県の将来にとって何が一番望ましい姿なのかということをしっかり議論していく必要があると思っております。そのために、先ほど来申し上げている課題についてはこれまでも繰り返し説明をさせてきていただいているところでございます。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。

今、寺田部長から、こうなったからフル規格という理屈にはならないという話ですけど、こうなったからと私は言っていません。こうなったのならフル規格という議論を進めたほうがいいんじゃないかという話です。

言葉というのは非常に難しいもので、先ほどアンケートとおっしゃいましたけど、アンケートの中身にこういうふうな、今、在来線が減ったんだけども、どういう影響がありましたかと。それはみんな書きますよ。本数が減れば不便になりますもん、誰でもそうだと思いますよ。そして、新幹線に対する思いがなかったと。だって質問をしていないでしょう、項目を入れていますか。入れていないものに関してそういう答弁というのはちょっと私はどうかなと思うし、もう一つは、この件に関して佐賀県は思い込みがすごいのかなと思います。地域の方の本当の意見を聞いているのか。多分こうだろう、こうかもしれない、思い込みだと思いますよ。

ですから、これについては、私の意見よ、私の意見は、あの辺によく行きます、食事もします。その人間からしたら、一部の人からお話を聞くと、こうなったのなら早く進めたほうがいいんじゃないかと。だって、私たちの生活は変わらないわけですから。フル規格をしなかったら元に戻るんですか、戻らないでしょう。じゃ、私が話を聞いたところでは、もうこうなったのなら、国とこんなにいざこざなっていろんなほかの問題が出るようであれば、早く解決していただきたいという方もいらっしゃいましたので、それについては、私はそういった意見を聞いているし、だからこそ報いになるんじゃないかというふうに現場の方に聞いて、地元の方に聞いてこういう質問をしましたので、これについてはそういうふうに考えていますので、ぜひ、今のところ平行線、線路ですけれども、どこかで交わるようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、次の質問に行きます。整備新幹線についてであります。

開業効果についてお伺いいたします。

県内には新幹線駅として新鳥栖駅、武雄温泉駅、嬉野温泉駅がありますが、それぞれの開業時期、自治体の負担、開業効果はどうなっているのか、実数で――思い込みではなくて実数、統計、根拠をもってお答えください。

○岩橋交通政策課長＝まず、新鳥栖駅になりますけれども、新鳥栖駅は、九州新幹線が全線開通した平成二十三年三月に開業しております。新鳥栖駅を含めた鹿児島ルートの整備には、佐賀県の実質負担として約百五十億円負担しております。新鳥栖駅には在来線新駅が併設されたことから、在来線と新幹線の乗換駅として重要な役割を果たしていると認識しております。

次に、西九州新幹線武雄温泉―長崎間についてですけれども、武雄温泉駅及

び嬉野温泉駅は令和四年九月に開業しております。西九州新幹線の整備に伴う佐賀県の実質負担は約二百億円となっております。西九州新幹線の開業三年を迎え、沿線からは新たなお客様を開拓できた、新幹線がまちづくりと観光需要の機運を高めているといった声が聞かれ、開業の効果が徐々に現れていると感じております。

以上になります。

○西久保委員＝ありがとうございました。

本当ですよね、開業の効果があって、人がたくさん集まってきているんですよという効果はあるというのは認めていただいていると思います。これについては我々も負担しているわけですから、当然効果はないと困ります。効果が出るようにまだまだしていただかないといけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、並行在来線についてお尋ねをいたします。

整備新幹線の着工条件の一つに並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意が必要となっておりますが、これは誰が決めたのか。また、このスキームも誰が決めたのか。博多―新鳥栖間は経営分離されておらず、新鳥栖―武雄温泉間も並行在来線にしなければよいのではないかと思いますが、それについてお尋ねをいたします。

○岩橋交通政策課長＝並行在来線の経営分離についてですけれども、経営分離につきましては、営業主体である鉄道事業者と沿線自治体が話し合いを行い、決定されるものと考えております。

以上になります。

○西久保委員＝ですから、今質問しましたよね。博多から新鳥栖駅間は経営分離されていないんですよね、新幹線は来ているんだけど。だから、誰が決めるか、ＪＲ九州なんでしょう。じゃ、ＪＲ九州と話をすればいいじゃないですか。そういう話し合いの場を持てばいいじゃないですか。だから、新鳥栖―武雄温泉間も並行在来線にしなければいいんでしょう。いや、並行在来線じゃなくて、経営分離しなければいいんでしょう。ＪＲ九州さん、見てくださいよと、そういう話をしていくべきだと思いますし、そういう視点はないのかどうかお尋ねします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

そういう話をＪＲ九州としたらどうかという話でございました。ＪＲ九州の古宮社長は昨年十一月の記者会見で、鳥栖―佐賀間につきまして、これは鳥栖―佐賀間でございますが、当然鉄道は残るエリアだというふうなこともおっしゃっていますが、ただ一方で、誰が運営、経営するかは別の問題というふうな発言もされております。それから、在来線特急の取り扱いにつきましても、そのときの需要によって決まっていくというふうな話もされております。新幹線がつながるとお客様は新幹線に移ってしまうので、今の特急はそのまま残らないというふうな旨の発言もされているところでございます。

そういう在来線のことにつきまして、経営分離してくれるなというふうな話でございましたけれども、なかなかそういうふうな発言を踏まえると、先の見えない状況の中でフル規格を、それを前提に何か話をしていくというのは困難ではないかなと思っておりまして、ここは新幹線を考える際の課題の一つでもありますので、慎重に議論していくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○西久保委員＝何かおかしいな。フル規格でするのを前提に話をしてくれとは私は一回も言っていませんよね。前提は、今の在来線の利便性を維持するために話をしてくださいと。

その一つの例として、それは確かに鳥栖駅から久留米、鹿児島に行くような

ルートがあるので、経営分離はなかなか難しいかもしれんけれども、でも、うちにはうちで佐世保に行くルートもあるわけですよね。だから、そういったもので、経営分離、経営分離と言って経営分離になるようなことをおっしゃっていますが、現実に博多から新鳥栖まで経営分離になっていないじゃないですか。だから、私はＪＲ九州と話――ＪＲ九州が決めることなのであればＪＲ九州と話をして、だからフル規格にするとは言っていないよと、でも、こういう議論はさせてもらえないかというようなことを事務方でやるべきだと思います。トップ同士でばかり話をすることじゃなくて、事務方がしっかりした形でそういう意見とか考えを持ってやるべきだと思いますが、ここでやるとはおっしゃらないと思いますがね、私はそう思います。しっかりした実例を持ってやっていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、委員長から早くせろというような合図もありますので、私は次に行きたいんですが、本当にこれは大事な話ですよ。博多から新鳥栖駅まではなってないんですから。何でもかんでも経営分離になるという発想は、私はないですよ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこについては本当にしっかりした形で今後検討してください。お願いしますよ。

ちょっと委員長から早くせろという合図が出ていますので、次に行きます。

それでは、フル規格での整備について最後にお尋ねします。

これまで質問をしてきたように、新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備することは、交流人流の増加や地域の活性化だけではなく、様々なメリットがあると考えております。将来への投資や子供への未来を考えると新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備すべきと考えるが、佐賀県はどのように考えておるのかお尋ねをいたしますが、答弁はほぼ全て予測がついております。国の責任、投資効果、利便性の低下、鉄道環境は悪くない、料金が上がる。この中で私言います。料金が上がるという可能性は、これも折衝だと思います。今現在、博多―佐賀間、これは割引をすごくしてもらっています、割引切符。これもＪＲ九州が判断することなんですよね、料金も。料金が上がると書いていますけど、上がるかどうかも分かりません。それこそ皆さんがＪＲ九州と話をするべきです。

そして、鉄道環境は悪くないと。じゃ、誰が悪くないと言っているんですか。佐賀駅から新鳥栖までノンストップで行く特急の間には駅が幾つあるんですかと。その駅の方々が利便性は悪くないと言っているんですか。私は言っていないと思いますよ。途中にある駅の方々は、本当は昔は鈍行列車というか、各駅停車の電車が来て、私もひょこっと乗りよったばってん、特急に乗ろうと思うとわざわざどっちかに行かんばいかぬやんね、これは利便性は悪かよねと。じゃ、特急列車も新幹線も一緒じゃないですか。駅が減るんですか、特急と比べて。これを踏まえて、佐賀県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

これまで申し上げてきましたとおり、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備は、在来線の利便性低下、それから莫大な建設費負担など、得られるものよりも失うもののほうがあまりにも大きいものでございます。整備新幹線は、ただ欲しいから求める、整備したから効果があるという一面的なものではないと考えております。ルート、在来線、財政問題、地域振興など様々な課題があります。佐賀県が置かれた状況を多面的に考え、何を捨て、何を得ようとしていくのか、そこは冷静に見極めることが必要だと考えております。

西九州ルートにつきましては、これまで多くの方が様々な議論を重ね、今に至っております。県民の中にも様々な意見をお持ちの方も当然いらっしゃいます。しかし、これまで新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備するという合意は一度もないわけでございます。拙速に議論を進められるような簡単なものではないというふうに考えております。引き続き、佐賀県の将来にとって何が一番

望ましい姿なのか、慎重に議論していきたいと考えております。

以上です。

○西久保委員＝ありがとうございました。本当に多分五、六回も聞いたような答弁だと思いますけども、全く進歩ないですね。我々議員も何やっているんでしょうかね、情けないです。

もう一回言います。皆さんはいろんな事業をやっていく、今回の「ＰＬＡＰＬＡ」、プラスチックプランニングセンターも一緒、アリーナを造るのも一緒、レトロ館をするときも一緒、「誕生」の絵を一億三千万円で買うときも一緒。同じようなフレーズ。子供たちが未来に希望を持つ、その気持ちは大人の世代は大切にすべきだ。未来の子供たちに向けてプレゼントだ。そういったキーワードが出ないのは新幹線だけですね。結果論、実務的な数字だけ。未来の子供たちに向けてというような話は何も出ないですよね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういった、自分たちの調子のいいときだけはそういう抽象的に我々に予算をつけさせておいて、光と影だと自分たちが言っておいて、じゃ、影のところ、肥前鹿島駅の新しい整備、我々は賛成しますよ。前向きだから賛成しますよ。でも、この件に関してだけは、未来の話とか、子供に託すとか、佐賀県のためにとか、そういう話は全く出ないですよね。マイナスの話ばっかり。

最後に、ついでにもう一つ聞きます。

鉄道事業再構築実施計画というのがあります、これも一緒。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」です。法律の中に一つあります。鉄道事業再構築実施計画の認定に向けて、今ＪＲ九州も国土交通大臣も一生懸命やっているんです。今あなたたちが手元に持っている佐賀県の鉄道事業再構築実施計画、今現在あるはずですよ、新幹線が入らない中の鉄道事業再構築実施計画とはどういうものであるかお尋ねいたします。

○岩橋交通政策課長＝再構築事業実施計画についてお答えいたします。

再構築事業は利用者数が少ないところについて今後の鉄道事業をどうしていこうかというところを計画するものでございまして、佐賀県には今ＪＲ九州からそういう話もございませんので、再構築事業の計画はございません。

以上になります。

○西久保委員＝そうですね。ＪＲ九州と一緒に協議した、本当はせんといかぬとこもあるんじゃないですか。松浦鉄道にしてもそう、いろんな鉄道にしてもそう、後ろから来ましたよ。

いいですか。こういった鉄道事業再構築実施計画というものがあるんであれば、それはしっかり常に判断をしながら地域交通も含めてやっていくべきだと思いますが、今なければ、こういうのもほかの事例とかも参考にしながら研究していくべきだと思いますが、それについてどうお考えか教えてください。

○岩橋交通政策課長＝先ほど再構築計画がないというふうにお伝えしましたけども、西九州新幹線の開業に伴って諫早―江北間が上下分離になったことに伴って、そこについては再構築事業の計画を立てて、国の補助金をもって事業を進めております。

あと、その他の利用者数が少ない唐津線とか筑肥線については、まだＪＲ九州からもそういう話がございませんので、そこはまずは利用していくのかというふうに考えております。

以上になります。

○西久保委員＝そのとおりですね。おっしゃるとおり、あるんですよ。やるんですよ。やったんですよ。でも、そういうものの認識も、焼き回しも、検証もせずにこの委員会に立って、突然言われたら答え切れない。課長さん、これはちょっとどうかなと思いますよ。

鉄道事業再構築実施計画には、鉄道事業再構築を実施する路線及び区間、地方公共団体その他の者による支援の内容、今回は国でした、長崎県、佐賀県で

した。事業構築の内容が変更されました。八項目あります。それを皆さんは一生懸命になってやったんですよ、諫早と江北間。みんなで一緒に事業計画をつくったんですよ。それがありませんというような特別委員会の答弁。当然議事録にしっかり残しくださいよ。訂正は利きませんよ。このぐらいのレベルの話でこの特別委員会に臨んで、我々の質問には同じことの五年前からの焼き回し。国の責任、投資効果、利便性低下、鉄道環境は悪くない、料金が上がる。誰がこれを決めたんですか。これを誰が見たんですか。ほとんどがあなた方の、こうなるだろうよ。料金が上がるなんて誰が言ったんですか。

もうちょっとしっかりした形で、ＪＲ九州とか、国とか、事務方ベースでやってください。頭がやらないと決めたんなら何にも拒否する、今の状況、これは私はいかがなものかと思います。我々議員も必死です。未来の子供たちのために、夢を持って新幹線を推進しています。どうか皆さんも夢を持った話をして、仮定の話かもしれませんけども、やった場合、やらなかった場合、メリット、デメリット、デメリットばっかりを言うんではなくて、メリット、できない理由を言うんじゃなくて、こうすればどうかな、こういう可能性はないかな、こういう思いを持ってぜひやっていただきたいと思います。

以上で特別委員会の質問を終わります。

○中本委員＝公明党の中本正一でございます。今回、所管事項につきまして大きく三つのテーマで質問させていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、大きな項目の一つ目として交通空白の解消に向けた取組について質問をいたします。

地域交通は、通勤通学はもちろん、買い物や通院など、住民の日々の暮らしを支えるとともに、インバウンドをはじめ、人々の交流や観光振興にも欠かすことができない重要な基盤となっています。一方で、人口減少や高齢化の進行、運転士不足等を背景として、バスや電車の減便、路線廃止が進み、また、タクシー会社が廃業に追い込まれるなど、移動手段の確保が難しい交通空白と言われる地域が、今全国各地に広がっています。

こうした状況に対応していくため、国土交通省は昨年六月に国土交通大臣を本部長とする交通空白解消本部を設置。また、昨年十月に就任した石破茂総理大臣は所信表明演説において、地域交通は地方創生の基盤であり、交通空白の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めると表明され、今政府を挙げて交通空白解消に向けた取組が進められてきたところであります。

特に、令和七年度から令和九年度の三年間を「交通空白解消・集中対策期間」として、国による総合的な後押しが行われると伺っており、今後、さらに高齢化や核家族化が進み、自家用車での移動がままならない高齢者が増えていく中にあって、本県においても交通空白の解消に向けた取組を進めていくことが必要と考え、今回質問させていただくことにいたしました。

そこで、次の点について伺ってまいります。

初めに、交通空白という言葉の意味合い、捉え方についてお伺いいたします。

先ほど移動手段の確保が難しい交通空白と言われる地域が全国各地に広がっていると申し上げましたが、交通空白解消本部が解消したいと考える交通空白とはどういう状態を指すのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝交通空白解消本部のいう交通空白とは、地域の捉え方など明確な基準はありません。地域交通にお困り事を抱える地域とされておりまして、一言で言うと、自治体が何らかの課題があると考える地域となっております。

なお、この交通空白のうち、何らかの対応が必要と認識されている地域を国が把握するための調査が令和七年二月に実施されたところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝今、明確な基準はないものの、地域交通に関わる課題であったり、お困り事、こういうものを抱える地域だという答弁でありました。

それでは次に、交通空白解消本部の取組方針についてお伺いいたします。

交通空白解消本部では、国土交通大臣を本部長とし、副大臣や政務官、各局長、地方運輸局の局長などが参加し、バスやタクシー、鉄道などの交通事業者、さらには官公庁など幅広い分野の幹部が集まり、全国的な交通空白の解消を目指すとしていますが、交通空白解消本部の取組方針はどのようになっているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝交通空白解消本部では、ライドシェアに加えまして、鉄道や路線バス、タクシー、コミュニティーバスやデマンドタクシーなどを総動員いたしまして、地区単位で交通空白の解消を図っていく必要があるとしております。

全国の実態を把握するために実施されました調査結果によりますと、全国の二千五十七地区が何らかの対応が必要な交通空白としてリストアップされました。そして、その七割以上の地区で解消に向けた取組が行われていないということが分かったところでございます。

この結果を踏まえまして、交通空白解消本部では、令和九年度までを集中対策期間とし、この交通空白について解消が進められるよう取り組んでいく方針とされております。

以上でございます。

○中本委員＝交通空白解消本部では、既に全国調査が行われており、七百十七自治体二千五十七地区が何らかの対応が必要な交通空白としてリストアップをされており、コミュニティーバス、デマンドタクシー、また、ライドシェア、こうした交通空白解消ツールを活用して、令和七年度から三年間を「交通空白解消・集中対策期間」として、国による総合的な後押しがされる方針ということでありましたけども、具体的にどのような取組がなされていくのか、主な取組についてお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝国では、自治体、事業者等の交通空白解消に向けた取組に対しまして財政支援を実施しております。

その内容としましては、「交通空白」解消緊急対策事業というのがございます。これはＡＩオンデマンドタクシーの導入や移動手段の見直しの際に、車両やシステムの導入に係る経費、また、試験運行に係る経費を支援しております。

次に、共創モデル実証運行事業というのがございます。これは交通を地域の暮らしと一体として捉え、自治体や交通事業者のほか、医療や子育てなど他分野の事業者と連携して行う新たな取組を支援しております。

財政支援以外の取組としましては、自治体、交通事業者、民間企業が集まりまして交通空白をどう解決するかを議論、実証、展開するための場として官民連携プラットフォームを立ち上げています。これにより、自治体単独では難しい取組を、国の支援や官民連携で進めやすくするといった取組が開始され、本年八月には専用サイトもオープンされたところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝主な取組として、官民連携プラットフォームによる官民連携した伴走支援的なものであったり、また、「交通空白」解消緊急対策事業や共創モデル実証運行事業、こうした財政支援も含まれているようでありますので、こうした国の支援制度を活用した県内の取組についてお伺いをしたいと思います。

県内においても、身近な移動手段の維持確保に向けて、コミュニティーバスやデマンドタクシーの導入に向けた支援をはじめ、様々な取組が行われてきたものと承知をしております。

そうした中、令和七年度、県内の交通空白の解消に向けた取組が国の支援制

度の採択を受けることになったと、このように伺っております。

そこで、国の支援制度を活用し、県内でどのような取組が行われていくのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝まず、鳥栖市におきましては、今年度、交通空白エリアを含む全域での移動を可能とするため、ＡＩオンデマンドタクシーの試験運行を計画しております。

次に、コミュニティーバスの一部の路線で利用減少が続くみやき町では、デマンドタクシーの導入を含めた再編に向け、調査検討を行っております。

また佐賀市では、交通空白などの課題に対して、地域の実情に応じた移動手段を最適化させることで、持続可能な地域交通体系の構築を図るための調査分析を進めております。

このほか、鹿島市、基山町におきましても国の補助制度を活用し、交通空白解消に向けた取組が行われております。

以上でございます。

○中本委員＝今、県内三市町の取組も御紹介いただきました。この三市と併せ、市町で国の支援制度に採択をされ、交通空白の解消に向けた取組が始まっているところでありますが、この取組に県はどのように関わっているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝県がどのように関わっているかについてお答えします。

まず、県は地域の公共交通会議に必ず参加をしております。先ほどの鳥栖市におきましては、昨年度、交通計画を策定いたしまして、交通計画の策定から関わってまいりました。今年度、こういったデマンドタクシーの取組に向けた動きをしていこうというのを一緒に話し合ってまいりました。同様に、ほかの市町においても交通会議の中で、こういった取組を進めていくというのを一緒に考えてまいりました。

さらに、実際にこういった事業を進めていくに当たっては、事業者を選定していくんですけれども、そういった事業者の選定に当たっての委員を県のほうでさせていただいたり、あとは、現在県が実態調査を行っておりますので、こういった調査を共有することで一緒になって考えていくということを取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝今まで国の交通空白解消対策本部の取組について伺ってまいりましたので、県内における交通空白の状況とその解消に向けた取組について伺っていきたいというふうに思います。

先ほど交通空白解消本部の基本方針に対する答弁の中でお示しをいただきましたように、何らかの対応が必要となる交通空白地区として、全国で七百十七自治体で二千五十七地区がリストアップをされているということでありましたが、県内における交通空白の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝国土交通省が実施しました交通空白リストアップ調査につきましては、県が市町の回答を取りまとめ、国に提出したところです。その結果は、県内九市町四十四地区が交通空白と認識しております。

なお、この調査では、交通空白につきまして明確な基準や地区の捉え方が示されていなかったことから、市町の裁量により回答内容にばらつきがあったところではございます。

以上でございます。

○中本委員＝県内では九市町四十四地区、交通空白地区があるという認識でありましたけれども、その地域における交通空白の解消に向け、どのような取組が行われているのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝佐賀県では、二十市町全てでコミュニティーバス、またはデマンドタクシーが導入されてございます。

近年の県内の傾向としましては、定時定路線のコミュニティーバスから、より自宅近くの場所から乗降が可能となるデマンドタクシーへの転換や、新たな導入の検討が進められていると、そういった動きがございます。直近で申し上げると、ＡＩデマンドタクシーが多久市や玄海町で導入をされておるというところでございます。

以上でございます。

○中本委員＝それぞれの地域で、その地域の実情といいますか、主体性を持った取組が既に動き始めているということであったと思います。

この項目の最後に、交通空白の解消に向けた県の取組ということで質問をさせていただきます。

本県では、地域交通を将来にわたって持続可能にしていくため、令和三年度に佐賀県地域公共交通計画を策定し、「利便性を高める」、「ニーズに応じたサービスを見直す」、「利用を促進する」、「体制を強化する」の四つの基本方針を基に、路線バスやタクシー、コミュニティーバスやデマンドタクシーなど、地域公共交通システムを一体で捉え、国や市町、交通事業者、地域住民の方々と連携し、また、役割を分担しながら取り組んできたものと承知をいたしております。

一方、国の交通空白解消本部では、地域の足、また、観光の足の確保に向けて、交通空白を抱える全国の自治体に公共ライドシェアや日本版ライドシェア、さらには乗合タクシー、ＡＩオンデマンド交通等の交通空白解消ツールを普及、浸透を進めていく、こういう考え方を持たれているようであります。

そこで、こうした国の方針を踏まえ、交通空白の解消に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○江口地域交通システム室長＝県も、市町や地域に入りまして、住民や交通事業者などの関係者の声を聞き、一緒になって協議しながら地域交通を持続可能なものにしていくことに取り組んでおり、このことが交通空白の解消につながると考えております。

これまでも、ＡＩ運行システムといった新たな技術を新規導入するなど、運行の効率化、利便性向上を図る市町や地域に対して、広域的な見地から必要な助言を行ったり、財政支援を行ってきたところでございます。

今後、さらに交通空白の解消に向けた取組が県内に広がるよう、県が主催する市町の交通担当者向けの研修会において、国の支援制度の紹介や制度を活用した好事例を共有するなど、地域の実情とニーズに応じて取り組む市町を支援してまいります。

以上でございます。

○中本委員＝市町や交通空白を抱える地域へぜひしっかり寄り添っていただきながら、課題解決に向け一層御努力を求めまして、この項目についての質問を終わらせていただきます。

○指山委員長＝暫時休憩いたします。十三時十分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時三分　休憩

午後一時十分　開議

○指山委員長＝委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○中本委員＝それでは次に、大きな項目の二つ目といたしまして、在来線の利用促進、利便性向上について質問をいたします。

地域交通の中でも、この在来線は県内外への広域的な移動を支える役割を担っており、通勤通学など住民の日常生活を支える大切な移動手段であるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど、地方創生を進める上において重要な基盤となっています。

しかしながら、沿線人口の減少や少子・高齢化の進行、マイカー利用を前提とする生活習慣の定着、さらにはコロナ禍による生活様式の変容などにより、在来線の利用者数は減少傾向にあり、在来線を取り巻く環境は厳しさを増しています。

県内には、ＪＲ九州発足時から利用者数が約七割も減少している路線もあり、今後も在来線を持続可能なものとするためには、一層の利用促進を図るとともに、利便性を向上させる取組が必要不可欠となってまいります。

私はこのことについて、令和六年二月定例会の新幹線問題対策等特別委員会の場におきまして質問をさせていただきましたが、その後の状況の変化なども踏まえ、改めて質問をさせていただきます。

まず初めに、在来線の利用状況はどのようになっているかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝在来線の利用状況についてお答えいたします。

在来線の利用者数については、沿線人口の減少、マイカーの普及、さらには、コロナ禍などにより、令和二年度までは減少傾向となっております。その後は、多くの路線が回復傾向にあるものの、ほとんどがコロナ禍前となる令和元年度の水準までには回復できていない状況です。

例えば、唐津線の久保田―西唐津間の一キロ当たりの一日平均乗客数、いわゆる輸送密度は、令和六年度が一千九百四十七人と前年度比七・七％増となっており、コロナ禍前となる令和元年度の二千五十七人を下回ってはいるものの、令和三年度以降、順調に利用者数を伸ばしているところでございます。

また、県内で最も輸送密度が少ない筑肥線の伊万里―唐津間は、令和六年度が二百十八人と前年度比二・七％減となったものの、昨年度に引き続きコロナ禍前となる令和元年度の二百十四人を上回っている状況にございます。

さらに、長崎本線の上下分離区間である江北―諫早間は、西九州新幹線の開業により特急利用者が佐世保線に転移したことを背景に、令和六年度の輸送密度は九百九十三人となっており、開業前の令和三年度の三千八百六十一人から大幅に減少しているところとなっております。

以上です。

○中本委員＝私は、ＪＲ九州が八月二十日に公表した、これは二〇二四年度一キロ当たりの一日平均利用客数を示す平均通過人員、いわゆる輸送密度を見させていただきました。これは地元紙に大きく掲載されておりました。

県内の各線区では、コロナ禍後の社会活動の正常化が一段と進み、全体的にはインバウンドを含めた移動需要が高まって、大半の線区で前年度から平均利用客数が増加しており、先ほど御紹介いただきましたように、収支公表の対象となっていた唐津線の久保田―唐津間については、輸送密度が二千人を超え、対象から外れるようになっているようであります。

一方、これは御紹介もありましたように、江北―諫早間、ここは新幹線の開業によって特急利用者が佐世保線に転移したということで、開業前から大幅に、四分の一程度に減少しているということでありました。

また、輸送密度二千人未満の線区であります筑肥線の唐津―伊万里間と唐津線の唐津―西唐津間、この二線区については前年と同様に線区の収支状況が公

表されています。

そこで、この収支状況はどのようになっているかお伺いをいたします。

○岩橋交通政策課長＝在来線の収支状況についてお答えいたします。

ＪＲ九州が、輸送密度二千人未満の線区別収支を公表しているところでございます。

直近の令和六年度分では、筑肥線の伊万里―唐津間、唐津線の唐津―西唐津間の二線区が公表対象となっており、両線区とも約一・七億円の営業赤字となっております。

ちなみに、先ほど中本委員からも御紹介がございました唐津線の久保田―唐津間は、令和六年度の輸送密度が二千五人となりまして、二千人を上回ったことから収支公表の対象外となっておりますけれども、ちなみに直近で公表されております令和五年度の収支については、約三・九億円の営業赤字となっております。

以上であります。

○中本委員＝公表されております唐津―伊万里間、そして、唐津―西唐津間、これは赤字区間ということで約一・七億円の赤字ということでありますけども、この赤字幅というのは縮小されているというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○岩橋交通政策課長＝基本的には縮小傾向にあります。ただ、路線によっては、その路線の維持管理費がかかる年度もございますので、一概には言えませんけど、委員おっしゃるように縮小傾向にはなっているかと思います。

○中本委員＝それでは次に、利用促進の取組についてお伺いをいたします。

答弁にもありましたように、在来線の利用状況は依然厳しい状況でありますが、県では、沿線市町やＪＲ九州、ＮＰＯ法人といった地域団体と連携し、在来線を持続可能なものとするために様々な利用促進に取り組まれているものと承知をいたしております。

そこで、これまでどのような取組がなされたのか改めてお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝在来線を持続可能なものとするためには、乗って支える取組が何より大事となっております。

県では、これまでも沿線市町やＪＲ九州、地元で活動するＮＰＯ法人といった地域団体等と連携して、通学通勤などの日常利用と、観光やイベント連携などの非日常利用の観点から利用促進に取り組んできたところでございます。

例えば、唐津線や筑肥線においては、新たな列車通学の機会を創出するため、定期券の新規購入者に定期券の購入代金の半額を補助するキャンペーンを今年九月から開始したところでございます。

観光利用の観点からは、人気ゲーム「サガ」シリーズのキャラクター等をラッピングした、いわゆる「ロマ佐賀列車」を令和四年度から運行し、それとあわせて期間限定のお得な周遊きっぷを発売したり、沿線を題材としたクイズラリーを実施するなど、利用促進に取り組んできました。さらに昨年度は、沿線の観光協会等と一緒になりまして企画しました「ほろよい列車」が唐津線で運行されたところです。

また、長崎本線の上下分離区間では、沿線の市町による特急「かささぎ」を通勤通学や福岡圏域での買い物等で利用してもらうためのキャンペーンや、江北駅でのパーク・アンド・ライドの実証実験といった取組を支援しているほか、観光列車である「36ぷらす3」や「ふたつ星４０４７」に対する地元ならではのおもてなしなど、地域団体等による観光誘客の取組も支援しているところでございます。

そのほか、市町と一体となってダイヤ改善等に向けたＪＲ九州への要望活動を実施したり、ＪＲ九州とも連携して、昨年十月には佐賀駅から有田駅までＩＣカードの利用エリアを拡大するなど利便性向上にも取り組んでいるところで

ございます。

以上になります。

○中本委員＝各線区、路線ごとにしっかり地元の皆さんと打ち合わせを行い、また実情に合わせて、例えば、通学の半額補助キャンペーンであったり、また交流、観光などに生かすための「ほろよい列車」ですか、こういうような非日常的な利用も含めまして、非常にきめ細かな対策が打たれ、そして、新たな取組もスタートしているようであります。

昨年二月定例会で質問した際には、特に筑肥線の唐津―伊万里間について、ＪＲ九州の呼びかけで二〇一九年から沿線自治体の唐津市や伊万里市と筑肥線活用検討会が開催されており、利用促進に向け様々な検討が行われているということでありましたが、この活用検討会のその後の取組状況についてお伺いをいたします。

○岩橋交通政策課長＝筑肥線の活用に関する検討会につきましては、ＪＲ九州から沿線の伊万里市と唐津市、そして佐賀県と線区の活用を検討していきたいとの呼びかけがあり、令和元年十二月からこれまで計十九回が開催されております。

検討会では、ＪＲ九州から駅別乗車人員や収支等の最新のデータが提供されるとともに、沿線市や県による利用促進策の共有やそれに対する意見交換等を行ってきたところです。

そうした議論を踏まえまして、令和六年度には、伊万里市が沿線の小学校等と連携した駅壁画の制作や筑肥線の絵画コンクールなどに取り組み、また、唐津市においては広報誌や公式ＬＩＮＥなどを活用した筑肥線利用の促進に取り組まれたほか、県でも、先ほどお話ししましたけれども、「ロマ佐賀列車」を活用したクイズラリーなどに取り組み、ＪＲ九州にも御協力いただいているところでございます。

今後は、継続的な利用につながる日常利用を増やすための取組に、より注力していくこととしておりまして、現在、必要なデータの収集や分析などを行っているところでございます。

以上になります。

○中本委員＝それでは次に、長崎本線上下分離区間における利便性向上の取組についてお伺いをいたします。

これは後ほどまた御紹介をいたしますが、開業三年目となる九州新幹線西九州ルート武雄温泉―長崎間のこの一年間の利用者数は二百六十二万四千人と、年々増加しており、沿線の宿泊施設の稼働率が高い水準で推移するなど、誘客も好調で、着実に開業効果といったものが現れてきています。

一方で、新幹線開業に伴い上下分離方式に移行した長崎本線江北―諫早間は、特急電車の運行が肥前鹿島駅までとなり、運行本数は上下四十五本から十四本へ大幅縮小。さらに、開業から三年が経過し、今、減便の危機を迎えているところであります。また、開業に伴い、江北―諫早間については、県が江北―諫早間の鉄道施設の管理者となっていることから、長崎本線上下分離区間の利用を促進するため、列車の運行に関することに加え、施設面でも利便性向上を図ることが大変重要だというふうに考えます。

そこでまず、列車の運行に関する利便性の向上を図るため、これまでどのような取組が行われてきたのかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝列車の運行に関する利便性向上についての取組ですが、令和四年九月の西九州新幹線の開業に伴いまして上下分離方式へと移行しまして、利便性が大きく低下した長崎本線の江北―諫早間において利便性の向上を図ることは重要と考えております。

令和四年度から毎年度、県と県内市町の首長らによるＪＲ九州への要望活動においては、江北駅での乗換負担の軽減や江北―肥前大浦間の直通運行の増便

など、上下分離区間の利便性確保について要望を行っているところでございます。

また、令和四年十二月には、県と沿線市町の課長級職員をトップとした「チームＤ」という組織を立ち上げまして、乗降調査や利用者アンケートなどによって課題を把握し、ＪＲ九州に対して具体的な対応策を提案して、改善を求めてきました。昨年度は十月に乗換負担の軽減、利用状況に応じたダイヤ設定、車両及び駅施設の充実等といった大きく三項目を提案したところでございます。

こうした取組の成果としまして、江北駅での特急列車と普通列車との跨線橋乗り換えの割合が、新幹線開業当初は二十六本中二十三本の約九割でありましたが、現在は二十八本中九本の約三割まで大幅に改善されております。そのほか、二十二時台の江北発肥前鹿島行きの普通列車の増便や沿線高校のテスト期間に合わせた臨時列車の運行、さらには快適性の高い新型ハイブリッド車両でありますＹＣ１系気動車の導入といったところが実現しているところでございます。

以上になります。

○中本委員＝これまで指摘されてきた様々な課題について、しっかり沿線自治体首長の皆さんとのＪＲ九州への要望であったり、また、いわゆる現場レベルの課長クラスですかね、「チームＤ」ということで、そうした方々による実際の乗降調査、またアンケート調査を踏まえて、大きく改善がなされているということでの答弁であったと思います。

それでは次に、鉄道施設の管理者として、鉄道施設に関する利便性の向上を図るためにどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝先ほど委員のほうからお話がありましたけれども、長崎本線の江北―諫早間につきましては、上下分離方式へと移行したことに伴いまして、県が鉄道施設の管理者となっているところでございます。県が鉄道施設の管理者となったことで、むしろこの地域がよくなったと思ってもらえるよう、地元の意向も取り入れながら、利便性向上に着実に取り組んできたところでございます。

例を挙げますと、令和四年度には、高校生の利用が多い多良駅と肥前白石駅にＷｉＦｉを設置いたしました。また、令和五、六年度にかけましては、水洗化が図られていなかった肥前大浦駅、肥前飯田駅、肥前七浦駅、肥前竜王駅の四駅に多目的水洗トイレを整備し、これで沿線全ての駅でトイレが水洗となったところでございます。さらに、昨年十二月においては、太良町と連携しまして、多良駅の西側から、山側のほうになりますけれども、西側から駅へアクセスが可能となるような、新たな出入口となる多良岳口を整備したところでございます。

以上になります。

○中本委員＝今それぞれ御答弁をいただきました。

一点気になるのが、ＩＣカードの導入なんですね。前回の質問の際にも指摘をさせていただきましたけれども、ＩＣカードにつきましては、利用者の移動がより円滑になる点で大変重要でありますし、また、路線バスなど地域交通の相互利用、二次交通の結節点という観点からも、利用エリアの拡大が強く求められるものと考えています。県南西部の新たなまちづくりの拠点として、肥前鹿島駅周辺整備事業に着手をされております。通勤通学だけでなく、インバウンドなど交流人口を増やしていくためにも、ＩＣカードの導入により、利便性をより一層向上させる取組が必要だと考えます。

昨年十月に、佐賀から佐世保・ハウステンボス間にＩＣカードの利用エリアが拡大していますが、これは山口知事からＪＲ九州、そして、長崎県に働きかけを行い、実現に至ったものと、このように伺っています。

そこで、長崎本線上下分離区間におけるＩＣカードの導入に向けて、非常に

課題が多いことは十分承知をしておりますが、なお一層御努力をお願いしたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝長崎本線の上下分離区間にＩＣカードの導入を望む地元の思いが強いということは重々承知しているところでございます。県としましてもＩＣカードの利用エリアの拡大は、通学通勤者などの地域住民のみならず、インバウンドといった地域外からの来訪者にとっても円滑な移動が可能になるため重要と認識しております。

県内では主要幹線を走る乗合バスのほぼ全てで、また、松浦鉄道の全ての車両でＩＣカードの利用が可能となっている状況です。地域交通の相互利用を促す観点からも、ＪＲ九州管内で利用エリアの拡大が肝要と考えております。

しかしながら、ＩＣカードの利用エリア拡大に当たっては、ＪＲ九州との合意が必要となります。合意に向けては、多額のイニシャルコストに加えまして、毎年のランニングコストといった課題があるほか、九州各地からＪＲ九州に対して大変多くの要望があっているという話もＪＲ九州のほうから伺っているところでございます。こうした状況ではございますが、引き続きＪＲ九州と協議を行っていくこととしております。

以上になります。

○中本委員＝在来線の利用促進、そして、利便性向上という観点からるる質問をさせていただきましたが、県においてはこれまで沿線市町と共に乗降調査やアンケート調査などに取り組まれ、具体的な課題についてＪＲ九州と意見交換を重ねつつ、改善が図られてきたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

沿線人口の減少や少子・高齢化等を背景に在来線の利用者数はさらに減少する可能性があり、在来線を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていくものと考えます。そして、直近には長崎本線上下分離区間において、特急「かささぎ」の運行本数の確保という課題が待ち構えています。在来線を持続可能なものとするためには、今後も利用促進や利便性の向上を図っていくことが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝委員御指摘のとおり、在来線は県内外への広域的な移動を支える役割を担っておりまして、通学通勤など県民の日常生活を支えるとともに、観光客などとの交流を促す地域づくりの重要な基盤となっております。

先ほども御答弁しましたが、今後も在来線を持続可能なものとするためには、やはり乗って支えるという取組が何より大事でございます。特に利用の多くを占めます通学の利用をいかに維持し、伸ばしていくかがまた肝要と考えております。そのためには、新たに列車通学を始めてもらうためのきっかけをつくるとともに、進学、就職といった卒業後の継続利用につなげる取組も重要と考えております。

あわせまして、そうした取組を後押しするため、ダイヤの改善や利用環境の充実、バスやタクシーなど様々な交通サービスを組み合わせて移動できるＭａａＳの推進など、利便性を向上させていく取組も必要と考えております。また、沿線ならではの豊かな地域資源等を活用した観光需要の創出など、非日常利用を促す仕組みづくりも大切と考えております。

引き続き、各路線の利用実態や潜在的なニーズを把握し、沿線市町やＪＲ九州、地域団体などとも連携しながら、利用促進と利便性向上にしっかり取り組んでいくこととしております。

以上になります。

○中本委員＝在来線が持続可能なものとなりますようさらなる御努力を求めまして、この項目についての質問を終わらせていただきます。

次に大きな項目の三つ目として、九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

九州新幹線西九州ルート武雄温泉―長崎間が開業し、先週九月二十三日で丸三年を迎えました。ＪＲ九州が公表した三年間の累計利用者数は約七百五十八万人で一日平均六千九百人となっています。開業三年目の一年間の利用者数は、先ほども御紹介しました二百六十二万四千人、一日平均七千二百人、そして開業二年目の二百五十三万七千人、一日平均六千九百人と比べると三・四％増加をしています。また一年目の二百四十二万人、一日平均六千六百人と比べると八・四％増加しており、着実に利用者が伸びているということでございます。

また、通勤通学定期新幹線エクセルパス、この利用者数も八月末時点で六百九十二人と、開業時の二〇二二年九月末時点の二百二十一人から四百七十一人増えており、通勤通学など新幹線の日常利用も進んでいることが分かります。そして、武雄市や嬉野市では交流人口が増加し、宿泊施設の稼働率が好調に推移するなど開業効果が感じられる一方で、鹿島市や伊万里市、有田町をはじめ、近隣の自治体への波及効果が十分ではないという、こういった指摘もあると伺っております。さらに、肥前鹿島駅に停車する特急電車が四十五本から十四本に激減し、利便性が低下、これは先ほど議論したとおりですね。

開業から三年が経過し、さらなる減便も想定されていることから、新幹線開業による光と影、これが際立つことがないよう、これから本格化する肥前鹿島駅周辺整備事業をはじめ、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」によるスローツーリズムの取組に希望の光が注がれることを期待しまして、質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、地元三者トップによる意見交換について質問をいたします。

この地元三者トップによる意見交換については、両県知事とＪＲ九州の社長、いわゆる三名のみ、ここに事務方も入っていませんし、また、非公開のため、私たちもその後の取材等でのコメント、また、マスコミ報道によってしかその内容を知ることができません。また、このマスコミの報道も微妙にニュアンスが違うんですね。ということで、改めてこの場で質問させていただくことにいたしております。

地元三者トップによる意見交換が昨年五月、そして、今年八月の二回行われていますが、改めてこの意見交換の目的についてお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝改めて申し上げさせていただきますけれども、新鳥栖―武雄温泉間につきましては、在来線を利用するという合意しかございません。長崎県やＪＲ九州がこれまでの合意と異なるもの、フル規格を望むのであれば、全く新たな話として議論すべきものでございます。

これまでの経緯を踏まえますと、佐賀県から打開する話ではございませんが、改めて原点に立ち戻って、長崎県、ＪＲ九州と地元三者で意見交換を行うため、佐賀県からの呼びかけで昨年五月に第一回目の地元三者トップ意見交換を行ったものでございます。

以上になります。

○中本委員＝昨年五月の一回目の意見交換について、山口知事は昨年六月議会の答弁で、財源の問題一つだけを取っても新たな糸口はなくて、新鳥栖―武雄温泉間について新たな合意が見通せる状況になっていないと、このように述べられており、その後、一年以上開催をされていなかったことから、二回目の意見交換、これは果たしてできるのかなと大変危ぶんでいたところであります。

そこで、今回、二回目の地元三者トップによる意見交換の開催に至った経緯についてお伺いをいたします。

○岩橋交通政策課長＝委員からもお話がありましたけれども、第一回目の地元三者トップ意見交換では、財源一つだけ取っても新たな糸口はなく、改めて新鳥栖―武雄温泉間の新たな合意をつくっていくことは難しい課題であるということが共有でき、今後も意見交換を続けていくということで三者の意見が一致したところでございます。

佐賀県は、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備に手を挙げておらず、自ら打開する立場にはございませんが、様々な議論をすることの門戸は常に開いているところでございます。

二回目につきましては、長崎県やＪＲ九州から開催の打診があったので、せっかく行うのであれば、様々な課題が顕在化している北陸新幹線を切り口に意見交換をしてはどうかと佐賀県から長崎県、ＪＲ九州に投げかけまして、その後の調整結果により今年八月の開催に至ったものになっております。

以上になります。

○中本委員＝今回、二回目の開催についても、長崎県、そしてＪＲ九州からの呼びかけに応じた形で開催されたということでありました。

それでは、議論の内容について伺ってまいりたいと思います。

新聞報道では、約一時間、非公開で意見交換が行われ、フリーゲージトレインを断念した国の責任や地元の財政負担に関する国の解決策の提示、また、ルートの在り方や環境アセスメントの実施などが議論されたと報道にはあります。

そこで、二回目となる地元三者トップによる意見交換で交わされた議論の内容について、改めてお伺いさせていただきます。

○岩橋交通政策課長＝まず、意見交換につきましては、地元三者トップのみで行われております。私どもは入っておりません。意見交換後には三者それぞれの囲み取材が行われ、その取材によりますと、冒頭、それぞれの共通理解を図るため、山口知事から北陸新幹線の主な経緯や現状等について説明があり、その後、ルートや在来線の認識、事業費の試算、環境アセスメントの実施、次回の意見交換をどうするかなどについて意見交換が行われております。そういった趣旨の内容を囲みのほうで述べられております。

以上になります。

○中本委員＝意見交換終了後には一定のルールの下に取材に応じたということでありましたけども、新聞報道によりますと、フリーゲージトレイン断念の責任がある国に財源問題などで具体的に解決策を働きかけることで認識が一致と、また、地元トップ三者による意見交換の場を可能な限り早い時期に再度実施することで合意ということで、合意についてはこの二件ということで私は受け止めているんですけども、そういう認識でよいのかお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝今回の地元三者トップ意見交換では、西九州ルートは、フリーゲージトレインの開発が頓挫し今の状況に至ったという特殊事情があり、責任は約束を守らなかった国にあること、新鳥栖―武雄温泉間については、三者それぞれの思い、考えがあるので、今後も意見交換をしていくことについて、三者の共通認識として確認できております。

以上になります。

○中本委員＝それでは、これは新聞報道でありますが、長崎県とＪＲ九州が佐賀駅を通るルートを主張し、また、長崎県が佐賀駅を通るルートの環境アセスメントの実施を提案したものの、いずれも佐賀県が応じなかったと、このように報道ではあります。

そこで、この二項目を含め、三者で合意できなかった事項についてお伺いいたします。

○岩橋交通政策課長＝ルートや在来線については三者三様それぞれ考えがございました。これからもそういった様々な論点で意見交換をすることが一致しております。

また、環境アセスメントの実施については長崎県の大石知事から御提案がなされておりますけども、駅だけの話が出ている段階で環境アセスメントに踏み出すことはないとの趣旨で佐賀県の考えをお伝えさせていただいております。

以上になります。

○中本委員＝それぞれ御答弁をいただきました。

先ほど国に財政問題などで具体的な解決策を求めていくことで認識は一致したと申し上げましたが、国への解決策の求め方、いわゆる方法論につきまして、ＪＲ九州が三者で国へ働きかけることを求めたのに対し、佐賀県はそれぞれの思いで発言すればいいとして、この点は一致しなかったというふうにされています。

トップ三者で国に働きかけを行う、こちらのほうがその重みが増しますし、また、三者トップで合意を積み重ねることで互いの信頼感がより深まるのではないかとも考えますが、本県がＪＲ九州の主張に乗らなかった理由についてお伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

西九州ルートにつきましては、国がフリーゲージを断念したことから今に至っているわけでございまして、このような不本意な形で終わった責任は国にあるということでございます。

そして、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備は全く新しい話でございまして、佐賀県はフル規格整備に手を挙げていない、自ら打開する状況にないというのはこれまで申し上げたとおりでございます。

ですので、フリーゲージを断念した国から打開策を示すのが筋ということでございまして、佐賀県から国に働きかけていくことは違うんではないかというふうに考えたものでございます。

以上でございます。

○中本委員＝これまで言われたところで、国が責任を持って打開策を示すのが筋だという答弁の繰り返しだったと思います。

長崎県の大石知事は、この三者による意見交換終了後の記者会見で、まずは三者でフリーゲージトレインの断念を踏まえた対応を国に求めたい、国が解決策を提示すれば、国を交えた四者で集まることは一致したと思うと、このように述べられているようであります。

この点は佐賀県も同じ認識でよいのか確認をさせていただきます。

○岩橋交通政策課長＝まず、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格整備は全く新しい話でございます。まずは地元でしっかりと合意をした上で進めなければいけないと考えております。

なかなか先は見通せない状況でございますが、仮に地元三者で何らかの合意形成がなされたとしたならば、国を入れた議論も考えられるのではないかというふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝その場合、国が提示する解決策といったものについて、これは財政負担だけの問題なのか。また、ルートや並行在来線も含めた解決策という意味なのか確認させていただきます。

○岩橋交通政策課長＝佐賀県としては、ルートだけじゃなく、財政負担から地域振興も含めて様々な課題があると考えておりますので、そこは様々な論点というふうに考えております。

以上になります。

○中本委員＝それでは次に、今回の意見交換の成果についてお伺いをいたします。

長崎県の大石知事は記者会見で、三者でルートやフリーゲージトレイン断念、率直に話した結果でそういったところを見いだせたことと思います、こういった場というのはできる限り重ねていきたいと思うと、三者トップによる意見交換を大変前向きに評価されています。

ＪＲ九州の古宮社長は意見交換後の八月二十一日に開かれたＪＲ九州の定例会見で、北陸新幹線とは前提が違うことを我々は国にどんどん訴えていかなければならないのではないかと議論としては一致したので、これは大きな前進

だったと。また、フル規格で整備する場合のルートについて、これまでは国を交えて協議すべきとしていたものの、三者による意見交換を踏まえ、地元三者である程度考えを合わせることが必要との認識を示し、佐賀県が主張する地元での一定の合意の必要性について初めて言及をされています。

そして、山口知事は、本九月定例会の一般質問に対する答弁で、まずは議論の出発点として、国の責任であるということを長崎県もＪＲ九州も共に認識したというところは意義があったのではないかと思うと、このように述べられています。

このように、今回の三者トップによる協議、意見交換では互いの立場についてしっかり主張されつつも、一致点を見いだすことの意義は大きいものと私も考えるところであります。

そこで、改めて今回の意見交換の成果についてはどのように考えるかお伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

今回の地元三者トップ意見交換では、改めて西九州ルートは、フリーゲージトレインの開発が頓挫し今の状況に至ったという特殊事情があるため、責任は約束を守らなかった国にあるということを三者で確認したものでございます。

ＪＲ九州の古宮社長は意見交換後の取材におきまして、西九州ルートに関してＦＧＴで歴史は止まっており、そこから先をどうするかというのは全く新しい話との認識も示されておるところでございます。

佐賀県は、これまでもＦＧＴでは合意したけれども、フル規格整備については全く新しい話であることを主張してまいりましたが、国の責任であることをこれからの議論の出発点として地元三者トップで確認できたということは意義があったと考えておるところでございます。

以上です。

○中本委員＝これも先ほども申し上げましたが、九州新幹線西九州ルートの開業から三年を迎えまして、交流人口が増加し、武雄温泉や嬉野温泉をはじめ、停車駅周辺は開発が活発になっており、地価も上がり、新幹線が地域にもたらす恩恵がいかに大きいかと実感する一方で、周辺地域への波及効果は広がりを欠いているとの指摘もされているところであります。これは佐賀県内だけじゃなくて、例えば佐世保とか、長崎県内においてもこういう指摘があっているようであります。

そこで、開業効果をさらに発揮させる取組についても、せっかく地元三者のトップでの意見交換を行われておりますので、そうした場でもぜひ協議を進めていただいたらどうかというふうに考えますが、見解をお伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

委員御指摘のとおり、地元のトップ三者でせっかく集まって話をする貴重な機会でございますので、鉄路に関する、あるいはそこを起点とした様々な取組について意見交換をしていくということは大変意義深いものと考えております。

以上です。

○中本委員＝先ほど、西九州ルートの武雄温泉―長崎間は着実に、利用者が非常に増加していると申し上げましたけども、ＪＲ九州の発表した博多―鹿児島中央間を結ぶ九州新幹線と比較した場合、西九州新幹線の場合、僅か四割程度しかないという数値も出ておりますので、そうしたところも踏まえた議論をぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは次に、意見交換を踏まえた今後の議論の進め方についてお伺いをいたします。

一回目の意見交換から二回目の開催まで一年三カ月の期間がかかりましたが、既に今回、次の意見交換を可能な限り早い時期で実施することで合意をさ

れています。

一方、山口知事は本九月定例会の一般質問に対する答弁でこのように発言をされています。意見交換の中で検討に値するような話が出てきた際には、国から意見を聞いたり、スピード感を持ってやります。ある程度合意が出されれば早くやったほうがよいかもしれない。しかし、現状においては、スピード感を持つということはリスクになり得るのだと思っていると。議論は慎重に進めていくことが必要だと認識しているとして、やはりこれは慎重なスタンスというのは崩されていないように感じます。

先ほど提案させていただいた開業効果をさらに発揮させる取組等も含めまして、私は三カ月に一回ほどのペースで、この意見交換の場を定例化してもよいのではないかと考えます。

そこで、地元三者トップの意見交換を踏まえて、今後の議論の進め方についてどのように考えるかお伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

先月の地元三者トップ意見交換では、国の責任ということを議論の出発点として三者で確認できたことは意義があったと考えております。また一方、ルートや在来線につきましては三者三様それぞれ考えがございましたので、様々な論点についてこれからも意見交換をしていくこととしているところでございます。

整備新幹線の他線区の状況を見ますと、北陸新幹線の例ですけれども、整備内容について地元での合意形成及び与党プロジェクトチームの決定を経ていたにもかかわらず、現在、財政負担ですとかルートなどについて沿線自治体、それから議会、住民から様々な声が上がっており、ルートを再検証する動きすら出てきているところでございます。

こうした状況を見ましても、新鳥栖―武雄温泉間につきましては拙速に判断するのではなく、仮にフル規格で整備するのであれば、地元でしっかりとした合意をした上で進めなければならないというふうに考えております。

引き続き、他地域の動向を見据えながら、慎重に議論をしていきたいと考えております。

また、先ほど定期的に開催したらどうかという御提案もございましたけれども、何を議論していくのかということが物すごく大事なのではないかと思います。今回、二回目につきましては、北陸新幹線を切り口に西九州ルートについて話をするということでございましたので、そうしたテーマを設定した上で日程を調整していくということを今後調整していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員＝八月の二回目の意見交換の後、長崎県、そしてＪＲ九州とも、今回の合意を踏まえて、合意したという審議をもって、それぞれの思いで課題解決に向けた発信を進めておられます。特に長崎県の大石知事は、新聞の報道でもありますように、九月上旬に沿線自治体の首長、そして経済界のトップと共に石破茂首相を訪ね、整備の負担軽減に向けて国が問題を解決するよう要望書を提出されており、首相は、佐賀県とも議論を続け、理解を得られるよう取り組むと応じられたと、このように掲載をされております。

また、先ほど西久保委員からも紹介がありましたが、国土交通省の水嶋事務次官が地元紙の取材に応じた記事が先週掲載をされていました。財源に関する提案も、新幹線を実現したいという地域の思いの表れ、そうした議論が西九州の沿線から出てきてもいいのではないかと。また、県の言う国の責任が、地元負担を従来のスキームとは違う形で軽減すべきだという意味だとすれば、財源の問題として国と県で議論をさせていただきたいという発言もされているようであります。

北陸新幹線、敦賀―新大阪間の整備費の上ぶれが今大きな問題となる中、こうした発言が、国が財政スキームの議論を加速するきっかけになればとも私は考えるところであります。

そこで、国との「幅広い協議」も一年以上開催をされておりません。今後の国との向き合い方について改めてお伺いいたします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

これまでの国との「幅広い協議」の中で、佐賀県としての懸念点ですとかいうことにつきましてはお伝えをさせてきていただいたところでございます。先ほど委員からも財政負担の件でお話がございましたけども、財政負担もその中の一つでございます。それからほかにも、佐賀県や西九州全体の将来展望といったものが描けるかどうかというふうなこともお話をさせていただいているところでございます。

それ以外の課題も含めまして、県としてはいつでも門戸を開いておりますので、そうした姿勢で向き合っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝自由民主党ネクストさがの古賀和浩でございます。

西久保委員、中本委員と同じような地域交通について質問をさせていただきますが、私なりの視点でいろいろな角度で質問させていただきたいと思いますので、執行部の前向きな答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、社会基盤としての地域交通を持続可能なものにしていくための取組についてです。

鉄道やバスやタクシーといった地域交通は、その地域に住み続けるために欠かせない重要な社会基盤であります。一度でもなくなってしまっては、新たに構築しようとしてもなかなかできるものではありません。通勤や通学などの日常生活が困難となることから、他の地域に移転せざるを得なくなり、人口流出にもつながってしまうといったことからも、地域交通が持つ役割は非常に大きいと考えております。

しかし、地域交通は、自家用車の普及による利用者数の減少や運転士不足など取り巻く環境は厳しい中にあり、その厳しさの状況も、鉄道、路線バスなど、それぞれのモードや地域によっても様々であると認識をしております。地域交通を持続可能なものとしていくために、市町や交通事業者はもちろん、県もしっかりとそこと連携を取り、関与して対応していくことが肝要かと思っております。

そこでまず、佐賀県における第三セクター鉄道について伺います。

私の地元の基山町では、第三セクター鉄道である甘木鉄道が通っており、朝夕の通勤通学時間帯は非常に多くの方が利用されております。甘木・朝倉方面や小郡市の方は、ＪＲ鹿児島本線と並行して走っています西鉄電車が天神に向かっているため、博多駅方面に通勤されている方は甘木鉄道で基山駅でＪＲに乗り換えられております。それによって基山町は小郡市や朝倉方面の方と多くの交流があり、行政的にも交流があり、基山町に移住される方も多くいらっしゃいます。

このように、甘木鉄道は福岡県から佐賀県へ関係人口を呼び込む重要な路線でありますが、近年は赤字経営が続いており、厳しい状況にあります。さらに、基幹駅である甘木鉄道基山駅の待合環境も不十分で、エレベーターの設置もなく、地元から改善を求める声が多く出ております。このように、甘木鉄道はこの地域に住む方々にとってなくてはならない重要な路線であります。

また、県内で運行するもう一つの第三セクター鉄道である松浦鉄道も同様に厳しい経営状況であるとお聞きしましたので、私は先週、松浦鉄道の佐賀県側の朝の通勤通学の利用状況を調べるために、調査視察として乗車をしてきました。

伊万里発長崎県松浦方面に六時二十八分に乗りました。県内の利用は三名、長崎県へは一名しか移動されていませんでした。次に、松浦発伊万里行き七時十六分に乗りました。長崎県から佐賀県へ移動されたのは九名でしたが、県内利用は三十名でした。ほとんどが高校生でした。翌日、伊万里発有田行き六時三十二分に乗りました。伊万里から十二名で出発をし、有田まで二十五名の方が利用されていました。次に、有田発伊万里行き七時七分に乗り、有田駅では十九名で出発をしましたが、途中で次々と乗車され、伊万里駅では五十二名の方が利用されておりました。伊万里駅に着いたとき、ちょうど隣のホームに七時三十八分発の有田行きの電車が止まっていましたので、その人数を数えましたら、伊万里では四十四名乗って出発をしていました。この路線もほとんど高校生でありました。松浦鉄道の佐賀県側は、高校生にとってはなくてはならない重要な路線だと再認識をいたしたところでございます。

この高校生たちが将来この地域に住んでもらえるように、持続可能にするための一つの要素が松浦鉄道だと認識をいたしたところでございます。

さらに、この第三セクターの二つの鉄道の通勤通学客にとっては、代替手段がない路線でもあります。今後、佐賀県は、この第三セクター鉄道二つを持続可能なものとするため、利用者のための環境整備や利用促進などの取組を進めなければならないと感じました。

そこで、佐賀県内の第三セクター鉄道の概要についてお伺いします。

佐賀県内の第三セクター鉄道には甘木鉄道と松浦鉄道がありますが、それぞれどういう経緯で設立されたのでしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝県内にある二つの第三セクターの、まず、施設の概要というところを説明させていただきます。

まず、甘木鉄道でございますけれども、基山町の基山駅から福岡県の朝倉市の甘木駅までの十一駅を有する、営業キロ十三・七キロの路線でございます。もう一つの松浦鉄道でございますけれども、松浦鉄道は有田町の有田駅から伊万里市の伊万里駅、そして、長崎県佐世保市の佐世保駅まで五十七駅を有する、営業キロ九十三・八キロの路線でございます。いずれも国鉄改革に伴いまして、第三セクター方式により鉄道運営が決定されたものとなっております。

続きまして、まず、甘木鉄道の設立経緯を御説明させていただきます。

甘木鉄道については、国鉄甘木線が昭和五十六年九月に国鉄再建法に基づく第一次特定地方交通線に選定され、第三セクター鉄道等への転換、またはバス輸送への転換のいずれかが求められたことから、翌昭和五十七年九月以降、沿線自治体等による特定地方交通線対策協議会が開催されたところでございます。

沿線の市町村からは、鉄道での存続を求める声が強く、昭和六十年四月の第九回協議会において、第三セクター方式による鉄道運営が決定されたものでございます。同七月に基山町と福岡県の九市町村、さらには民間団体等が出資し、甘木市長が社長に就任する形で甘木鉄道株式会社が設立され、翌昭和六十一年四月一日から営業が開始されたものでございます。

次に、松浦鉄道の設立の経緯になります。

松浦鉄道につきましては、国鉄松浦線が昭和五十七年十一月に国鉄再建法に基づく第二次特定地方交通線に選定されたことから、昭和五十九年六月に沿線自治体等による特定地方交通線対策協議会が設置され、昭和六十二年三月の第五回の協議会において、第三セクター鉄道への転換が決定されたところでございます。同八月には松浦線運行対策準備会で、両県を含めた沿線自治体の出資金の額が決定し、同年十二月には長崎県知事が会長、佐賀県知事が副会長、佐世保市長が社長に就任する形で松浦鉄道株式会社が設立されまして、翌昭和六十三年四月一日から営業が開始されたものでございます。

以上になります。

○古賀和浩委員＝設立のときに、甘木鉄道は福岡県と基山町で、松浦鉄道は長崎県、佐賀県の両知事というところで少し違うというところですね。

それでは、佐賀県内の第三セクター鉄道の現状についてですが、甘木鉄道と松浦鉄道の利用状況、経営状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝まず、先ほどの甘木鉄道の設立経緯のところになりますけれども、基山町と福岡県は入っておらず、福岡県内の九市町村ということですので、補足をさせていただきます。

まず、甘木鉄道の利用状況になりますけれども、甘木鉄道の利用状況につきましては、一キロ当たりの一日平均乗客数、いわゆる輸送密度を見ますと、令和元年度が二千三十二人、令和二年度にはコロナ禍の影響で一千四百八十九人まで大幅に減少したものの、その後は回復傾向となりまして、令和六年度には二千二十三人と、コロナ禍前の令和元年度の水準までほぼ回復しているところでございます。

また、令和元年度から令和六年度までの利用者数の割合は、コロナ禍の影響を強く受けた令和二、三年度を除いては、定期外の一般利用が最も多く約四〇%、次いで通勤定期が約三五%、通学定期が約二五%となっております。

次に、経営状況になりますけども、事業者の会計期間内での最終的な利益を表す当期純利益を見ますと、令和元年度が約五十万円の黒字で、令和二年度は約七百七十万円の赤字と大きく悪化をしております。その後は改善傾向となりまして、令和六年度は約百二十六万円の赤字となっている状況にございます。

続きまして、松浦鉄道の利用状況等についてお答えいたします。

松浦鉄道の輸送密度は、令和元年度が八百四人で、令和二年度には六百五十六人と大きく落ち込んだものの、その後は回復傾向となりまして、令和六年度は八百十五人と、コロナ禍前の令和元年度を上回っているところでございます。

また、令和元年度から令和六年度までの利用者数の割合は、通学定期が最も多く約五〇%、次いで定期外が約四〇%、通勤定期が約一〇%となっている状況にございます。

次に、令和元年度以降の当期純利益は、令和五年度の二百三十三万円の黒字を除いて全て赤字となっておりまして、その額は、令和元年度が約一千百五十一万円、令和二年度が約七百二十六万円、令和三年度が約九百七万円、令和四年度が約一千七百三十万円、そして、直近の令和六年度が約五千三百四十九万円と赤字が膨らんでいる状況にございます。

以上になります。

○古賀和浩委員＝今、設立経緯と経営状況を聞きました。

それでは、佐賀県内の第三セクター鉄道に対する県の取組について伺います。

今お伺いしましたように、甘木鉄道と松浦鉄道は同じ第三セクターとはいえ、設立の経緯が違っております。また、両路線とも赤字、本当に厳しい状況でありますが、同じ第三セクター鉄道でありますし、隣県への接続路線で、佐賀県にとっては関係人口の増加、人口流出の防止など、重要な地域の移動手段である上に、さらに代替手段がない路線であるため、市町と連携して県も取り組むべきだと考えております。

持続可能なものとするため、県は今後どのように取り組んでいく考えなのでしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝まず、甘木鉄道についてでございますが、甘木鉄道につきましては、甘木・朝倉地域の大量輸送機関として将来の沿線地域の活性化に大きく寄与する可能性があるとして、甘木市を主体的に存続運動が展開されてきたという経緯もございまして、佐賀県としては経営状況に関与しておらず、これまで佐賀県としての関与は薄かったという状況がございます。

松浦鉄道につきましては、長崎県や沿線市町と共に出資等を行っていることから、これまで他の沿線自治体と協調して、施設整備費への補助や燃油価格の

高騰に対する支援などを行ってきたところでございます。

今後の取組になりますけども、地域交通は鉄道だけではなく、路線バスやコミュニティーバスなど複数の移動手段で重層的に構成されておりまして、システム全体が持続可能なものとなるよう取り組んでいくことが重要となります。

地域交通を取り巻く環境が非常に厳しい中、それぞれの移動手段がシステム全体の中で果たす役割や利用実態、経営状況、緊急度を見ながら、県による関与の必要性や度合いを見極めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○古賀和浩委員＝佐賀県も関与をぜひ強めていってもらいたい、関係人口を増加させたり、人口流出の防止、確実に路線が存続することによって持続可能なものになっていきます。先ほど最初に言いましたように、一度途絶えれば、なかなか路線として復活することはできません。今回は第三セクターの鉄道として質問しましたが、乗客が少なく、筑肥線なども含めて佐賀県全体の地域交通を、鉄道を含めて対応していただきたいと思っております。

それでは次に、ＪＲ九州の特急「かささぎ」についてお伺いします。

ＪＲ九州の特急「かささぎ」は、博多―肥前鹿島間を結び、県南西部だけではなく、県東部の方々にとっても大切な移動手段となっております。

西九州新幹線の開業に伴い、博多―肥前鹿島間の特急は四十五本から十四本へ大きく減便され、今後、さらなる減便の可能性の話も聞いております。私は、特急「かささぎ」は佐賀市も通っているため、減便は、福岡県や佐賀県東部から佐賀市も含め、県全体の移動にも影響すると考えております。減便によって、ますます佐賀県内の人流が減ることにつながり、現状のまま維持すべきだと考えております。

そこで、ＪＲ九州に対する要望内容について伺います。（委員長、副委員長と交代）

県では、八月に県内市町の首長と共にＪＲ九州への要望活動を実施されていますが、そこで特急「かささぎ」についてどのような要望を出されたのでしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝ＪＲ九州への要望活動につきましては、去る八月二十一日に県内の首長などと共にＪＲ九州本社を訪れ、古宮社長に対して実施したところでございます。

長崎本線の上下分離区間における特急列車については、通勤通学利用にとどまらず、地域の維持発展のために重要な役割を果たしていることから、今後のサービスレベルについては、沿線自治体等の意見を丁寧に聞き、尊重するとともに、利便性を確保するよう求めたところでございます。また、上下分離区間の沿線一市三町からは、改めて現行本数の維持、利便性確保を強く求める意見があったところでございます。

さらに、沿線一市三町の首長及び議長で構成されます長崎本線利用促進期成会においても、去る七月十日にＪＲ九州への要望活動を実施され、特急列車の十四本の維持を強く求められたというふうに伺っております。

以上になります。

○古賀和浩委員＝それでは、ＪＲ九州への要望の回答内容について伺います。

県や県内市町からの要望に対し、ＪＲ九州からはどのような回答があったのでしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝八月のＪＲ九州要望において古宮社長からは、今年九月のダイヤ改正の予定はないが、来年三月のダイヤ改正に向けて、どのような体系にするのがいいのか、お客様の御利用状況を考えながら検討していきたいというふうな回答があったところです。

以上になります。

○古賀和浩委員＝それでは、今後、県としてどのように考え、対応していく予

定でしょうか、お伺いします。

○岩橋交通政策課長＝古賀委員御指摘のとおり、特急「かささぎ」は、県南西部の方々だけでなく、県東部の方々にとっても大切な移動手段であると認識をしております。

そして、最も重要なことは、西九州新幹線の開業は、鹿島・太良地域の大変つらい思いの上で実現したということでございます。ただでさえ博多―肥前鹿島間の特急列車は、新幹線開業に伴い、四五本から十四本に激減をしております。沿線の一市三町からは十四本の維持を求める強い声が上がっていることから、県としても十四本を維持し、利便性を確保すべきと考えておりまして、ＪＲ九州に対しては改めて県の思いを伝えたいと考えております。

これまでも上下分離区間については、沿線市町やＪＲ九州とも連携して、沿線高校のテスト期間に合わせた臨時列車の運行や多良駅多良岳口の整備、特急「かささぎ」の運賃補助などに取り組んできており、引き続き、特急「かささぎ」を含めたこの区間の利便性向上、利用促進に着実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上になります。

○古賀和浩委員＝ＪＲ九州に対してもう一度要望していただいて、じっくり議論をして対応していただきたいと思います。「かささぎ」は、県南西部にとっては貴重な高速移動手段と言われております。佐賀県にとって在来線は命をつなぐ大切な路線、しっかり対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、路線バスについて伺います。

今まで県境をまたぐ地方交通について質問しましたが、路線バスも県境をまたぐ路線とその地域の中での地域の足として欠かせない路線があります。

まず、県内複数の市町を通り、県境をまたぐ江見線について質問をいたします。

佐賀市と久留米市を結ぶ江見線が運転士不足を理由に、昨年十月のダイヤ改正に続けて今年十月からダイヤ改正がまたされ、明日から実施されます。来年十月には路線自体が廃止される予定となっております。地元の方からは常に、この江見線はどうなるとねと心配の声をお聞きしております。

私は昨年も調査視察のために江見線に乗車してきましたが、今回も減便される便に乗車をしてきました。

まず、平日は、佐賀発久留米行きも、久留米発佐賀行きもそれぞれ二便ずつ減便されます。なくなる便に乗車された方は、佐賀発久留米行きで十三名と八名利用、久留米発佐賀行きでは二便とも十四名ずつ利用されておりました。

次に、土曜日について、久留米発佐賀行きが一便減りますが、これは減便というよりも、みやき町の寄人橋のバス停で接続がそれぞれ途切れるような変更になり、佐賀と久留米がつながらないという便も出てきます。佐賀発も久留米発もなくなる区間は、それぞれ六名の方が利用されておりました。

また、日曜日は、佐賀発久留米行きも、久留米発佐賀行きも昼間の二便がなくなり、それぞれ四便ずつとなります。六便が四便、大幅に減ります。なくなる便に乗車されている方は、佐賀発久留米行きが十三名と九名、久留米発佐賀行きは七名と十三名でした。

今回のダイヤ改正は、主に昼間の便の限定的なものとなっておりますが、利用者にとっては使いづらくなり、調査視察をした際に、高齢の利用者さんからこの路線がなくなると非常に困るというお声も聞いたところでございます。利用者はほとんど御高齢の方ですが、まだちゃんと歩いて生活をできる方でした。

このような状況になっていく江見線の減便について、県の認識について伺います。減便による沿線住民への影響について県はどのように認識しているのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝江見線を含む路線バスは、地域住民の日常を支えるとともに、観光客や来訪者との交流を促すなど地域づくりの重要な基盤でございます。

江見線につきましては、運転士不足を理由に昨年十月には便数が半減となり、今年十月には主に日曜、祝日ダイヤが減便となります。また、来年十月には路線を廃止する旨、運行事業者から申し入れがなされているというところでございます。

県では、減便前の昨年二月に沿線市町に呼びかけまして、実際に職員が乗車して利用実態を調査しました。さらに、減便後の今年五月にも県で調査を実施しました。

その結果、減便前は通勤や通学、買い物、通院といった日常的な利用の割合が全体の約六五％であったものが減便後も約六七％と、依然として日常生活利用の割合が高いというものでございました。さらに、日常的な利用のうち江見線以外に代替手段がないという割合につきましては、減便前の約五〇％に対しまして、減便後は約六〇％と高くなっております。地域住民にとって江見線が、長年住み慣れた地域で安心して暮らしていくために重要な暮らしの移動手段になっているということを再認識いたしました。

今年十月にはさらなる減便が予定されていますが、これは運行事業者として、廃止を一年延期できるといった事情はありましたが、一方で、運転士を減らして運行せざるを得ないというような事情がございました。さらに減便せざるを得ない事情がある中でも、県としても利用の実態調査を踏まえまして、市町と共に運行事業者と議論を重ねました。

結果として、決定された減便ダイヤは通勤通学の利用の多い時間帯が確保されるなど、減便せざるを得ない中でも利用者への影響をできるだけ小さくとどめることができたのではないかなと、そう認識しております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝朝夕の通勤通学の確保を一応してはいただいておりますが、やはり減便という影響は、必ず生活に影響が出るということはしっかり認識していただきたい。

それと、私が乗ったときに、ちょうど西鉄さんの若い方が新しくバスの運転士になるための練習等をされているのを四回ほど見かけております。西鉄さん、業者さんも非常に苦労されていたり、努力をされているなというふうに感じております。共に、県も住民も業者さんもしっかり助け合いながら、次なる対応をしていただきたいと思います。

続きまして、江見線の廃止に対する県の対応状況について伺います。

来年十月で廃止が予定されている江見線について、沿線住民への影響を考えると、先ほども言いましたようにぜひ残してほしいと皆さんも言っていらっしゃいますし、私もそう考えておりますが、県はどのように対応しているのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝沿線市町である佐賀市、神埼市、みやき町は、江見線が地域住民にとって日常生活に欠かせない重要な移動手段であることから、運行の継続や廃止時期の延期などを昨年六月に運行事業者に要望されました。このエリアの地域住民の移動手段を確保するにはどのような対応が考えられるのか。また、その対応をする場合に必要となる予算や必要な手続など、県と市町が一緒になって議論を重ねております。

その際、県では、地域住民の方々への影響を最小限にとどめることを第一に考え、議論の場の設定や意見の集約、先行きのスケジュールの提案など、必要な調整を行っているところでございます。今後の方向性をできるだけ早く決め、地域住民に対しまして情報提供することが大事だと考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝地域の方々は、一日一日この廃止という言葉が現実的になってきておりますので、その不安を少しでも解消できるべく、スピード感を持って交渉していただきたいと、そのように思っております。

次に、地域内における、地域の足とも言える路線バスについて伺います。

まず、県内における路線バスの再編の状況について伺います。

江見線の調査をしていたとき、佐賀駅バスセンターの乗り場で、私は、インバウンドなどの観光客の方がすごく多かったのをちょっと見てきました。たまたま古湯温泉の映画祭の期間に重なっておりましたので、乗り場は乗車される方であふれ返っていました。しかし、佐賀県全体を見れば、バス路線の維持が困難な地域が増えております。

日常生活の足となるバスがなくなると、佐賀のすばらしい自然があるにもかかわらず、そこを守り、生活をしていただいている方々に影響が出ます。スローツーリズムの時代、地方の鉄道やバスなどを利用して旅される方も増えております。民間会社であるバス会社に頼るだけでなく、佐賀県が考えていかなければいけない状況だと思っております。

そこで、県内の路線バスの再編状況はどのようになっているのかお伺いします。

○江口地域交通システム室長＝ここ最近の主な路線バスの再編状況としましては、武雄市、嬉野市及び長崎県の東彼杵町を結ぶ嬉野線につきまして、嬉野バスセンターから東彼杵町までの区間の廃止を伴い、減便が今年十月に予定されております。嬉野市は、廃止区間の代替手段として、予約を受けて運行する乗合タクシーを試験運行し、さらに、東彼杵町のデマンド交通が嬉野市まで乗り入れるという予定になっております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝次に、路線バスを持続可能なものとするための県の対応について伺います。

このような状況にある路線バスを持続可能なものとするために県はどのように対応しているのでしょうか、伺います。

○江口地域交通システム室長＝県は、地域交通を持続可能なものにするためには、路線バスを単一路線の問題で捉えるのではなく、国、県、市町、交通事業者が連携して路線バスをはじめとした地域交通システム全体の問題として考え、地域の実情やニーズを踏まえて対応することが必要と考えております。

具体的には、利用の促進、運行の効率化、運転士の確保の三つの柱で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝それでは、路線バスの利用促進についてお伺いします。

佐賀県全体では、利用者の減少による路線バスの維持に苦労されておりますが、佐賀市内では、佐賀市営バスの令和五年度の利用者数がコロナ禍前の令和元年度を上回るなど利用は増加していると聞いております。その状況と、さらに利用を増加するために、県はどのような取組を行っているのかお伺いします。

○江口地域交通システム室長＝委員御案内のとおりでございますが、昨年十二月に佐賀市営バスの利用者数が大きく増加していることが発表されました。令和五年度の利用者数は、コロナ禍前、これは令和元年度でございますが、約八・七％上回ると。これが全国の公営バス十八事業者の中で、佐賀市営バスだけが唯一上回ったというような状況でございます。

主な要因としましては、ＳＡＧＡアリーナ開業を契機としまして、イベントに合わせて運行する臨時便などの利用者が増加したこと、また、県が令和四年度、令和五年度に実施しました県下一斉でバスを無料とした「さがバスまるっとフリーＤＡＹ」や平成三十年から発売されている中高生対象のフリー定期券の利用が増えているということから、潜在的なバス利用者の掘り起こしにつな

がったのではないかというようなことが挙げられております。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝いろいろな取組によってやはり増加したというふうに感じました。これからも利用促進の取組をさらに続けていただきたいと思います。

午前中にも質問されましたが、路線バスの運転士の確保について伺います。

江見線もですが、バス路線の維持を困難にさせていると言われています運転士不足でございます。現在、路線バスの減便や廃止の主な原因となっている運転士不足に対応するため、県はどのような取組を行っているのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝運転士の確保の前に、先ほどの御答弁、利用促進のことに補足で答弁をさせていただいてもよろしいでしょうか。

佐賀市営バスが伸びているということを御答弁したんですけど、県の取組として利用促進を御答弁いたします。

路線バスの利用促進を図る上では、歩くライフスタイルの観点からも、乗って支える意識の醸成を継続していくことが重要だと考えております。そのためには、ラッピングバスや子供がバスを利用するきっかけとなるようなイベントなど、幅広い世代にバスを身近に感じていただく機会の創出に取り組んでおります。さらに、オンラインで複数事業者の路線を最適に組み合わせたルート検索や決済等を一括で行うＭａａＳを活用しまして、便利でお得なデジタルきっぷの造成など、利用促進をさらに進めているところでございます。

ここまでが利用促進の補足でございます。

続きまして、路線バスの運転士確保について取組を御答弁いたします。

運転士の確保につきましては、運転士確保に向けた会社説明会やバスの運転体験会の開催に対しまして支援をしております。また、バス事業者が県外において採用活動する場を県が設定しましたり、県外からの採用者に支援金を支給する事業者の取組を後押ししております。これは西久保委員の質問の中でも御答弁させていただきましたが、これによりまして県外から四名の方が採用につながったというところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝路線バスを持続可能なものとするために、さらなる取組をしなければいけないと思っております。例えば、やはり効率化だと思います。路線バスの運行の効率化について、県はどのような取組を行っておるのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝運行の効率化につきましては、現在、市町をまたがって運行する路線バスを中心に、運行や利用の実態について調査分析を進めているところでございます。（副委員長、委員長と交代）この結果を市町や事業者とも共有しまして、地域の実情やニーズに合った効率的な運行への見直しなど、持続可能な地域交通の実現につなげるため、さらなる活発な議論ができればと考えているところでございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝路線バスについては本当に様々な問題があって、非常に活況なところと、どんどん減っていくという路線も存在しております。やはり取組に対しまして、より効果が出やすいところに取組が行きがちだと、私はそのように思っております。

地方の交通においては、効果が出るところ、俗に言うＢバイＣが出るようなところについての取組も大事ですが、そこの部分については事業者さんがしっかり取り組まれますので、県としましては広域的に佐賀県全域を見渡した支援をしていかなければならないというふうに思っております。何とぞその辺りの気配りをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の問い、コミュニティーバスやデマンドタクシーについてお伺

いします。

路線バスが運行されていない地域では、市町や地域の方々が運行するコミュニティーバスやデマンドタクシーで補完されることが多く、視察をいたしました北海道の由仁町、午前中も言われましたね、由仁町では路線バスの廃止後に札幌などへの通学に便利なデマンドバスが運行されていましたが、運転士不足などの課題が聞かれました。基山町でも新たな取組がここの部分では始まっております。

そこで、コミュニティーバスやデマンドタクシーを持続可能なものとするための取組についてお伺いします。

路線バスを補完する暮らしの身近な移動手段であるコミュニティーバスやデマンドタクシーを持続可能なものとするために、県内の市町ではどのような取組が行われているのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝県内では、コミュニティーバスやデマンドタクシーを持続可能なものにするために、市町や地域の方々が主体となりまして、地域の実情やニーズに合った移動手段を新たに導入することに加えて、既にある移動手段の見直しや利用の促進が図られております。

例えば、基山町におきましては、新たな路線として、東明館学園と連携しまして、通学時間帯以外の空いているスクールバスを活用した試験運行がなされました。さらに、自宅から主要施設まで移動できるデマンド交通の試験運行にも取り組まれているところでございます。

さらに、大町町におきましては、利用促進の取組としまして、コミュニティーバスに乗るきっかけとなる無料デーを実施されました。さらに、白石高校商業科キャンパスの高校生に対しまして、利用の少ない便の下校時利用をＰＲするなどにより利用者増加につなげておられます。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝市町は市町で、できることは非常にいろいろ考えられてされていると思います。市町は市町の中でやるというところ、施策がほとんど主でございますので、やはり県がそこの市町、例えば、基山町の取組のコミュニティーバスなんですけど、鳥栖市の病院への移動とかが最初のところすごく問題になっておりました。そういうふうに広域的というところは市町では難しくて、県が取り組まなきゃいけないと思っております。

次に、コミュニティーバスやデマンドタクシーに対する県の取組について伺います。

市町や地域の方々が運行するコミュニティーバスやデマンドタクシーに対して、県はどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いします。

○江口地域交通システム室長＝コミュニティーバスやデマンドタクシーにつきましては、市町や地域の方々が主体となり、それぞれの地域の実情やニーズに合ったものを試行錯誤しながらつくり上げていくということが大事だと考えております。

県も、市町や地域に入りまして、住民や交通事業者等の関係者の声を聞き、一緒になって協議しながら、参考事例の紹介や必要な助言、デマンドタクシーにＡＩシステムを導入する際の初期費用への補助など支援を行っております。

さらに、令和五年度からは、コミュニティーバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付して市町の取組を後押ししております。

今後も引き続き、市町、地域の方々、交通事業者などと連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員＝どうぞよろしくお願いします。

それでは最後に、地域交通全般について部長にお伺いします。

地域交通の置かれた環境には、地域によっては、先ほどから言われておりま

すが、光と影がやっぱりあるようにも感じております。こうした影の部分にもしっかり目を向けて取り組んでいく必要があると考えております。

地域住民が安心して佐賀県に住み続けられるよう、将来にわたって地域交通を持続可能なものにしていくために、今後どのような思いで取り組んでいくのか、部長の決意をお聞かせください。よろしくお願いします。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

地域交通を持続可能なものにしていく、このためには地域の実情やニーズを踏まえながら、三つの視点が必要かなと思っております。一つは利便性などの利用者の視点、それから、運転士や設備など経営資源の制約といった事業者側の視点、それから、財政負担など行政側の視点といったそれぞれの視点を持って検討していく必要があると考えております。

今、免許を持たない学生や高齢者が地域交通を必要としていることに加えまして、今後、高齢化や核家族化、過疎化を背景に、地域交通の役割はますます高まっていくと思っております。今はマイカー利用の方も、十年後、二十年後には地域交通を利用するときが来るものと考えております。過度なマイカー依存からの転換を図る歩くライフスタイルの観点からも、将来に備え、今のうちから地域交通を利用し、乗って支えるということが大切だというふうに考えております。

先ほど来、江見線の話もございました。私も実は、江見線に関していきますと沿線住民でございまして、学生の頃から本当に長い間利用しております思い入れのある路線でございます。三十年前はバスセンターに長い列が並びまして、座席に座れず、いつも立っておりました。佐賀市と久留米市の都市間をつなぐ需要は非常に高く、特急バスもあったほどでございます。まさに地域住民としては、なくてはならない路線であるということを身をもって私も感じてまいりました。

委員御案内のとおり、佐賀市内においてバス利用が伸びているような明るい話題の一方で、江見線のように路線バスの減便や廃止といった厳しい議論にもしっかりと目を向けないといけないというふうに考えております。運転士が不足している事情を踏まえながらも、地域住民への影響をできる限り少なくするということを第一に対応していかなければならないと思っております。

このようなことから、私自身も積極的に地域交通を利用するのはもちろんですけれども、地域や市町に入りまして現場の生の声やこれまで地域交通を支えてこられた交通事業者の意見も聞きながら、そして、委員御指摘の減便の影響は必ずあるということを心に留めながら、共に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○古賀和浩委員＝ありがとうございます。私は地元の方との会話の中で結構な割合で地域交通の話が出てくるんですよ。それに対して、やっぱり今までの仕組みだけでは維持ができないということを私も理解しております。

これからの地域交通は、新しい考え、新しいシステムで、様々な議論、意見を交わしながら、光と影をできるだけつくらないように、佐賀県全体で進めてもらうように要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○藤崎委員＝私のほうからも、地域交通に関しまして質疑をさせていただきたいと思います。

午前中から三名の方が深掘りされて質疑をされてきました。それだけ地域の課題として深刻な状況にあるんだと認識しておりますし、先ほど午前中にもあったように、我々、由仁町を視察して、そこで地域の皆さんの幸せのために、やはり交通というものは地域の振興、活性化と、そして、地域住民の幸せをつなぐために欠かせないものだという中で、一生懸命努力されている姿を見まし

た。ただ、なかなかうまくいかない状況にもあるというのが現状かなというふうにも感じながら、非常に悩ましいというふうに思って帰ってきた次第であります。

本県におきましても、令和四年三月に作成をされました佐賀県地域公共交通計画というものを踏まえて、この間、努力をしてきていただいております。そういった観点から、改めてこの概要等について質問をさせていただきます。

初めに、佐賀県地域公共交通計画の内容についてであります。

作成に至ったその背景はどのようなものか。あわせて、佐賀県の地域公共交通の課題についても御説明をいただきたいと思います。

○江口地域交通システム室長＝本県におきまして、佐賀県地域公共交通計画を作成した当時は、「佐賀県総合計画二〇一九」におきまして、多様な移動手段の確保、人的交流が盛んな地域づくり、訪れる人が心地よく感じる地域づくりを目指していたところでございます。

このような地域づくりを進めていくためには、地域公共交通は必要不可欠であること。また、地域公共交通を次の世代に残していくことが必要であるということから、佐賀県地域公共交通計画を令和四年三月に作成をしました。

なお、地域公共交通計画は地域にとって望ましい姿を明らかにするということが大事であることから、利用者、交通事業者、行政などの様々な関係者がメンバーとなった佐賀県地域公共交通活性化協議会を作成主体としておるところでございます。

次に、課題について申し上げます。

地域公共交通計画に示す佐賀県における地域公共交通の課題は三つございます。

一つ目の課題は、利用者の減少や赤字経営、運転士不足といった中で、いかにして広域な移動を支えるネットワークを持続可能なものにしていくかでございます。

二つ目の課題は、高齢者や来訪者にとって利用しやすいものにしていくことやＤＸ化を進めていくことによって、地域交通体系を使いやすくしていくということでございます。

三つ目の課題は、公共交通の利用促進を図るため、県民の歩くライフスタイルへの転換を促していく必要があるということでございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝今まさに御説明いただきました、その三つの課題でありますが、この間、それら課題の解消に向けて取り組んできていただいたというふうに認識をしております。

ただ、本来であれば、需要と供給がマッチして支える、まさに先ほど寺田部長が答弁いただいたように、みんなで支える、そういう環境が整っておれば非常にありがたいんだけれども、何せ人口が減少していく中で、佐賀県は車社会ということがあって、歩くライフスタイルが定着しておけば、当然、公共交通というものにも利用がつながるけれども、そこが今、意識改革として取り組んでいただいているんだというふうに認識をしております。

そこで、その課題の解消を踏まえて、地域公共交通の目指す将来像の実現に向けた計画の基本方針というものを策定されてありますけれども、どのようなものかお伺いをいたします。

○江口地域交通システム室長＝本計画では、県民及び来訪者のニーズに応じた移動手段を確保し、交流の拡大や個人の健康や幸福感の増進に寄与する持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することを目指す将来像としております。

この目指す将来像を実現していくために、現計画では四つありまして、利便性を高める、ニーズに応じたサービスに見直す、利用を促進する、公共交通を

確保していく体制を強化すると、こういった四つの基本方針を定めまして、交通事業者、地域、行政などが連携して取り組んでいるところでございます。

なお、先ほど西久保委員、古賀委員の御答弁におきまして、地域交通を持続可能なものにするために、利用の促進、運行の効率化、運転士の確保の三つの柱で取り組んでいると御答弁いたしましたが、この三つの柱は、この四つの基本方針を基にしているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝それでは、改めて佐賀県地域公共交通計画の取組状況について伺います。

計画の目標とその取組状況についてでありますが、地域公共交通計画ではどのような目標があるのか。また、その取組状況はどのようになっているのか伺います。

○江口地域交通システム室長＝四つの達成すべき目標を定めまして、あわせて達成状況を評価する指標を設定しております。

一つ目の目標は、地域公共交通の利用者を増やすでございます。

具体的な指標としましては、人口一人当たりの路線バスの年間利用回数を設定しております。直近の令和五年度の実績でございますが、これは一人当たり十二・七回となっておりまして、目標値である十・五回を上回ってございます。

二つ目の目標ですけれども、地域公共交通の運行効率を高めるといったものです。

具体的な指標としましては、県の資金が投入されている路線バスの収支率を設定しております。この収支率は、路線バスの運行経費をどれだけ収益で賄えたかをはかる指標でございます。収支率が低いほど、国や県、市町や交通事業者の負担が大きいというものでございます。そういった指標でございますが、令和六年度の実績では五五・五％となっておりまして、目標値が五四・四％となっていますので、これについても上回っているという状況でございます。

三つ目の目標としましては、歩くライフスタイルの転換を推進するということです。

具体的な指標としましては、日常生活における歩数の増加を設定しております。目標値としましては、男性が七千二百一歩、女性が六千五百七十八歩という設定をしております。実績を見てみますと、令和六年度では、男性が六千六百八十八歩、女性が四千七百二十四歩と、目標値を下回っているところではございますけれども、前年度よりは増加をしているという状況でございます。

四つ目の目標としましては、観光客などの来訪者が公共交通を利用しやすい環境をつくるということです。

具体的な指標としましては、観光消費額を設定しております。令和六年度の実績では五百四十二億円というふうになっておりまして、目標値である二千六百二億円を下回っております。

これは、目標値につきましては、日帰り旅行を除外し、宿泊を伴う国内旅行を対象とするといった統計調査対象と目的が変更となったことによるものでございます。目標値と比較可能な実績としましては、直近としてはコロナ禍であった令和四年度が一千六百五億円となってございます。今後はどのような指標や目標値が適当か検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤崎委員＝非常に分かりやすい目標を掲げていただいているというふうに理解をいたしました。

では、その目標達成に向けて、改めて具体的にどのような事業を行っているのかお伺いをいたします。

○江口地域交通システム室長＝この計画の目標達成に向けまして、先ほどの四つの基本方針に沿って具体的な事業を進めております。利用者、交通事業者、

行政などの関係者が一体になって取り組んでおります。

具体的には、一つ目として、利便性を高める事業としまして、一つとしては、ＭａａＳを活用した便利でお得なデジタルきっぷの造成、一つとして、ノンステップバスやＵＤタクシーなどの導入、「子育てし大県〝さが〟」タクシーの運行、拡大、運転免許証返納者に対する路線バスやタクシー運賃割引などに取り組んでおります。

次に、ニーズに応じたサービスに見直すための事業としましては、タクシーのＡＩ配車システムの導入、市や町のエリアを越えたコミュニティーバスの運行、自動運転の試験運行などに取り組んでおります。

続いて、利用を促進するための事業としましては、観光企画列車の運行、通学定期券半額補助キャンペーン、鉄道やバス、飛行機などと組み合わせて使うと割引になるタクシー割引チケットの造成、「ＳＡＧＡＴＯＣＯ」を活用したイベントによる歩くライフスタイルの推進などに取り組んでおります。

最後になりますけれども、体制を強化するための事業としては、路線バスやタクシーの運転士の確保、自治体職員向けの講習会の実施などに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝では、質問の最後になりますけども、寺田地域交流部長のほうに答弁を求めたいと思います。

今、この間、約五年にわたる、来年、あと一年半ほどでこの計画が終えて、新たな策定ということになろうかというふうに考えております。

先ほどから、午前中から、人の移動手段の確保というものは本当に大切なものなんだという強い認識を改めていたしました。さも言いながらも、必要と分かりながら、その供給となる事業者を支えていくための需要というものがなかなか整っていないというふうな、非常にそのギャップも感じるわけであります。

移動の権利はあるけれども、なかなか義務とは言いにくい、そういった環境があって、非常に難しい政策だというふうにも考えております。

ただ、間違いなく言えるのは、このままではいけない。確実に利用者が減っていってしまう状況の中では、やはり行政、官がしっかりとてこを入れて、政策を打って、意識改革につなげて、そして需要を増やしていきたい、増やしてほしいというふうに思うわけであります。それに県民を挙げて協力していく、その大きな方針をつくるものがこの佐賀県地域公共交通計画だというふうに認識をいたしております。

改めて、最後に寺田部長にその決意を踏まえて、策定に向けた対応をお尋ねいたしたいと思います。

○寺田地域交流部長＝お答えいたします。

地域公共交通は、やはり通勤通学、買い物、通院など、住民の日常生活を支える大事な基盤でございます。それから、観光客や来訪者といった交流を促すための地域づくりの重要な基盤とも考えております。

地域公共交通を持続可能とするためには、路線バスなどを単一路線の問題だというふうに捉えるのではなくて、国、県、市町、交通事業者が連携して、交通システム全体の問題として考えていく必要があると考えております。

八月に開催しました、佐賀県地域公共交通活性化協議会におきまして、委員から次のような意見がありました。改めて路線バスの運行経費の補助金ですけれども、単に事業者を支えるということではなくて、バスを利用する方々の生活を豊かにするための支援であるということを認識してほしいという意見でございました。それから、高校生の通学に係る移動を支えることは非常に大事であるという御意見です。行きたい学校に行けないということから、優秀な人材の県外の流出を招いてしまうケースもあると、そういった生徒の移動を支える大切さを県も認識をしてほしいというふうな御意見でございました。

県としましても、こういった意見を大切にしながら、この地域公共交通計画は、単につくって終わりというものではもちろんございません。これまでの取組効果の検証も含めて、様々現場の声も聞きながら、新たな問題点を洗い出した上で、次期計画策定に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、地域の方々、交通事業者、市町、国と連携しながら、将来にわたって地域交通システム全体が持続可能となるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○指山委員長＝これで質疑を終了いたします。

○　継　続　審　査

○指山委員長＝お諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○指山委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これをもちまして、新幹線・地域交通問題対策等特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後二時五十九分　閉会

速　記　者　井　上　琴　葉

九月三十日　新幹線・地域交通問題対策　藤崎輝樹委員

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長　指山清範

同　副委員長　藤崎輝樹

会議録署名者　木原奉文

同　桃崎祐介

同　徳光清孝

同　中本正一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主任主査　中村正典

令和七年九月三十日（火）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於　第四委員会室

高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長	一ノ瀬裕子
副委員長	猪村利恵子
理事	藤木卓一郎
〃	土井敏行
〃	下田寛
委員	大場芳博
〃	中村圭一
〃	古川裕紀
〃	古賀陽三
〃	原田寿雄
〃	酒井幸盛
〃	木村雄一

午前十時九分　開会

○一ノ瀬委員長＝おはようございます。ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○　会議録署名者指名

○一ノ瀬委員長＝最初に、会議録署名者として古賀陽三委員、原田寿雄委員、酒井幸盛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

○　継　続　審　査

○一ノ瀬委員長＝閉会中の継続審査事件申し出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○一ノ瀬委員長＝御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

これをもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前十時十分　閉会

議事課議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬裕子

同　副委員長　猪村利恵子

会議録署名者　古賀陽三

同　原田寿雄

同　酒井幸盛

同　木村雄一

議会事務局長　真坂昇

議事課委員会担当主査　中島彰子

令和七年九月定例

佐賀県議会常任委員会会議録

（地域交通・高等教育機関問題対策等特別委員会、佐賀空港・有明海・新幹線・）

発行所　佐賀県議会事務局

印刷所　佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一―七

大和工業団地